

第2部：第一の柱 – 最低所要自己資本

I. 最低所要自己資本の計算

40. 第2部では、信用リスク、マーケット・リスク、およびオペレーショナル・リスクについての最低所要自己資本の総額の計算方法を示す。この自己資本比率は、規制上の自己資本の定義およびリスク・アセットの定義を用いて計算する。総自己資本比率は8%を下回ってはならない。Tier 2 資本はTier 1 資本の100%までに制限される。

A. 規制上の自己資本

41. 規制上適格な自己資本の定義は、1988年バーゼル合意で概略を定め、1998年10月27日のプレスリリース『自己資本の基本的項目 (Tier 1) としての算入が適格な資本調達手段』で明確にされているものと変わらないが、パラグラフ 37~39、および 43 における修正は例外とする。その定義は、パラグラフ 49 (i) ~49 (xviii) および付属文書 1 a に概略を記載している。

42. 信用リスクに対して標準的手法を用いる場合、パラグラフ 381~383 に説明されているように、一般引当金は、リスク・アセットの1.25%を上限とするという制約に従った上で、Tier 2 資本（補完的項目）に算入することができる。

43. 内部格付手法（IRB）を用いる場合、Tier 2 資本に一般引当金（または一般貸倒引当金）を算入するという1988年バーゼル合意の取り扱いは撤回される。証券化エクスポージャーに対して内部格付手法を用いるか、または株式エクスポージャーについてPD/LGD 手法を用いる銀行は、それぞれパラグラフ 563 および 386 の条件に従った上で、まずEL 金額を資本から控除しなければならない。その他の資産クラスに対して内部格付手法を用いる銀行は、(i) パラグラフ 380 に定義される適格引当金総額を、(ii) 内部格付手法で計算され、パラグラフ 375 で定義される期待損失総額と比較しなければならない。期待損失総額が適格引当金総額を上回る場合には、銀行は、当該差額を資本から控除しなければならない。この控除は、Tier 1 資本から50%、Tier 2 資本から50%という基準で行わなければならない。期待損失総額が適格引当金総額を下回る場合には、パラグラフ 380~383 に説明されているように、銀行は、Tier 2 資本において、その差額を最大で信用リスク・アセットの0.6%まで認識することができる。各国裁量により、0.6%を下回る上限を設定することも可能である。

B. リスク・アセット

44. 総リスク・アセットは、マーケット・リスクとオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本を12.5（すなわち8%の最低所要自己資本比率の逆数）倍し、その結果得られた金額を信用リスクに係るリスク・アセットの合計に加算して決定する。本枠組の中でより先進的なリスク感応度の高い手法を採用する動機付けを与えると同時に、最低所要自己資本の総合的な水準を概ね維持するために、当委員会はスケーリング・ファク

ターを適用する。¹¹ スケーリング・ファクターは、内部格付手法に基づいて評価された信用リスクに係るリスク・アセット金額に対して適用する。

C. 経過措置

45. 信用リスクについて内部格付手法を使用している銀行またはオペレーショナル・リスクについて先進的計測手法（AMA）を使用している銀行には、本枠組実施後に所要自己資本のフロアが設けられる。銀行は、(i) パラグラフ 46 に定義されるフロアと (ii) パラグラフ 47 に従って計算される金額との差額を計算しなければならない。フロアの数値の方が大きい場合には、当該差額を 12.5 倍した値をリスク・アセットに加算することが義務づけられる。

46. 所要自己資本のフロアは、1988 年バーゼル合意の適用に基づいて設定される。それは、次の金額に対して調整係数を適用して算出される： (i) リスク・アセットの 8%、(ii) それに Tier 1 および Tier 2 からの資本控除分を加算し、(iii) そこから Tier 2 に算入できる一般引当金を差し引いた金額。2006 年末に開始する年度において基礎的内部格付手法を使用した銀行に関する調整係数は 95% である。(i) 基礎的内部格付手法または先進的内部格付手法、および/または、(ii) AMA を使用する銀行に関する調整係数は、2007 年末に開始する年度では 90%、2008 年末に開始する年度では 80% である。次の表は、調整係数の適用例を示している。予備計算を含む追加的な経過措置は、パラグラフ 263～269 に定められている。

	2005 年末から	2006 年末から	2007 年末から	2008 年末から
基礎的内部格付手法 ¹²	予備計算	95%	90%	80%
信用リスク および/または オペレーショナル・リスクに関する先進的手法	予備計算または定量的影響度調査	予備計算	90%	80%

47. フロアが適用される年度においては、銀行は、(i) 本枠組に基づいて計算される総リスク・アセットの 8%、(ii) そこからセクション III. G (パラグラフ 374～386 を参照) に定める総引当金額と期待損失額の差額を差し引き、(iii) 他の Tier 1 および Tier 2 からの資本控除分を加える計算も行わなければならない。エクスポージャーのどの部分に対してであれ、信用リスクに関する標準的手法を使う場合、銀行はまた、その部分に対応して Tier 2 に算入できる一般引当金を、本パラグラフの第 1 文に従って計算された金額から差し引く必要がある。

¹¹ スケーリング・ファクターの現時点における最良の予想値は 1.06 である。各国当局は、引き続き本枠組の実施期間において所要自己資本をモニターするだろう。さらに、当委員会は、本枠組に関する各国の経験をモニターするだろう。

¹² 基礎的内部格付手法には、リテールに対する内部格付手法も含まれる。

48. この期間中に何らかの問題が生じれば、当委員会はそれに対処するため適切な措置をとる。必要であれば2009年以降もフロアを継続することとなる。

49. 当委員会は、信用リスクの内部格付手法および/またはオペレーショナル・リスクのAMAを採用する銀行に対しては、2008年末以降も各国監督当局が慎重なフロアを適用することが適切だと考えている。パラグラフ46に定めた期間の内にこれらの手法への移行を完了しない銀行については、個々の銀行が先進的な手法を健全に実施できる時間を与えるために、当委員会は、監督当局が慎重なフロア（パラグラフ46のフロアと類似したもの）を適用し続けることが適切だと考えている。しかし、当委員会は、1988年合意に基づくフロアの実施は時間の経過とともに現実的でなくなっていくことを了知しているゆえ、本パラグラフに概説される原則に沿った銀行ごとの適切なフロアを、採用されるフロアの性質を完全に開示することを条件として策定する柔軟性を監督当局が持つべきだと考えている。当該フロアは、内部格付手法および/またはAMAを採用する前に当該銀行が使用していた手法に基づいて設定することもあり得る。

I a. 自己資本の構成項目 (The Constituents of Capital)

A. コアとなる自己資本（狭義の自己資本）(Core capital <basic equity> : Tier 1)

49(i). 当委員会としては、最も重視されるべき自己資本の基本項目は、株式資本¹³ (equity capital) および公表準備金 (disclosed reserves) であると考えている。この基本項目は、全ての国の銀行制度にとって唯一共通の項目である。これらは、公表された勘定項目で全て把握可能なものであり、大方の市場関係者が自己資本充実度を判断する根拠となり、さらには銀行の利鞘と競争力に重要な関係を有するものである。このように、株式資本および公表準備金を強調するのは、当委員会が主要銀行の保有する自己資本全体の量のみならず質の適切性確保を如何に重視しているかを示すものである。

49(ii). 当委員会のメンバーは、こうした項目に重点を置いてはいるが、その他にも銀行の自己資本の基礎となる重要かつ正当な多くの構成項目があり、それらを本計測体系に（次のパラグラフ49(iv)～49(xii)で示された条件の下で）取り込んでもよい、と考えている。

49(iii). したがって、当委員会としては、次のように結論づけた。すなわち、銀行監督上の目的から、自己資本を2つに区分し、少なくとも50%は株式資本および税引後留保利益から生じた公表準備金からなるコア項目（第1分類<Tier 1>で構成されなければならない。残りの部分（その他の自己資本<supplementary capital>）は、コアとなる自己資本と同額までを第2分類 (Tier 2) の資本項目から算入できることとした。その他の自己資本の定義、およびこれらを自己資本に算入するにあたっての条件は、以下のパラグラフ49(iv)～49(xii)で、そしてその詳細は付属文書1aで述べる。その他の

¹³ 発行済みかつ完全払込み済みの普通株式 (issued and fully paid ordinary shares/common stock)、および非累積配当型優先株式 (non-cumulative perpetual preferred stock)（ただし累積配当型優先株式<cumulative preferred stock>は除外）。

自己資本の各項目については、各国の会計規則および監督規制に従って、それぞれの監督当局の裁量のもとに算入の対象とするか否かを定めることができる。

B. その他の自己資本 (Supplementary capital : Tier 2)

1. 非公表準備金 (Undisclosed reserves)

49(iv). 非公表準備金の内容は、メンバー国の法律および会計制度によって異なりうる。しかし、ここでは、公表はされていないものの損益勘定を通じて保持されており、かつ銀行監督当局によって受容されている準備金のみを対象とする。非公表準備金が、公表留保利益と同等の固有の性質を有していながら、国際的に合意された最低基準において、コアとなる自己資本項目から除外されたのは、明瞭性 (transparency) を欠くうえに、多くの国が非公表準備金を確立された会計概念としても、自己資本の合法的な項目としても認めていないという事実による。

2. 再評価準備金 (Revaluation reserves)

49(v). いくつかの国においては、自国の監督ないし会計措置のもとで、特定の資産につき、取得原価 (historic cost) よりも時価もしくは時価に近い価格を反映させるための再評価を認め、そこから生じる再評価準備金を自己資本に含める扱いをしている。再評価は以下の2通りの方式から生じる。

- (a) 銀行の営業用不動産 (premises) につきバランスシート上で正式に再評価すること。ないし、
- (b) バランスシート上取得原価で記帳されている有価証券について、これを保有してきたことにより生じた含み益 (hidden values) を観念的に自己資本に追加すること。

これらの準備金は、市況変動およびやむをえない売却 (forced sale) の可能性を十分に反映させるかたちで資産が慎重に評価されていると監督当局が認める場合には、その他の自己資本に含めることができる。

49(vi). 上記パラグラフ 49(v)の方式(b)のケースは、銀行が伝統的にバランスシート上取得原価でかなりの量の株式を保有しており、それらを時価で売却し、実現した利益をもって損失を補填することができるし、またしばしばそうしている場合に該当するものである。当委員会としては、この「含み」 (latent) 再評価準備金は、銀行が営業を継続するなかにあつて (on a going-concern basis) 損失を吸収しうることから、その他の自己資本項目に含めることができると考える。ただし、この場合、市況の変動幅、および含み益が実現した場合に課される税金を反映させるために、十分な掛け目を付すことを条件とする。こうした点を考慮すると、取得原価である簿価と時価との差額の55%を控除することが適当であるとの合意が得られた。当委員会は、銀行の営業用不動産の過小評価に伴う含み益もその他の自己資本の定義に含められるべきであるとの提案を検討したが、却下した。

3. 一般引当金および一般貸倒引当金 (*General provisions/general loan-loss reserves*)

49(vii). 一般引当金ないし一般貸倒引当金は、未まだ特定されていない損失の可能性に対し積み立てられるものである。特定の資産における評価額の既知の減価を反映していない場合は、これらの引当金は Tier 2 自己資本に含めるべき適格性を有している。ただし、特定化された損失に対し、ないしは資産あるいは資産の 1 グループまたはその一部の認定された減価に対し引当金が積まれている場合には、こうした引当金等は将来生じうるであろうが特定しえない損失に対しては自由に利用できないので、自己資本の本来備えている資質を有しているとはいえない。したがって、これらの引当金は、自己資本に含めるべきではない。

49(viii). 委員会に出席している監督当局者は、監督上いかなる認定された価値の減少についても必ず然るべく注意を払おうとしている。当局はまた、一般引当金または一般貸倒引当金は、それが、個々の資産であれ、グループ化されたものであれ、特定の資産の減価に対処することが意図されたものでないときのみ、自己資本に含まれることを確実なものとするだろう。

49(ix). この意味するところは、特定の資産（海外でも国内でも）の質の劣化から銀行を守るために設定された、一般引当金もしくは一般貸倒引当金の中の全ての項目は、自己資本に含めることは不適格だということである。とりわけ、カントリー・リスクに関わる資産、不動産貸出、その他の問題分野における既に認定された減価に対応している項目は、自己資本から除かれることになろう。

49(x). 上記の条件のもとで、Tier 2 算入の適格性を有する一般引当金もしくは一般貸倒引当金については、算入に当たり、以下の上限が付される。

- (a) 銀行が信用リスクに標準的手法を用いる範囲で、ウェイト付けしたリスク・アセットの 1.25%。および、
- (b) 銀行が信用リスクに内部格付手法を用いる範囲で、パラグラフ 43 に従いウェイト付けしたリスク・アセットの 0.6%。

4. 負債性資本調達手段 (*Hybrid debt capital instruments*)

49(xi). 本カテゴリーには、いくつかの資本調達手段、すなわち、株式の性格と負債の性格を兼ね備えた手段が含まれる。これらは、それぞれ、自己資本の性質を備えるように工夫された特徴を有している。これらの資本調達手段のうち、株式に極めて近いもの、特に銀行を清算に追込むことなく営業を続けさせながら、損失の補填に充当することができるものについては、その他の自己資本に含める旨合意に達した。累積的な固定配当 (cumulative fixed charge) を伴う優先株式に加え、例えば、カナダの長期優先株式 (long-term preferred shares)、フランスの資本参加証券 (titres participatifs) および永久劣後債 (titres subordonnés à durée indéterminée)、ドイツの享益権付証券 (Genussscheine)、英国の永久債 (perpetual debt instruments)、米国の転換義務付証券 (mandatory convertible debt instruments) などが本カテゴリーに該当すると思われる。このような資本調達手段の適格基準は、付属文書 1 a に示されている。

5. 期限付劣後債 (Subordinated term debt)

49(xii). 当委員会では、期限付劣後債は、満期が固定している点、および銀行を清算する場合を除いて損失の補填に充当できない点において、自己資本の構成要素としては、かなり大きな欠点 (deficiencies) を有するという点で合意された。これらの欠点を考慮すれば、自己資本に算入しうる額には、別途制限を設けるべきであろう。したがって、原契約期間が 5 年超の期限付劣後債は、コアとなる自己資本の 50%を限度として、また適切なアモチゼーションが行われていることを条件として、その他の自己資本に算入しうるものとされた。

C. マーケット・リスクをカバーするための短期劣後債務 (Tier 3)

49(xiii). マーケット・リスクをカバーする自己資本の中心は、株主資本と内部留保 (Tier 1 資本) および 1988 年合意において定義されている補完的資本 (Tier 2 資本) である。しかし銀行は、各国の監督当局の裁量に従って第 3 の資本項目 (「Tier 3」パラグラフ 49(i)~49 (xii) において定義。) を利用することもできる。Tier 3 資本項目は、次のパラグラフ 49(xiv)に定義されている短期劣後債務で、マーケット・リスクに係る所要自己資本の一部を満たす目的のためにのみ、以下の条件の下に自己資本に算入することが認められる。

- 銀行は、パラグラフ 709~718 (Lxix) に定められているマーケット・リスクをカバーする目的のためにのみ Tier 3 資本を用いることができる。すなわち、本枠組における信用リスクおよびカウンターパーティ・リスク (トレーディング勘定、バンキング勘定双方の OTC (店頭) デリバティブ取引および証券金融 (SFT) 取引に係るカウンターパーティ・リスクを含む) に対する所要自己資本は全額、パラグラフ 49 (i) ~49 (xii) で示された自己資本 (Tier 1 と Tier 2) によって満たされなければならない。
- Tier 3 資本項目は、マーケット・リスクに充当される必要のある Tier 1 資本の 250%を限度として資本に算入することが認められる。すなわち、マーケット・リスクの少なくとも約 28.5%は、他のリスクをカバーしていない Tier 1 資本により満たされる必要がある。
- Tier 2 資本は、上記 250%の限度内で Tier 3 資本を代替することができる。ただし、上記パラグラフ 49 (iii) で示された全体の限度額 (Tier 2 資本は Tier 1 資本の総額を上回らないこと、および長期劣後債務は Tier 1 資本の 50%を超えないこと) は遵守されなければならない。
- また、当委員会は、Tier 3 資本はマーケット・リスクをカバーするためにのみ利用し得るとすべきと考えており、多くのメンバー国は総資本の少なくとも半分は Tier 1 資本によって占められるべきである (すなわち、Tier 2 資本および Tier 3 資本の合計は Tier 1 を超えてはならない) という現行合意における原則を維持することを支持している。しかしながら、当委員会は、そうしたルールの適用については、各国の裁量に委ねるべき事項であるとの決定を行った。幾つかの国においては、銀行業務がトレーディング業務に比べ相対的に非常に小さい場合を除き、上記の原則が維持されると考えられる。さらに、各国監督当局は、裁量によって、自国の個別の銀行や銀行システム全体に対して短期劣後債務の利用を認めないこともできる。

49(xiv). 短期劣後債務が Tier 3 資本項目として適格性を付与されるためには、必要に応じて当該銀行の恒久的資本の一部となり、支払不能が生じた場合は損失の補填に用いることができるものでなければならない。そのためには、少なくとも以下の条件が満たされていなければならない。

- 無担保かつ劣後性を有し、全額払込済みであること。
- 当初満期が最低 2 年以上であること。
- 監督当局の承認がない限り、約定された償還期日以前に払戻しが行われないこと。
- 当該銀行の所要自己資本額が未達となる場合には、期日到来時においても元利払いを行ってはならないとのロック・イン条項が付されていること。

D. 自己資本からの控除項目 (Deductions from capital)

49(xv). リスク・アセット・レシオを算出する際は、自己資本 (capital base) から以下の項目を控除するとの結論に達した。

- (i) のれん相当額 (goodwill) —— 資本項目の第 1 分類 (Tier 1) からの控除。
- (ii) 以下のパラグラフ 562 に従い Tier 1 自己資本から控除される、証券化エクスポージャーから生ずる株主資本の増加分
- (iii) 自国の制度において連結されていない、銀行業務および金融活動に従事している子会社に対する出資。通常、銀行グループの自己資本充実度を計測する際は子会社を連結するが、連結が行われない場合は、同一の自己資本がグループ内の複数箇所で用いられることを防ぐため、こうした控除が不可欠となる。このような出資の控除は、上記のパラグラフ 37 にしたがって行われる。子会社に対する出資を自己資本から控除する場合、親会社の自己資本比率算定上、当該出資に相当する資産は総資産に含まない。

49(xvi). 他の銀行ないし預金受入機関が発行した資本調達手段 (株式、その他の資本調達手段とも) を銀行が保有している場合、これを控除の対象とすべきか否かについて当委員会は慎重に検討した。銀行システムの外にいる投資家から資本を調達せず、銀行システム全体として資本を持ち合うことを防止するため、いくつかの G-10 諸国では、監督当局が銀行に対して上記のような控除を義務付けている。当委員会では、こうしたダブル・ギアリング (ないしは「ダブル・レバレッジ」) は、ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することで、銀行制度をより脆弱なものとするシステム上の危険を持っていることを十分認識している。また、何人かのメンバーは、こうした危険が存在する以上、他の銀行の資本調達手段に係る保有額全額を自己資本から控除する政策の方が正当だと考えている。

49. (xvii) こうした懸念があるにも拘らず、当委員会全体としては、現段階においては、他の銀行の資本調達手段に係る保有分を全額控除することを一般的な政策として導入することに賛成していない。これは、現在こうした政策を導入した場合、国内銀行制度の構造に生じている大幅かつ好ましい変化を妨げることになるからである。

49. (xviii) ただし、当委員会は、本件につき以下のとおり合意した。

- (a) 各国監督当局は、裁量により控除政策を採用しうる。控除の対象は自由とする（他の銀行に対する出資の全額、出資側の銀行ないし調達側の銀行の自己資本の一定割合を超える分、ケース・バイ・ケースで決定、等）。
- (b) 控除を行わない場合、銀行の保有する他の銀行の資本調達手段に対しては 100% のリスク・ウェイトを付す。
- (c) 各国は、銀行自己資本の持合いによって銀行の資本ポジションを人為的に膨らませることは認めない、との共通認識に基づいて方針を決定する。
- (d) 当委員会は、国際的な銀行制度全体におけるダブル・ギアリングの程度を綿密にモニターし、将来何らかの規制を導入する可能性を否定しない。このため、監督当局としては、銀行の保有する他の銀行の株式ないしその他の資本調達手段（本合意のフレームワークにおいて自己資本と認められるもの）の推移について、監督当局と当委員会のモニタリングが可能となるよう、適切な統計を整備するつもりである。

II. 信用リスク — 標準的手法

50. 当委員会は、信用リスクに対する最低所要自己資本の計算方法を大きく分けて 2 つの方式からの選択制とすることを提案している。1 つ目の手法は、外部信用格付を用いて、標準化された手法により信用リスクを計測するというものである。¹⁴

51. もう 1 つの手法は、各国監督当局の明示的承認を条件としたうえで、信用リスクに係る内部格付システムの使用を銀行に認めるというものである。

52. 以下のセクションでは、銀行のバンキング勘定のエクスポージャーに関するリスク・ウェイト付与について 1988 年合意からの改定内容を記載する。本セクションで明示的に取り扱わないエクスポージャーについては、現状の取扱いを継続する。ただし、証券化関連取引のエクスポージャーについては、セクションIVで論ずる。さらに銀行がカウンターパーティ信用リスク¹⁶を負うこととなる証券金融取引（SFT）¹⁵およびOTCデリ

¹⁴ 本文書では、ある特定の会社、即ちスタンダード&プアーズ社の表記を用いている。同社の信用格付はあくまでも一例としてのみ用いており、他の外部信用評価機関による評価も同様にこうした例に使用され得る。したがって、本文書の各所に用いられている格付は、外部信用評価機関に関する当委員会の選好や決定を意味するものではない。

¹⁶ カウンターパーティ信用リスク（CCR）とは、取引キャッシュ・フローの最終の決済前に、取引のカウンターパーティがデフォルトするリスクとして定義される。かかるカウンターパーティとの取引あるいは取引ポートフォリオがデフォルト時に正の経済的価値となっている場合、経済的損失が発生する。銀行の貸出による信用リスク・エクスポージャーでは、信用リスクのエクスポージャーが一方向で、貸出銀行のみが損失リスクを抱えるが、これとは異なり、CCRでは両方向の損失リスクを引き起こす。つまり、取引のいずれのカウンターパーティについても、取引の時価（market value）は正にも負にもなり得る。こうした時価（market value）は不確定で、構成する市場要因の動きによって時間の経過とともに変化し得る。

¹⁵ 証券金融取引（SFT：Securities Financing Transaction）とは、レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸借取引、マージン・レンディング取引のような取引で、取引の価値が時価に左右され、取引にはマージン・アグリーメント契約（margin agreement）を必要とすることも多い。

バティブ取引の与信相当金額は、付属文書 4¹⁷で規定されるルールに従って計算されることとなる。標準的手法によるリスク・ウェイトの決定にあたっては、銀行は、パラグラフ 90 および 91 に定義する基準に従い、各国監督当局が自己資本規制との関連で適格と認めた外部信用評価機関による評価を利用することができる。エクスポージャーには、個別貸倒引当金を除いた上でリスク・ウェイトを適用する¹⁸。

A. 各債権

1. ソブリン向け債権

53. ソブリンおよび中央銀行向け債権には、次表のとおりリスク・ウェイトを適用する。

信用格付	AAA から AA-まで	A+ から A-まで	BBB+ から BBB-まで	BB+ から B-まで	B-未満	無格付
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%	100%

54. 各国の裁量により、自国通貨建ての自国通貨で調達された¹⁹ソブリン（または中央銀行）向けエクスポージャーには、より軽いリスク・ウェイトを適用することができる²⁰。この裁量が行使された場合には、他の監督当局も監督下の銀行に対し、当該通貨建ての当該通貨で調達された当該国のソブリン（または中央銀行）向けのエクスポージャーに、同じリスク・ウェイトの適用を認めてもよい。

55. ソブリン向け債権へのリスク・ウェイト付与については、監督当局の裁量により、輸出信用機関（ECA）がソブリンに付したカントリー・リスク・スコアを利用してもよい。リスク・スコアが適格となるためには、ECAはリスク・スコアを公表し、OECD方式に従っていないとはならない。銀行は、自国の監督当局が承認した個別のECAが発表したリスク・スコア、または「公的輸出信用取極め」に加盟するECAの合意に基づくリスク・スコアの使用を選択できる。²¹ OECD方式では、最低輸出保険料と関連付けてカントリー・リスク・スコアを8つに区分している。これらのECAリスク・スコアは、次表のとおりリスク・ウェイト分類に対応している。

ECA リスク・スコア	0-1	2	3	4 ~6	7
リスク・ウェイト	0%	20%	50%	100%	150%

¹⁷ 本枠組の付属文書 4 は、当委員会のペーパー「トレーディング業務に付するバーゼル II の適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（2005 年 7 月）のパート 1 のカウンターパーティ信用リスクの取扱いに基づくものである。

¹⁸ 簡便な標準的手法については、付属文書 11 に概略を述べる。

¹⁹ これは、その銀行が自国通貨建ての対応する債務を併せもつ必要があることを意味している。

²⁰ この軽いリスク・ウェイトは、担保や保証にも適用することが可能である。セクション II. D. 3 および II. D. 5 を参照。

²¹ 合意に基づくカントリー・リスク分類は、OECDのウェブサイト (<http://www.oecd.org>) 上の貿易局の輸出信用取極めに関するウェブページで参照できる。

56. 国際決済銀行（BIS）、国際通貨基金（IMF）、欧州中央銀行（ECB）、欧州共同体（EC）向けの債権のリスク・ウェイトは0%となり得る。

2. 中央政府以外の公共部門（PSE）向け債権

57. 国内PSEに対する債権は、各国裁量で、銀行向け債権に関するオプション1またはオプション2のリスク・ウェイトのいずれかを採用する。²²ただし、オプション2を選択する場合には、短期債権についての優遇措置は適用しない。

58. 当該国の裁量で、特定の国内PSE向け債権について、当該PSEが設立された法域のソブリン向け債権として取り扱うこともできる。²³この裁量が行使される場合には、他の監督当局も、当該国のPSE向け債権のリスク・ウェイトを同様に扱うことを管轄下の銀行に認めることができる。

3. 国際開発銀行（MDB）向け債権

59. MDB向け債権に適用するリスク・ウェイトは、一般に銀行向け債権に適用するオプション2に沿って、外部信用評価機関の評価に基づき決定される。ただし、短期債権の優遇措置を適用することはできない。以下に示す基準を満たすと当委員会が判断する高格付のMDB向け債権には、0%のリスク・ウェイトを適用する。²⁴当委員会は、今後も場合に依じて適格性を審査する。MDBのリスク・ウェイトを0%とするための適格基準とは、次のとおりである。

- 長期の発行体の格付がきわめてよい、すなわち、MDBの外部格付の大部分がAAAであること。

²² これは、当該国の銀行向け債権について国内裁量で選択するオプションとは関係ない。それゆえ、銀行向け債権に対してあるオプションを採用しても、同じオプションをPSE向け債権に必ずしも採用する必要はない。

²³ 特定の属性、すなわち財源力（revenue-raising powers）に着目してPSEを分類する方法例を以下に示す。ただし、例えば中央政府による保証の度合いに着目する等、PSEの分類について異なる取扱いを定めることも可能である。

- **地方政府および地方公共団体**は、特定の財源力（revenue-raising powers）をもち、デフォルトのリスクを削減するような特定の組織的制度（specific institutional arrangements）を持つ場合、ソブリンまたは中央政府向け債権と同じ取扱いを受けられる。
- 政府または地方公共団体が所有する、**中央政府、地方政府もしくは地方公共団体の監督下にある行政団体（administrative bodies）およびその他の非営利事業体（non-commercial undertakings）**は、財源力（revenue-raising powers）もしくは上述のその他の制度がない場合、ソブリン向け債権と同様の取扱いを受けられない。これらの組織に対して厳格な貸出規則が適用され、その特別な公的地位のため破産宣告が不可能な場合、これら債権は銀行向け債権と同様に扱うのが適切であろう。
- 中央政府、地方政府または地方公共団体が所有する**営利事業体**は、通常の営利企業として取り扱ってもよい。しかし、国、地方当局または地方公共団体がそれらの主要な株主であっても、それらが競争市場で事業法人として機能するのであれば、監督当局はそれらを事業法人として扱い、相応のリスク・ウェイトを付すことになる。

²⁴ 現在のところ、0%のリスク・ウェイト適格性が認められる国際開発銀行は以下のとおり。国際復興開発銀行（IBRD）と国際金融公社（IFC）を含む世界銀行（World Bank）グループ、アジア開発銀行（ADB）、アフリカ開発銀行（AfDB）、欧州復興開発銀行（EBRD）、米州開発銀行（IADB）、欧州投資銀行（EIB）、欧州投資基金（EIF）、北欧投資銀行（NIB）、カリブ開発銀行（CDB）、イスラム開発銀行（IDB）および欧州協議会開発銀行（CEDB）。

- 長期の発行体格付が AA-以上であるソブリンが出資者の大部分を占めていること、または当該 MDB の資金調達額の過半が払込株式/資本金で、かつ負債がわずかであるか、皆無であること。
- 出資者による払込資本金、必要時にはその MDB が債務の返済のために随時払込要請する権利を持つ資本金、そして出資者である各国からの継続的な出資や資金供与の約束等、といった出資者の強いサポートがあること。
- 資本および流動性の水準が十分であること(当該 MDB の資本および流動性が十分な水準にあるかどうかは、個別に審査する必要がある)。かつ、
- とりわけ組織的な融資承諾手続、行内の信用審査制度と信用力・リスク集中制限体制(国別、部門別、個別融資先別、信用区分別のエクスポージャー管理体制)、理事会または理事会委員会による大口エクスポージャー承認制度、確定的な返済計画、貸出金使途の効果的な監視体制、信用状況「見直し体制、リスク、貸倒引当金の積立てに関する堅固な評価体制を含む厳格な明文上の融資要件および保守的な財務方針を備えていること。

4. 銀行向け債権

60. 銀行向け債権の取扱いには、2つのオプションがある。各国の銀行監督当局は、その法域におけるすべての銀行についてそのうちの1つを適用する。無格付の銀行向け債権には、銀行が設立された国のソブリン向け債権に適用されるよりも低いリスク・ウェイトを適用してはならない。

61. 第一のオプションでは、ある国で設立された銀行には、当該国のソブリンに対するリスク・ウェイトよりも一段階悪い (less favourable) リスク・ウェイトが付与される。しかし、格付が BB+から B-の間であるソブリン、および、格付のないソブリンに所在する銀行向け債権については、100%のリスク・ウェイトが上限となる。

62. 第二のオプションでは、外部信用評価機関による当該銀行向け債権の格付に基づきリスク・ウェイトを付し、無格付の銀行向け債権には50%のリスク・ウェイトを付す。このオプションでは、原契約期間²⁵が3ヶ月以下の債権には、20%を下限として下表に示されるリスク・ウェイトより一段階軽いものを適用してもよい。この取扱いはリスク・ウェイトが150%である銀行に対する債権以外であれば、格付、無格付にかかわらず適用することができる。

63. 上記2つのオプションを要約すると下表のとおり。

オプション 1

ソブリンの信用格付	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BBB-	BB+ ~ B-	B-未満	無格付
オプション 1 におけるリスク・ウェイト	20%	50%	100%	100%	150%	100%

²⁵ 監督当局は、(契約上の)原契約期間が3ヶ月以内でありながらロール・オーバーされる予定となっている(すなわち、実質的なマチュリティが3ヶ月より長い)債権に対して、自己資本比率規制上、この優遇措置が適用されないように手当てすべきである。

オプション 2

銀行の格付	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~ BBB-	BB+ ~ B-	B-未満	無格付
オプション 2 における リスク・ウェイト	20%	50%	50%	100%	150%	50%
オプション 2 における 短期債権 ²⁶ のリス ク・ウェイト	20%	20%	20%	50%	150%	20%

64. パラグラフ 54 に記されているように、各国監督当局がソブリン向け債権に優遇措置を適用する場合には、選択肢 1、2 のいずれの場合であっても、自国通貨建ての原契約期間が 3 ヶ月以下の銀行向け債権で、自国通貨で調達されているもののリスク・ウェイトは、その設立国のソブリンに適用されるものより一段階悪い (less favourable) ものを適用することができる。ただし、その場合もリスク・ウェイトの下限は 20%とする。

5. 証券会社向け債権

65. 証券会社向け債権については、当該証券会社が本枠組（特にリスク・ベースの自己資本規制を含む）による監督規制の取極めと類似の取極め²⁷に従っているのであれば、銀行に対する債権と同様に扱うことができる。そうでなければ、証券会社に対する債権は事業法人に対する債権のルールに従う。

6. 事業法人向け債権

66. 下表では、保険会社向け債権を含む事業法人向け債権のリスク・ウェイトを示している。無格付の事業法人向け債権の標準的なリスク・ウェイトは 100%である。無格付の事業法人に対する債権には、その法人が設立された国のソブリンに付与するリスク・ウェイトより有利なリスク・ウェイトが付与されることはない。

信用格付	AAA ~ AA-	A+ ~ A-	BBB+ ~BB-	BB-未満	無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	150%	100%

²⁶ オプション 2 における短期債権とは、当初マチュリティが 3 ヶ月以内であるものと定義される。この表は、パラグラフ 64 に基づいて銀行が適用を許される現地通貨建債権に対して優遇される可能性のあるリスク・ウェイトを反映していない。

²⁷ これは本枠組の中で銀行に適用されるものと類似の自己資本規制をいう。「類似の」という言葉は、その証券会社が（必ずしも親会社である必要はないが）、系列子会社を含めて連結ベースで規制および監督を受けるということの意味している。

67. その法域における全般的なデフォルト実績によってより高いリスク・ウェイトが裏付けられると判断できる場合、監督当局は無格付の債権に対する標準的なリスク・ウェイトを引き上げるべきである。監督上の検証プロセスの一環として、監督当局は、個々の銀行が保有する事業法人向け債権の信用度が、必然的に 100%よりも高い標準的なリスク・ウェイトの適用を要するかどうかについても考慮することができる。

68. 各国裁量により、当局は外部格付にかかわらず、銀行が保有するすべての事業法人向け債権のリスク・ウェイトを 100%とするよう認めることができる。当局がこの裁量を行使する場合、当局は必ず銀行に単一の手法を一貫して適用（すなわち可能な限り格付を利用するか、またはまったく利用しないか）させなくてはならない。外部格付を都合よく恣意的に選択すること(cherry-picking)を防ぐため、銀行はすべての事業法人向け債権のリスク・ウェイトを 100%とするこのオプションを利用する前に、当局の許可を得るべきである。

7. 規制上のリテール・ポートフォリオに含まれる債権

69. パラグラフ 70 に記載する基準を満たす債権は、自己資本規制上はリテール債権とみなして、規制上のリテール・ポートフォリオに含める。このポートフォリオに入るエクスポージャーには、パラグラフ 75 で述べる延滞債権を除き、75%のリスク・ウェイトを適用することができる。

70. 規制上のリテール・ポートフォリオに含めるためには、当該債権は次の 4 つの基準を満たさなくてはならない。

- 債務者による基準：エクスポージャーが、個人または複数の個人向け、または中小企業向けであること。
- 商品による基準：エクスポージャーが、リボルビング型与信および信用枠（クレジットカード、当座貸越を含む）、個人向けタームローン・リース（例、割賦ローン、自動車ローン・リース、学生ローン、教育ローン、消費者金融）、中小企業向けファシリティまたはコミットメントのいずれかの形式をとる。上場、非上場を問わず、有価証券（例えば債券、株式）は含めない。住宅ローンについては、居住用不動産を担保とする債権の要件を満たす場合のみ、本ポートフォリオから除外される（パラグラフ 72 参照）。
- 小口分散の基準：監督当局は、ポートフォリオのリスクが削減され、75%のリスク・ウェイトが裏付けられる程度まで、規制上のリテール・ポートフォリオが十分に分散されていることに満足しなければならない。これを達成する一つの方法として、一債務者に対する総エクスポージャー²⁸の規制上のリテール・ポートフォリオ全体に占める割合が 0.2%を超えないような上限規制を設けることが考えられる。
- 個別エクスポージャーの金額が小さいこと：一債務者に対する総リテール・エクスポージャーが、いかなる場合にも 100 万ユーロを超えないこと。

²⁸ 総エクスポージャーとは、他の 3 つの基準をそれぞれ満たす全ての形式のエクスポージャー（例、ローンやコミットメント）のグロス金額（即ち、信用リスク削減を考慮しない）である。また、「一債務者に対する」とは、単一の受益者と見なされる単数または複数の対象である（例、他の中小企業の関連会社である中小企業の場合、この限度はこれら両企業のエクスポージャーの合計に適用する）。

71. 各国監督当局は、パラグラフ 69 のリスク・ウェイトが、その法域におけるその種のエクスポージャーのデフォルト実績にてらして低すぎると考えられないかどうか評価すべきである。したがって、監督当局は、適切な場合、それらのリスク・ウェイトの引上げを銀行に要求することができる。

8. 居住用不動産により担保された債権

72. 債務者が現在居住し、もしくはその予定があり、または賃貸されている居住用不動産で全額担保されている貸付には、35%のリスク・ウェイトを適用する。35%のリスク・ウェイトを適用するにあたり、監督当局は、住宅金融の条件に関する各国国内の取極めに従い、この軽いリスク・ウェイトを、居住目的のためのみに、また、厳格な評価ルールにより、融資残高に比べて十分に安全な担保余裕が残されているなど、健全性に関する厳格な基準のもとで、妥当と認めたとうえで、限定的に適用することになる。当局は、基準を満たさないと判断した場合、このリスク・ウェイトを重くすべきである。

73. 各国監督当局は、パラグラフ 72 のリスク・ウェイトが低すぎないか、自らの法域におけるその種のエクスポージャーに関する過去の経験に基づいて評価すべきである。したがって、監督当局は必要に応じて、当該リスク・ウェイトを引き上げるように銀行に要求することができる。

9. 商業用不動産により担保された債権

74. 商業用不動産向け融資が過去数十年間を通じて銀行業界における不良債権の原因となってきたという多くの国々での経験に鑑み、当委員会は商業用不動産担保融資には原則として当該担保貸付額の 100%以外のリスク・ウェイトを認めないこととする。²⁹

10. 延滞貸金

75. 支払期日後 90 日超の延滞貸金（適格な住宅ローンを除く）の無担保部分は、個別貸倒引当金 (specific provisions) の未引当部分（部分直接償却を含む）について、次のとおりリスク・ウェイトを適用する。³⁰

- 個別貸倒引当金が当該融資残高の 20%未満である場合には 150%のリスク・ウェイト。
- 個別貸倒引当金が当該融資残高の 20%以上である場合には 100%のリスク・ウェイト。

²⁹ ただし、当委員会は、歴史がある確立した市場がある場合には例外的に、オフィスおよび/または多目的商業施設、多店舗商業施設を担保とする融資については、当該融資を担保する資産の市場価額の 50% または担保力の 60%のいずれか低い方を限度として、50%という有利なリスク・ウェイトを適用する余地を認める。その額を超える部分には、100%のリスク・ウェイトを適用する。この例外的取扱いには、きわめて厳しい条件を付す。ことに、(i) 担保の市場価額の 50%または担保価値 (MLV) に基づく融資額 (LTV) の 60%のいずれか低い額に対する商業不動産融資から生ずる損失がいずれの年においても融資残高の 0.3%を超えず、かつ(ii) 商業不動産融資から生ずる総損失が、いずれの年においても融資残高の 0.5%を超えないという 2つの条件を満足しなくてはならない。いずれかの年においてこれら 2つの基準のうちいずれかを満たさない場合、この取扱いは停止し、将来再適用するには、この基準が再度満たされなくてはならない。かかる取扱いを適用する国は、これらおよびその他の追加的条件（バーゼル委員会事務局で入手可能）を満たしていることを公表しなくてはならない。この例外的取扱いが適用された債権について延滞があった場合、そのリスク・ウェイトは 100%となる。

³⁰ 各国国内裁量により、監督当局は銀行に対し、150%のリスク・ウェイトが適用される相手先に対する未延滞債権に対しても、パラグラフ 75~77 に記載した延滞債権に対するものと同様の取扱いを、認めてもよい。

- 個別貸倒引当金が当該融資残高の50%以上である場合も100%のリスク・ウェイトを付すが、各国当局裁量によりリスク・ウェイトを50%に引き下げることができる。

76. 延滞貸金の被担保部分を定義する上において、適格担保および保証は、信用リスク削減におけるものと同じとする（セクションII B参照）。³¹延滞したリテール向け債権は、リスク・ウェイトを付するにあたっては、パラグラフ70に記載した小口分散の基準を評価する際にリテール・ポートフォリオから除かなくてはならない。

77. パラグラフ75において述べられている状況のほか、延滞貸金がパラグラフ145および146で認めていない形式の担保で完全にカバーされている場合、貸倒引当金を当該融資残高の15%以上積んでいる場合には、100%のリスク・ウェイトを適用することができる。標準的手法の他の部分において、これらの形式の担保を認識することはない。監督当局は担保の質を保証するため、厳格な運用基準を設定すべきである。

78. 適格な住宅ローンについては、90日を超えて延滞した場合は、個別貸倒引当金の未引当部分について、100%のリスク・ウェイトを適用する。このような住宅ローンについて個別引当金はその残高の20%以上ある場合には、残額に付すリスク・ウェイトを各国裁量により50%に引き下げることができる。

11. 高リスクのカテゴリー

79. 次の債権には150%以上のリスク・ウェイトを適用する。

- B-未満の格付のソブリン、PSE、銀行および証券会社向け債権。
- BB-未満の事業法人向け債権。
- パラグラフ75に記載する延滞債権。
- BB+からBB-までの間の格付の証券化トランシェには、パラグラフ567に記載されているとおり350%のリスク・ウェイトを適用する。

80. 各国当局は、ベンチャーキャピタルまたは非公開株式（private equity）への投資のようなその他の資産については、高いリスクを反映するため、150%以上のリスク・ウェイトを付すことができる。

12. その他の資産

81. 資産の証券化の扱いについては、セクションIVに別途記述されている。その他のすべての資産に対する標準的なリスク・ウェイトは100%である³²。銀行または証券会社が発行する株式または規制上自己資本に算入される資本調達手段への投資は、第1部の規定によって自己資本から控除されるものを除き、100%のリスク・ウェイトが付される。

³¹ 各国裁量に基づき、経過期間として3年間に限り、より広い範囲の担保を認めてもよい。

³² ただし、各国裁量により、自社金庫内に保管した金地金、または他に預託した金地金のうち地金負債の見合いある部分は現金として扱い、リスク・ウェイトを0%とすることができる。加えて、回収段階の現金項目には、20%のリスク・ウェイトが適用できる。

13. オフ・バランスシート項目

82. 標準的手法を適用するオフ・バランスシート項目は、掛け目（CCF）を使用して信用エクスポージャー相当額に換算する。OTC デリバティブ取引の取引相手のリスク・ウェイトには、特定の上限を設定しない。

83. 原契約期間が1年以内のコミットメント、および、原契約期間が1年超のコミットメントについては、それぞれ、20%、50%の掛け目が適用される。しかし、事前通知なしに銀行から随時無条件で取り消しが可能なコミットメント、または、借り手の信用状態が悪化した場合に実質的に自動的に取り消しが有効になされるコミットメントには、0%の掛け目が適用される。³³

83(i) 直接的な信用供与代替取引（direct credit substitutes）、例えば一般的な債務保証（貸付や有価証券の銀行保証として使われるスタンドバイ信用状を含む）および手形引受（手形引受の性格を持つ裏書きを含む）には、100%の掛け目が適用される。

83(ii) 信用リスクが銀行に帰属する買戻条件付売却および求償権付資産売却（sale and repurchase agreements and asset sales with recourse）³⁴には、100%の掛け目が適用される。

84. 銀行が貸し付けた有価証券または担保として提供した有価証券については、レポ取引（レポ取引、リバース・レポ取引、証券貸借取引）から発生したものを含め、100%の CCF を適用する。適格担保でカバーされている場合の信用エクスポージャーのリスク・アセットの計算については、セクション II.D.3 を参照。

84(i) 確実な実行を伴うコミットメントである先物資産購入、先渡預金および部分払込株式または債券（forward asset purchases, forward forward deposits and partly-paid shares and securities）³⁵には、100%の掛け目が適用される。

84(ii) 取引に係る偶発債務の一部（certain transaction-related contingent items）、例えば契約履行保証、入札保証、品質保証、特定の取引に係るスタンドバイ L/C には、50%の掛け目が適用される。

84(iii) NIF および RUF（note issuance facilities and revolving underwriting facilities）には、50%の掛け目が適用される。

85. 貿易に伴う短期かつ流動性の高い荷為替信用状（例、船荷によって担保されている荷為替信用状）については、発行銀行および確認銀行の双方に 20%の CCF を適用する。

86. オフ・バランス項目について、コミットメントを提供する約束のある場合には、銀行は二つの適用可能な CCF のうち低い方を適用する。

³³ いくつかの国では銀行が消費者保護法やその関連法の下で許容される範囲内でコミットメントを取り消し得るという条件になっている場合には、リテール向けコミットメントは無条件に取り消し得るものとみなされている。

³⁴ これらの取引は、取引に参加している相手方当事者とは無関係に、資産に応じてウェイト付けされる。

³⁵ これらの取引は、取引に参加している相手方当事者とは無関係に、資産に応じてウェイト付けされる。

87. 銀行がカウンターパーティ・リスクにさらされる OTC デリバティブ取引および SFT 取引に係る信用リスク相当額は、本枠組の付属文書 4 で規定されたルールに基づき計算されることとなる。

88. 銀行は、フェイルが発生した証券、コモディティ、外国為替取引について、フェイルが発生した初日からこれらの取引を綿密に監視しなければならない。このようなフェイル取引に対する所要自己資本は、本枠組の付属文書 3 に従って計算しなければならない

89. 当委員会は、未決済の証券取引、コモディティ取引、および外国為替取引については、当該取引の帳簿への記帳や会計処理にかかわらず、銀行は、取引日から取引相手先の信用リスクへのエクスポージャーを有しているという意見である。したがって、銀行には、未決済取引から生じる信用リスク・エクスポージャーを追跡・モニターするとともに、タイムリーな行動を促す経営情報を適切に生み出すような、システムの開発・実施・改善が奨励される。さらに、このような取引が DvP 取引ないし PVP 取引によって処理されない場合には、銀行は、本枠組の付属文書 3 で規定されているように、所要自己資本を計算しなければならない

B. 外部信用評価

1. 認定手続

90. 各国監督当局は、外部信用評価機関 (ECAI) が次項に記載した基準を満たすかどうかの判定を行う責任を負う。ECAI による評価は、債権の種類、また法域などを限定して認めることがある。ECAI を認定する監督上の手続きは、不必要な参入障壁を設けないようにするため、公開すべきである。

2. 適格性基準

91. 外部信用評価機関は、以下の 6 つの基準のすべてを満たさなければならない。

- **客観性**: 信用評価を付与する手法は、厳格・体系的であって、過去の経験に基づく何らかの検証を受けていなければならない。また、評価は継続的に見直され、財務状況の変化に対応するものでなければならない。それぞれの市場のセグメントについて使用される、厳格なバックテストを含む評価手法は、監督当局の認定を受けるまでに少なくとも 1 年間、望ましくは、3 年間は整備されていなければならない。
- **独立性**: 外部信用評価機関は独立しており、評価に影響を与えうる政治的・経済的圧力から自由であるべきである。評価手続きは、評価機関の取締役会の構成や株主構成が利益相反を生むようなものとなっている可能性がある場合に生じうるいかなる制約からも自由であるべきである。
- **国際的入手可能性・透明性**: 個々の評価は、正当な関心をもつ国内外の機関にとって、同じ条件で入手可能であるべきである。さらに、外部信用評価機関が使用した評価方法に関する一般的な情報は、公に入手可能であるべきである。
- **情報開示**: 外部信用評価機関は、次の情報を開示するべきである。: デフォルトの定義・評価の期間・各格付の意味を含む評価方法、各評価区分毎の実際のデフォルト率、そして評価の遷移 (例えば、時間の経過とともに AA が A になる可能性)。

- **資源 (Resources)** : 外部信用評価機関は、質の高い信用評価をするために十分な資源をもつべきである。こうした資源は、評価に付加価値を加えるために、評価対象企業の幹部および実務レベルの人々と継続的に実質的な接触をするのに充分であるべきである。こうした評価は、定性的・定量的な評価を統合した手法に基づくべきである。
- **信頼性** : 信頼性は、上記の諸基準を満たすことによってある程度満たされる。また、投資家、保険会社、商取引の相手方といった独立の主体が、ある外部信用評価機関による評価を使用しているという事実も、信頼性が高いことを示している。機密情報の不正使用を防ぐための内部手続が確立されていることも、外部信用評価機関の信頼性を強める要因となる。外部信用評価機関が適格となるために、2か国以上の企業を評価する必要はない。

C. 運用上の論点

1. 外部信用評価のリスク・ウェイト区分への変換プロセス (*The mapping process*)

92. 監督当局は、適格外部信用評価機関による評価の標準的なリスク・ウェイトの枠組みにおけるリスク・ウェイトへの変換、すなわち、どの評価区分がどのリスク・ウェイトに対応するかを決める責任を持つ。この変換プロセスは、客観性を持ち、上掲の表に反映されている信用リスクの水準と整合的なリスク・ウェイトの割り当てを行うようなものであるべきである。また、リスク・ウェイトの全領域が包摂されるべきである。

93. このような変換を行う場合、当局が評価すべき諸要素には、とりわけ、各 ECAI が審査する発行体のプールの規模および範囲、ECAI による評価の範囲と意味、ECAI が使用するデフォルトの定義が含まれる。外部信用評価機関の評価のリスク・ウェイトへの変換をより一貫したものとし、また監督当局がこうした処理を行うことを助けるため、付属文書 2 に変換方法についての指針を示す。

94. 銀行は、選択した外部信用評価機関とその評価を、各債権区分毎に、リスク・ウェイトの計算とリスク管理の双方で一貫して使わなければならない。銀行は、異なる外部信用評価機関の評価を都合よく恣意的に選択する (cherry-pick) ことは許されない。

95. 銀行は、自行資産の資産区分毎のリスク・ウェイトを付すために利用した ECAI の名称、監督当局がマッピング手続によって定めた特定の外部格付とリスク・ウェイトとの対応関係、および適格 ECAI の評価に基づくリスク・ウェイト別のリスク・アセットの総額を開示しなくてはならない。

2. 複数評価 (*Multiple assessments*)

96. ある特定の債権に対し、銀行が選択した外部信用評価機関による評価が 1 つしかない場合には、その債権のリスク・ウェイトを決める際にその評価が使われる。

97. 銀行が選択した外部信用評価機関による評価が 2 つあり、異なるリスク・ウェイトに対応している場合には、重い方のリスク・ウェイトを使う。

98. 異なるリスク・ウェイトに対応する評価が 3 つ以上ある場合には、最も低い方から 2 つのリスク・ウェイトを参照し、そのうちの重い方のリスク・ウェイトを適用する。

3. 発行体格付 対 債券格付 (Issuer versus issues assessment)

99. 銀行が、固有の評価を持つ特定の債券に投資した場合は、その債権に対するリスク・ウェイトは当該債券固有の評価に基づいて付与される。銀行の債権が債券格付のある債権でない場合には、以下の一般原則が適用される。

- 債務者が発行した債券に債券格付が付与されているが、銀行の債権が当該債券への投資でない場合には、その銀行の格付のない債権があらゆる点で格付のある債券と同順位かまたはそれに優先する場合にのみ、当該債券に対する高い信用格付（無格付債権に適用されるリスク・ウェイトより低いリスク・ウェイトにマッピングされた格付）を当該無格付債権に適用してよい。この条件が満たされない場合には、その債券格付は利用できず、格付のない債権には無格付債権に対するリスク・ウェイトが適用される。
- 発行体格付がある場合、この格付は通常、当該債務者に対する無担保の優先債権に適用される。したがって、当該債務者への優先債権のみが高い信用格付の恩恵を受けることになる。高い信用格付を得た債務者に対する他の格付のない債権は、無格付債権として扱われる。発行体格付か債券格付のいずれかが低い格付（無格付債権に対するリスク・ウェイトと同等か、或いはそれよりも重いリスク・ウェイトにマッピングされる格付）の場合には、当該債務者に対するその他の格付のない債権には、その低い格付に対応するリスク・ウェイトを適用する。

100. 銀行が発行体格付または債券格付のいずれを利用しようとするかにかかわらず、当該格付は、当該銀行が受け取る権利を持つ全ての支払に係る信用リスク・エクスポージャー全額を考慮し、これを反映していなくてはならない。³⁶

101. 信用補完が債券格付に既に反映されている場合には、信用補完を二重に勘案してしまうことを避けるため、規制上はリスク削減手法の効果を認識しない（パラグラフ 114 参照）。

4. 国内通貨建て評価と外国通貨建て評価

102. 無格付のエクスポージャーに、当該借入人と同等のエクスポージャーの格付に基づいてリスク・ウェイトを適用する場合の一般原則として、外国通貨建て格付は外国通貨建てエクスポージャーに対して用いる。国内通貨建て格付が別途ある場合には、国内通貨建て債権にリスク・ウェイトを適用する場合にのみ用いる。³⁷

5. 短期格付・長期格付

103. リスク・ウェイトを付与するうえで、短期格付は、債権格付とみなされる。それらは格付の対象となる債権のリスク・ウェイトを決定するためだけに用いる。パラグラ

³⁶ 例えば、銀行が元利双方を受け取る権利を有する場合、当該格付は元利双方にかかる信用リスクを全て考慮し、反映しなくてはならない。

³⁷ ただし、ある貸付に対して銀行がパーティシペーションを通じてエクスポージャーを抱えていても、交換可能性リスクおよびトランスファー・リスクをカバーするために当該貸付に対して特定のMDBが信用供与や保証を行っている場合には、各国監督当局は、その交換可能性リスクおよびトランスファー・リスクが効果的に軽減されているとみなすことができる。適格となるには、MDBは市場で認識される優先的な債権者の資格を有し、脚注 24 のリストに含まれていなければならない。そのような場合、リスク・ウェイトを適用する上で、貸付のうち保証された部分については、外国通貨建ての格付の代わりに、借り手の国内通貨建ての格付を使用することができる。貸付のうち、そのような保証による恩恵を受けていない部分については、外国通貨建ての格付に基づくリスク・ウェイトが適用される。

フ 105 で述べられた状況以外の場合、それらの短期格付を他の短期債権に一般的に適用してはならない。いかなる場合にも、短期格付は無格付長期債権のリスク・ウェイトを優遇するために用いてはならない。短期格付は、銀行または事業法人に対する短期債権についてのみ利用し得る。次の表は、例えばコマーシャルペーパーのような銀行が持つ特定の短期金融手段に対するエクスポージャーについての枠組みを示す。

信用格付	A-1/P-1 ³⁸	A-2/P-2	A-3/P-3	その他 ³⁹
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	150%

104. 短期格付のある債権に 50%のリスク・ウェイトを適用する場合、無格付の短期債権には 100%未満のリスク・ウェイトを与えてはならない。ある発行体の短期債権に 150%のリスク・ウェイトが割り当てられている場合、銀行が信用リスク削減手法を用いない限り、長期短期を問わず無格付債権にはすべて 150%のリスク・ウェイトが適用される。

105. 監督当局が管轄地域内のインターバンクの短期債権について標準的手法のオプション 2 の適用を決定した場合、個別の短期格付との相互の関係は次のとおりと考えられる。

- 原契約期間が 3 ヶ月以内の銀行向け債権について、短期債権格付がない場合には、パラグラフ 62 および 64 に定義するとおり、通常の優遇措置を適用する。
- 短期格付が存在し、当該格付が通常の優遇措置よりもさらに有利な（低い）、または同等のリスク・ウェイトに変換される場合、当該短期格付は当該債権にのみ適用する。他の短期債権については通常の優遇措置が適用される。
- ある銀行向け債権の短期格付が不利な（高い）リスク・ウェイトに変換される場合には、インターバンク向け債権について優遇措置は適用できない。無格付の短期債権には、すべて当該短期格付に基づくリスク・ウェイトと同じリスク・ウェイトを適用する。

106. 短期格付を利用する場合、当該格付を付した機関は、その短期格付についてパラグラフ 91 に挙げられている ECAI の適格基準をすべて満たさなくてはならない。

6. 評価の適用範囲 (Level of application of the assessment)

107. ある企業集団の中の 1 つの企業に対する外部評価を、その企業集団の他の企業に対する債権のリスク・ウェイトを判断する際に使ってはならない。

7. 勝手格付 (Unsolicited ratings)

108. 一般原則として、銀行は、企業が適格な外部信用評価機関 (eligible ECAIs) に依頼して取得した格付を使うべきであるが、各国監督当局は、勝手格付を通常の格付同

³⁸ これらの表示は、スタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズ・インベスターズ・サービスが使用する方法に従う。スタンダード・アンド・プアーズの A-1 格付は、A-1+および A-1-を含む。

³⁹ このカテゴリーは、すべての非プライム、B、C 格付を含む。

様に使用することを銀行に認めることができる。ただ、外部信用評価機関は、企業が格付依頼をするよう圧力をかける手段として勝手格付を利用する可能性がある。こうした行動が認識された場合は、監督当局は、自己資本規制との関連で、このような外部信用評価機関を適格とし続けるか再考すべきである。

D. 標準的手法 — 信用リスク削減手法

1. 全体に関わる論点

(i) はじめに

109. 銀行は、自身がさらされている信用リスクを削減するために、数多くの手法を用いている。例えば、エクスポージャーは、全体として、あるいは、部分的に、現金や証券により最も優先度の高い担保を付されているかもしれないし、信用エクスポージャーは第三者による保証によってカバーされているかもしれない。銀行は、様々な形の信用リスクをオフセットするためにクレジット・デリバティブのプロテクションを取得しているかもしれない。さらに、銀行は、同じ取引相手との間で貸出金と預金との相殺契約を締結しているかもしれない。

110. これら手法が、以下のパラグラフ 117、118 で述べられているように法的確実性 (legal certainty) に関する基準を満たす場合には、CRM (信用リスク削減手法) に関する見直し後のアプローチは、1988 年合意で認められているよりも、広範囲の信用リスク削減手段を規制上認識することを可能にする。

(ii) 全般的な考え方

111. このセクション II で示されている枠組みは、標準的手法におけるバンキング勘定のエクスポージャーに適用可能である。内部格付手法における信用リスク削減手法の枠組みは、セクション III を参照のこと。

112. 担保の取扱いに関する包括的手法 (パラグラフ 130~138、145~181 参照) は、トレーディング勘定の OTC デリバティブやレポ形式の取引に対するカウンターパーティ・リスクを計算するためにも適用される。

113. 信用リスク削減手法が用いられる取引には、このような手法が用いられない同一の取引よりも高い所要自己資本が課されることはない。

114. 信用リスク削減手法の効果は二重計上されない。したがって、リスク・ウェイト適用上、既に信用リスク削減効果を反映した債券格付を使用している債権の場合、信用リスク削減手法が自己資本規制上、追加的に認識されることはない。標準的手法に関するセクションのパラグラフ 100 に記載されたとおり、元本のみにかかわる格付は CRM の枠組みの中では認められない。

115. 信用リスク削減手法は、信用リスクを削減・移転する一方、法的 (リーガル) ・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスクやマーケット・リスクといった、銀行がさらされる他のリスク (残余リスク) を同時に増大させるかもしれない。したがって、銀行が、戦略、原債権の信用リスクの考察、評価、方針および手続規定、システム、ロールオフ・リスクの管理、信用リスク削減手法の使用とその銀行全体の信用リスク・プロファイルとの連関から発生する集中リスクの管理といった項目を含めた、リスクを管理する強固な手続きとプロセスを用いていることが不可欠となる。これらの (残余) リス

クが適切にコントロールされていない場合には、「第二の柱」で詳述されるように、監督当局は追加的な資本賦課を行ったり、あるいは他の監督上の措置を取るかもしれない。

116. さらに銀行は、信用リスク削減手法において自己資本規制上の軽減措置を受けるうえで、第三の柱の基準を満たさなければならない。

(iii) 法的確実性

117. 銀行が信用リスク削減手法において自己資本規制上の軽減措置を得るためには、次の法的な文書化に関する最低基準を満たす必要がある。

118. 担保付取引で用いるすべての文書、オン・バランスシート・ネットティング、保証やクレジット・デリバティブの文書化にあたって、これらの文書は、すべての当事者を拘束するものであり、かつ、あらゆる関連する法域において法的に有効でなければならない。銀行は、これを検証するために十分な法的検証を行うとともに、この結論に到達するうえでのよく確立された法的根拠を有していなければならない。また、実効性が継続していることを確認するために、必要に応じて更なる検証を行うことが求められる。

2. 信用リスク削減手法の概観⁴⁰

(i) 担保付取引

119. 担保付取引とは、以下のような取引である。

- 銀行が、信用エクスポージャーあるいは潜在的な信用エクスポージャーを有しており、；かつ、
- 信用エクスポージャーないしは潜在的なエクスポージャーの全額あるいは一部が、取引相手⁴¹が差入れた担保によって、あるいは、取引相手のために第三者が提供する保証によって、ヘッジされていること。

120. 銀行が適格金融資産担保（例えば、現金、証券等パラグラフ 145、146 でより具体的に定義されているように）を取っている場合、担保のリスク削減効果を考慮して所要自己資本を計算するに際して、取引相手に対する信用リスク・エクスポージャーを削減することが許容される。

フレームワーク全般および最低基準

121. 担保の取扱いについては、1988 年合意に類似し、エクスポージャーの担保カバー部分に対する相手先リスク・ウェイトを担保のリスク・ウェイトに置き換える「簡便手法」（一般的に 20% のフロアを設定）と、担保価値分だけエクスポージャーの価値を実質的に減額することによって、エクスポージャーに対して担保カバー分をより完全に相殺することを認める「包括的手法」の 2 つの手法があり、銀行はそのいずれかを選択することができる。銀行は、バンキング勘定ではその選択肢の両方ではなく、いずれか

⁴⁰ 標準的手法および内部格付手法での金融資産担保によって担保された取引の自己資本規制上の取扱手法に関する概観については、付属文書 10 を参照のこと。

⁴¹ このセクションでは、「カウンターパーティ」は、銀行がオン・バランス、オフ・バランスの信用エクスポージャー、あるいは、潜在的な信用エクスポージャーを有している当事者を指すために用いられる。エクスポージャーとしては、例えば、現金または証券の貸出（伝統的には、カウンターパーティは借入人と呼ばれるだろう）、担保として提供された証券、コミットメント、店頭デリバティブ契約の下でのエクスポージャーの形態をとるかもしれない。

1 つの手法に基づいて計測することができる。一方、トレーディング勘定では包括的手法のみが許される。両方の手法について、部分担保も認識される。原資産と担保のマチュリティ・ミスマッチは、包括的手法でのみ許容される。

122. しかし、いかなる担保の形式であれ自己資本規制上の軽減措置を適用する前提として、両方の手法ともに、以下のパラグラフ 123～126 に規定される基準を満たす必要がある。

123. パラグラフ 117、118 で述べられた法的確実性という一般的な要請のほか、担保を設定・移転する法的メカニズムは、相手方（または、該当する場合には当該担保を保管する保護預り人（カストディアン））がデフォルト、支払不能または倒産（もしくは取引契約書に記載するその他の定義された 1 つ以上の信用事由）した場合には、適時に銀行がそれを処分し、または法的に所有する権利があることを保証していなくてはならない。さらに、銀行は、例えば登記機関（registrar）への当該担保の登記などによって強制力のある担保権を取得し維持するため、あるいは、担保の譲渡の権利（title transfer collateral）に関連する相殺権（net or set-off）を実行するために、銀行の担保に関する権利（interest）が適用される法律の下で要求されるそれら要件を満たすために必要な措置をすべて取らなくてはならない。

124. 担保が実際にプロテクションとなるためには、相手方の信用度と担保の価値は大きな正の相関を持ってはならない。例えば、取引相手先あるいは同一グループ内の関連企業が発行した証券は、プロテクションをほとんど提供せず、従って不適格となる。

125. 銀行は担保の適時の処分に関して、取引相手のデフォルトを宣言したり担保を処分するうえで要求される法的条件が遵守されること、さらに、担保を迅速に処分できることを確実にするために、明確で強固な手続きを備える必要がある。

126. 担保がカストディアンによって保有される場合、カストディアンが担保と自分自身の資産とを分別管理するのを確実にするために、銀行は合理的なステップを踏む必要がある。

127. 担保取引ではいずれの側の銀行にも所要自己資本が課される。例えば、レポとリバース・レポは、ともに自己資本規制の対象となる。同様に、証券の貸借取引の両サイドも明示的にリスク・ウェイトを付されるが、それはデリバティブのエクスポージャーやその他の借りに関連して、担保として証券(securities)を差し入れる場合の扱いについても同様である。

128. 銀行が代理人として行動し、顧客と第三者との間のレポ形式の取引（レポ／リバース・レポ取引、証券貸借取引）をアレンジし、第三者がその債務を履行することを顧客に保証する場合、銀行にとってのリスクは、あたかも銀行が主たる当事者（principal）として取引を契約しているものと同様に扱われる。このような状況下では、銀行は、あたかも自分が主たる当事者（principal）であるかのように、所要自己資本を計算するように求められる。

簡便手法

129. 簡便手法では、取引相手に対するリスク・ウェイトに代えて、エクスポージャーの担保ないし部分担保に対するリスク・ウェイトが適用される。このフレームワークの詳細は、パラグラフ 182～185 で示される。

包括的手法

130. 包括的手法では、担保をとっている銀行は、自己資本規制上、当該担保の効果を考慮に入れるために、相手方に対する調整後エクスポージャーを計算する必要がある。ヘアカットを適用することによって、取引相手に対するエクスポージャー額と取引相手の信用度を補完する受取担保の価値の双方を市場の動きによって将来見込まれる両者の価値変動も考慮に入れて、調整することが必要となる。⁴²これにより、エクスポージャーと担保の双方について、ボラティリティ調整後の金額が算出される。取引のいずれかのサイドが現金である場合を除き、ボラティリティ調整後のエクスポージャー額はエクスポージャーそのものの額よりも大きく、また、ボラティリティ調整後の担保の額は担保そのものの額よりも小さい。

131. さらに、エクスポージャーと担保が異なる通貨で保有されている場合、為替レートの将来の変動を考慮に入れた追加的な下方調整が、ボラティリティ調整後の担保額に対して行われる。

132. ボラティリティ調整後のエクスポージャー額がボラティリティ調整後の担保額よりも大きい場合（為替リスクに対するさらなる調整を含めて）、銀行は、両者の差額に相手先リスク・ウェイトを乗じることによって、リスク・アセットを計算する。この計算を実行するためのフレームワークは、パラグラフ 147～150 で規定されている。

133. 原則として、銀行によるヘアカットの計算方法は、(i)バーゼル委員会が定めたパラメーターを用いる当局設定の標準化されたヘアカット、(ii)銀行が市場価格のボラティリティを行内で推計して設定する自行推計ヘアカットの2つである。一定の定性的および定量的基準を満たした場合に限り、監督当局は、銀行が自行推計ヘアカットを用いることを許可する。

134. 銀行は、信用リスクに対する標準的手法と基礎的内部格付手法の選択とは独立して、標準化されたヘアカットあるいは自行推計ヘアカットを選択してよい。しかし、銀行が自行推計ヘアカットを使用しようとする場合には、例外的に標準的な当局設定のヘアカットを利用できる重要性の低いポートフォリオを除いて、自行推計ヘアカットの使用を認められた全ての金融商品について、そのように扱う必要がある。

135. 個々のヘアカットの大きさは、金融商品の種類、取引の種類、時価評価の頻度、そして担保値洗い（remargining）の頻度に依存する。例えば、日次ベースで時価評価・担保値洗いが行われるレポ形式の取引は、5営業日の保有期間に基づいたヘアカットの適用を受ける。日次ベースの時価評価が行われるが担保値洗いは行われない証券貸借取引は、20営業日の保有期間に基づくヘアカットの適用を受ける。これらのヘアカットの係数は、担保値洗いや時価評価の頻度に応じて、時間の平方根方式を利用してスケールアップされる。

136. 一定のタイプのレポ形式の取引（大まかに言えばパラグラフ 170、171 で定義された、国債のレポ取引）に対して、監督当局は、当局設定の標準化されたヘアカットあるいは自行推計のヘアカットを用いている銀行が信用リスク削減効果後のエクスポージャー額を計算するうえで、これらのヘアカットを適用しないことを認めることがある。

⁴² エクスポージャーの金額は、例えば、証券が貸し出される場合には変動するかもしれない。

137. レポ形式の取引をカバーするマスター・ネットリング契約の効果は、パラグラフ 173 の条件の下で所要自己資本を計算するうえで認識される。

138. 標準的な当局設定のヘアカットや自行推計ヘアカットのさらなる代替手段として、銀行は、以下のパラグラフ 178～181(i)で示すように、レポ形式の取引に対する潜在的な価格のボラティリティを計算するうえで VaR モデルを用いてもよい。あるいは、監督当局の承認のもとで、本枠組の付属文書 4 で記載のとおり、これらの取引について正の期待エクスポージャーを計算することでもよい。

(ii) オン・バランスシート・ネットリング

139. 銀行が貸出金と預金に対する法的に強制力のあるネットリング契約を有する場合には、パラグラフ 188 の条件のもとでネットの信用エクスポージャーをもとに所要自己資本を計算してもよい。

(iii) 保証とクレジット・デリバティブ

140. 保証とクレジット・デリバティブが直接的、明示的、取消不能、そして無条件であり、銀行がリスク管理手続に関連する運用上の一定の最低基準を満たしているものと監督当局が満足している場合には、銀行は、所要自己資本を計算するうえでこうした信用リスクのプロテクションを考慮することが許される。

141. 一定範囲の保証とプロテクションの提供者が認識される。1988 年合意と同様に、置換方式が適用される。こうして、取引相手よりも低いリスク・ウェイトが適用される主体によって提供された保証ないしプロテクションのみが、所要自己資本の削減効果を有する。すなわち、相手先エクスポージャーのプロテクションでカバーされた部分には、保証者ないしプロテクションの提供者のリスク・ウェイトが適用され、一方、カバーされていない部分には、原資産のカウンターパーティのリスク・ウェイトがそのまま適用される。

142. 詳細な運用上の要件は、以下のパラグラフ 189～193 に設けられている。

(iv) マチュリティ・ミスマッチ

143. 信用リスク削減手法 (CRM) の残存マチュリティが原資産エクスポージャーのそれよりも短い場合には、マチュリティ・ミスマッチが発生する。マチュリティ・ミスマッチがあり、かつ、信用リスク削減手法の原契約のマチュリティ (original maturity) が 1 年未満である場合には、信用リスク削減手法は自己資本規制上、認識されない。その他のマチュリティ・ミスマッチがある場合には、以下のパラグラフ 202～205 で述べられているように、自己資本規制上、信用リスク削減手法は部分的に認識される。担保に関する簡便手法では、マチュリティ・ミスマッチは許されない。

(v) その他

144. 複数の信用リスク削減手法が利用されている場合、およびファースト・トゥ・デフォルト型ないしセカンド・トゥ・デフォルト型のクレジット・デリバティブについては、以下のパラグラフ 206～210 でその扱いが示されている。

3. 担保

(i) 適格金融資産担保

145. 簡便手法で認識できる適格担保は以下のとおり。

-
- (a) カウンターパーティ・エクスポージャー（リスク）を負っている銀行（自行）に預け入れられた現金（および貸し手銀行が発行した譲渡性預金や類似の金融商品）^{43, 44}
-
- (b) 金。
-
- (c) 認定された外部信用評価機関が格付した債券で、次のいずれかに該当するもの。
- ソブリンまたは各国の監督当局がソブリンと認定した PSE（公共部門）が発行した少なくとも BB-以上に格付されている債券、あるいは、
 - 他の発行体（銀行、証券会社を含む）が発行した少なくとも BBB-以上に格付された債券、あるいは、
 - 少なくとも A3/P3 以上に格付された短期債券。
-
- (d) 認定された外部信用評価機関が格付していない債券で、次のすべてに該当するもの。
- 銀行が発行したもの。
 - 認定された証券取引所に上場されているもの。
 - 優先債権として分類されたもの。
 - その銀行が発行した他の同順位の格付を有するすべての優先債権が、認定された外部信用評価機関により少なくとも BBB-または A3/P3 に格付されていること。
 - 担保として当該債券を保有する銀行が、当該債券について BBB-または（適用可能な場合）A3/P3 より下に格付する正当な理由を示す情報をもたないもの。
 - 監督当局が当該債券の流動性について十分に信頼を持っているもの。
-
- (e) 主要な株価指数を構成する株式（転換社債を含む）。
-
- (f) 「譲渡性証券への集合投資事業」（UCITS）およびミューチュアル・ファンドへの持分（Undertakings）で、
- 当該ユニットの相場が毎日公表され、かつ、
 - 当該 UCITS またはミューチュアル・ファンドの投資対象が、このパラグラフに
-

⁴³ 銀行がバンキング勘定におけるエクスポージャーをヘッジするために事前受取型のクレジット・リンク債を発行する場合には、それがクレジット・デリバティブに係る要件を満たすものであれば、当該クレジット・リンク債は現金担保付取引として取り扱われる。

⁴⁴ 担保となっている預金、譲渡性預金、あるいは、貸し手となる銀行が発行する同等の金融商品が、カストディ契約を締結していない（non-custodial arrangement）第三者の銀行に預けられている場合で、それらが自由に担保／譲渡され（openly pledged/assigned）、かつ、担保／譲渡が無条件かつ取消不能な（unconditional and irrevocable）ときには、担保によってカバーされたエクスポージャーの金額（通貨リスクに関する必要なヘアカット勘案後）に対しては、第三者の銀行へのリスク・ウェイトが適用される。

記載する商品のみ限定されていること。⁴⁵

146. 包括的手法で担保を認識するうえで、以下の適格担保が適格である。

- (a) パラグラフ 145 で掲げられたすべての商品
 - (b) 主要な株価指数には採用されていないが、認定された証券取引所に上場されている株式（転換社債を含む）。
 - (c) そのような株式を含む UCITS またはミューチュアル・ファンド。
-

(ii) 包括的手法

所要自己資本の計算

147. 担保付取引については、リスク削減後のエクスポージャーの額は次のように計算する。

$$E^* = \max \{0, [E \times (1 + H_e) - C \times (1 - H_c - H_{fx})]\}$$

ここで、：

E^* = リスク削減後のエクスポージャーの額

E = エクスポージャーの時価

H_e = エクスポージャーに応じたヘアカット

C = 受け入れた担保の時価

H_c = 受け入れた担保に応じたヘアカット

H_{fx} = 担保とエクスポージャーの間の通貨ミスマッチに適用するヘアカット

148. 信用リスク削減後のエクスポージャーに対して相手方リスク・ウェイトを乗じることによって、担保付取引のリスク・アセット額が得られる。

149. 取引相手に対するエクスポージャーと担保のマチュリティにミスマッチがあるような取引の取り扱い方法は、パラグラフ 202～205 で与えられる。

150. 担保が資産のバスケットで構成されている場合には、当該バスケットのヘアカットは、 $H = \sum_i \alpha_i H_i$ 、によって算出する。ここで α_i とは、バスケット中の資産（通貨単位で計測）のウェイト（weight of the asset (as measured by units of currency) in the basket）で、 H_i は当該資産に適用するヘアカットである。

⁴⁵ しかし、このパラグラフおよびパラグラフ 146 に掲げられた投資商品をヘッジするために、UCITS およびミューチュアル・ファンドがデリバティブ商品を用いる場合、あるいは、その可能性がある場合でも、そのような UCITS およびミューチュアル・ファンドのユニットが適格金融資産担保となることを妨げない。

当局設定の標準化されたヘアカット

151. これらが、当局設定の標準化されたヘアカットであり、パーセントで表示される（日次ベースの時価評価と担保値洗い、保有期間 10 営業日を前提とした数値）。

債券格付	残存期間	ソブリン ^{46, 47}	他の発行体 ⁴⁸
AAA から AA-/A-1 まで	1 年以下	0.5	1
	1 年超 5 年以下	2	4
	5 年超	4	8
A+ から BBB-/ A-2/A-3/P-3 まで、お よび無格付の銀行発 行債券（パラグラフ 145 (d) 参照）	1 年以下	1	2
	1 年超 5 年以下	3	6
	5 年超	6	12
BB+ から BB-まで	すべて	15	
主要な株価指数を構成する株式（転換社債を含む）、金		15	
認定された証券取引所に上場されているその他の株式（転換社債を含む）		25	
UCITS/ミューチュアル・ファンド		ファンドが投資対象としている証券に適用される最高のヘアカット	
同一通貨建の現金 ⁴⁹		0	

152. エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合の、通貨リスクに関する当局設定の標準化されたヘアカットは 8%とする（保有期間 10 営業日、日次ベースの時価評価を前提）。

153. 銀行が非適格証券（例、投資非適格と判定された社債）を貸し出す取引では、エクスポージャーに適用するヘアカットは、認定された証券取引所に上場されている、主要株価指数を構成しない株式に適用するものと同じ扱いとする。

ヘアカットの自行推計

154. 監督当局は、銀行に市場価格のボラティリティと外国為替のボラティリティに関する自行の内部推計を利用してヘアカットを計算することを認めてもよい。そのような許可が与えられるには、パラグラフ 156～165 で述べられているような定性的・定量的最低基準を満たすことが条件となる。債券が BBB-ないし A-3 以上の格付である場合には、監督当局は銀行に証券の各カテゴリーについてボラティリティの自行推計を認めてもよい。関連性のある（relevant）カテゴリーを決めるにあたって、金融機関は、（a）証券

⁴⁶ 各国監督当局によりソブリンとして扱われる公共部門（PSE）を含む。

⁴⁷ 0%リスク・ウェイトの適用を受ける国際開発銀行は、ソブリンとして扱われる。

⁴⁸ 各国監督当局によりソブリンとして扱われない公共部門（PSE）を含む。

⁴⁹ パラグラフ 145（a）で特定された適格現金担保。

の発行者のタイプ、(b) その格付、(c) その残存マチュリティ、(d) その修正されたデュレーションを考慮に入れなければならない。ボラティリティの推計値は、当該銀行のカテゴリーに実際に含まれる証券に係る数値を代表するものでなくてはならない。BBB-/A-3 未満の格付の債券または担保として適格な株式（上記表の薄く影のかかったボックス部分）については、ヘアカットは個々の証券について計算される必要がある。

155. 銀行は、担保資産ないしは外国為替 mismatches のボラティリティを別々に推計しなければならない。取引毎に推計したボラティリティには、無担保のエクスポージャー、担保、および為替レートの間の相関が反映されてはならない（マチュリティ・ mismatches に対するアプローチは、パラグラフ 202~205 を参照のこと）。

定量的基準

156. ヘアカットを計算するに際しては、片側 99% の信頼区間を用いる。

157. 最低保有期間は、取引の種類、および担保値洗いまたは時価評価の頻度によって異なる。異なるタイプの取引に対する最低保有期間は、パラグラフ 167 で述べられている。銀行は、より短い保有期間を対象として計算されたヘアカット計数を、時間の平方根分だけその保有期間を適切に上方調整したうえで用いてよい。

158. 銀行は信用リスクの高い資産の流動性欠如を考慮しなくてはならない。保有期間が担保の流動性を考えた場合に不適切ということであれば、その保有期間は上方調整される。また、ペッグされた通貨のように、実績データが潜在的ボラティリティを過小に示すようであれば、それを識別すべきである。そのような場合は、ストレス・テストにかけたデータを用いて取り扱わなくてはならない。

159. ヘアカットを計算するための過去の観測期間（サンプル期間）は最短 1 年間とする。過去の観測期間にウェイト付またはその他の方法を用いる銀行は、「有効」観測期間を最短 1 年としなくてはならない（すなわち、それぞれの観測値で加重平均された期間のズレは最短 6 ヶ月とする）。

160. 銀行は、3 ヶ月に 1 回以上の頻度でデータを更新すべきである。銀行はまた、市場価格に重大な変化が見られた場合には、必ずそれらを再評価すべきである。このことは、ヘアカットが少なくとも 3 ヶ月に 1 回は算定されなくてはならないことを意味している。監督当局は、価格のボラティリティの重大な上昇によって正当化される場合には、その判断で、より短い観測期間を用いてヘアカットを計算することを銀行に要求することがある。

161. 特定のモデルはあらかじめ規定しない。それぞれの使用モデルが、銀行が負う重要性のあるリスクを把握している限り、銀行は、例えば、ヒストリカル・シミュレーション法でもモンテカルロ法でも自由に用いることができる。

定性的基準

162. 推計されたボラティリティ・データ（および保有期間）は、銀行の日次ベースでのリスク管理プロセスにおいて利用される必要がある。

163. 銀行は、リスク計測システムの運営にあたって、内部の方針、コントロール、手続に関する一連の文書に沿って遵守することを確実にするために、強固なプロセスを有しているべきである。

164. リスク計測システムは、内部でのエクスポージャーの上限と連動して利用される必要がある。

165. 銀行の内部監査プロセスにおいて、リスク計測システムは、それから独立した部門による検証を定期的に受ける必要がある。全体的なリスク管理プロセスの検証は、定期的な間隔をおいて行われるべきであり（望むらくは、1年に1回以上）、最低限、次の項目について対処するべきである。

- リスク計測が日々のリスク管理に統合されていること
- リスク計測プロセスにおける重要な変更を検証すること
- ポジションに関するデータが正確であり、完全であること
- 内部モデルで用いられるデータ・ソースの一貫性、適時性、信頼性をそうしたデータ・ソースの独立性も含めて検証すること
- ボラティリティに関する仮定が正確であり、適切であること

異なる保有期間、日次ベースではない時価評価（*mark-to-market*）または担保値洗い（*remargining*）に対する調整

166. ある種の取引については、再評価または担保値洗いの性質および頻度に基づき、保有期間について異なる扱いをとることが適切な場合がある。担保のヘアカットのフレームワークは、レポ形式の取引（すなわちレポ、リバース・レポ、および証券貸借取引）、「その他の資本市場で行う取引」（すなわち OTC デリバティブ取引、マージン・レンディング（*margin lending*））、担保付貸付によって異なる。資本市場で行う取引とレポ形式の取引では、契約文書に担保の値洗い条項が存在する。一方、担保付貸付取引の場合、それは一般に存在しない。

167. 種々の金融商品の最低保有期間は、次の表のとおり。

取引の種類	最低保有期間	条件
レポ形式の取引	5 営業日	日次の担保値洗い
その他の資本市場での取引	10 営業日	日次の担保値洗い
担保付貸付	20 営業日	日次の時価評価

168. 担保値洗いまたは時価評価の頻度が最低保有期間よりも長ければ、ヘアカットの最小値は、担保値洗いまたは時価評価の間隔となる実際の日数に応じて、次のような時間の平方根方式により、上方調整を行う。

$$H = H_M \sqrt{\frac{N_R + (T_M - 1)}{T_M}}$$

ここで、

- H = ヘアカット
- H_M = 最低保有期間でのヘアカット
- T_M = 当該種類の取引の最低保有期間
- N_R = 資本市場取引に関する担保値洗い、または、担保付取引に関する時価評価の間隔となる実際の営業日数

銀行が、指定された最低保有期間 T_M とは異なる保有期間 T_N に係るボラティリティを計算する場合、 H_M は次の時間の平方根公式を用いて計算する。

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

- T_N = 銀行が H_N を導出するのに用いる保有期間
- H_N = 保有期間 T_N に基づいたヘアカット

169. 例えば、当局設定の標準化されたヘアカットを用いる銀行に対しては、パラグラフ 151 で規定されているように 10 営業日のヘアカットを基本として、このヘアカットは、取引の種類、担保値洗い (remargining) または時価評価の頻度に応じて、次の式により上方・下方に調整する。

$$H = H_{10} \sqrt{\frac{N_R + (T_M - 1)}{10}}$$

ここで

- H = ヘアカット
- H_{10} = 10 営業日に対する当該金融商品の当局設定の標準化されたヘアカット
- N_R = 資本市場取引の担保値洗いまたは担保付取引の時価評価の間の実際の営業日数
- T_M = 当該種類の取引の最低保有期間

ヘアカット・ゼロ (zero H) の条件

170. 次の条件を満たし、取引相手が中核的な市場参加者であるレポ形式の取引では、監督当局は、包括的手法で指定されたヘアカットの代わりにヘアカット・ゼロを適用してもよい。この適用除外 (carve-out) は、パラグラフ 178~181(i) で規定されている VaR モデル・アプローチを用いる銀行に対しては適用できない。

- (a) エクスポージャーと担保の双方が、標準的手法で 0%リスク・ウェイトが適格である現金またはソブリン、公共部門（PSE）発行の証券である。⁵⁰
- (b) エクスポージャーと担保の双方が、同一の通貨で表示されている。
- (c) 当該取引はオーバーナイトであるか、あるいは、エクスポージャーと担保の双方が日々の時価評価と担保の値洗いに服している。
- (d) 取引相手が担保値洗い（remargining）できなかつた場合、担保値洗いができなかつた時点より前の最後の時価評価と担保処分⁵¹の間に必要とされる期間が、4 営業日以内とみなすことができる。
- (e) 当該取引は、その種の取引に関する安定性が証明されている（proven）決済システムを用いて決済されている。
- (f) 契約をカバーする文書は、該当する証券を用いたレポ形式の取引について、市場で用いられている標準的な文書である。
- (g) 当該取引は、取引相手が、現金または証券を引き渡す、あるいは追証を差し入れる義務を履行しない場合、または他のデフォルトを起こした時に、取引が直ちに終結可能であることを明示する文書に準拠している。
- (h) 何らかのデフォルトが発生した場合、取引相手が支払不能または倒産のいずれであるかにかかわらず、銀行は、自らの利益のために直ちに担保を確保して換金するための、制約のない法的に有効な権利を有する。

171. 中核的市場参加者には、各国監督当局の裁量で、次の事業体を含むことができる。

- (a) ソブリン、中央銀行、公共部門（PSE）
- (b) 銀行、証券会社
- (c) 標準的手法で 20%のリスク・ウェイトが適用される他の金融会社（保険会社を含む）
- (d) 自己資本規制あるいはレバレッジ規制に服する、規制されたミューチュアル・ファンド
- (e) 規制対象の年金基金
- (f) 認定された決済機構

172. 監督当局が、その国内政府によって発行される証券を用いたレポ取引に特定の適用除外（carve-out）を行う場合、他の監督当局も、自らの法域内において設立された銀行が同じ取引を行う場合には同様の取扱いを適用することができる。

⁵⁰ 監督当局が、自国の政府または中央銀行に対する国内通貨建て債権を標準的手法において 0%のリスク・ウェイトに適格とした場合、こうした債権もこの条件を満たす。

⁵¹ このことは、銀行が常に担保を処分することを求めるのではなく、むしろ、所定の時間枠の中でそうする能力があることを求めるものである。

マスター・ネットィング・アグリーメントでカバーされるレポ形式の取引の取扱い

173. レポ形式の取引をカバーする相対のネットィング契約の場合、取引相手が支払不能または倒産の状態であるかどうかにかかわらず、当該契約が、デフォルトが発生した時点で関係法域において法的に有効であるならば、その効果が認識される。さらに、ネットィング契約には、次の事項を定めなくてはならない。

-
- (a) 支払不能や倒産を含めて、取引相手のデフォルトが発生した時点で、契約下にあるすべての取引を直ちに終了させ清算するための権利を、デフォルトしていない側の当事者に与えるものであること
-
- (b) ネットィング契約の下で終了し清算された取引（すべての担保価値を含む）に係る損益を相殺する権利を与え、一方の当事者のその相手方に対する一本のネットの債務として計上されるものであること
-
- (c) デフォルトが発生した時点で、担保をすみやかに処分または相殺することを認めるものであること
-
- (d) 上記 (a) から (c) で要求される条項から生じる権利とならび、デフォルトが発生した時点で、取引相手の支払不能あるいは破産にかかわらず、各関係法域で法的に有効であること
-

174. バンキング勘定とトレーディング勘定を跨るネットィングは、当該相殺取引が次の条件を満たす場合にのみ、認識する。

-
- (a) すべての取引を日次ベースで時価評価していること、⁵²かつ、
-
- (b) 取引に用いた担保となる手段は、バンキング勘定における適格な金融資産担保として認識されるものであること。
-

175. パラグラフ 147 の算式は、ネットィング契約下の取引に係る所要自己資本を計算するために、調整される。

176. 当局設定の標準化されたヘアカットまたは自行推計のヘアカットを用いる銀行については、マスター・ネットィング・アグリーメントの影響を考慮に入れるために次のフレームワークが適用される。

$$E^* = \max \{0, [(\Sigma (E) - \Sigma (C)) + \Sigma (E_s \times H_s) + \Sigma (E_{fx} \times H_{fx})]\}^{53}$$

ここで、

E^* = リスク削減後のエクスポージャーの額

⁵² ヘアカットの保有期間は、他のレポ形式の取引と同様、証拠金再計算の頻度で決まる。

⁵³ この公式の出発点は、次のように示すこともできるパラグラフ 147 にある次の公式である。 $E^* = \max \{0, [(E - C) + (E \times H_e) + (C \times H_c) + (C \times H_{fx})]\}$

E = エクスポージャーの時価

C = 受け入れた担保の額

Es = 所与の証券のネット・ポジションの絶対額

Hs = Es に適用するヘアカット

Efx = 決済通貨とは異なる通貨のネット・ポジションの絶対額

Hfx = 通貨ミスマッチに適用するヘアカット

177. ここでの趣旨は、エクスポージャーと担保とを相殺した後のネット・エクスポージャーを計算して、取引に利用した証券の価格変動、そしてもしあれば為替リスク、を反映した「アドオン」額を算出することにある。ネット・ポジションに含まれた、それぞれの証券のネットのロング・ポジションないしショート・ポジションに対しては、適切なヘアカット（係数）を乗じる。パラグラフ 147～172 で規定されているヘアカットの計算に関するその他のルールはすべて、レポ形式の取引に相対ネット・ポジションを用いる銀行にも同様に適用する。

VaR モデルの採用

178. 標準化されたヘアカットまたは自行推計のヘアカットを用いる代わりに、銀行は、レポ形式のエクスポージャーおよび担保価値の価格ボラティリティを反映するために、証券ポジション間の相関効果を勘案のうえ、VaR モデル・アプローチを利用することが認められる。このアプローチは、相対ネット・ポジションでカバーされたレポ形式の取引に対して相方ごとに適用される。マージン・レンディング取引がパラグラフ 173 と 174 の要件を満たす相対ネット・ポジションの基本契約に基づいてカバーされている場合、各国の監督当局の裁量によって、金融機関にはかかる取引にも VaR モデル方式を利用する資格が与えられる。パラグラフ 718(Lxx)に従い、マーケット・リスク規制で市場リスクの内部モデルの利用が監督当局によって認められた銀行は、VaR モデル・アプローチを利用できる。パラグラフ 718(Lxx)に従い、マーケット・リスク規制で内部モデルの利用が監督当局によって認められていない銀行については、レポ形式の取引の潜在的な価格ボラティリティを計算するうえで、自行内部の VaR モデルを使用することを、監督当局に対して、別途申請することができる。内部モデルは、1 年間のヒストリカル・データを用いた計測値のバックテストによって、監督当局にそのモデルの信頼性を証明できる銀行に限り、許可される。レポ形式およびその他の SFTs で VaR を利用するために銀行は、付属文書 4 のパラグラフ 43 にあるモデル検証の要件を満たさなければならない。加えて、（プライム・ブローカー取引のように）レポ形式の取引の要件を満たすその他類似取引も、使用するモデルが付属文書 4 のセクション 1.F で定める運用に関する要件を満たす限りにおいて VaR モデル・アプローチを利用することが認められる。

179. レポ形式の取引およびその他類似の取引に適用する市場リスクの内部モデルを認める上での定量的・定性的な適格基準は、原則として、パラグラフ 718(Lxxiv)から 718(Lxxvi)で規定されたものと同様である。保有期間については、レポ形式の取引の場合、パラグラフ 718(Lxxvi) (c) で規定されている 10 営業日ではなく、最低で 5 営業日となる。VaR モデル・アプローチに適格な他の取引については、10 営業日の保有期間を維持する。当該商品の流動性を勘案した結果、当該保有期間が不適切と判断される場合には、最低保有期間は上方調整されるべきである。

180. (削除)

181. 内部モデル方式を利用している銀行の場合、エクスポージャーE*の計算は次のとおりである。

$$E^* = \max \{ 0, [(\Sigma E - \Sigma C) + \text{内部モデルによって算出されたVaR値}] \}$$

所要自己資本額を計算するにあたり、銀行は前営業日の VaR の数値を利用することになる。

181(i) 監督当局の承認を前提として、銀行は VaR アプローチを使用する代わりに、付属文書 4 で定める内部モデル方式に従い、レポ形式とそれに類似する SFTs の正の期待エクスポージャーを計算することもできる。

(iii) 簡便手法

最低条件

182. 担保を簡便手法で認識するためには、当該担保は少なくともエクスポージャーの満期日まで差し入れられた状態になっていなければならない。かつ、少なくとも 6 ヶ月に 1 回の頻度で担保値洗いし、再評価してはならない。認識された担保商品の時価によってカバーされた債権部分には、当該担保商品に適用されるリスク・ウェイトを用いる。担保カバー部分のリスク・ウェイトに関しては、パラグラフ 183~185 で特定された条件に該当する場合以外には、20%のフロアが適用される。債権の残りの非カバー部分には、取引相手に応じた適切なリスク・ウェイトを用いる。所要自己資本は、銀行が担保付取引のいずれのサイドにあっても適用される。例えば、レポ取引、リバース・レポ取引ともに、所要自己資本が賦課される。

リスク・ウェイトのフロアの例外

183. パラグラフ 170 に記述された基準を満たし、かつ、パラグラフ 171 で定義する中核的市場参加者を行う取引については、リスク・ウェイトを 0%とする。取引相手の中核的市場参加者ではない場合には、10%のリスク・ウェイトが適用される。

184. 日次の時価評価を行い、現金担保が付されており、通貨ミスマッチがない OTC デリバティブ取引に関しては、リスク・ウェイトを 0%とする。標準的手法で 0%のリスク・ウェイトに適格なサブリンまたは PSE 発行証券によって担保される取引には、10%のリスク・ウェイトが適用される。

185. エクスポージャーと担保が同一の通貨で表示され、かつ次のいずれかに該当する場合には、担保付取引のリスク・ウェイトのフロア 20%を適用せず、0%のリスク・ウェイトを適用することも可能である。

- 担保がパラグラフ 145(a) で定義されるような預けられた現金である、あるいは、
- 担保が 0%のリスク・ウェイトに適格なサブリン/PSE 発行の証券であり、その市場価値が 20%割引かれていること。

(iv) 担保付の OTC デリバティブ取引

186. カレント・エクスポージャー方式において、個々の取引に係るカウンターパーティの信用リスクは、次の式で計算する。

カウンターパーティ・リスクに係る所要自己資本 (counterparty charge)

$$= [(RC + \text{アドオン}) - C_A] \times r \times 8\%$$

ここで、：

RC = 再構築コスト

アドオン = 付属文書 4 のパラグラフ 92 (i) および 92 (ii) によって計算されるポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーの金額

C_A = パラグラフ 147~172 で規定された包括的手法によるボラティリティ調整後担保額；または、当該取引に適切な担保が適用されない場合はゼロ。

r = 取引相手のリスク・ウェイト

187. 有効な相対ネットティング契約が存在する場合には、RCはネットの再構築コストであり、アドオンは付属文書 4 のパラグラフ 96 (i) から 96 (vi) によって計算した A_{Net} である。通貨リスクに対するヘアカット (Hfx) は、担保通貨と決済通貨の間にミスマッチがある場合に適用する。エクスポージャー、担保および決済通貨に関して 2 つを超える通貨がある場合にも、10 営業日の保有期間を前提とした単一のヘアカットに、時価評価の頻度に応じて必要な調節を加えたものが適用される。

187(i) 相手先に対する信用リスクの所要自己資本を計算するうえで、カレント・エクスポージャー方式の代替手法として、銀行は、本枠組の付属文書 4 で記載された標準方式、または、監督当局の承認を前提として内部モデル方式を用いることができる。

4. オン・バランスシート・ネットティング

188. 銀行は、

- (a) 取引相手が支払不能あるいは倒産状態にあるかどうかにかかわらず、それぞれの関連する法域でネットティングないしは相殺契約が法的有効性を有していることを結論付けるための十分な法的根拠を有していること、
- (b) 同一の取引相手との間でネットティング契約下にある資産と負債をいつでも特定することができる、
- (c) ロールオフ・リスクを監視・管理している、そして
- (d) 関連するエクスポージャーをネット・ベースで監視・管理している場合 には

パラグラフ 147 の計算式を使って所要自己資本を算定するうえで、貸出金と預金の相殺後のエクスポージャーを利用してもよい。資産（貸出金）はエクスポージャーとして扱い、債務（預金）は担保として扱う。通貨ミスマッチが存在する場合を除き、ヘアカットは 0 である。毎日時価評価が行われる場合には 10 営業日の保有期間が適用される。パラグラフ 151、169、および 202~205 の要件がすべて適用される。

5. 保証およびクレジット・デリバティブ

(i) 運用上の要件

保証およびクレジット・デリバティブに共通の運用上の要件

189. 保証（カウンター保証）またはクレジット・デリバティブは、プロテクションの提供者に対する直接的な債権となっていなければならない。また、当該カバーの範囲が明確に定義され、かつ論争の余地がないよう、特定のエクスポージャーもしくはエクスポージャーのプールを明示的に参照していなければならない。信用リスクに対するプロテクションの契約に関してプロテクションの買い手が支払うべき保証料を支払わない場合を除いて、それは解約不能でなくてはならない。当該契約にはプロテクションの提供者が一方的に信用カバーを解約することを認める条項や、ヘッジされたエクスポージャーの信用度が悪化した結果として、実態的な保証料の増加を認める条項があってはならない。⁵⁴ また、それは無条件でなくてはならない。プロテクションの契約には、原債務者が債務不履行を起こした場合に、銀行の直接的なコントロールの外で、プロテクションの提供者が適時に支払いをする義務を妨げる条項があるべきではない。

保証についての追加的な運用上の要件

190. 保証が認識されるためには、パラグラフ 117、118 に記載された法的な要件に加え、次の条件も満足していなくてはならない。

-
- (a) 取引相手先（訳注：原債務者）の適格なデフォルトないし不払い時（qualifying default/non-payment of the counterparty）において、銀行は、本取引を規定する契約に基づき、保証人に対してすみやかに残金を請求することができる。保証人は、当該契約に基づくすべての金銭を一括で支払うか、または、当該保証によりカバーされている取引相手先の将来の支払義務をすべて引き受けることができること。銀行は、取引相手先からの支払を求めるために、最初に法的措置を講ずることなく、保証人から当該支払を受ける権利を有していなければならないこと。

 - (b) 保証は、保証人によって引き受けられる債務が明示的に文書化されているものであること。

 - (c) 以下の文章に記される場合を除き、当該保証は、原債務者に対して、当該取引を支配する文書に基づいて行うことが期待されているすべての種類の支払（額面金額、証拠金支払い等）をカバーする。保証が元本支払いのみをカバーしている場合には、利息その他のカバーされていない支払は、パラグラフ 198 に従い、無担保金額として取り扱うべきである。
-

クレジット・デリバティブについての運用上の追加要件

191. クレジット・デリバティブ契約が認識されるためには、以下の条件が満たされなくてはならない。

⁵⁴ この「解約不能」条件は、プロテクションとエクスポージャーの満期の一致を要求しているわけではなく、むしろ、事前に合意した満期がプロテクション提供者によって事後的に短縮されてはならないことを求めていることに注意。パラグラフ 203 では、クレジットプロテクションの残存期間を決定するにあたっての、コール・オプションの取扱いについて規定している。

(a)	<p>契約当事者によって特定される信用事由は、最低限、次の事項をカバーするものでなくてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 原債務の条件に照らして弁済期が到来している額に関する不払い。当該条件は、不払い発生時点において有効であることを要する（猶予期間は、原債務に規定する猶予期間と密接に関連していること）。 ● 破産、債務の支払不能、不履行もしくは、期限の到来時に一般的に債務不履行となること、あるいはその可能性を文書で認めること、および同様の事由。 ● 信用損失事由につながる元本、利息、手数料の支払免除または猶予を伴う原債務のリストラクチャリング（restructuring of the underlying obligation involving forgiveness or postponement of principal, interest or fees that results in a credit loss event）（すなわち、償却、個別引当金計上、その他損益勘定に借方記帳されるもの）。リストラクチャリングが信用事由として規定されていない場合には、パラグラフ 192 を参照すること。
(b)	<p>クレジット・デリバティブが、原債務とは異なる債務をカバーする場合には、以下の (g) 項に従って、資産ミスマッチを許容するか否かを決定する。</p>
(c)	<p>パラグラフ 203 の条項に従い、クレジット・デリバティブは、不払いに起因する原債務のデフォルトが認定されるために必要とされる猶予期間が経過する前に、終了するものであってはならない。</p>
(d)	<p>現金決済を認めるクレジット・デリバティブは、自己資本比率規制上、信頼性をもって損失を推定するために強固な評価プロセスが確立している場合においてのみ、認識できる。原債務について信用事由発生後の評価を行うための期間を明確に定めておかななくてはならない。現金決済のための参照債務が原債務と異なる場合は、以下の (g) 項に従って、資産ミスマッチを認めうるかどうかを決定する。</p>
(e)	<p>決済の際に、プロテクションの買い手が、プロテクションの売り手に対して原債務を移転する権利および能力を有していることが求められる場合、原債務に係る契約条項において、上記移転のために必要な合意は理由なく留保されてはならない旨、規定しておく必要がある。</p>
(f)	<p>信用事由が発生したかどうかの判定に責任を持つ当事者が、明確に定義されていなくてはならない。この決定は、プロテクションの売り手のみの責任であってはならない。プロテクションの買い手は、その売り手に信用事由の発生を通知する権利と能力を有してはならない。</p>
(g)	<p>原債務とクレジット・デリバティブにおける参照債務（現金決済価額または引渡債務（deliverable obligation）の決定に用いる債務）の間にミスマッチがあっても、(1) 参照債務が原債務と同一またはそれに劣後する支払順位にあり、かつ、(2) 原債務と参照債務が同一の債務者（同一の法的主体）を共有し、法的に有効なクロス・デフォルト条項またはクロス・アクセラレーション条項を有する場合には、許容される。</p>
(h)	<p>原債務と信用事由発生の有無を決定するために用いる参照債務の間にミスマッチがあっても、(1) 参照債務が原債務と同一またはそれに劣後する支払順位にあり、かつ、(2) 原債務と参照債務が同一の債務者（同一の法的主体）を共有し、法的に有効なクロス・デフォルト条項またはクロス・アクセラレーション</p>

192. クレジット・デリバティブが原債務のリストラクチャリングをカバーしていない場合においても、パラグラフ 191 の他の要件が満たされている場合には、クレジット・デリバティブは部分的に認識される。クレジット・デリバティブの金額が原債務と等しいか、それを下回る場合、当該ヘッジ金額の 60% がカバーされていると認識することができる。クレジット・デリバティブの金額が原債務の金額よりも大きい場合には、適格ヘッジ金額は、原債務金額の 60% を上限とする。⁵⁵

193. 保証と同等のプロテクションを提供するクレジット・デフォルト・スワップおよびトータル・リターン・スワップのみが認識される。ただし、次の例外が適用される。トータル・リターン・スワップによるプロテクションを購入した銀行が、当該スワップにより受領した純受取額を純収入として記録する一方で、プロテクトされる資産における価値の相殺的な（訳注：見合いの）減少を（公正価値の減額ないし、準備金への繰入を通じて）記録していない場合には、当該プロテクションは認識されない。ファースト・トゥ・デフォルト型およびセカンド・トゥ・デフォルト型の取扱いについては、別途パラグラフ 207～210 でカバーする。

194. その他の種類のクレジット・デリバティブについては、現時点では自己資本規制上は認識されない。⁵⁶

(ii) 適格な保証（カウンター保証）/プロテクション提供者の範囲

195. 以下の提供者による信用リスクに対するプロテクションは認識される。

- 取引相手方（訳注：借入人・参照体）よりも低いリスク・ウェイトのソブリン⁵⁷、公共部門（PSE）、銀行⁵⁸、証券会社。
- A-格以上のその他の主体。これには債務者（訳注：借入人・参照体）よりリスク・ウェイトが低い親会社、子会社、関連会社が提供する信用リスクに対するプロテクションが含まれる。

(iii) リスク・ウェイト

196. プロテクション部分には、プロテクション提供者のリスク・ウェイトが適用される。エクスポージャーのうちカバーされない部分には、原債務者（underlying counterparty）のリスク・ウェイトが適用される。

197. 損失事象が発生した場合であっても、その金額がある一定水準を下回った場合には支払が行われないような、重要性を判定するための基準金額が設定されている場合に

⁵⁵ 60%の認識係数は暫定的な措置であり、当委員会は、追加データを検討した後、実施の前に、この係数を精緻化させる意向である。

⁵⁶ バンキング勘定のエクスポージャーをヘッジするために銀行が発行した事前受取型のクレジット・リンク債（cash funded credit linked note）で、クレジット・デリバティブの要件を満たすものは、現金担保付取引として扱われる。

⁵⁷ これには、脚注 24 で参照されている国際開発銀行のみならず、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体も含まれる。

⁵⁸ これにはその他の国際開発銀行が含まれる。

は、同水準までの額は留保された最劣後ポジションと同等であり、当該プロテクションを購入した銀行の自己資本から全額控除されなければならない。

比例的な保証

198. 保証が付された金額あるいはプロテクションが付された金額がエクスポージャーより小さく、保証付きと保証なしの部分が同等の優先順位にある、すなわち当該銀行と保証人が損失を比例的に負担するような場合には、自己資本規制上の軽減措置は、比例的になされる。すなわち、エクスポージャーのうちプロテクションによってカバーされる部分は、適格保証または適格クレジット・デリバティブを適用する扱いを受け、その他の部分は無担保・無保証として扱われる。

階層化された保証 (tranching cover)

199. 銀行が貸出のリスクの一部を、1つないしは複数のトランシェとして、単一ないしは複数のプロテクションセラーに移転し、当該エクスポージャーに係るリスクの一定水準を留保する場合、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なるような場合、銀行は、優先部分（すなわちセカンド・ロス部分）または劣後部分（すなわちファースト・ロス部分）のプロテクションを取得し得る。この場合には、セクションIVに記載された証券化の取扱いが適用される。

(iv) 通貨のミスマッチ

200. 信用リスクに対するプロテクションの表示通貨がエクスポージャーの表示通貨と異なる場合、すなわち、通貨ミスマッチが存在する場合、保証されたと見なされるエクスポージャー額は、ヘア・カット H_{FX} の適用により削減される、すなわち

$$G_A = G \times (1 - H_{FX})$$

ここで、

G = 信用リスクに対するプロテクションの額面金額

H_{FX} = 信用リスクに対するプロテクションと原債務の間の通貨ミスマッチに対して適用するヘアカット

（日次ベースの時価評価を前提として）10営業日の保有期間をベースとする適切なヘアカットを適用する。監督当局の定めるヘアカットを銀行が用いる場合、それは8%である。ヘアカット率は、パラグラフ168に定められるプロテクションの再評価の頻度によって、「時間の平方根」方式を用いて調整されなければならない。

(v) ソブリンによる保証およびカウンター保証

201. パラグラフ54において述べたように、各国の裁量により、銀行が設立登記されている国の政府（または中央銀行）向けエクスポージャーで、自国通貨建ての自国通貨で調達されたエクスポージャーの場合には、より低いリスク・ウェイトを適用することができる。各国当局は、保証が自国通貨建てで行われ、エクスポージャーが自国通貨で調達されている場合、この取扱いをソブリン（ないしは中央銀行）保証のある債権の被保証部分に広げて適用することができる。債権は、間接的なソブリンのカウンター保証 (a guarantee that is indirectly counter-guaranteed) によってカバーされているかもし

れない。こうした債権は、以下を条件として、ソブリン保証によってカバーされたものとして扱ってもよい。

(a) ソブリンのカウンター保証が債権のすべての信用リスク要素をカバーしていること。

(b) 原債権に対してカウンター保証が直接的であり、かつ、明示的なものである必要がない点を除いて、原保証およびカウンター保証がともに保証に関する運用上の要件をすべて満たしていること。

(c) カバーが強固なものであり、かつ、ソブリンが直接保証した場合と比べてカウンター保証のカバー範囲が狭いことを示すような過去の実績がないことについて、当局が納得していること。

6. マチュリティのミスマッチ

202. リスク・アセットの計算にあたって、マチュリティミスマッチはヘッジ手段の残存期間が原エクスポージャーよりも短い場合に発生する。

(i) マチュリティの定義

203. 原エクスポージャーのマチュリティおよびヘッジのマチュリティは、双方とも保守的に定義されるべきである。原エクスポージャーの実効的なマチュリティは、適用可能な猶予期間に配慮し、相手方による債務の履行について予定される期日までの考える最長の残存期間として測定されるべきである。ヘッジ手段については、最短の実効的なマチュリティが用いられるように、ヘッジ期間を短縮するであろう組み込まれたオプションを考慮に入れるべきである。コール（買戻し）の権利をプロテクションの売り手が持っている場合、マチュリティは最初のコール期日までとなる。コール（買戻し）の権利をプロテクションの買い手銀行が持っており、当初のヘッジ契約条項のなかで、当該銀行が契約上のマチュリティ前に当該取引をコールする積極的なインセンティブがある場合には、最初のコール期日までの残存期間を実効的なマチュリティとみなす。例えば、コール権に係わるコストがステップアップするような場合や、信用度が同程度に留まるか向上した場合にも実効的なコストが上昇するような場合には、最初のコール期日までの残存期間を実効的なマチュリティとみなす。

(ii) マチュリティミスマッチの場合におけるリスク・ウェイト

204. パラグラフ 143 に概説されているように、マチュリティ・ミスマッチのあるヘッジ手段は、原契約のマチュリティが 1 年またはそれ以上である場合にのみ認識される。その結果、原契約のマチュリティが 1 年未満のエクスポージャーのヘッジ手段の場合には、ヘッジ効果を認識するためにはマチュリティをマッチさせなければならない。すべての場合において、マチュリティ・ミスマッチのあるヘッジ手段は、マチュリティの残存期間が 3 カ月またはそれ以下になった場合には、認識されなくなる。

205. 認識される信用リスク削減手段（担保、オン・バランスシート・ネットティング、保証、クレジット・デリバティブ）において、マチュリティ・ミスマッチがある場合には、以下のような調整を行う。

$$Pa = P \times (t-0.25)/(T-0.25)$$

ここで、

Pa = マチュリティミスマッチ調整後のプロテクションの金額

P = ヘアカット調整後のプロテクション（例、担保額、保証額）

t = min（T、プロテクション契約の残存期間）；年数で表示されたもの。

T = min（5、エクスポージャーの残存期間）；年数で表示されたもの。

7. 信用リスク削減手法の取扱いに関するその他の事項

(i) 信用リスク削減手法のプールの取扱い

206. 銀行が 1 つのエクスポージャーに対して複数の信用リスク削減手法を有する場合（例えば、あるエクスポージャーについて、担保と保証のそれぞれが部分的に付されている場合）、銀行はそれぞれのタイプの信用リスク削減手法（each type of CRM technique）がカバーする部分にエクスポージャーを分割する（例えば、担保がカバーする部分、保証がカバーする部分）ことが求められ、それぞれのリスク・アセットは別々に計算されなくてはならない。単一のプロテクションの提供者が提供するプロテクションが複数のマチュリティを有する場合にも、それらはさらに異なる部分に分割されなくてはならない。

(ii) ファースト・トゥ・デフォルト型 (First-to-default) クレジット・デリバティブ

207. 銀行が参照銘柄のバスケットに対するプロテクションを購入して、それらの参照銘柄の中で最初に発生するデフォルトがプロテクションのトリガーを引き、当該信用事由が当該契約を終了させる場合がある。この場合、銀行はバスケット内で最低のリスク・ウェイト額を持つ資産について、自己資本規制上の軽減効果を認識できる。ただし、これはその（訳注：最低リスク・ウェイトを付された資産の）想定元本金額が当該クレジット・デリバティブの想定元本金額以下の場合に限る。

208. このような商品により信用プロテクションを提供する銀行については、このような商品が適格な外部格付機関によって外部信用格付評価を得ている場合は、パラグラフ 567 に記載されている証券化トランシェに適用されるリスク・ウェイトを適用するものとする。適格外部格付機関による格付がなされていない場合は、1250%を上限としてバスケットに含まれる資産のリスク・ウェイトを合計し、当該クレジット・デリバティブにより提供されているプロテクションの額面金額を乗ずることにより、リスク・アセット金額を算出するものとする。

(iii) セカンド・トゥ・デフォルト型 (Second-to-default) クレジット・デリバティブ

209. バスケット資産の中で 2 番目に発生するデフォルトがプロテクションのトリガーとなる場合、当該プロテクションを購入した銀行は、ファースト・トゥ・デフォルト型のプロテクションを既に購入している場合、あるいは、バスケット内の資産のいずれ

か一つについて既にデフォルトが発生している場合に限り、その手段を自己資本規制上のリスク軽減手段として認識することができる。

210. このような手段によりプロテクションを提供している銀行にとって、その自己資本規制上の取扱いは、一つの例外を除き、上記のパラグラフ 208 に記載した内容と同じである。その例外とは、リスク・ウェイトを集計するにあたって、最低のリスク・ウェイト金額を有する資産を計算から除外することができる点である。

III. 信用リスク — 内部格付手法

A. 概要

211. 枠組のこのセクションでは、信用リスクに対する内部格付手法について記述する。内部格付手法の利用を監督当局から認められた銀行は、一定の最低要件と開示要件を満たした場合、自身の保有するエクスポージャーに対する所要自己資本の判定にあたり、リスク構成要素について自身の内部推計値に依ることができる。リスク構成要素には、デフォルト確率 (PD)、デフォルト時損失率 (LGD)、デフォルト時エクスポージャー (EAD) および実効マチュリティ (M) の測定値が含まれる。銀行は1つ以上のリスクの構成要素について、内部推計値の代わりに監督当局が定める値の使用を求められる場合がある。

212. 内部格付手法は非期待損失 (UL) と期待損失 (EL) の測定を基礎とするものである。リスク・ウェイト関数が UL 部分の所要自己資本を算出する。期待損失は、パラグラフ 43 およびセクション III. G の記述に従い別途取り扱う。

213. このセクションでは、資産区分を最初に定義する。全ての資産区分に渡る内部格付手法の採用についても同様に経過措置として、このセクションの前半に記述する。このセクションの後半で各々定義するリスク構成要素は、個別の資産区分毎に開発されたリスク・ウェイト関数に対する入力項目として用いられる。例として事業法人向けエクスポージャーと適格リボルビング型リテール・エクスポージャーに対するリスク・ウェイト関数がある。資産区分毎の取扱いは、各リスク・ウェイト関数の説明を行い、その後、リスク構成要素と信用リスク削減手法の取扱い等のその他の関連項目について記述する。セクション II. D に定める CRM の認識に関する法的有効性にかかわる基準は、基礎的および先進的内部格付手法双方に適用される。銀行が内部格付手法を採用するための最低要件については、セクション III. H のパラグラフ 387 以降のこのセクションの最後で説明する。

B. 内部格付手法の仕組み

214. セクション III. B. 1 では、内部格付手法におけるリスクの構成要素 (例: PD、LGD) および資産区分 (例: 事業法人向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー) を定義する。セクション 2 では、銀行が用いるリスク構成要素を資産区分毎に記述する。セクション 3 およびセクション 4 では、銀行による内部格付手法の採用および経過措置

について各々論ずる。内部格付手法による取扱いが特定されていない場合、その他のエクスポージャーに対するリスク・ウェイトは、標準的手法において 0%のリスク・ウェイトが適用される場合を除いて、100%とし、これによるリスク・アセットは、UL のみを表しているものとする。

1. エクスポージャーの分類

215. 内部格付手法では、銀行は以下に定める定義に従い、バンキング勘定のエクスポージャーを内在するリスク特性の差異によって資産の大区分に分類しなくてはならない。資産区分は、(a)事業法人、(b)ソブリン、(c)銀行、(d)リテールおよび(e)株式である。事業法人の資産区分には、スペシャライズド・レンディングの 5 つの下位区分を別に定める。リテールの資産区分には、3 つの下位区分を別に定める。事業法人向けおよびリテール向けの資産区分については、一定の条件を満たした場合には、購入売掛債権についても別の取扱いを適用することができる。

216. この方式によるエクスポージャーの分類は、確立されている銀行実務と概ね整合している。しかしながら銀行によっては内部のリスク管理やリスク計測システムにおいて異なる定義を用いていることもありうる。銀行のビジネスやリスクの管理方法について変更を求めることは当委員会の意図するところではないが、銀行は最低所要自己資本を算出するうえで、それぞれのエクスポージャーを適切に取り扱うことが求められる。銀行は、エクスポージャーを異なる資産区分に分類する方法が適切であり、かつ継続的であることを監督当局に対して実証しなくてはならない。

217. 内部格付手法における証券化エクスポージャーの取扱いについては、セクション IVを参照のこと。

(i) 事業法人向けエクスポージャーの定義

218. 一般的に、事業法人向けエクスポージャーは、事業会社、合名・合資会社 (partnership)、個人事業主 (proprietorship) 等の債務 (debt obligation) と定義される。銀行は、パラグラフ 273 で定義する中小企業 (SME) エクスポージャーを別個のものとして扱うことが認められている。

219. 事業法人の資産区分には、5 つのスペシャライズド・レンディング (SL) の下位区分を設ける。これらの貸付金は、法的形態、経済的実態において、次の特徴を全て有している。

- 通常の場合、当該エクスポージャーは、有形資産に関する資金調達や運営を行うために特別に設立された会社（多くの場合、特別目的事業体 (SPE)）向けのものである。
- 借入会社は、借入資金で取得した資産から得られる収入以外、重要な資産や業務をほとんど、または全く持たないことから、独自の債務返済能力をほとんど、または全く有しない。
- 借入条件において、貸手に対して当該資産および、それから生じる収入に対する相当程度の支配力が与えられる。
- これらの要因の結果として、当該債務の主要な返済原資は、独立した一般的な商業活動の能力ではなく、当該資産から生じる収入である。

220. スペシャライズド・レンディングの5つの下位分類とは、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、商業用不動産貸出（IPRE）、高ボラティリティの商業用不動産貸出（HVCRE）である。これらの各下位区分は、以下に定義する。

プロジェクト・ファイナンス

221. プロジェクト・ファイナンス（PF）とは、貸手が主として単一のプロジェクトから生じる収入を、返済原資およびエクスポージャーの担保と見る融資手法である。このタイプの融資は通常、発電所、化学処理プラント、鉱山、交通インフラ、環境関連、通信インフラ等の大規模、複雑かつ巨額の費用を要する設備向けである。プロジェクト・ファイナンスは、新規の主要施設建設の融資や、既存施設に対する改良を伴う、あるいは伴わないリファイナンスという形態を取り得る。

222. これらの取引において、貸し手が受け取る資金の全て、あるいは大半は、通常、発電所が売却する電力等、当該設備の生産物に対する契約によって得られる資金から支払われる。通常、借手は、当該設備の建設、所有、運営以外の業務を行うことを認められていない SPE である。このため返済は、主としてプロジェクトからのキャッシュ・フローとプロジェクト資産の担保価値に依存する。一方その融資の返済を、十分に安定し分散された信用力の高いエンドユーザーが負う契約に主として依存する場合には、その融資は当該エンドユーザーに対する担保付エクスポージャーであると見なされる。

オブジェクト・ファイナンス

223. オブジェクト・ファイナンス（OF）とは、物的資産（例：船舶、航空機、人工衛星、鉄道車両、およびそれら一群（fleets））の取得資金を融資する手法であり、そのエクスポージャーの返済は、融資で取得し、かつ貸手に担保として差し入れられているか、あるいは譲渡された特定の資産が生むキャッシュ・フローに依存するものをいう。それらのキャッシュ・フローの主なものとしては、一つあるいは複数の第三者とのレンタルあるいはリース契約が挙げられる。一方、その融資が、特定の担保資産に過度に依存することなく返済することが可能な財務状況および債務返済能力を持つ借手に対するものである場合には、当該エクスポージャーは担保付の事業法人向けエクスポージャーとして扱うべきである。

コモディティ・ファイナンス

224. コモディティ・ファイナンス（CF）とは、取引所で取引されるコモディティ（原油、金属、穀物等）の支払準備金、在庫、売掛債権に充てるために組成される短期融資で、エクスポージャーがコモディティの売却代金により返済されるものであり、借手がエクスポージャーを返済するための独自の能力を持たないものをいう。これには、借手が他の事業活動を行っておらず、バランスシート上に他に重要な資産を有していない場合が該当する。この与信の仕組みの性質は、借手の低い信用力を補うようにデザインされている。このエクスポージャーの格付は、債務者の信用力ではなく、その商品が持つ換金可能性（self-liquidating nature）や取引を組成する貸手のスキルを反映している。

225. 当委員会は、このような融資が、他の、より多角的な事業法人向けの支払準備金、在庫、売掛債権のための融資によるエクスポージャーと区別できると考えている。銀行は、後者のタイプの債務者の信用度については、それらのより広範な継続的事業に基づ

いて格付を行うことができる。こうした場合、コモディティの価値は、主要な返済資金源としての役割ではなく、リスク削減手段としての役割を果たす。

商業用不動産貸出

226. 商業用不動産貸出 (IPRE) とは、不動産 (例、賃貸用オフィスビル、小売店舗スペース、マンション、工場又は倉庫スペース、ホテル) への融資の一手法で、エクスポージャーの返済および回収が主として当該資産が生み出すキャッシュ・フローに依存しているものをいう。これらのキャッシュ・フローの主な源泉は、通常、リース又はレンタル料または資産の売却代金である。債務者は通常、SPE、不動産の建設もしくは保有を業とする会社、もしくは、不動産以外の収入源をもつ事業法人であるが、これに限らない。IPRE を、その他の不動産を担保とする事業法人向けエクスポージャーから区別する特性は、双方とも主として物件が生み出すキャッシュ・フローに依存しているものの、エクスポージャーの返済の見込みとデフォルトが発生した場合の回収の見込みが強い正の相関関係にある点である。

ボラティリティの高い商業用不動産関連貸出

227. ボラティリティの高い商業用不動産貸出 (HVCRE) とは、他の SL の区分と比べて、損失率のボラティリティがより大きい (すなわち、資産相関がより高い) 商業用不動産関連ファイナンスである。HVCRE には以下のものを含む。

- 各国監督当局により、ポートフォリオのデフォルト確率のボラティリティが高水準であるという共通の特徴を有する類型に区分された不動産を担保とする商業用不動産向けエクスポージャー。
- 各国の監督当局の管轄地域で、前記の類型に区分された資産に係る土地取得、開発および建設 (ADC) のいずれかの段階に対する融資。
- 前記の類型以外に対する ADC に対するローンで、エクスポージャー発生時における返済原資が、借手が相当程度のリスクを引き受けている場合を除いて、将来における未確定の当該資産の売却や、返済原資が実質的には確定していないキャッシュ・フロー (例：当該不動産が、そのタイプの商業用不動産に対する地域市場での平均入居率に達していない) であるもの。商業用の ADC ローンは、借手の引き受けている借入金の返済の確実性に基づいて HVCRE ローン の取扱いから除外されている場合は、パラグラフ 277 で述べる SL エクスポージャーに対する追加的な軽減措置の対象とならない。

228. 監督当局が管轄法域において特定の商業用不動産向けエクスポージャーを HVCRE に分類することとした場合には、当該監督当局はその決定について公表しなければならない。他国の監督当局は、その監督下にある銀行が当該法域において同様の HVCRE 融資を行う場合には、同様の取扱いが適用されるようにする必要がある。

(ii) ソブリン向けエクスポージャーの定義

229. この資産区分には、標準的手法においてソブリン向けとして取り扱われる取引先に対するすべてのエクスポージャーが該当する。この中には、ソブリン (およびその中央銀行)、標準的手法においてソブリンと認定される特定の PSE、標準的手法において 0% のリスク・ウェイトの適用基準を満たす MDB、およびパラグラフ 56 に記載した組織が含まれる。

(iii) 銀行向けエクスポージャーの定義

230. この資産区分には、銀行向けおよびパラグラフ 65 に記載した証券会社向けエクスポージャーが該当する。銀行向けエクスポージャーには、標準的手法において銀行向け債権として取り扱われる国内 PSE 向け債権、および標準的手法において 0% のリスク・ウェイトの適用基準を満たさない MDB 向け債権も含まれる。

(iv) リテール・エクスポージャーの定義

231. 以下の要件をすべて満たすエクスポージャーは、リテール・エクスポージャーに区分される。

債務者の性質もしくは個々のエクスポージャーが小額であること

- 個人向けエクスポージャー — 各国の監督当局はリテール・エクスポージャーと事業法人向けエクスポージャーを区分する境界の設定を望むことも考えられるが、リボルビング型の与信および信用枠（例えば、クレジットカード債権、当座貸越、金融商品を担保とするリテール向け貸出など）、個人向けターム・ローンおよびリース（割賦貸付、自動車ローン/リース、学生/教育ローン、パーソナル・ファイナンス、その他類似の特徴を有するエクスポージャー）は、全般的にエクスポージャーの規模に関わりなくリテールの取扱いに該当する
- 住宅ローン（第一順位およびそれに劣位する抵当権付のターム・ローン、リボルビング型の住宅担保型クレジットラインを含む）は、エクスポージャーの規模に関わりなく、当該担保不動産の所有者かつ居住者である個人に対する与信である限り、リテールの取扱いに該当する（ごく少数の賃貸物件を含む建物については、各国の監督当局が合理的な柔軟性を持って対応し、これと異なる場合は事業法人向けエクスポージャーとして取り扱うものとする）。単一の建築物 (building) あるいは複合建築物 (complex) の中にある 1 つないし少数のマンション住戸 (condominium) や組合式共同住宅 (co-operative) を担保とするローンも住宅ローンのカテゴリーに含まれる。各国の監督当局は、エクスポージャー毎の物件数に上限を設けることができる。
- 中小企業 (small businesses) 向け融資のうち、リテール・エクスポージャーと同様に管理されているものは、銀行グループから当該中小企業（適用可能な場合には当該企業の連結ベースで）へのエクスポージャーの合計額が 100 万ユーロ未満の場合に限って、リテール・エクスポージャーとして取り扱うことができる。個人を経由するものおよび個人保証の付いた中小企業向け与信に対しても、このエクスポージャーの上限が適用される。
- 銀行が、基準を完全に遵守することのみを目的として、新規の大規模な情報システムの開発を強いられることなどがないように、監督当局はこれらの数値基準の実務上の適用に際して柔軟性を持って対応することが期待される。しかしながら、監督当局が、そうした柔軟性（ひいては、制限を超過するエクスポージャー量を違反としては扱わないことの暗示的な受容）が濫用されないことを確実にすることが重要である。

多数のエクスポージャー件数

232. エクスポージャーは、銀行によってプール管理される大きなエクスポージャー・プールの中の 1 エクスポージャーでなければならない。各国の監督当局は、リテールと

して取り扱われるエクスポージャーについて、プール内のエクスポージャー数の下限を設定することができる。

- 100万ユーロ未満の中小企業（small business）向けエクスポージャーについては、銀行が内部のリスク管理システムで継続的に他のリテール・エクスポージャーと同様に取り扱っている場合、リテール・エクスポージャーとして取り扱ってもよい。これは当該エクスポージャーが、他のリテール・エクスポージャーと同様の方式で貸し出されたものでなければならないということである。また事業法人向けエクスポージャーと同様の方法による個別ベースの管理ではなく、リスクの評価と定量化を目的として、同様のリスク特性を有するポートフォリオのセグメントの一部あるいはエクスポージャーのプールとして管理されていなければならない。しかしながらこのことは、リスク管理プロセスのある段階において、リテール・エクスポージャーが個別ベースで取り扱われることを排除するものではない。あるエクスポージャーが個別ベースで内部格付を付与されている事実のみをもって、リテール・エクスポージャーとしての適格性が否定されるわけではない。

233. リテールの資産区分の中に、銀行は区分された3つのエクスポージャーの下位区分を判定することを要求される。(a)上に定義した居住用不動産によって担保されたエクスポージャー、(b)次のパラグラフで定義される適格リボルビング・エクスポージャー、(c)その他全てのリテール・エクスポージャー。

(v) 適格リボルビング・エクスポージャーの定義

234. 適格なりボルビング・エクスポージャー(QRRE)として取り扱われるサブポートフォリオは、以下のすべての条件を満たさなければならない。これらの条件は、各銀行のリテール業務全般のセグメンテーションと整合的な形で、サブポートフォリオのレベルで適用されなければならない。国レベル（もしくはそれ以下のレベル）のセグメントの設定は、一般ルールとするべきである。

- (a) 当該エクスポージャーがリボルビング型かつ無担保・無保証、非コミット型（契約上および実務上ともに）であること。ここで、リボルビング型のエクスポージャーとは、借入、返済に関する顧客の判断に基づいて、銀行の設定した上限額までの範囲内で、顧客の借入残高が変動することが認められたエクスポージャーとして定義される。
- (b) 個人向けエクスポージャーであること。
- (c) 当該サブポートフォリオにおける個人（一人あたり）の最大エクスポージャーが10万ユーロ以下であること。
- (d) QRRE に対するリスク・ウェイト関数の資産相関の仮定が、PD の値が低い場合、他のリテールのリスク・ウェイト関数に対する仮定を大幅に下回るため、QRRE のリスク・ウェイト関数の使用が、自身の損失率の平均レベル、特に PD が低い帯域のそれと比較して、低い損失率のボラティリティを示したサブポートフォリオに対するものに限定されていることを銀行は実証しなくてはならない。監督当局は、QRRE ポートフォリオ全体および、QRRE の各サブポートフォリオ間の損失率の相対的なボラティリティについてレビューを行い、複数の管轄法域にわたる QRRE の損失率の典型的な特性に関する情報を共有することを意図するだろう。

- (e) 損失率のボラティリティの分析を可能とするため、当該サブポートフォリオに係る損失率に関するデータを保存していなければならない。
- (f) 監督当局は、適格なりボルピング型エクスポージャーとしての取扱いが、当該サブポートフォリオが元来持つリスク特性に整合するという事に同意しなければならない。

(vi) 株式エクスポージャーの定義

235. 一般論として、株式エクスポージャーは、商品の経済的実態に基づき定義される。株式エクスポージャーは議決権の有無に関わらず、非連結の、またこの枠組の第 1 部に従って控除されていない事業法人または金融法人の資産もしくは事業収益に対する直接および間接の所有持分の双方⁵⁹が含まれる。⁶⁰以下の要件をすべて満たす商品は、株式エクスポージャーとみなされる。

- 出資分あるいはその権利の売却、もしくは発行体の清算によってのみ投下資本の回収を実現し得るという意味で、償還されるものではないこと
- 発行体の債務に組み入れられていないこと
- 発行体の資産または収益の残余財産請求権を有すること

236. この他、以下の商品についても株式エクスポージャーとして区分されなければならない。

- 銀行の Tier 1 自己資本として認められるものと同様の構造を有する商品
- 発行体の債務に組み入れられており、かつ以下の要件のいずれかを満たす商品
 - (1) 発行体が債務返済を無期限に延期できる。
 - (2) 債務返済のために、発行体が一定数の株式発行を行うことにより決済されるものであること。(あるいは発行体の裁量でそのような扱いを認めている)
 - (3) 発行体が不特定数の株式発行を行うことによって決済されるものであり、(あるいは発行体の裁量でそのような扱いを認めている)、そして(他の条件が同じならば)債務の価格変動は、発行体の一定数の株式の価格変動に従い、あるいは比例して同方向に変動すること⁶¹

⁵⁹ 間接的株式持分には、株式持分と結びついたデリバティブ商品の保有および、株式会社、パートナーシップ、有限会社、持分を発行し、株式関連商品への投資を主たる業とするその他のタイプの会社の持分の保有を含む。

⁶⁰ 自己資本控除の取扱いの例外として、現行の取扱いを継続する加盟国では、内部格付手法適用行による株式投資は、内部格付手法における株式ポートフォリオに含めることができるものとする。

⁶¹ 債務返済のために発行体が不定数の株式発行を行うことを条件とし、あるいは、そのような扱いを認めている債務の金銭的価値の変動は、一定数の株式の公正価値に特定の掛け目を乗じたものの価格変動に等しい。この掛け目と基準株式数の双方が一定の場合、当該債務は上記(3)の条件を満たすことになる。例えば、発行体が 1,000 株の公正価値の増加分の 3 倍に相当する価額の株式発行により債務の返済を求められたとする。その場合、当該債務は 3,000 株の公正価値の増加分に見合った株式数の発行により返済を求められる債務と同等とみなされる。

- (4) 投資家が発行体に対し、株式による決済を求めるオプションを有していること。ただし、(i)市場流通性のある商品である場合、株式というよりは発行体の債務として取引されていることを銀行が立証し、そのことに監督当局が同意しているもの、もしくは(ii)市場流通性のない(non-traded)商品の場合、債務ポジションとして扱われるべきことを銀行が立証し、そのことに監督当局が同意しているもの、を除く。(i)および(ii)のいずれの場合も、当局の同意を条件として、銀行は自己資本規制上、リスクを分解することができる。

237. 株式持分の経済的実質の移転を目的として構築された債務ならびにその他の有価証券、パートナーシップ、デリバティブ商品およびその他の手段(vehicles)は、株式保有とみなされる。⁶²これにはその投資リターンが株式のそれに連動した債務も含まれる。⁶³反対に、債務保有や証券化エクスポージャーの経済的実体の移転を目的として構築された株式投資は、株式保有とはみなされない。

238. 監督当局は、自己資本比率規制上、保有債務を株式として区分替えし、また別途、かかる保有の第二の柱による適切な取扱いを確保する裁量を持つ。

(vii) 適格購入売掛債権の定義

239. 適格な購入売掛債権は、以下に定義するとおり、リテールおよび事業法人の売掛債権に分けられる。

リテールの売掛債権

240. 購入したリテールの売掛債権については、購入銀行がリテール・エクスポージャーについて内部格付手法のルールに従っている場合、リテール・エクスポージャーに対する現在の基準で認められているトップダウン方式を利用することができる。銀行は、同様にセクションⅢのFおよびHで述べる運用上の最低基準を適用しなければならない。

事業法人の売掛債権

241. 通常、銀行は購入した事業法人の売掛債権に対しては、セクションⅢ.C.1(パラグラフ271から始まる部分)で詳述するように、他の事業法人向けエクスポージャーの扱いと整合的な方法で、個別債務者毎にデフォルト・リスクを審査することが期待されている。しかしながら、事業法人の売掛債権に関する購入銀行のプログラムが、売掛債権の適格要件とトップダウン方式の運用上の最低基準の双方を満たしている場合、トップダウン方式を利用することができる。トップダウン方式を利用した購入売掛債権の取扱いは、他の手法を適用した場合、事業法人のエクスポージャーに対する内部格付手法の最低要件を課すことが、銀行にとって過度の負担となる場合に限定される。主として、これはアセットバック証券化のストラクチャーに組み込まれるために購入された売掛債権を想定したものであるが、銀行は各国監督当局の許可がある場合には、同じ特徴を持

⁶² ローンとして計上されている株式であっても、債務の通常の資金化またはリストラクチャリング[orderly realisation or restructuring]の一環として行われるデット・エクイティ・スワップにより株式となったものは、保有株式の定義に含める。しかし、これらは、そのまま債務ポートフォリオ(debt portfolio)に残した場合と比べ、所要自己資本の軽減につながらないこともある。

⁶³ ネット・ポジションが重大なリスクを含まないよう、保有株式によって直接ヘッジされている場合には、監督当局は当該債務を株式エクスポージャーに含めることを求めないよう決定してもよい。

つ適切なオン・バランスシート・エクスポージャーに対しても、この手法を利用することができる。

242. 監督当局は、銀行の最低基準の遵守状況によっては、事業法人の売掛債権についてトップダウン方式の利用を認めないこともできる。特に、提案されているトップダウン方式の取扱いについて適格となるために、購入した事業法人の売掛債権は、以下の条件を満たさなくてはならない。

- 売掛債権は関係のない第三者の売り手から購入すること、それゆえ、銀行が直接または間接に当該売掛債権をオリジネートしていないこと。
- 売掛債権はセラーと債務者の間での第三者間取引 (arm's length basis) によって構成されていること。(このため、内部取引に係る売掛債権および、双方の売買の相殺勘定に係る売掛債権は不適格である⁶⁴)
- 購入銀行は、売掛債権のプールからの売上代金全額もしくは売上代金に比例した請求権を有すること。⁶⁵
- 各国の監督当局は、それを超えた場合に事業法人向けエクスポージャー用のボトムアップ方式の最低基準を用いて所要自己資本を計算しなければならない。この集中制限は、以下の基準値の1つないし複数の組み合わせとして定義され得る:プールの総額と比較した個別エクスポージャーの大きさ、規制資本に占める売掛債権プールの規模のパーセンテージ、あるいは、プール内の個別エクスポージャーの最大値。

243. 売り手に対する全額または部分的なリコース請求権があっても、コーポレートの購入売掛債権からのキャッシュ・フローが、購入売掛債権に関するパラグラフ 365~368のルールで定められているデフォルト・リスクに対する主要なプロテクションとなっており、銀行が適格基準と運用上の要件を満たしている場合には、銀行によるトップダウン方式の採用が自動的に否認されることはない。

2. 基礎的手法および先進的手法

244. 内部格付手法の枠組でカバーされる各資産区分には3つの主要な要素がある。

- リスク構成要素
銀行が算出するリスク構成要素の推計値。一部を監督当局が推計することもある。
- リスク・ウェイト関数
リスク構成要素をリスク・アセットに変換し、所要自己資本を計算する手段。
- 最低要件
銀行が所与の資産区分について、内部格付手法を採用するために満たすべき最低基準。

⁶⁴ 相殺勘定 (contra-accounts) とは、同一会社を取引相手として購入・売却の双方を行う顧客に関わるものである。リスクは、債務が現金ではなく同種資産で決済されることがあり得ることである。両社間の請求書の決済は相互の支払いではなく、相殺により行われることがあり得る。訴訟で争った場合、この相殺権は担保権に優先する。

⁶⁵ 売上代金のトランシェに対する請求権 (ファースト・ロス・ポジション、セカンド・ロス・ポジションなど) については証券化の取扱いを適用する。

245. 多くの資産区分について当委員会は、大きく2つの手法（基礎的手法および先進的手法）を提示している。基礎的手法では、全般的なルールとして、銀行は自行でPDの推計値を算出し、他のリスクの構成要素については当局の設定する推計値に依存する。先進的手法では、銀行は最低基準を満たすことを条件として、PD、LGD および EAD のより多くを自身で推計し、実効マチュリティ（M）を自身で計算する。基礎的手法および先進的手法の双方について、銀行は、この枠組で最低所要自己資本を計算するために示されたリスク・ウェイト関数を使用しなくてはならない。両手法の全体像を以下に記述する。

(i) 事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャー

246. 基礎的手法では、銀行は債務者の内部格付に応じたPDの自行推計値を算出しなくてはならないが、当該エクスポージャーに関係する他のリスクの構成要素については当局推計値を使用しなくてはならない。他のリスクの構成要素とは、LGD、EADおよびMである。⁶⁶

247. 先進的手法では、銀行は実効マチュリティ（M）⁶⁷を計算し、PD、LGDおよびEADを自行推計しなければならない。

248. この全般的なルールには、SL に区分される5つの下位分類についての例外がある。

SL カテゴリー： PF、OF、CF、IPRE、およびHVCRE

249. SL 資産について、事業法人向けエクスポージャーについての基礎的手法におけるPD推計の要件を満たさない銀行は、内部のリスク格付を、特定のリスク・ウェイトが付与された当局の設定する5つのカテゴリーに結びつけることを求められる。この方式を「監督当局設定のスロットティング・クライテリア方式(supervisory slotting criteria approach)」と呼ぶ。

250. PD推計の基準を満たす銀行は、HVCRE以外の全種類のSLエクスポージャーのリスク・ウェイトを計算するために、事業法人向けエクスポージャーに関する基礎的手法を利用することができる。各国裁量により、HVCRE向けエクスポージャーについて基準を満たす銀行は、パラグラフ283に記述するHVCRE専用のリスク・ウェイト関数を利用するという点を除き、事業法人向けエクスポージャーに適用する手法と同様の基礎的手法を利用することができる。

251. PD、LGD および EAD の推計の基準を満たす銀行は、HVCRE以外の全種類のSLエクスポージャーのリスク・ウェイトを計算するために、事業法人向けエクスポージャーに関する先進的手法を利用することができる。各国裁量により、HVCRE向けエクスポージャーについて最低基準を満たす銀行は、パラグラフ283に記述するHVCRE専用のリスク・ウェイト関数を利用するという点を除き、事業法人向けエクスポージャーに適用する手法と同様の先進的手法を利用することができる。

⁶⁶ パラグラフ318に記載するように、監督当局が基礎的手法の採用行に対し、パラグラフ320～324に記載する定義を用いて自行でMの推計値の算出を求めることがある。

⁶⁷ 各国の監督当局の裁量により、特定の国内向けエクスポージャーをMの自行推計の対象から除外してもよい（パラグラフ319参照）

(ii) リテール向けエクスポージャー

252. リテール向けエクスポージャーについては、銀行はPD、LGD および EAD の自行推計値を算出しなければならない。この資産区分については、基礎的手法と先進的手法の区別はない。

(iii) 株式エクスポージャー

253. トレーディング勘定で保有していない株式エクスポージャーのリスク・アセットの計算方法には、大きく分けてマーケット・ベース手法と PD/LGD 手法の 2 つの手法がある。それらはパラグラフ 340～361 に記述されている。

254. 株式エクスポージャーについての PD/LGD 手法は、他のエクスポージャーについて先進的手法を採用した銀行でも採用することができる。

(iv) 適格購入売掛債権

255. この取扱いは 2 つの資産区分を跨る可能性がある。適格な事業法人向け売掛債権については、いくつかの運用上の要件を満たすことを条件として、基礎的手法と先進的手法の両方を利用できる。適格なリテール向け売掛債権については、リテールの資産区分と同様、基礎的手法と先進的手法の区別はない。

3. すべての資産区分に対する内部格付手法の採用

256. 銀行が一旦その一部の資産について内部格付手法を採用した場合には、同手法を当該銀行グループ全体に適用することが期待される。ただし、当委員会は、内部格付手法をすべての重要な資産区分と事業単位 (business unit) について同時に実施することは、種々の理由から多くの銀行にとって実行可能でないことも認識している。さらに、内部格付手法を採用するとしても、保有データの制約から、銀行はある資産区分と事業単位 (business unit) については LGD と EAD の自行推計値を算出する基準を満たすが、すべての資産区分と事業単位 (business unit) について同時に基準を満たすことができないこともあり得る。

257. それゆえ、監督当局は銀行に対して、当該銀行グループ全体について内部格付手法の段階的適用を認めることができる。段階的適用には、次の形態がある：(i) 同一の事業単位 (business unit) 内において、個々の資産区分毎に段階的に内部格付手法を適用すること (リテール向けエクスポージャーの場合には、さらに、より下位の資産区分毎に内部格付手法の段階的適用を行うこと)、(ii) 同一銀行グループ内において、個々の事業単位 (business unit) 毎に内部格付手法を段階的に適用すること、(iii) 特定のリスクの構成要素について基礎的手法から先進的手法に段階的に移行すること。ただし、銀行が特定の事業単位 (business unit) のある資産区分 (リテール向けエクスポージャーの場合には、ある下位区分) について内部格付手法を採用した場合、当該銀行は内部格付手法を当該事業単位 (business unit) の当該資産区分 (または当該下位区分) のすべてのエクスポージャーに適用しなくてはならない。

258. 銀行は、重要な資産区分 (リテール向けエクスポージャーの場合には下位区分) および事業単位 (business unit) について、どの範囲まで、また、いつ内部格付手法の採用を段階的に実施するのかを示す実施計画を作成しなくてはならない。当該計画は正確かつ現実的なものであるべきであり、また、監督当局の承認を得なくてはならない。当該計画は、より先進的な手法への移行の現実性と実行可能性を折り込んだものでなくて

はならず、かつ所要自己資本を最少化することを目的として、いずれかの「第一の柱」の手法を採用するというモチベーションによるものであってはならない。監督当局は、段階的適用期間中において、標準的手法、基礎的および先進的内部格付手法を採用するグループ企業間で信用リスクを移転することにより、当該銀行グループの全体の所要自己資本の総額を減らすことを意図したグループ内取引による所要自己資本の軽減が行われないことを確実にする。資産売却や相互保証は、（別にこれらに限らないが）このような取引に含まれる。

259. 規模や観察されるリスク特性の観点から重要性が低いと考えられる事業単位（business unit）および資産区分（リテール向けエクスポージャーの場合には下位区分）のエクスポージャーについては、当局の承認を条件として、前2つのパラグラフにある要件を免除できる。このような資産区分の所要自己資本は標準的手法に基づき算定され、監督当局は「第二の柱」の下で銀行がそのようなポジションにより多くの自己資本を保有すべきかどうか決定する。

260. 上記にかかわらず、銀行がいったん事業法人、銀行、ソブリンまたはリテール向けの資産区分の全部または一部に内部格付手法を採用した場合には、株式向けエクスポージャーについても、重要性に応じて同時に内部格付手法の採用を要求されることとなる。銀行の株式エクスポージャーが当該銀行の事業の重要な部分を占めている場合には、当該銀行が他のビジネスラインで内部格付手法を採用していなくても、監督当局は当該銀行に株式についていずれかの内部格付手法を採用するよう求めることができる。さらに、銀行がいったん事業法人向けエクスポージャーに内部格付手法を採用した場合には、当該銀行は事業法人向けエクスポージャーの中の SL の各下位区分についても内部格付手法の採用が求められることとなる。

261. 内部格付手法を採用している銀行は、内部格付手法の使用を継続することが期待される。自発的な標準的手法または基礎的手法への復帰は、銀行が与信関連事業の大部分から撤退するような例外的状況のもとでのみ認められ、監督当局の承認を得なくてはならない。

262. SL 向けエクスポージャーに関するデータが不足している状況に鑑み、銀行は下位区分である PF、OF、CF、IPRE または HVCRE の1つまたは複数について、監督当局設定のスロTTィング・クライテリア方式の採用を継続したまま、事業法人向け資産区分内の他の下位区分を基礎的手法あるいは先進的手法に移行させることができる。しかしながら、下位区分である HVCRE の先進的手法への移行については、重要な IPRE のエクスポージャーについても同時に行わなければ移行することができない。

4. 経過措置

(i) 予備計算

263. 基礎的手法または先進的手法を採用する銀行は、パラグラフ 45 から 49 に定められている期間において、1988 年合意と同様の手法を用いて所要自己資本を計算することが求められる。信用リスクに対して基礎的内部格付手法を採用する銀行の予備計算は、2005 年の年末にスタートする。信用リスク、オペレーショナル・リスクについて、1988 年合意から直接、先進的手法に移行する銀行は、2005 年の年末から予備計算もしくは影響度調査の対象となり、2006 年の年末から予備計算の対象となる。

(ii) 事業法人、ソブリン、銀行およびリテール向けエクスポージャー

264. 移行期間は、この枠組の実施日に始まり、その日から3年後に終了する。この移行期間中、各国の監督当局の裁量により、次の最低基準を緩和することができる。

- 基礎的手法を利用する場合、事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーについては、銀行は、データ元に関わりなく、PDを推計するために最低5年分のデータを利用しなければならないとするパラグラフ463の要件。
- リテール向けエクスポージャーについては、銀行は、データ元に関わりなく、損失の特性（EAD、および期待損失（EL）又はPDとLGDのいずれか）を推計するために最低5年分のデータを利用しなければならないとするパラグラフ466の要件。
- 事業法人、ソブリン、銀行およびリテール向けエクスポージャーについては、銀行は内部格付手法採用の認定を受ける前の少なくとも3年の間、継続して本文書に述べた最低要件とほぼ一致する格付体系を採用していることを証明しなければならないというパラグラフ445の要件。
- 上記の経過措置のうち適用可能なものは、株式エクスポージャーに対するPD/LGD手法にも適用する。株式エクスポージャーに対するマーケット・ベース手法には、経過措置を適用しない。

265. これらの経過措置を適用する場合、銀行は、この枠組の実施日において最低2年間のデータを有していることが求められる。このデータ保有期間の要件は、移行期間の3年の間、毎年1年分ずつ増加する。

266. 住宅の価格変動のサイクルは非常に長く、短期間のデータでは適切に把握できない可能性があるため、移行期間中は、居住用不動産により担保されているリテール向けエクスポージャーのLGDは、パラグラフ328の関数を適用するいかなる下位分類においても10%を下回ることはできない。⁶⁸当委員会は移行期間中に本フロアの継続の必要性を再検討する。

(iii) 株式エクスポージャー

267. 10年を限度として、監督当局は、この枠組の公表時に保有する特定の株式には内部格付手法の適用を免除することができる。⁶⁹免除されるポジションは、投資先企業における持分比率を増やさない範囲で、当該日時点の持株数、およびこれらの株式を保有する結果として直接発生する追加株式数で計測する。

268. 株式取得により特定の保有株式の持分比率が上昇する場合（例えば、この枠組の公表後の投資先の提案による所有権の変更によるもの）、当該増加部分は上記の適用免除の対象とはならない。当初から適用免除の対象であったが、いったん売却し、その後を買戻して取得した株式も、適用免除の対象とはならない。

269. これらの経過規定の対象となる株式については、標準的手法による最低所要自己資本が求められる。

⁶⁸ ただし10%のLGDフロアは、ソブリンの保証を受ける下位区分には適用しない。また、このフロアの実在は、パラグラフ468以降の最低要件で示したLGD推計の要件の適用免除を意味するものではない。

⁶⁹ この例外は、第1部で言及したように、現行のリスク・ウェイトの取扱いを続ける国の会社に対する投資には適用しない。脚注9を参照のこと。

C. 事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーに関するルール

270. セクションⅢ.Cでは、事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーに対する非期待損失(UL)の最低所要自己資本の計算方法を説明する。セクション C.1 に述べるとおり、これら 3 つの資産区分についての所要自己資本の計算には、1 つの例外を除いて単一のリスク・ウェイト関数を用いる。事業法人向けエクスポージャーのうち SL の各下位区分については、監督当局が定めるリスク・ウェイトを用い、また、HVCRE については、別個のリスク・ウェイト関数を用意する。セクション C.2 では、リスクの構成要素を論ずる。期待損失の計算方法およびその測定値と引当金の間の差異の判定方法はセクションⅢ.Gに記述する。

1. 事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーのリスク・アセット

(i) リスク・アセットを算出するための計算式

271. リスク・アセットの算出は、所与のエクスポージャーの PD、LGD、EAD の推計値、および場合によっては、実効マチュリティ (M) の推計値に依存する。パラグラフ 318～324 では、こうしたマチュリティ調整を適用する状況について論ずる。

272. このセクションでは別段の明確な説明がない限り、PDおよびLGDは小数で、EADは通貨(例、ユーロ)で計測する。デフォルトしていないエクスポージャーに対するリスク・アセットを算出する計算式は次のとおりである。^{70 71}

$$\text{相関係数 (R)} = 0.12 \times (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50)) + \\ 0.24 \times [1 - (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50))]$$

$$\text{マチュリティ調整 (b)} = (0.11852 - 0.05478 \times \ln(\text{PD}))^2$$

$$\text{所要自己資本}^{72} \text{ (K)} = [\text{LGD} \times \text{N}[(1 - \text{R})^{\wedge} - 0.5 \times \text{G}(\text{PD}) + (\text{R} / (1 - \text{R}))^{\wedge} 0.5 \times \text{G}(0.999)] \\ - \text{PD} \times \text{LGD}] \times (1 - 1.5 \times \text{b})^{\wedge} - 1 \times (1 + (\text{M} - 2.5) \times \text{b})$$

$$\text{リスク・アセット (RWA)} = \text{K} \times 12.5 \times \text{EAD}$$

デフォルトしたエクスポージャーに対する所要自己資本額 (K) は、ゼロ、およびその LGD(パラグラフ 468 に記述) と銀行による期待損失の最良の推計値(パラグラフ 471 に記述) との開差のうち、大きい値と等しい。デフォルトしたエクスポージャーのリスク・アセットの金額は、K、12.5 および EAD の積に等しい。

リスク・ウェイトの例示については、付属文書 5 を参照のこと。

(ii) 中小企業 (SME) についての企業規模による調整

273. 事業法人向け債権について内部格付手法を適用する場合、銀行は SME である債務者向けエクスポージャー(当該企業が属する連結グループの決算上の (reported) 売上

⁷⁰ Lnは自然対数を表す。

⁷¹ N(x)は標準正規累積分布関数(平均値ゼロ、分散1の正規乱数がx以下である確率)、G(z)は標準正規累積分布関数の逆関数(すなわちN(x)=zとなるxの値)。標準累積分布関数と標準正規分布関数の逆関数は、例えばExcelでは、NORMSDISTおよびNORMSINVとして求められる。

⁷² 個々のソブリン・エクスポージャーに対する計算の結果が、負の資本賦課となった場合、銀行はそれらのエクスポージャーに対する資本賦課をゼロとする。

高が 5,000 万ユーロ未満である企業に対するエクスポージャーと定義する) を大企業向けエクスポージャーから区別することが認められる。SME である債務者向けエクスポージャーについては、事業法人向けのリスク・ウェイト関数に企業規模調整 ($0.04 \times (1 - (S-5)/45)$) を加える。S は年間総売上高を 100 万ユーロ単位で表したもので、500 万ユーロ以上 5,000 万ユーロ以下の範囲に収まる。SME である債務者向けの企業規模調整においては 500 万ユーロ未満の決算上の (reported) 売上高は 500 万ユーロとして扱う。

$$\text{相関係数 (R)} = 0.12 \times (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50)) + 0.24 \times [1 - (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50))] - 0.04 \times (1 - (S-5)/45)$$

274. 各国裁量により、監督当局は、SME の範囲を定めて企業規模調整を行うにあたり、安全策として (訳者注: [例] 不適切な算出結果となることを防ぐため)、銀行が、当該企業が属する企業グループの連結総売上高に代えて総資産を用いることを認めてもよい。ただし、総資産が使用できるのは、総売上高が企業規模の適切な指標とならない場合に限るものとする。

(iii) スペシャライズド・レンディングのリスク・ウェイト

PF、OF、CF および IPRE のリスク・ウェイト

275. 事業法人向けの内部格付手法によって PD を推計するための基準を満たさない銀行は、自行の内部格付を、特定のリスク・ウェイトに対応する監督当局設定の 5 つのカテゴリに変換することが求められる。この変換 (マッピング) に関するスロッシング・クライテリアは、付属文書 6 の定めに基づかななくてはならない。これらの監督当局の分類に対応する非期待損失 (UL) に対するリスク・ウェイトは次表のとおりである。

HVCRE 以外の SL エクスポージャーに関する監督当局の分類と UL に対するリスク・ウェイト

優 (Strong)	良 (Good)	可 (Satisfactory)	弱い (Weak)	デフォルト (Default)
70%	90%	115%	250%	0%

276. 銀行は付属文書 6 に示されたガイドラインを利用して SL エクスポージャーについて自行の内部格付を監督当局設定の分類に変換することが期待されるが、監督当局設定の分類はそれぞれ、概ね次表に示す外部信用格付の範囲に対応する。

優	良	可	弱い	デフォルト
BBB- 以上	BB+ または BB	BB- または B+	B ないし C-	該当なし

277. 各国裁量により、残存マチュリティが 2.5 年未満であるか、銀行の引受能力 (underwriting) やその他のリスク特性が、監督当局の各リスク・カテゴリに対するスロッシング・クライテリアで特定したものよりも相当程度に強固であると当局が判定する場合には、監督当局は銀行に「優」に相当するエクスポージャーに 50% の、「良」

に相当するエクスポージャーに 70%の優遇リスク・ウェイトを適用することを認めることができる。

278. PD 推計の条件を満たす銀行は、SL の下位区分のリスク・ウェイトを計算する際、事業法人向けの一般的な基礎的手法を使用することができる。

279. PD、LGD および/または EAD 推計の条件を満たす銀行は、SL の下位区分のリスク・ウェイトを計算する際、事業法人向けの一般的な先進的手法を使用することができる。

HVCRE のリスク・ウェイト

280. 銀行が PD 推計の条件を満たさない場合、または監督当局が HVCRE に基礎的手法または先進的手法を適用しないことを選択した場合は、銀行は自行の内部格付を特定のリスク・ウェイトに対応する監督当局設定の 5 つの分類にマッピングしなくてはならない。この変換（マッピング）に関するスロッチェイニング・クライテリアは、付属文書 6 に記載するとおり、IPRE 向けのもので同一である。それぞれの分類に対応するリスク・ウェイトは、次表のとおりである。

HVCRE に関する監督当局の分類と UL に対するリスク・ウェイト

優	良	可	弱い	デフォルト
95%	120%	140%	250%	0%

281. パラグラフ 276 に示すように、当局の設定する分類は、一定範囲の外部信用格付にほぼ対応している。

282. 各国裁量により、残存マチュリティが 2.5 年未満であるか、銀行の引受能力（underwriting）やその他のリスク特性が監督当局設定のリスク判定に関するガイドラインで定めたものよりも相当程度に強固であると当局が判定する場合には、監督当局は銀行に「優」に相当するエクスポージャーには 70%の、「良」に相当するエクスポージャーには 95%の優遇リスク・ウェイトを適用することを認めることができる。

283. PD 推計の要件を満たし、かつ監督当局が HVCRE に基礎的手法または先進的手法を適用することを選択した銀行は、次の資産相関係数の適用を除き、他の SL エクスポージャーのリスク・ウェイトの計算に用いる計算式と同じものを利用する。

$$\text{相関係数 (R)} = 0.12 \times (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50)) + 0.30 \times [1 - (1 - \text{EXP}(-50 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-50))]$$

284. HVCRE エクスポージャーについて LGD および EAD 推計の要件を満たさない銀行は、事業法人向けエクスポージャーの LGD および EAD について当局が定める数値を使用しなければならない。

(iv) ダブル・デフォルトの枠組みに準拠するエクスポージャーのリスク・アセットの計算

284(i). ダブル・デフォルトの枠組の中で取り扱われるヘッジされたエクスポージャーの場合、所要自己資本はパラグラフ 284(ii)および 284(iii)に従って計算することができる。

284(ii). ダブル・デフォルトの枠組みに従って処理されるヘッジされたエクスポージャーの所要自己資本 (K_{DD}) は、以下に定義される K_0 と、プロテクション提供者の PD (PD_g) に依存する乗数との積により算出される

$$K_{DD} = K_0 \cdot (0.15 + 160 \cdot PD_g).$$

K_0 はヘッジされていない事業法人向けエクスポージャーに対する所要自己資本と同じ方法 (パラグラフ 272 および 273 で定義) で計算されるが、デフォルト時損失率 (LGD) とマチュリティの調整については異なるパラメーターを使用する。

$$K_0 = LGD_g \cdot \left[N \left(\frac{G(PD_g) + \sqrt{\rho_{os}} \cdot G(0.999)}{\sqrt{1 - \rho_{os}}} \right) - PD_o \right] \cdot \frac{1 + (M - 2.5) \cdot b}{1 - 1.5 \cdot b}$$

PD_o と PD_g はそれぞれ債務者と保証人のデフォルト確率であり、いずれもパラグラフ 285 で示されている PD のフロアが適用される。相関係数 ρ_{os} はパラグラフ 272 (あるいは必要に応じてパラグラフ 273) の相関係数に関する計算式 (R) に従って計算される。この場合の PD は PD_o と等しく、 LGD_g は保証人に対する直接のエクスポージャーに相応する LGD である (すなわち、パラグラフ 301 との平仄から、この LGD は、ヘッジされた取引の満期までに保証人と債務者の双方がデフォルトした場合に、回収額が保証人と債務者それぞれの財務状況に依存することを入手可能な証拠と保証の構造が示すか否かによって、保証人に対するヘッジされていないファシリティに関連する LGD あるいは債務者に対するヘッジされていないファシリティに関連する LGD の何れかとなる。いずれの LGD を推計するにあたって、銀行はパラグラフ 303、または 297 および 468 から 473 と整合的な方法で、専ら当該エクスポージャーに設定されている担保、あるいはプロテクションを認識することができる)。LGD の推計ではダブルリカバリー効果を考慮することはできない。マチュリティ調整係数 b は、パラグラフ 272 のマチュリティ調整 (b) の計算式に従って計算される。この場合、PD は PD_o と PD_g のうち最小のものとする。M はプロテクションの実効マチュリティで、ダブル・デフォルトの枠組が適用される限り、どのような状況でも 1 年のフロアを下回ることはない。

284(iii). リスク・アセット額はヘッジされていないエクスポージャーの場合と同様の方法で計算される。すなわち、

$$RWA_{DD} = K_{DD} \cdot 12.5 \cdot EAD_g.$$

2. リスクの構成要素

(i) デフォルト確率 (PD)

285. 事業法人および銀行向けエクスポージャーについては、PD は当該エクスポージャーに付与された内部格付に対応する 1 年間の PD と 0.03% のうち、いずれか大きい方の値となる。ソブリン向けエクスポージャーについては、PD は当該エクスポージャーに

付与された内部格付に対応する1年間のPDとなる。デフォルトの参照定義のとおりデフォルト格付を付与された債務者のPDは、100%となる。各内部格付に対応するPD推計方法に関する最低要件は、パラグラフ461~463で概説する。

(ii) デフォルト時損失率 (LGD)

286. 銀行は、事業法人、ソブリン、銀行向けの各エクスポージャーのLGDを推計しなければならない。この推計値を計算する手法には、基礎的手法と先進的手法の2種類が存在する。

基礎的手法におけるLGD

無担保無保証や不適格担保 (unsecured claims and non-recognised collateral) の取扱い

287. 基礎的内部格付手法では、適格担保で担保されていない事業法人、ソブリン、銀行向け優先債権に対しては、45%のLGDが付与される。

288. 事業法人、ソブリンおよび銀行向けのすべての劣後債権に対して75%のLGDが付与される。劣後債権とは、他のファシリティに比して明らかに弁済順位が劣後する与信をいう。各国の裁量で、監督当局は「劣後」について、より広い定義を選択してもよい。これには、当該ファシリティに担保がなく、かつ債務者の資産の大半が他のエクスポージャーを担保するために用いられている場合のような経済的な劣後 (economic subordination) の状態が含まれ得る。

基礎的手法において担保がある場合の取扱い

289. 基礎的内部格付手法では、標準的手法で認識される適格金融資産担保に加え、その他の形式の担保、すなわち内部格付手法適格担保も認識される。内部格付手法適格担保には、パラグラフ509~524で記載された最低要件を満たす場合、売掛債権、特定の商業用不動産および居住用不動産 (CRE/RRE) ならびにその他の物的担保が含まれる。⁷³ 適格金融資産担保に関する最低要件は、パラグラフ111から始まるセクションII.D以降で定める運用基準と同一である。

基礎的内部格付手法において適格金融資産担保を認識する方法

290. 適格金融資産担保を認識する方法は、標準的手法の担保に関する包括的手法についてパラグラフ147~181(i)で概説されたものとかかなり近い。内部格付手法を採用する銀行は、標準的手法について提示された、担保に対する簡便手法を利用できない。

291. 包括的手法に基づき担保付取引に適用する実効的なデフォルト時損失率 (LGD*) は、以下のとおりである。

⁷³ ただし、当委員会は、十分に発展し、長期にわたって確立された市場がある例外的な環境では、オフィスおよび/または多目的商業施設、および/または多店舗商業施設のモーゲージは、事業法人向けポートフォリオの担保として認定する可能性があることを認識している。適用すべき適格基準に関する議論についてはパラグラフ74の脚注29を参照されたい。当該エクスポージャーの被担保部分のLGDは、標準的手法に関するパラグラフ119~181(i)に記載した条件の下で、35%と定める。当該エクスポージャーの残余部分のLGDは45%とする。標準的手法における自己資本賦課との整合性を保つため (内部格付手法には、標準的手法対比で所要自己資本が少し軽くなるというインセンティブを付与しつつ)、監督当局は両手法の取扱いが同等となるようにこうしたエクスポージャーに対する自己資本賦課に上限を設けることができる。

- LGD は、担保を認識する前のシニアの無担保エクスポージャーの LGD（45%）。
- E は、当該エクスポージャーの時価（貸し出された現金、貸し付けられた有価証券または担保提供された有価証券）。
- E*は、標準的手法のパラグラフ 147～150 で定義するリスク削減後のエクスポージャーの価値をいう。この概念はLGD*を計算するためにのみ用いる。銀行は、特段の指示がない限り、担保の存在を考慮せずにEADを計算し続けなくてはならない。

$$LGD^* = LGD \times (E^*/E)$$

292. 基礎的内部格付手法の使用が認められた銀行は、標準的手法で述べた担保付取引に関する包括的手法におけるいずれかの方法を適用してE*を計算することができる。

293. レポ取引をマスター・ネットィング・アグリーメントに従って行う場合には、銀行は所要自己資本の計算にあたりネットィング効果を認識しないことを選択できる。自己資本の計算上、マスター・ネットィング・アグリーメントが取引に及ぼす効果の認識を望む銀行は、標準的手法のパラグラフ 173～174 に記載する基準を満たさなければならない。当該銀行は、パラグラフ 176 および 177 または 178～181(i)に従いE*を計算し、これを EAD に代入しなくてはならない。担保がこれらの取引に及ぼす影響は、LGD の調整を通じて反映してはならない。

包括的手法からの適用除外 (carve out)

294. 標準的手法と同様、パラグラフ 170 の条件が満たされ、加えて、取引相手がパラグラフ 171 で特定された中核的市場参加者である取引については、監督当局は、包括的手法において指定されたヘアカットを適用せず、代わりに、H に 0 を適用することができる。

内部格付手法適格担保の認識方法

295. 銀行が事業法人向けのエクスポージャーをカバーするために、内部格付手法適格担保を用いる場合、基礎的手法で実効的な LGD を計算する方法は、次のとおりである。

- 最低限の適格要件を満たすが、担保の時価(C)のエクスポージャーの時価(E)に対する比率が下限レベル C*（当該エクスポージャーに対して最低限必要となる担保カバーのレベル）に達しない場合のエクスポージャーには、無担保エクスポージャーまたは適格金融資産担保や内部格付手法適格担保以外の担保が付されたエクスポージャーに適用する LGD が付与される。
- C の E に対する比率が上限レベル C**（LGD の認識を完全に受けるための超過担保レベル）を超えるエクスポージャーには、次表による LGD が付与される。

シニアのエクスポージャーの担保付き部分に適用すべき LGD と必要な超過担保レベルは次表に示される通りである。

シニア・エクスポージャーの担保付部分についての最低 LGD

	最低 LGD	エクスポージャーに対して最低限必要となる担保カバーのレベル (C*)	LGDの認識を完全に受けるために必要な超過担保レベル (C**)
適格金融資産担保	0%	0%	該当無し
売掛債権	35%	0%	125%
CRE/RRE	35%	30%	140%
その他の物的担保 ⁷⁴	40%	30%	140%

- シニア・エクスポージャーは完全な担保カバー部分とアンカバー部分に分割される。
- 完全に担保でカバーされていると考えられるエクスポージャーの部分、すなわち C/C**には、当該担保の種類に対応するLGDが付与される。
- エクスポージャーの残りの部分は、無担保と考えられ、45%のLGDの適用を受ける。

担保プール (pools of collateral) の取扱い方法

296. 銀行が金融資産担保とその他の内部格付手法適格担保を取得している場合、基礎的手法による取引の実効 LGD を決定する方法は、標準的手法における取扱いに準じ、次のガイダンスを基本とする。

- 銀行が複数の CRM (信用リスク削減手法) を取得した場合には、調整後エクスポージャー額 (適格金融資産担保のヘアカット調整後) について、CRM の種類毎に当該エクスポージャーのカバー部分をさらに分割することが求められる。すなわち、銀行は、エクスポージャーを、適格金融資産担保でカバーされた部分、売掛債権でカバーされた部分、CRE/RRE 担保でカバーされた部分、その他の担保でカバーされた部分、および(もしあれば)無担保の部分に分割しなければならない。
- 削減後エクスポージャー額 (適格金融資産担保および売掛債権担保の効果認識後) に対する CRE/RRE およびその他担保の合計額の比が、該当する限界水準 (エクスポージャーに対する担保カバーの最低比率) に満たない場合、当該エクスポージャーには、無担保債権に対する LGD45%が適用される。
- リスク・アセットは、エクスポージャーのうちの担保カバー部分毎に別々に計算しなければならない。

先進的手法における LGD

297. 以下に特定する追加的な最低基準の下で、監督当局は、銀行に対して、事業法人、ソブリン、銀行向けエクスポージャーについて、LGD の自行推計を認めてもよい。LGD は、デフォルト時エクスポージャーに対するデフォルト時損失額の割合として推計されな

⁷⁴ その他の担保には、融資がデフォルトした結果、当該銀行が取得した物的資産を含まない。

ればならない。内部格付手法を採用する銀行のうち、これらの追加的な基準を満たすことができない場合は、上記の基礎的手法における LGD の取扱方法によらなければならない。

298. LGD の自行推計に関する最低要件は、パラグラフ 468～473 に記載する。

一定のレポ形式の取引の取扱い

299. レポ形式の取引に係る所要自己資本の計算にあたって、マスター・ネットイング・アグリーメントの効果を認識したいと考える銀行は、EAD として適用するための E* を計算するにあたりパラグラフ 293 に記載した方法を適用しなくてはならない。先進的手法を利用する銀行については、エクスポージャーの無担保相当額 (E*) の算定にあたって、LGD の自行推計が認められる。

保証およびクレジット・デリバティブの取扱い

300. 内部格付手法において保証およびクレジット・デリバティブの形をとる信用リスク削減手法を認識する方法には、監督当局が定めた LGD の値を使用する銀行のための基礎的手法と、自行推計 LGD を用いる銀行のための先進的手法の 2 通りがある。

301. いずれの手法を採用しても、保証またはクレジット・デリバティブの形式による CRM は、ダブル・デフォルトの効果 (effect of double default) を反映してはならない (パラグラフ 482 参照)。そのため、銀行が CRM を認識する範囲においては、調整後リスク・ウェイトは、プロテクション提供者に対する直接のエクスポージャーに相応する調整後リスク・ウェイトより低くてはならない。これは標準的手法と整合的であり、担保を認識することによって所要自己資本が大きくなる場合には、銀行は、それを認識しないことを選択してもよい。

基礎的内部格付手法における認識

302. LGD について基礎的内部格付手法を用いる銀行の場合、保証とクレジット・デリバティブを認識する方法は、パラグラフ 189～201 で特定された標準的手法における取扱いにほぼ従うことになる。基礎的内部格付手法における適格保証人の範囲については、内部格付およびそれに関連する PD が「A-」相当以上である企業でも認識されることを除いて、標準的手法の場合と同様である。認識するためには、パラグラフ 189～194 で述べた要件が満たされなければならない。

303. 適格保証人による適格保証は、次のとおり認識する。

- エクスポージャーのカバー部分については、リスク・ウェイトは、次の項目をもとに計算される。
 - 当該保証人の種類に見合ったリスク・ウェイト関数、および
 - 保証人に関する債務者格付に適用される PD、または、銀行が完全な置換法が適切でないと考えられる場合には、原債務者に対する格付と保証人の債務者格付の間に位置するいずれかの格付に見合った PD。
- 銀行は、保証付きコミットメントの優先順位 (seniority) および担保効果 (collateralisation) を考慮して、原取引の LGD を、保証に適用する LGD に置き換えることができる。

304. エクスポージャーの非カバー部分には、原債務者のリスク・ウェイトを適用する。

305. 部分的にカバーがある場合、または、原エクスポージャーと信用プロテクションの間に通貨ミスマッチがある場合には、エクスポージャーをカバー部分と非カバー部分に分ける必要がある。基礎的手法における取扱いは、パラグラフ 198～200 において標準的手法に関して述べた取扱いに従い、また、当該カバーが比例的なものか、あるいは階層的なものかか(proportional or tranching) によって異なる。

先進的手法における認識

306. LGD 推計において先進的手法を利用する銀行は、PD または LGD 推計値を調整することによって、保証およびクレジット・デリバティブのリスク削減効果を反映することができる。PD または LGD のいずれかで調整するかにかかわらず、調整は、当該の保証およびクレジット・デリバティブの種類について整合的な方法で行わなくてはならない。調整する際に、銀行は、ダブル・デフォルト効果を含めてはならない。したがって、調整後のリスク・ウェイトは、プロテクション提供者に対する直接のエクスポージャーに相応するリスク・ウェイトよりも低くなくてはならない。

307. LGDを自行推計に依存する銀行は、基礎的内部格付手法を利用する銀行に対する上記取扱いを採用すること(パラグラフ 302～305)、または、保証もしくはクレジット・デリバティブの存在を反映するためにエクスポージャーのLGD推定値を調整することの、いずれかを選択できる。この場合(Under this option)、パラグラフ 483～484 に記載する保証の種類に関する一連の最低要件を満足しなくてはならないが、適格保証人の範囲には制限がない。クレジット・デリバティブについては、パラグラフ 488 と 489 に記載する要件を満足しなくてはならない。⁷⁵

ダブル・デフォルト効果の認識のための運用上の要件

307(i). 内部格付手法を採用している銀行には、エクスポージャーに対する適切な所要自己資本を決定するにあたって、置換方式を利用する選択肢がある。しかし、以下の商品のいずれか 1 つによってヘッジされているエクスポージャーには、パラグラフ 307(ii) に示された追加的な運用上の要件に従って、パラグラフ 284(i)～284(iii) に準拠したダブル・デフォルトの枠組みを適用することができる。銀行はダブル・デフォルトの枠組と置換方式のいずれを適用するかについて、適格なエクスポージャー毎に個別に決定することができる。

(a) シングルネームの資金の払込を伴わない(unfunded) クレジット・デリバティブ(クレジット・デフォルト・スワップなど) あるいはシングルネームの保証。

(b) ファースト・トゥ・デフォルトのバスケット商品—ダブル・デフォルト効果は、バスケット内で最低のリスク・ウェイト額をもつ資産に適用される。

(c) n^{th} トゥ・デフォルトのバスケット商品—購入したプロテクションは、 $(n-1)$ 番目の適格デフォルト・プロテクションも購入している場合、あるいはバスケット内の $(n-1)$ 番目の資産がすでにデフォルトしている場合に限り、ダブル・デ

⁷⁵ クレジット・デリバティブが原債務のリストラクチャリングをカバーしていない場合は、パラグラフ 192 に定める部分的認識が適用される。

フォルトの枠組を考慮することが適格となる。

307(ii). 以下の条件が満たされている場合に限り、ダブル・デフォルトの枠組を適用することができる。

(a) ダブル・デフォルトの枠組を適用する前のエクスポージャーに関連するリスク・ウェイトは、プロテクションのいずれの側面も織り込んでいないこと。

(b) プロテクションを売る事業者が、銀行⁷⁶、投資会社あるいは保険会社（ただし、金融保証（モノライン）会社、再保険会社、ソブリン以外の輸出信用機関⁷⁷を含むプロテクションの提供事業に従事している事業者（entity）に限る）であり、

- かつ広義においてこの枠組み（監督当局による適切な監督と透明性/市場規律がある場合）におけるのと同等の方法で監督されている、もしくは監督当局が本目的のために適格であるとみなした格付機関によって少なくとも投資適格の外部格付が与えられていること。
 - エクスポージャーに対するプロテクションが最初に提供された時点あるいはそれ以降のいずれかの期間において、A-の外部格付に相当する PD あるいはそれ以下の PD に相当する内部格付が付与されていること。
 - 投資適格の外部格付に相当する PD あるいはそれ以下の PD に相当する内部格付が付与されていること。
-

(c) 原債務は、

- パラグラフ 218～228 で定義されている事業法人向けエクスポージャー（パラグラフ 275～282 に記述された監督当局設定のスロッシング・クライテリア方式が使用されているスペシャライズド・レンディングエクスポージャーを除く）、もしくは
 - パラグラフ 229 で定義されているソブリン向けエクスポージャー以外の PSE に対する債権、もしくは
 - 中小企業に対する貸付で、パラグラフ 231 に定義されているリテール・エクスポージャーに分類されているもの。
-

(d) 原債務者とは以下のものではない。

- (b) で定義されている金融会社、もしくは
 - プロテクション提供者と同じグループのメンバー企業。
-

(e) プロテクションはパラグラフ 189～193 で説明に概説されているような当該取引商品に対する運用上の最低要件を満たしている。

(f) 保証に関するパラグラフ 190 との平仄をとり、銀行は保証とクレジット・デリバ

⁷⁶ 公共部門（PSE）や国際開発銀行（MDB）に対する債権はパラグラフ 230 に従って銀行に対する債権として取り扱われる場合もあるが、ここではPSEやMDBは含まれない。

⁷⁷ ソブリン以外を適用対象とすることは、当該プロテクションがソブリンの明らかな再保証（counter guarantee）から恩恵を受けないことを意味する。

タイプ双方のダブル・デフォルト効果を認識するために、カウンターパーティに支払いを求める際に法的措置を講じることなく、プロテクション提供者からの支払いを受ける権利および見込み (expectation) を有しなければならない。銀行は、信用事象が発生した場合に、プロテクション提供者が迅速な支払いを自発的に行うことの確信を得るために、可能な限りの措置を講じるべきである。

(g) 購入したプロテクションが、契約で明記された信用事象から発生するエクスポージャーのヘッジ部分が被る全ての信用損失を吸収する。

(h) 決済の仕組みが現物決済を規定している場合には、貸付、債券あるいは偶発債務の引渡し可能性について法的確実性がなければならない。銀行が原エクスポージャー以外の債務の引き渡しを意図する場合、銀行は契約に従って引渡しのために購入することが可能なように、引渡し可能債務の十分な流動性を確保しなければならない。

(i) プロテクション契約の取引条件はプロテクション提供者と銀行の双方によって法的に書面で確認されなければならない。

(j) ダイリューション・リスクに対するプロテクションの場合、購入債権のセラーはプロテクション提供者と同一グループのメンバーであってはならない。

(k) プロテクション提供者と原エクスポージャーの債務者の信用力は、それらのパフォーマンスがシステムティック・リスク要因を超えた共通要因に左右されるため、過度の相関性がないこと。銀行は、そのような過度の相関性を探知するプロセスを備えていること。このような過度の相関性が発生する事例として、プロテクション提供者が財あるいはサービスの供給者の債務を保証し、かつかかる供給者が収益あるいは収入のかなりの割合をかかるとプロテクション提供者から得ている場合が挙げられる。

(iii) デフォルト時エクスポージャー (EAD)

308. 以下のセクションは、オン・バランスおよびオフ・バランスのエクスポージャーに適用される。すべてのエクスポージャーは、個別引当金または部分直接償却前のグロスベースで計上する。引き出された金額の EAD は、(i) エクスポージャーの全額が貸倒償却された場合に減少するであろう銀行の規制上の資本金額と、(ii) 全ての個別引当金と部分直接償却分の合計額を下回ってはならない。商品の EAD と上記(i)と(ii)の合計額との間差が正の値を取る場合、その金額を割引(ディスカウント)と呼ぶ。リスク・アセットの計算では割引を勘案しない。パラグラフ 380 に記載された限定的な状況では、セクション III.G に定める EL・引当金比較計算上の適格な引当金総額の測定に含めることができる。

オン・バランスシート項目のエクスポージャーの計算

309. 貸出と預金のオン・バランスシート・ネットティングは、標準的手法と同一の条件の下で認識される(パラグラフ 188 参照)。通貨ミスマッチないし期間ミスマッチのあ

るオン・バランスシート・ネットイングが存在する場合、その取扱いは、パラグラフ 200、202～205 で定められる標準的手法に従う。

オフ・バランスシート項目のエクスポージャーの計算（外国為替、金利、株式、コモディティ関連のデリバティブを除く）

310. オフ・バランスシート項目のエクスポージャーは、コミットされているが未実行の金額に掛け目（CCF）を乗じた額で計算される。CCF の推計には基礎的手法と先進的手法の 2 通りがある。

基礎的手法における EAD

311. 取引手段の種類とそれに付与される掛け目（CCFs）は、パラグラフ 82～89 で述べたように、引続き標準的手法と同様のものを適用するが、コミットメント、NIFs（Note Issuance Facilities）、RUFs（Revolving Underwriting Facilities）は例外とする。

312. 原ファシリティのマチュリティいかにかわらず、コミットメント、NIF および RUF には、75%の掛け目（CCF）を適用する。これは、コミットしていないもの、無条件で取消可能なもの、例えば、借入人の信用状態の悪化を理由にして銀行が予告通知無しにいつでも取り消すことができるような、自動的取消権を実質的に与える信用供与には、適用しない。これらの信用供与には 0%の CCF を適用する。

313. 掛け目（CCF）を乗じる金額は、コミットされたクレジットラインの未使用部分の金額と、債務者が報告したキャッシュ・フローに関連づけて今後発生が見込まれる貸付金額に対する上限が設定されている等、与信の引出可能額を制限することが見込まれる、あらゆる事項を勘案した金額とのうち、いずれか低い額とする。与信供与がこのような方法で制限される場合には、銀行はそれを裏付けるために、極度に関する十分な監視および管理の手続きを備えていなくてはならない。

314. 事業法人向けの無条件に直ちに取消可能な当座貸越枠およびその他の信用枠に 0%の CCF を適用するためには、銀行は、当該債務者の財務状況を積極的に監視していること、また、銀行の内部統制制度は、当該債務者の信用状態が悪化する証拠があれば信用枠を取り消し得るものであることを、証明しなくてはならない。

315. 他のオフ・バランスシート取引エクスポージャーに対するコミットメントが得られた場合、基礎的手法を採用する銀行は、適用可能な CCF のうち低い方を適用する。

先進的手法における EAD

316. EAD の自行推計を利用するための最低要件を満たす銀行（パラグラフ 474–478 参照）は、当該エクスポージャーが基礎的手法において 100%の CCF の適用対象となる場合を除いて、すべての商品種類毎に自行推計 CCF の利用を認められる。（パラグラフ 311 参照）

銀行にカウンターパーティ信用リスクをもたらす取引に関するエクスポージャーの計測

317. 銀行にカウンターパーティ信用リスクをもたらす SFT（証券担保金融取引＝Securities financing transaction）および OTC デリバティブ取引に係わる内部格付手法におけるエクスポージャーの計測は本枠組みの付属文書 4（Annex 4）に定める規則に従って計算される。

(iv) 実効マチュリティ (M)

318. 事業法人向けエクスポージャーに基礎的手法を利用する銀行については、実効マチュリティ (M) は 2.5 年とする。ただし、レポ形式の取引の実効マチュリティは、6 ヶ月とする。各国当局は、その法域内の全ての銀行（基礎的手法および先進的手法を用いる銀行）に対して、次に示す定義を用いてそれぞれのファシリティの M を計測することを求めることを選択できる。

319. 先進的内部格付手法の何らかの要素を用いる銀行は、以下に定義されるように、それぞれのファシリティについて実効マチュリティを計測することが求められる。ただし、債務者が国内の中小企業であって、当該企業が属する企業グループの連結売上高および連結総資産額が 5 億ユーロ未満である場合には、各国当局は、当該企業向けのファシリティについての明示的なマチュリティ調整を免除することができる。当該連結グループは、免除措置を適用する国に本拠地を置く国内会社でなくてはならない。免除措置を採用する場合、各国当局は、銀行ごとではなく、当該国で先進的内部格付手法を使用する銀行すべてに対して免除措置を適用しなくてはならない。免除措置を適用する場合、適格な国内中小企業向けのすべてのエクスポージャーについて、基礎的内部格付手法における場合と同じように、平均マチュリティ 2.5 年と仮定される。

320. パラグラフ 321 における記載を例外として、マチュリティ (M) は、1 年、または次のように規定される残存実効マチュリティのうち、大きい方として定義される。いかなる場合でも、M は 5 年を超えることはない。

- キャッシュ・フローのスケジュールが決まっている商品 (instrument) については、実効マチュリティ (M) は、次のように定義する。

$$\text{実効マチュリティ (M)} = \frac{\sum_t t^* CF_t}{\sum_t CF_t}$$

ここで、 CF_t は、期間 t において、債務者が契約上支払うキャッシュ・フロー（元本、支払金利、および手数料）を表している。

- 上記のような契約上の支払に関する実効マチュリティを計算することができない場合、銀行は、実効マチュリティについて、例えば、融資契約条項の下で債務者がその契約債務（元本、利息、手数料）から完全に開放されるまでに許される最大の残存期間（年で表示）と等しい、等より保守的な M の計測方法を利用することが許される。通常、これは当該商品 (instrument) の名目マチュリティに対応する。
- マスター・ネットティング・アグリーメント下のデリバティブについては、明示的なマチュリティ調整を適用する場合、取引の加重平均マチュリティを使用する。さらに、マチュリティを加重平均する際には、各取引の想定元本を用いるべきである。

321. 当初のマチュリティが 1 年未満で、完全にあるいはほぼ完全に担保によってカバーされている⁷⁸資本市場取引（すなわち、OTCデリバティブ取引やマージン・レンディ

⁷⁸ ここで意図しているのは、取引の両当事者ともこれらの条件を満たしており、取引当事者の双方あるいはいずれかにおいて規則的に担保不足となるようなことがない場合である。

ング (margin lending)) とレポ形式の取引 (すなわち、レポ取引、リバース・レポ取引、有価証券の貸借取引) から構成される特定の短期エクスポージャーは、契約文書に日次の担保値洗い条項が盛り込まれている場合、1年のフロアは適用されない。すべての適格取引において契約文書は日次の評価替えを義務付けていなければならない、デフォルト時あるいは担保値洗いの不履行時には担保の速やかな処分あるいは相殺を認める条項を盛り込まなければならない。当該取引のマチュリティは1日と実効マチュリティ (M、上記の定義と整合的なもの) のいずれか大きい方として計算しなければならない。

322. パラグラフ 321 で考慮した取引に加えて、銀行による債務者への継続的なファイナンスの一部ではない、当初マチュリティが1年未満のその他短期エクスポージャーは、1年のフロアの適用除外とすることができる。各国の監督当局は自国の特定の状況を慎重に検討したうえで、本取扱いに適していると考えられる短期エクスポージャーの種類を定義すべきである。こうした検討の結果、例えば以下のような取引が含まれる可能性がある。

- パラグラフ 321 の範疇に含まれない一部の資本市場取引やレポ形式の取引。
- 一部の短期の流動性の高い貿易取引。輸入および輸出の信用状取引とその類似取引は実際の残存マチュリティを用いて計算することができる。
- 有価証券の売買の決済から発生する一部のエクスポージャー。これには有価証券売買取引でフェイルとなった場合に生じる当座貸越も含まれ得るが、その状態が短期間しか続かず、一定の営業日数を超えない場合に限定される。
- 電信送金による資金決済から生ずる一部のエクスポージャー。これにはフェイルとなった送金に伴って生ずる当座貸越も含まれ得るが、その状態が短期間しか続かず、一定の営業日数を超えない場合に限定される。
- 外国為替取引の決済から発生する銀行に対する一部のエクスポージャー。
- 一部の短期貸付および短期預金。

323. パラグラフ 321 の範疇に含まれるマスター・ネットィング・アグリーメントによる取引では、明示的なマチュリティ調整を適用する際に、取引の加重平均マチュリティを使用すべきである。当該平均マチュリティには、パラグラフ 167 に示された取引タイプごとの最低保有期間と同様のフロアが適用される。マスター・ネットィング・アグリーメントに盛り込まれている取引タイプが1つ以上である場合、最長保有期間がフロアとなり平均マチュリティに対して適用されることになる。さらに、マチュリティを加重平均するために、各取引の額面金額が使用されるべきである。

324. 明示的調整がない場合には、すべてのエクスポージャーに付す実効マチュリティ (M) は、パラグラフ 318 に特記するものを除いて、2.5年とする。

マチュリティ・ミスマッチの取扱い

325. 内部格付手法におけるマチュリティ・ミスマッチの取扱いは、標準的手法における取扱いと同じとする (パラグラフ 202~205 参照)。

D. リテール向けエクスポージャーに関するルール

326. セクション D では、リテール向けエクスポージャーについての UL に対する所要自己資本を計算する方法を詳細に説明する。セクション D.1 に 3 つのリスク・ウェイト関数を提示する。その 1 番目は住宅ローン・エクスポージャー用、2 番目はリテールの適格リボルビング型消費者信用エクスポージャー用、3 番目はその他リテール・エクスポージャー用である。セクション D.2 ではリスク・ウェイト関数への入力項目としてのリスク構成要素を説明する。期待損失の計算方法および、その測定値と引当金の間の開差の判定方法については、セクション III.G に記載する。

1. リテール向けエクスポージャーのリスク・アセット

327. パラグラフ 328 ないし 330 に定義するように、リテール向けエクスポージャーには 3 つの別個のリスク・ウェイト関数がある。リテール向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、リスク・ウェイト関数への入力項目として、PD および LGD を別個に評価することに基づいている。3 つのリテール向けエクスポージャーのリスク・ウェイト関数のいずれにも、明確なマチュリティ調整は含まれていない。このセクション全体において、PD および LGD は小数で、EAD は通貨単位（例、ユーロ）で計測される。

(i) 住宅ローン・エクスポージャー

328. パラグラフ 231 に定義されるエクスポージャーのうち、デフォルトしておらず、住宅抵当権によってカバーされた、あるいは部分的にカバーされた⁷⁹ものについては、次の公式に基づくリスク・ウェイトを付す。

$$\text{相関係数 (R)} = 0.15$$

$$\text{所要自己資本 (K)} = \text{LGD} \times N[(1-R)^{-0.5} \times G(\text{PD}) + (R/(1-R))^{0.5} \times G(0.999)] - \text{PD} \\ \times \text{LGD}$$

$$\text{リスク・アセット} = K \times 12.5 \times \text{EAD}$$

デフォルトしたエクスポージャーに対する所要自己資本 (K) は、それに対する LGD (パラグラフ 468 で記述) と銀行による期待損失の最良の推計値 (パラグラフ 471 に記述) との開差とゼロとのいずれか大きい方に等しい。デフォルトしたエクスポージャーのリスク・アセットの金額は、K と 12.5 と EAD の積となる。

(ii) リテール向け適格リボルビング型消費者信用エクスポージャー

329. パラグラフ 234 に定義された、デフォルトしていないリテール向け適格リボルビング型消費者信用エクスポージャーのリスク・ウェイトは、以下の関数式によって定められる。

$$\text{相関係数 (R)} = 0.04$$

$$\text{所要自己資本 (K)} = \text{LGD} \times N[(1-R)^{-0.5} \times G(\text{PD}) + (R/(1-R))^{0.5} \times G(0.999)] \\ - \text{PD} \times \text{LGD}$$

⁷⁹ これは、住宅ローンに対するリスク・ウェイトは、当該住宅ローンのうち担保カバーされない部分についても適用されることを示す。

$$\text{リスク・アセット} = K \times 12.5 \times \text{EAD}$$

デフォルトしたエクスポージャーに対する所要自己資本 (K) は、それに対する LGD (パラグラフ 468 で記述) と銀行による期待損失の最良の推計値 (パラグラフ 471 に記述) との開差とゼロとのいずれか大きい方に等しい。デフォルトしたエクスポージャーのリスク・アセットの金額は、K と 12.5 と EAD の積となる。

(iii) その他リテール・エクスポージャー

330. デフォルトしていない、すべてのその他リテール・エクスポージャーについて、リスク・ウェイトは次の関数に基づき付与する。この関数式において、相関係数は PD に応じて変化する。

$$\text{相関係数}(R) = 0.03 \times (1 - \text{EXP}(-35 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-35)) + 0.16 \times [1 - (1 - \text{EXP}(-35 \times \text{PD})) / (1 - \text{EXP}(-35))]$$

$$\text{最低所要自己資本}(K) = \text{LGD} \times N[(1 - R)^{0.5} \times G(\text{PD}) + (R / (1 - R))^{0.5} \times G(0.999)] - \text{PD} \times \text{LGD}$$

$$\text{リスク・アセット} = K \times 12.5 \times \text{EAD}$$

デフォルトしたエクスポージャーに対する所要自己資本 (K) は、それに対する LGD (パラグラフ 468 で記述) と銀行による期待損失の最良の推計値 (パラグラフ 471 に記述) との開差とゼロとのいずれか大きい方に等しい。デフォルトしたエクスポージャーのリスク・アセットの金額は、K と 12.5 と EAD の積となる。

リスク・ウェイトの例示については、付属文書 5 を参照のこと。

2. リスク構成要素

(i) デフォルト確率 (PD) およびデフォルト時損失率 (LGD)

331. リテール向けエクスポージャーの中でそれぞれ特定される各プールについて、銀行は、セクション III.H に記載する最低要件に従い、当該プールに関係する PD および LGD の推計値を算出することが期待される。また、リテール向けエクスポージャーの PD は、当該リテール向けエクスポージャーのプールに対して付与された行内債務者格付に関連する 1 年の PD と 0.03% のうちの、大きい方とする。

(ii) 保証およびクレジット・デリバティブの認識

332. 銀行は、パラグラフ 480~489 に記載する最低要件を条件として、PD または LGD 推計値を調整することによって、個別債務またはエクスポージャーのプールの双方で保証およびクレジット・デリバティブのリスク削減効果を反映することができる。PD または LGD のいずれで調整するかにかかわらず、それらは当該保証およびクレジット・デリバティブのタイプごとに、整合性をもって行わなければならない。

333. 事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーに関する上記要件と整合的になるように、銀行は上記調整では、ダブル・デフォルトの効果 (effect of double default) を含めてはならない。調整後リスク・ウェイトは、プロテクション提供者に対する直接的なエクスポージャーに相応するリスク・ウェイトよりも低くてはならない。

これは、標準的手法と整合的であり、銀行は、所要自己資本が高まる場合には、信用プロテクションを認識しないことを選択してもよい。

(iii) デフォルト時エクスポージャー (EAD)

334. オン・バランスおよびオフ・バランスのエクスポージャーは双方とも、個別引当金および部分直接償却前のグロスベースの金額で測定される。引き出された金額の EAD は、(i)エクスポージャーが完全に償却された場合に減少するであろう銀行の規制上の資本金額と、(ii)全ての個別引当金と部分償却分の合計額を下回ってはならない。当該商品の EAD と上記(i)と(ii)の合計額の差額が正の値を取る場合、その金額を割引(ディスカウント)として取り扱う。リスク・アセットの計算では割引を勘案しない。パラグラフ 380 に記載された限定された状況では、セクション III.G に定める EL・引当金の比較計算にあたって、割引を適格な引当金総額の測定に含めることができる。

335. リテール顧客との間の貸出金と預金のオン・バランスシート・ネットティングは、パラグラフ 188 で述べる標準的手法における場合と同様の条件で許される。リテールのオフ・バランス項目には、パラグラフ 474~477 および 479 の最低要件が満たされる場合、銀行は自行推計の掛け目を用いなくてはならない。

336. クレジットカードのように将来の引出が確定していないリテール・エクスポージャーについては、銀行は、損失推定値の総合的な測定において、デフォルトの前に引き出される追加分の引出に関する自身の過去の実績および予測を勘案しなければならない。特に、銀行が EAD の自行推計においてクレジットラインの未引出部分に対して掛け目を反映させていない場合には、LGD の推計において、デフォルト前の追加引出分の見込みを反映させなくてはならない。逆に、銀行が LGD 推計値に追加引出の可能性を組み込んでいない場合には、それを EAD の推計値に組み込まなくてはならない。

337. リテール向け与信の引出残高のみが証券化された場合、銀行は、証券化エクスポージャーに関するクレジットラインの未引出部分の持分(セラーの保有部分のこと)に対して、信用リスクに対する内部格付手法による所要自己資本を継続的に保有することを確実にしなければならない。これは、それらの与信に対し、銀行が LGD 推計値ではなくて EAD 推計値に掛目(CCF)の効果を反映させなければならないということの意味している。クレジットラインの未引出部分のセラーの保有部分に対する EAD の判定は、証券化エクスポージャーの未引出部分の残高を、証券化された引出残高のセラーと投資家の持分比率に基づく比例配分方式によって配分する。証券化に係る未引出部分の残高の投資家の持分は、パラグラフ 643 の対象となる。

338. 内部格付手法が適用されるリテール・ポートフォリオにおいて、外国為替および金利に関するコミットメントが存在する限りにおいて、銀行は、信用リスク相当額を内部評価にもとづいて算定することが認められない。その代わりに、標準的手法のルールが適用される。

E. 株式エクスポージャーに関するルール

339. セクション E では、株式エクスポージャーの UL に対する所要自己資本の計測手法を説明する。セクション E.1 では、(a)マーケット・ベース方式(簡便手法と内部モデル方式に分ける)、および、(b)PD/LGD 方式について説明する。リスク構成要素につい

ては、セクション E.2 で述べる。期待損失値の計算方法およびその測定値と引当金の開差の判定方法については、セクション III.G で記述する。

1. 株式エクスポージャーに関するリスク・アセット

340. トレーディング勘定の株式エクスポージャーのリスク・アセットは、マーケット・リスク規制のルールに従う。

341. トレーディング勘定に計上されていない株式エクスポージャーのリスク・アセット計算手法には、マーケット・ベース方式と PD/LGD 方式の 2 つがある。当局は、銀行がどの手法（あるいは複数の手法）を使用するか、また、どのような状況でそれらの手法を使用するかについて定める。パラグラフ 356~358 で定めるように、一定の株式保有については適用除外とし、その場合には、標準的手法によって自己資本が賦課される。

342. 当局が両方の方式を認める場合、銀行による選択は整合的なものでなくてはならず、特に裁量的に規制を有利に適用すること（regulatory arbitrage）を考慮して決定されてはならない。

(i) マーケット・ベース方式

343. マーケット・ベース方式では、銀行は、簡便手法と内部モデル方式という 2 つの明確に異なる方法のうちから 1 つ、あるいは 2 つを選択して、バンキング勘定に計上された保有株式の所要自己資本を計算することができる。使用する手法は、当該銀行の保有株式の額と複雑性に応じ、かつ当該銀行の規模とリスク管理の高度化の度合（sophistication）に応じたものであるべきである。当局は、銀行の個別の事情に応じ、いずれかの方法の使用を求めることができる。

簡便手法

344. 簡便手法では、保有上場株式には 300% のリスク・ウェイトを、その他の保有株式には 400% のリスク・ウェイトを適用する。保有上場株式とは、認知された証券取引所（recognised security exchange）で取引される株式をいう。

345. バンキング勘定で保有する現物とデリバティブ商品のショート・ポジションは、同一の個別銘柄のロング・ポジションと相殺することが認められるが、それが容認されるのは、それらの金融商品が特定の保有株式のヘッジとして明示的に指定されていること、かつ、それらの残存マチュリティが 1 年以上であることを条件とする。他のショート・ポジションは、各々のポジションの絶対値に対して適切なリスク・ウェイトが適用されたロング・ポジションとして扱われる。マチュリティ・ミスマッチがあるポジションの場合、その計測方法は事業法人向けエクスポージャーの場合と同じように扱う。

内部モデル方式

346. 内部格付手法を使用する銀行は、リスクベースの所要自己資本を計算するために、内部モデル方式を利用してもよいし、また、その利用が当局によって求められることがある。この方式を選択する場合、銀行は、長期的なサンプル期間にわたって計算された四半期の収益と適切なリスクフリー・レートとの差をベースに、片側 99% 信頼区間を前提とする行内の VaR モデルを用いて算出した当該金融機関の保有株式に係る潜在的損失額に相当する自己資本を保有しなければならない。所要自己資本は、リスク・アセット相当額の計算を通じて、当該金融機関の自己資本比率に反映される。

347. 保有株式をリスク・アセット相当額に換算するために用いるリスク・ウェイトは、算出された所要自己資本に 12.5（現行の最低自己資本比率 8%の逆数）を乗じて計算する。内部モデル方式によって計算される所要自己資本は、簡便手法の考え方をを用いて、保有上場株式に 200%のリスク・ウェイトを乗じ、その他の保有株式に 300%のリスク・ウェイトを乗じて算出される所要自己資本を下回ってはならない。これらの最低の所要自己資本は、簡便手法を用いて別途算出する。なお、これらの最低リスク・ウェイトは、ポートフォリオ・レベルではなく、個別のエクスポージャー・レベルで適用する。

348. 適切な配慮をした上で、かつ、内部的に複数の手法を採用している場合には、監督当局は、異なるポートフォリオに対して異なるマーケット・ベース方式を用いることを銀行に認めることができる。

349. マーケット・ベース方式を利用して所要自己資本が計算される株式ポジションにおいて、銀行は、保証の効果を認識することが許されるものの、取得した担保の効果の認識は許されない。

(ii) PD/LGD 方式

350. 株式エクスポージャー（リテール向けエクスポージャーの分類に含まれる事業法人の株式を含む）に適用されるPD/LGD方式に関する最低要件および方法は、事業法人向けエクスポージャーに適用する基礎的内部格付手法に関する最低要件および方法と同じであるが、以下の特記事項に従うものとする⁸⁰。

- 銀行は、株式投資を行っている相手先事業法人のPDを自行推計するにあたっては、債権エクスポージャーを有する事業法人のPDを自行推計する場合と同じ要件を満たさなくてはならない。⁸¹ 銀行が株式投資先に対して債権エクスポージャーを有さず、かつ、実際にデフォルトの定義を用いることができるだけの当該事業法人のポジションに関する十分な情報をもたない場合で、その他の基準を満たしている場合には、銀行が設定したPDをもとに、事業法人のリスク・ウェイト関数から計算されたリスク・ウェイトに対して 1.5 のスケーリング・ファクターを適用する。ただし、銀行の株式保有に重要性があつて、自己資本規制上はPD/LGD方式を利用することを認められているものの、当該銀行が関連する基準を満たしていない場合には、マーケット・ベース方式における簡便手法を適用する。
- 株式エクスポージャーのリスク・ウェイト算出にあたっては、LGD は 90%と仮定する。
- これらの目的のためには、リスク・ウェイトは、その内部格付ポートフォリオにおいて明示的にマチュリティ調整を行っているかどうかにかかわらず、5年間のマチュリティ調整に従う。

351. PD/LGD 方式では、パラグラフ 352 と 353 に定める最低リスク・ウェイトが適用される。株式エクスポージャーに関係した UL と EL の合計額が、最低リスク・ウェイトのひとつを適用することにより要求される資本を下回る場合には、最低リスク・ウェイト

⁸⁰ 90%のLGDを前提とするため、株式エクスポージャーについての先進的手法は存在しない。

⁸¹ 実際には、同一の取引相手先に対して、株式エクスポージャーと内部格付手法を適用する債権エクスポージャーの両方が存在する場合、債権エクスポージャーに係るデフォルトは、自己資本規制上、同時に株式エクスポージャーに係るデフォルトを発生させるだろう。

トを使用しなければならない。換言すれば、パラグラフ 350 に従って計算されるリスク・ウェイトと株式エクスポージャーに係る EL に 12.5 を乗じた値の合計値が適用を受ける最低リスク・ウェイトよりも小さい場合には最低リスク・ウェイトが適用される。

352. 次の種類の株式には、以下に述べる方法でポートフォリオを管理する場合、最低 100% のリスク・ウェイトを適用する。

- 株式投資が長期の顧客関係を堅持するための一部となっている上場株式。この場合には、キャピタルゲインは短期的に実現するとは期待されておらず、長期的にも（トレンドを上回る）キャピタルゲインへの期待がない。ほとんどの場合、銀行は投資先企業（portfolio company）との間で貸出および/あるいは一般的な銀行業務上の取引関係を有し、そうすることで、予想デフォルト率が容易に入手できるものと期待される。取引関係の長期的な性格を考慮すると、そのような投資に関する適切な保有期間を特定することは、慎重な検討に値する。一般に、銀行は当該株式を長期にわたって（少なくとも 5 年間）保有することが期待されている。
- 投資収益がキャピタルゲインからではなく、規則的および定期的なキャッシュ・フローに基づくような非上場株式で、将来の（トレンドを上回る）キャピタルゲインの予定、あるいは既存利益を実現する予定がないもの。

353. 他のすべての株式ポジションについては、ネットのショート・ポジション（パラグラフ 345 に定義するもの）を含め、PD/LGD 方式で計算する所要自己資本は、簡便手法の下で保有上場株式に 200% のリスク・ウェイト、その他の保有株式に 300% のリスク・ウェイトを用いて計算される所要自己資本を下回ってはならない。

354. 株式エクスポージャーに PD/LGD 方式を適用する場合の最大のリスク・ウェイトは、1,250% とする。この最大リスク・ウェイトは、パラグラフ 350 に従って計算されるリスク・ウェイトと株式エクスポージャーに関する EL に 12.5 を乗じた値との合計額が 1,250% のリスク・ウェイトを超える場合に適用される。あるいは、銀行は、それが EL の金額を表すものと仮定して、株式エクスポージャーの全額のうち 50% を Tier 1 から、もう 50% を Tier 2 から控除することもできる。

355. PD/LGD 方式を適用する株式エクスポージャーのヘッジは、事業法人向けエクスポージャーのように、ヘッジ提供者のエクスポージャーに関して 90% の LGD を適用する。この場合、株式ポジションは、5 年のマチュリティを有するものとして扱う。

(iii) マーケット・ベース方式および PD/LGD 方式の適用除外

356. 信用リスクの標準的手法においてリスク・ウェイトがゼロとなる債務者に対する株式保有（リスク・ウェイト・ゼロを適用できるような公的支援を受けている事業体（publicly sponsored entities）発行の株式を含む）に対しては、各国当局の裁量によって、株式に関する内部格付手法を適用しない扱いができる。各国当局がこの適用除外を採用する場合、これはすべての銀行に適用する。

357. 経済活動における特定の業種を振興するため、当局は、投資にあたって相当額の投資補助金を銀行に与えるとともに、当該株式投資に対してある種の政府の監督または制限を課すような、法的なプログラムのもとで保有する株式については、内部格付手法による所要自己資本の賦課を免除することができる。制限の例としては、銀行が投資す

る事業の規模および業種の制限、所有持分の許容額の設定、地域の制限、およびその他銀行にとって潜在的な投資リスクを限定する要素に関する制限、を挙げることができる。法的プログラムによる保有株式については、Tier 1 資本と Tier 2 資本の合計額の 10% を限度として、内部格付手法の適用を免除することができる。

358. また、当局は、重要性の原則に基づいて、銀行の株式エクスポージャーを内部格付手法の適用除外とすることができる。パラグラフ 357 で述べた法的プログラムの適用対象となるものを除いて、保有株式の合計額が前年平均ベースで、Tier 1 と Tier 2 資本の合算額の 10% を超えている場合には、銀行の株式エクスポージャーは重要性があるものとして扱われる。株式ポートフォリオが 10 種未満の銘柄で構成されている場合、重要性の判定基準 (materiality threshold) は、Tier 1 資本と Tier 2 資本の合算額の 5% に引き下げられる。各国当局は、重要性の判定基準をさらに引き下げてもよい。

2. リスク構成要素 (Risk components)

359. 一般的に、所要自己資本を計算するベースとなる株式エクスポージャーの測定額は、財務諸表に計上された価額によるが、この価額には、当該国の会計慣行および規制慣行により、未実現評価益が算入されているかもしれない。したがって、例えば、株式エクスポージャーの測定額は、以下のようになる：

- 公正価値で保有され、その変動が損益を経由して規制上の自己資本に直接算入される投資については、エクスポージャーは貸借対照表上の公正価値と等しくなる。
- 公正価値で保有され、その変動が損益を経由せず税効果勘案後に資本の部の区分に算入される投資 (訳注：available for sale (売却可能) に分類される資産) については、エクスポージャーは貸借対照表上の公正価値と等しくなる。
- 取得原価で、あるいは、取得原価と時価を比べて低い方の価格 (訳注：低価法) で評価される投資については、エクスポージャーは銀行の貸借対照表上に示される取得原価または時価に等しくなる。⁸²

360. 株式投資および株式以外の投資の双方を含むファンドへの投資は、当該ファンドの構成資産の大部分を占めている単一の種類の投資として扱うか、または、もし可能であれば、ルックスルー・アプローチに基づいて、ファンドを構成する異なる別個の投資として、一貫性を持った上で扱うことができる。

361. ファンドの投資マニフェスト (指図) のみが分かっている場合においても、そのファンドは単一の投資として取り扱うことができる。この目的のため、当該ファンドは最初にマニフェストで許されている最大範囲まで、最も高い所要自己資本を要するアセットクラスに投資し、順次より少ない所要自己資本を要するアセットクラスに対し、投資総額が最大レベルに達するまで継続的に投資を行うものと仮定する。同様の方式は、ルックスルー・アプローチでも利用されるが、それは銀行がそのファンドを構成しうる全ての資産に対して格付を行っている場合のみである。

⁸² これは 1988 年合意において、未実現利益の 45% を Tier 2 資本に算入することを認める既存の扱いに影響を与えるものではない。

F. 購入売掛債権に関するルール

362. セクション F では、購入売掛債権についての UL の所要自己資本の計算方法を説明する。この種の資産については、デフォルト・リスクとダイリューション・リスクの 2 つについて内部格付手法により自己資本の賦課を行う。セクション III.F.1 では、デフォルト・リスクのリスク・アセットの計算を論ずる。セクション III.F.2 では、ダイリューション・リスクのリスク・アセットの計算を提示する。期待損失の計算方法およびその測定値と引当金との差異の決定方法はセクション III.G に記述する。

1. デフォルト・リスクに対するリスク・アセット

363. 売掛債権が単一のアセットクラスに属することが明確である場合、銀行がこれに対応するリスク・ウェイト関数に適用される適格基準を満たすことができる場合に限り、内部格付手法によるデフォルト・リスクに対するリスク・ウェイトは、当該エクスポージャー・タイプに適用されるリスク・ウェイト関数による。例えば、適格なリボルビング型のリテール・エクスポージャー（パラグラフ 234 に定義）に対する基準を満たすことができない場合、その他のリテール・エクスポージャーに対するリスク・ウェイト関数を使わなくてはならない。複数のエクスポージャー・タイプが混在するハイブリッド型のプールに対して、債権の購入銀行がタイプごとにエクスポージャーを分離できない場合、売掛債権のプールに含まれる複数のエクスポージャー・タイプに関して最も高い資本賦課をもたらすリスク・ウェイト関数が適用される。

(i) 購入したリテール向け売掛債権 (*Purchased retail receivables*)

364. 購入したリテール向け売掛債権について、銀行はリテール・エクスポージャーに関するリスク定量化基準を満たさなければならないが、外部および内部の参照データを用いて PD および LGD の推計を行うことができる。PD および LGD（もしくは EL）の推計は、セラーまたは第三者による債務の遡及もしくは保証を勘案することなしに、スタンダードアローン・ベースの売掛債権について計算しなくてはならない。

(ii) 購入した事業法人向け売掛債権

365. 購入した事業法人向け売掛債権について、購入銀行は、ボトムアップ・アプローチに関する既存のリスクの定量化基準を適用することが期待されている。しかしながら、適格な事業法人向け購入売掛債権については、監督当局の許可を前提として、デフォルト・リスクについて内部格付手法によるリスク・ウェイトを算出するために、銀行は次のようなトップダウンアプローチを用いることができる。

- 購入銀行は、デフォルト・リスクに関してプールの 1 年の EL を推計し、それは、エクスポージャー額（売掛債権プールの中のすべての債務者による銀行に対する EAD 総額）に対するパーセントで表示される。売掛債権の EL の推計値はスタンダードアローン・ベースで計算しなければならない。すなわち、セラーまたはその他の当事者のリコース義務または保証を前提とせずに計算しなくてはならない。デフォルト・リスク（および/またはダイリューション・リスク）をカバーするリコースまたは保証の取扱いについては、以下において別途論ずる。
- プールのデフォルト損失に係る EL 推計値が決まっている場合、事業法人向けのリスク・ウェイト関数を適用してデフォルト・リスクに係るリスク・ウェイトを決

定する。⁸³以下に述べるように、デフォルト・リスクに対するリスク・ウェイトの正確な計算は、信頼できる方法でELをPD要素とLGD要素に分解する銀行の能力によって異なる。銀行は、PDおよびLGDの推計に外部および内部のデータを使用することができる。しかしながら、事業法人向けエクスポージャーに基礎的手法を利用する銀行には、先進的手法を適用することは認められない。

基礎的内部格付手法による取扱い

366. 購入銀行が、信頼できる方法でELをPDとLGDに分解できない場合、以下に特定する方法により、事業法人向けリスク・ウェイト関数からリスク・ウェイトを計算する。：エクスポージャーの全額が事業法人である借手に対するシニアの請求権であることを銀行が証明できる場合、LGDは45%とすることができる。PDはこのLGDを用いてELを除することで計算する。EADは、信用リスク削減前のダイレクションに対する所要自己資本（Kダイレクション）を残高から控除して計算する。そうでない場合、PDは銀行が推計したELの値とし、LGDは100%とする。EADは、残高からKダイレクションを控除した値とする。リボルビング型購入枠（revolving purchase facility）に対するEADは、購入売掛債権の現在の残高と未引出の購入コミットメントの75%の合計額からKダイレクションを控除した値とする。購入銀行が信頼できる方法でPDを推計できる場合、リスク・ウェイトは、パラグラフ287～296、299、300～305および318に定める基礎的手法におけるLGD、Mに関する詳細事項と保証の取扱いに従って、事業法人に対するリスク・ウェイト関数により決定される。

先進的内部格付手法による取扱い

367. 購入銀行が、プールのデフォルトで加重平均したデフォルト時損失率（パラグラフ468に定義）または、平均PDのいずれかを信頼できる方法で推計できる場合、長期の期待損失率の推計に基づいて他の一方のパラメーターを推計できる。銀行は、(i)長期のデフォルトで加重平均したデフォルト時損失率を推計するために適切なPDを利用する、あるいは(ii)適切なPDを推計するために長期のデフォルトで加重平均したデフォルト時損失率を利用することができる。いずれのケースにおいても、内部格付手法による購入売掛債権の所要自己資本の計算に用いるLGDは、長期のデフォルトで加重平均したデフォルト時損失率を下回ることができず、またパラグラフ468に定義するコンセプトと一貫性を持たなければならないことを認識することが重要である。購入売掛債権に対するリスク・ウェイトは、銀行が推計したPDとLGDを事業法人のリスク・ウェイト関数への入力項目として使用することにより決定する。基礎的内部格付手法の取扱いと同じように、EADは、残高からKダイレクションを控除した値である。リボルビング型購入枠（revolving purchase facility）に対するEADは、購入売掛債権の現在の残高と未引出の購入コミットメントの75%の合計額からKダイレクションを控除した値とする。（したがって、先進的内部格付手法を利用する銀行でも、未引出の購入コミットメントについてはEADの自行推定値を用いることが認められない）。

368. 引出金額に対するM（マチュリティ）は、プールのエクスポージャーで加重平均した実効マチュリティに等しい（パラグラフ320～324で定義されている）。与信が有効な財務制限条項、早期償還条項、もしくは当該与信の期間内に購入を要求される将来の

⁸³ パラグラフ273に定義されているSMEに対する企業規模の調整は、購入した事業法人向け売掛債権のプールの個別のエクスポージャーで加重平均される。銀行がプールの平均規模を計算するための情報をもたない場合には、企業規模の調整は適用されない。

購入債権の質が大幅に劣化した際に購入銀行を守るようなその他の機能を具備する場合、同じ M の値を約定（コミット）した購入信用枠での未引出額に対しても使用する。上記のような有効な保護機能がない場合には、未引出額に適用する M の値は、(a) 購入契約のもとで、今後発生し得る売掛債権のうち最も期間の長いものと、(b) 購入枠の残存マチュリティ、の合計値として計算される。

2. *ダイリューション・リスクに対するリスク・アセット*

369. *ダイリューション*とは、当該売掛債権の債務者に対する現金債権または非現金債権を通じて、売掛債権の金額が減少する可能性をいう。⁸⁴ 事業法人向けおよびリテール向け売掛債権の双方について、購入銀行にとってダイリューション・リスクが重要性を持たないことを銀行が監督当局に証明できない限り、次のように、ダイリューション・リスクを取り扱わなければならない。すなわち、プール全体としてのレベル（トップダウンアプローチ）、または、当該プールを構成する個別の売掛債権のレベル（ボトムアップ・アプローチ）のいずれかのレベルにおいて、購入銀行は、ダイリューション・リスクに対する 1 年間の EL を推計し、売掛債権額に対するパーセントで表示することになる。銀行は、EL の推計に外部および内部データを用いることができる。デフォルト・リスクの取扱いと同様に、この推計は独立のベースで、すなわち、セラーまたは第三者のリコース義務または保証を前提とせずに計算しなければならない。ダイリューション・リスクに対するリスク・ウェイトを計算する場合、以下のような設定を行い、事業法人向けリスク・ウェイト関数を用いなければならない。PD は EL 推計値と同じ値に、LGD は 100% として設定しなければならない。ダイリューション・リスクの所要自己資本を計算する場合、該当するマチュリティ調整が適用される。銀行が、ダイリューション・リスクを適切にモニターし、1 年以内に解消するよう管理していることを証明できる場合、監督当局は、1 年のマチュリティを適用することを銀行に認めることができる。

370. この取扱いは、原資産である売掛債権が事業法人向けエクスポージャーであるかリテール向けエクスポージャーであるかに関係なく、また、デフォルト・リスクに対するリスク・ウェイトが標準的な内部格付手法を用いて計算しているかに関係なく、あるいは、事業法人向け売掛債権の場合には、上記のトップダウンアプローチを用いて計算しているかに関係なく、適用される。

3. *売掛債権の購入ディスカウントの取扱い*

371. 多くの場合、売掛債権の購入価格は、デフォルト損失、ダイリューションによる損失もしくは双方に対して、最初に損失を引き受けるディスカウント（パラグラフ 308 と 334 に定義したディスカウントの定義と混同しないこと）を反映している（パラグラフ 629 を参照のこと）。購入価格のディスカウントの一部がセラーに対する返金となることが予定されている限度において、この返金金額は、内部格付手法の証券化の枠組で最初に損失を引き受ける部分として取り扱う。売掛債権に対する返金不要のディスカウント部分は、セクション III.G の EL-引当金の比較計算およびリスク・アセットの計算の双方に影響を与えない。

⁸⁴ 例としては、売却商品の返品（returns of goods sold）、商品の質に関する係争（disputes regarding product quality）、借入人が未収債権の債務者に対して債務を負っている可能性があること（possible debts of the borrower to a receivables obligor）、借入人が提供した支払いまたは販売促進を目的とする値引き（any payment or promotional discounts offered by the borrower）（例：30 日以内に現金で支払った場合の値引き）から生ずる相殺または値引（offsets or allowances）がある。

372. 売掛債権に付いている担保もしくは部分的な保証が最劣後部分のプロテクションとなっており（このパラグラフでは、信用リスク削減手段(mitigants)と言い換える）、かつ、それらの信用リスク削減手段がデフォルト損失、ダイリューション損失またはその双方を引き受ける場合、それらもまた内部格付手法の枠組における最劣後部分のプロテクションとして取扱う（パラグラフ 629 を参照）。同一の信用リスク削減手段がデフォルトおよびダイリューション・リスクの双方をカバーしている場合に、エクスポージャーでウェイト付けした LGD を計算することができる銀行が当局設定関数方式（Supervisory Formula）を使用している場合は、パラグラフ 634 の定義に従ってその計算を行わなければならない。

4. 信用リスク削減手段の認識

373. 信用リスク削減手段は、パラグラフ 300～307 で定めるものと同じ枠組のタイプを全般的に使用して認識される。⁸⁵ 特に、セラーまたは第三者が提供する保証は、当該保証がデフォルト・リスク、ダイリューション・リスク（dilution risk）またはその両者をカバーしたものかどうかにかかわらず、既存の内部格付手法の保証に関するルールを用いた扱いとなる。

- 保証がプールのデフォルト・リスクおよびダイリューション・リスク双方をカバーする場合、銀行は、プール全体のデフォルト・リスクとダイリューション・リスクに対するリスク・ウェイトに代えて、保証人向けのエクスポージャーに対するリスク・ウェイトに置き換える（substitute）。
- 保証がデフォルト・リスクまたはダイリューション・リスクの一方のみをカバーし、両方はカバーしない場合には、銀行は、対応するリスク構成要素（デフォルトまたはダイリューション・リスク）に対するプールのリスク・ウェイトに代えて、保証人向けのエクスポージャーに対するリスク・ウェイトに置き換える。そのうえで、もう一方のリスク構成要素に対する所要自己資本額を加える。
- 保証がデフォルト・リスクおよび/またはダイリューション・リスクの一部のみをカバーする場合、デフォルトおよび/またはダイリューション・リスクのアンカバー部分は、比例的または階層的カバー（proportional or tranching coverage）に関する既述の信用リスク削減手法のルールに従って取り扱われる（すなわち、アンカバーとなるリスク構成要素に対するリスク・ウェイトが、カバーされたリスク構成要素に対するリスク・ウェイトに加算される）。

373(i). ダイリューション・リスクに対するプロテクションが購入された場合で、パラグラフ 307(i)と 307(ii)の条件が満たされていれば、ダブル・デフォルトの枠組を利用してダイリューション・リスクのリスク・アセット額を計算することができる。この場合、パラグラフ 369 に従って $PD_o = EL$ の推計値、 $LGD_g = 100\%$ 、実効マチュリティが設定され、そのうえでパラグラフ 284(i)～284(iii)が適用される。

⁸⁵ ダイリューション・リスクに係る所要自己資本を基礎的内部格付手法で計算する場合、各国当局の裁量により、銀行は、内部格付が付されており、格付「A-」未満に相当するPDが適用される保証人を認識することができる。

G. 期待損失 (EL) の取扱いと引当金の認識

374. セクションⅢ.G では、パラグラフ 43 で概説する、所要自己資本に含まれてもよい、あるいは所要自己資本から控除すべき引当金（例えば、個別引当金、カントリー・リスク引当金のようなポートフォリオを指定した一般引当金、一般引当金）と EL の差について述べる。

1. 期待損失 (EL) の計算

375. 銀行は、期待損失の総額を求めるため、エクスポージャー (PD/LGD 法による株式エクスポージャーおよび証券化エクスポージャーの EL の額を除く) に関連した EL の金額 (EL に EAD を乗じたものと定義する) を合計しなくてはならない。PD/LGD 方式による株式エクスポージャーに関係した EL の金額は EL の合計から除外されるが、パラグラフ 376 および 386 は適用される。証券化エクスポージャーの EL については、パラグラフ 563 に記載される。

(i) 監督当局設定のスロッシング・クライテリアの対象となる SL を除くエクスポージャーに対する期待損失 (EL)

376. 銀行は、デフォルト状態になく、かつ、ダブル・デフォルトの取扱いにおいてヘッジされたエクスポージャーとして扱われない事業法人、ソブリンおよび銀行とリテール・エクスポージャーに対する EL を、PD に LGD を乗じて計算しなければならない。デフォルト状態にある事業法人、ソブリン、銀行およびリテール・エクスポージャーに対しては、銀行はパラグラフ 471 に定義される EL の最良の推計値を使用しなければならない。また基礎的内部格付手法を利用する銀行は、当局設定の LGD を使用しなければならない。監督当局設定のスロッシング・クライテリアの対象となる SL エクスポージャーの EL はパラグラフ 377 および 378 の記述に従って計算される。PD/LGD 法の対象となる株式エクスポージャーの EL の計算は、パラグラフ 351~354 が適用されない限り PD に LGD を乗じて計算する。パラグラフ 563 に定めたとおり、証券化エクスポージャーは EL に含めない。ダブル・デフォルトの取扱いにおけるヘッジされたエクスポージャーを含め、この他の全てのエクスポージャーの EL はゼロとする。

(ii) 監督当局設定のスロッシング・クライテリアの対象となる SL エクスポージャーに対する期待損失 (EL)

377. 監督当局設定のスロッシング・クライテリアの対象となる SL エクスポージャーに関しては、EL の金額は、EAD に以下に定めるうち、該当するリスク・ウェイトを乗じたリスク・アセットに対し 8% を乗じて決定する。

HVCRE を除く SL のエクスポージャーに関する当局設定カテゴリーと EL のリスク・ウェイト

378. *HVCRE* を除く SL に対するリスク・ウェイトは次のとおりである。

優	良	可	弱い	デフォルト
5%	10%	35%	100%	625%

パラグラフ 277 に概説されている通り、各国裁量により、監督当局は銀行に対して *HVCRE* を除く SL のエクスポージャーのうち、「優」と「良」に該当するものについては優遇さ

れたリスク・ウェイトを与えることを認めることができるが、その場合には、対応する EL のリスク・ウェイトを、「優」のエクスポージャーについては 0%に、「良」のエクスポージャーについては 5%にする。

HVCRE に関する当局設定カテゴリーと EL のリスク・ウェイト

379. HVCRE に対するリスク・ウェイトは次のとおりである。

優	良	可	弱い	デフォルト
5%	5%	35%	100%	625%

各国裁量により、パラグラフ 282 に概説されている通り、監督当局設定のカテゴリーの「優」と「良」に該当する場合に優遇したリスク・ウェイトを与えることが銀行に対して認められている場合でも、それに対応する EL のリスク・ウェイトは、「優」および「良」双方のエクスポージャーについて 5%とする。

2. 引当金の計算

(i) 内部格付手法が適用されるエクスポージャー

380. 適格な引当金の総額は、内部格付手法で取扱うエクスポージャーに対する全ての引当金（例：個別引当金、部分直接償却、カントリー・リスクの引当金等のポートフォリオを特定した一般引当金もしくは一般引当金）の合計額である。さらに、デフォルト資産に対するディスカウントも適格な引当金に含めることができる。株式および証券化エクスポージャーに対する個別引当金は、適格引当金の総額に含めてはならない。

(ii) 信用リスクに関する標準的手法の対象となるエクスポージャーの一部

381. (パラグラフ 257～258 に定義する)移行期間ベース、または(パラグラフ 259 に定義する)標準的手法の対象となるエクスポージャーが重要でない場合の継続ベースのいずれの場合も、信用リスク・エクスポージャーの一部に対して標準的手法を利用する銀行は、パラグラフ 382 と 383 に記述した方法に従って、標準的手法および内部格付手法の引当金(パラグラフ 42)へ帰属する一般引当金の各該当部分を特定しなくてはならない。

382. 一般的に銀行は、標準的手法と内部格付手法に帰属する信用リスクに係るリスク・アセットの割合に応じて、プロラタ基準で一般引当金の総額を配分しなくてはならない。しかしながら、信用リスクに係るリスク・アセットの決定に 1 つの方法(つまり標準的手法もしくは内部格付手法)を 1 つのエンティティで排他的に使用している場合には、標準的手法を用いているエンティティにブックされている一般引当金は、標準的手法に帰属させることができる。同様に、内部格付手法を使用しているエンティティにブックされている一般引当金は、パラグラフ 380 に定義される適格な引当金の総額に帰属させることができる。

383. 各国当局裁量により、標準的手法および内部格付手法双方を利用する銀行は、以下の条件を満たした場合、標準的もしくは内部格付手法の双方の所要自己資本を認識するうえで、一般引当金の配分を内部手法によることができる。内部の配分手法を作ることができる場合、監督当局は、それらの利用に関する基準を設定することになる。銀行

はこの目的のために内部の配分手法を利用する場合、監督当局から事前に承認を得なくてはならない。

3. 期待損失(EL)および引当金の取扱い

384. パラグラフ 43 で示すように、内部格付手法を利用する銀行は、適格な引当金の合計（パラグラフ 380 で定義）と内部格付手法で計算する EL の合計額（パラグラフ 375 で定義）とを比較しなければならない。これに加えてパラグラフ 42 では、標準的手法および内部格付手法双方を利用する銀行が、信用リスクについて標準的手法を利用する部分の取扱いについて述べている。

385. 計算した EL の金額が、銀行の引当金の額を下回る場合、監督当局は、その差額を Tier 2 資本に含めることを許容する前に、その EL が、当該銀行が営業する市場の状況を完全に反映しているかどうかを検証しなくてはならない。個別引当金がデフォルト資産の EL の金額を超過している場合、その差額を非デフォルト資産の EL の金額と相殺する前に、同様にその算定について検証を行わなければならない。

386. PD/LGD 方式での株式エクスポージャーに対する EL の金額は、50%を Tier 1 から、50%を Tier 2 から控除する。PD/LGD 方式での株式エクスポージャーに対する引当金もしくは償却は、EL・引当金の比較計算には使用しない。証券化エクスポージャーに関する EL と引当金の取扱いは、パラグラフ 563 に記述する。

H. 内部格付手法の最低要件

387. セクションⅢ.H は、内部格付手法の導入および継続的使用のための最低要件を示している。最低要件は、12 に分かれたセクションで述べられている。(a)最低要件の構成、(b)最低要件の遵守、(c)格付システムのデザイン、(d)リスク格付システムの運用、(e)コーポレートガバナンスと監督、(f)内部格付の利用、(g)リスクの計量化、(h)内部推計値の検証、(i)監督当局設定の LGD、EAD 推定値、(j)リースの認識に関する要件、(k) 株式エクスポージャーに対する資本賦課の計算、(l)開示要件。最低要件は、各資産クラスにわたって横断的に適用されるものであることに留意することが役立つだろう。それゆえ、ある一つの最低要件の文脈の中で、複数の資産クラスについて議論されることがあり得る。

1. 最低要件の構成 (Composition of minimum requirements)

388. 内部格付手法の採用について適格であるためには、銀行は内部格付手法の導入当初、およびその後も継続的に最低要件を満たしていることを監督当局に示さなければならない。これらの基準の多くは、適格銀行が充足しなければならないリスク格付システムの目標の形式で表現されている。焦点となるのは、一貫性・信頼性のある妥当な方法をもって、リスクのランク付けと計量化を行う事についての銀行の能力である。

389. これらの要件の背後にある共通原則は、格付・リスク推定システムおよび手続が、債務者や取引特性に関する意味のある評価・意味のあるリスクの分類 (differentiation) ・合理的に正確で一貫性のあるリスクの定量的推定値、を提供することにある。さらに、そのシステム・手続は、これらの推定値の内部利用とも一貫性のあるものでなければならない。当委員会は、市場・格付手法・銀行の商品・実務は多様であることから、銀行および監督当局が運用手続をカスタマイズする必要があることを認識している。銀行のリスク管理のポリシーや実務について、その形態や運用の詳細を

指図することは、当委員会の意図するところではない。各監督当局は、銀行のシステムおよびコントロールが、内部格付手法の基礎として機能するうえで適正なものであることを確認するための詳細な検証手続を開発するだろう。

390. この文書で述べられた最低要件は、そうでないことが記されている場合以外は、すべての資産クラスに適用される。各エクスポージャーを、債務者ないしはファシリティの区分 (facility grades) に割り当てるプロセスに関連した基準（および関連する監督、検証など）は、そうでないことを記した場合以外は、リテール・エクスポージャーを同質のエクスポージャーのプールに割り当てるプロセスに対しても、同じように適用される。

391. この文書で述べている最低要件は、そうでないことが記されている場合以外は、基礎的内部格付手法および先進的内部格付手法、双方に適用される。一般に、すべての内部格付手法採用銀行は、PDの自行推定値を計算しなければならないが、⁸⁶このほか、PD値の推定および検証に際して必須となる基準とともに、格付システムのデザイン、運営、コントロール、コーポレートガバナンスに関する全般的な基準についても遵守しなければならない。LGD・EADの自行推定値を利用したいと考える銀行は、パラグラフ 468～489 に記載されたこれらのリスクファクターに関する追加的な最低基準も満たさなければならない。

2. 最低要件の遵守 (Compliance with minimum requirements)

392. 内部格付手法の採用について適格となるためには、銀行は、監督当局に対して、導入当初およびその後も継続的に、この文書における内部格付手法の最低要件を満たしていることを示す必要がある。また、銀行の全般的な信用リスク管理の実務は、バーゼル委員会および各国監督当局が漸次公表する健全な実務に関するガイドラインとも整合性のとれたものとなっている必要がある。

393. 銀行がすべての最低要件を完全に遵守していない状況があるかもしれない。このような場合、銀行は、タイムリーに遵守状況を回復するための計画を策定し、監督当局の承認を求めなければならない。あるいは、銀行は、自行がさらされているリスクに照らして、遵守していない事による影響が軽微であることを示さなければならない。承認され得る計画を策定できない場合、その計画を満足の行く形で履行できない場合、あるいは、影響が軽微であることを監督当局に示すことができない場合、監督当局は当該金融機関の内部格付手法採用の適格性を再検討することになる。さらに、遵守できていない期間中、監督当局は「第二の柱」の下で追加的な自己資本を保有させることや、適切な監督上の処置を講じる事の必要性を検討する。

3. 格付システムのデザイン

394. 「格付システム」は、信用リスクの評価、内部格付の付与、デフォルトや損失に関する推定値の計量化を支援する、手法・プロセス・コントロール・データ収集、そして IT システムのすべてから構成される。

⁸⁶ 銀行は、一定の株式エクスポージャーおよびSLサブエクスポージャーに含まれる一定のエクスポージャーに関しては、PDの自行推定値を算定することが要求されない。

395. それぞれの資産クラスの中で、銀行は、複数の格付手法/システムを利用してよい。例えば、銀行は、特定の産業または市場セグメント（例えば、ミドルマーケットや大企業）に応じた格付システムを用いてもよい。もし銀行が複数のシステムを用いる場合、ある債務者を1つのシステムに割り当てる理由を文書化するとともに、債務者のリスクレベルを最も良く反映するような方法で運用しなければならない。銀行は、所要自己資本を最小化するために、不適切な仕方でも各格付システムに債務者を割り当ててはならない（つまり、格付システムの選択によるチェリー・ピッキング）。銀行は、導入当初およびその後も継続的に、内部格付手法で用いられる各システムが最低要件を遵守していることを証明しなければならない。

(i) 格付の切り口 (Rating dimensions)

事業法人、ソブリン、および銀行向けエクスポージャーの基準

396. 適格となる内部格付手法の格付システムは、(i)債務者のデフォルト・リスク、(ii)取引に固有の要素、の2つの別個の異なる切り口 (dimension) を有していなければならない。

397. 第一の切り口 (dimension) は、債務者のデフォルト・リスクに対するものでなければならない。同じ債務者に対する別個のエクスポージャーに対しては、個々の特定の取引の性質にかかわらず、同じ債務者格付が割り当てられなければならない。これには2つの例外がある。第一に、カントリー・(移転) リスク (country transfer risk) の場合、当該ファシリティが現地通貨建てあるいは外国通貨建てであるかに応じて、銀行は異なる債務者格付を割り当ててもよい。第二は、ファシリティに関連する保証が、調整後の債務者区分に反映されているかもしれないような場合である。いずれのケースでも、同一の債務者の異なるエクスポージャーが、異なる格付を持つ結果となりうる。銀行は、そのクレジット・ポリシーにおいて、個々の格付区分が意味するリスクのレベルの観点から、債務者格付の格付区分の相互の関係を明記しなければならない。信用度合いが1つの格付区分から次の格付区分に引き下げられる場合、認識され、測定されたリスクは増大しなければならない。そのポリシーは、その格付区分に割り当てられた債務者の典型的なデフォルト確率の記述、および信用リスクのレベルを識別するために用いられる基準、の両方の観点から、各格付区分のリスクを明記しなければならない。

398. 第二の切り口 (dimension) は、担保・請求権の優先順位・商品タイプ等の、取引に特有の要素を反映したものでなければならない。基礎的内部格付手法採用銀行にとっては、この要件は、債務者の要素と取引特有の要素の双方を反映した案件の切り口 (facility dimension) を設定することによって充足することができる。例えば、債務者の強さ (PD) および損失の重大度 (LGD) への考慮を織り込んだ EL を反映した格付の切り口は、適格なものとなろう。同様に、LGD のみを反映した格付システムは適格なものとなろう。格付の切り口が期待損失を反映しているものの、LGD が別個に計量されていない場合には、監督当局設定の LGD を利用しなければならない。

399. 先進的内部格付手法を採用する銀行の場合、ファシリティ格付 (facility ratings) は、LGD のみを反映したものでなければならない。これらの格付は、LGD に影響を与える可能性のある、担保種類・商品・業種・目的といったファクターのいずれか、あるいはすべて（必ずしもこれらに限定されない）を反映させることができる。債務者の特性は、LGD の予測となりうる限りにおいて、LGD 格付の基準の中に含めてもよい。ポートフォリオのセグメントを跨るファシリティの区分 (facility grades) に影響を与え

るファクターの変更は、それが推定の適合性および正確性を改善させるという点において監督当局を満足させることができる場合においてのみ、行ってもよい。

400. SL のサブポートフォリオについて監督当局設定のスロッシング・クライテリアを用いる銀行は、そのエクスポージャーについては、2 つの切り口という上記の要件が免除される。SL における債務者/取引に係る属性の相互依存性を勘案し、債務者の強さ (PD) と損失の重大度 (LGD) を考慮した EL を反映する単一の格付の切り口を導入することで、本項の適格要件を満たしてもよい。この例外規定は、SL のサブポートフォリオに対して、一般的な事業法人向けの基礎的・先進的内部格付手法を用いる銀行には適用されない。

リテール・エクスポージャーの基準

401. リテール・エクスポージャーに関する格付システムは、債務者リスクと取引リスクの双方に着目し、関連するすべての債務者特性と取引特性を捕捉していなければならない。銀行は内部格付手法における「リテール」の定義に当てはまるエクスポージャーを、特定のプールに割り当てなければならない。銀行は、このプロセスによって、有意なリスクの分類と、十分に均質なエクスポージャーのグルーピングが行われており、プールレベルで正確かつ一貫性のある損失特性の推定が可能となっていることを、証明しなければならない。

402. 各プールに対して、銀行は、PD・LGD・EAD の推定を行わなければならない。複数のプールが、同一の PD・LGD・EAD の推定値を共有してもよい。少なくとも、銀行は、プールに対してエクスポージャーを割り当てるプロセスにおいて、以下のリスク要因 (risk driver) を考慮に入れるべきである。

- 債務者のリスク特性 (例えば、債務者のタイプ、年齢/職業等の属性による区分)
- 取引のリスク特性。これには、商品種別、および/あるいは、担保種別 (例えば、LTV (loan to value) 値、シーズニング (seasoning)、保証、そして優先順位 (seniority) (第一順位対第二順位担保権 (first vs. second lien)) を含む。銀行は、クロス担保条項 (cross-collateral) が存在する場合には、明示的に対処しなければならない。
- エクスポージャーの延滞状況: 銀行は延滞が発生しているローンとそうでないローンを別個に識別することが期待される。

(ii) 格付の構造 (Rating structure)

事業法人、ソブリン、銀行向けエクスポージャーの基準

403. 銀行は、債務者格付 (borrower-rating) およびファシリティ格付 (facility-rating) の両者の区分について、格付区分毎のエクスポージャーの分布が極端に集中することがなく、意味のある配分が行われるようにしなければならない。

404. 銀行は、非デフォルト債務者 (non-defaulted borrowers) について少なくとも7つ、またデフォルト債務者 (those that have defaulted) について少なくとも1つの債務者等級を設けなければならない。特定の市場セグメントに焦点をあてて貸出活動を行っている銀行は、この最低の格付区分数の設定により、この要件を充足することができる。監督当局は、多様なクレジット・クオリティを有する債務者への貸出を行っている銀行に対しては、債務者格付区分数を増やすよう要求してもよい。

405. 債務者格付 (borrower grade) は、具体的かつ明確な (specified and distinct) 格付基準に基づき、そこから PD 推定値が導出される債務者リスクの評価と定義される。この債務者格付の定義には、その格付区分に割り当てられた債務者に典型的なデフォルト・リスクの記載、および、信用リスクの水準を識別するのに用いられる基準を、ともに含めなければならない。また、アルファベットや数字で表わされた等級に付加される「+」ないし「-」の調整記号は、それらの調整記号の付与に関する格付の説明および基準が完備されており、かつ、これらの調整された格付区分に対する PD を別に計測している場合にのみ、独立した格付区分として適格となる。

406. 特定の市場セグメントおよび特定の範囲のデフォルト・リスクに集中した貸出ポートフォリオを有する銀行は、特定の格付区分について債務者が必要以上に集中しないように、その範囲のなかで十分な債務者格付区分数を用意しなければならない。1 つの格付区分あるいは複数の格付区分 (a single grade or grades) への重大な集中 (significant concentrations) は、その格付区分が十分に狭い範囲の PD バンドをカバーするものであること、および、その格付区分に割り当てられるすべての債務者のデフォルト・リスクはその PD バンド内に収まるものであることの説得的な経験的根拠をもって援護されるものでなければならない。

407. LGD 算定のために先進的内部格付手法を用いている銀行の場合、ファシリティの区分 (facility grades) に関しては最低区分数を特段設定しない。広い範囲の様々な LGD を持つ案件が、1 つのファシリティの区分に集中することのないように、銀行は十分な数のファシリティの区分を有していなければならない。ファシリティの区分を定義するうえで用いられる基準は、経験的根拠によって裏付けられなければならない。

408. SL 資産クラスに対する監督当局設定のスロッシング・クライテリアを用いる銀行は、少なくとも、非デフォルト債権には 4 つの格付区分、デフォルト債権には 1 つの格付区分を有していなければならない。SL エクスポーザーが、事業法人向けの基礎的内部格付手法、先進的内部格付手法に適格となるための要件は、一般的な事業法人向けのエクスポーザーに対するものと同じである。

リテール・エクスポーザーに関する基準

409. 区別された各プールに対して、銀行は、そのプールに対する損失特性の定量的尺度 (PD、LGD、EAD) を算出することができなければならない。内部格付手法を適用するにあたり、区分の水準は、特定のプールにおけるエクスポーザーの数が、プールレベルでの意味のある損失特性の計量化および検証を可能とするために十分な程度のものでなければならない。プール全体にわたって、意味のある、債務者分布およびエクスポーザー分布を有していなければならない。1 つのプールには、銀行のリテール・エクスポーザーを不必要に集中してはならない。

(iii) 格付基準 (Rating criteria)

410. 銀行は、具体的な格付の定義、および、エクスポーザーを格付システムにおける区分に配分する具体的なプロセスおよび基準を有していなければならない。格付の定義および基準は、合理性があり、意味のあるリスクの識別をもたらすものである必要がある。

- 格付区分の説明および基準は十分に詳細であり、同様のリスクを有する債務者およびファシリティに対しては、一貫して同じ格付区分に配分することを可能とす

るものでなければならない。その一貫性は、ビジネスライン、部門、地理的所在地に跨って存在するものであるべきである。異なるタイプの債務者および案件について、格付基準および手続が異なる場合には、銀行は起こり得る不整合をモニターするとともに、適宜、一貫性を向上するように格付基準を変更しなければならない。

- 文書化された格付の定義は、内部監査人あるいは同等の独立性を備えた部門 (or an equally independent function) および監督当局といった第三者が格付の割当を理解でき、再現でき、格付/プールの配分が適切であることを評価することができるほど、明確かつ詳細でなければならない。
- 基準は、銀行内部の貸出基準や問題のある債務者や案件の処理方針とも整合性がとれていなければならない。

411. 銀行は利用可能な情報を継続的に検討するため、債務者およびファシリティに対する格付の付与に関する全ての関係のある重要な情報を利用しなければならない。情報は現在のものでなければならない。銀行の持つ情報量が少ない程、エクスポージャーの債務者あるいは案件格付またはプールへの割り当てをより保守的にしなければならない。外部格付は、内部格付を割り当てらるうえで主たるファクターとなりうるが、銀行は、その他の要因も考慮に入れなければならない。

事業法人向け資産クラスとしての SL のプロダクトライン (SL product lines within the corporate asset class)

412. SL エクスポージャーに対する当局設定のスロットティング・クライテリアを用いる銀行は、必須となる最低要件を満たしていることを前提に、エクスポージャーを、自行の基準・システム・手順に基づいた内部格付区分に割り当てなければならない。次に、銀行は、これらの内部格付区分を 5 つの監督当局設定の格付カテゴリーにマッピングしなければならない。付属文書 6 の第 1~4 表は、SL エクスポージャーの各サブクラスについて、監督当局設定の各カテゴリーに分類されるエクスポージャーが有する一般的な評価項目および特徴を提示している。各貸出業務には、評価項目および特徴を説明する特定の表が対応している。

413. 当委員会は、銀行がエクスポージャーを内部格付に配分するうえで用いる基準が、監督当局設定のカテゴリーを定義する基準に完全に一致するものではないことを認識している。しかし、銀行は、自らのマッピングプロセスが、監督当局設定の各カテゴリーにおける特性の大半と整合的な格付区分に、結果として一致していることを示さなければならない。銀行は、それ自身の内部格付基準の例外扱いをする場合 (any overrides of their internal criteria) でも、マッピングプロセスが無効にならないように特別の注意を払うべきである。

(iv) 格付付与に係る期間

414. PD 算定の対象期間は 1 年であるが (パラグラフ 447 で記載)、銀行は、格付区分を割り当てる際にはより長い対象期間 (time horizon) を用いることを期待されている。

415. 債務者格付は、不利な経済環境または予測不能の事態が生じた場合であっても、債務者が契約を履行する能力と意志についての銀行の判定である。例えば銀行は、格付の判定の基礎を、特定の適切なストレスシナリオに置くことができる。また、明確に特

定したストレスシナリオ無しに、不利な経済環境や予想外の事態の発生に対する債務者の脆弱性を反映させることにより、債務者の特性を勘案することができる。格付評価を行ううえで考慮される経済状況の範囲は、現在の状況および当該業種/地域でのビジネスサイクルの中で発生する可能性がある状況と、整合性を保たなければならない。

416. 将来の出来事や、それが特定の債務者の財務状態に及ぼす影響を予測することの難しさを勘案すると、銀行は、見積もられた情報は保守的に考慮しなければならない。さらに、データ量が限定されている場合には、銀行はその分析にあたって保守的なバイアスを採用しなければならない。

(v) モデルの利用

417. このセクションの最低要件は、債務者やファシリティを格付区分に割り当てらるううえで、あるいは、PD、LGD、EADを算定するうえで用いられる統計的モデルと、その他の機械的な手法（mechanical methods）に適用される。クレジットスコアリングモデルおよびその他機械的な格付手法は、一般的に、収集可能な情報の一部分のみを用いる。機械的な格付手法は、人による判断が大きな位置を占めるような格付システムにおいて発生するような特有のエラーを時として回避するかもしれないが、情報量が限られている場合の機械的な手法（mechanical rating procedures）の利用も、エラー発生の原因ともなり得る。クレジットスコアリングモデルおよびその他の機械的な手法は、格付配分の主要な、あるいは、部分的なツールとしては認めることができ、損失特性を算定するうえで一定の役割を果たすかもしれない。人間による十分な判定および監督（Sufficient human judgement and human oversight）は、モデルの範囲外の情報を含めたすべての関連する重要な情報を考慮に入れ、モデルが適切に用いられることを確実にするうえで、必要である。

- モデルあるいは手続が優れた予測能力を有していること、および、その利用の結果、所要自己資本が歪められていないことについて、監督当局を満足させるための挙証責任は銀行側にある。モデルにインプットされる変数は、合理的な予測値の集合体となっていなければならない。モデルは、銀行が有する様々な債務者ないしファシリティについて平均的にみて正確であるとともに、既知の重大な歪みがあってはならない。
- 銀行は、統計的なデフォルト・損失予想モデルへのインプットデータを検証する適切なプロセスを確立していなければならない。そのプロセスは、承認された格付の割当に特有のデータに関する正確性、完全性、適切性の評価を含む。
- 銀行は、モデルを構築するうえで利用されたデータが、銀行の実際の債務者あるいはファシリティの母集団を代表するデータであることを示さなければならない。
- モデルの結果と人による判断とを組み合わせる場合には、その判断にはモデルでは考慮されなかった全ての重要な情報を考慮に入れなければならない。銀行は、いかにして人による判断とモデルの結果を組み合わせるのかを説明する文書化されたガイダンスを持っていなければならない。
- 銀行は、モデルに基づいた格付の割当に対する人による検証についての手続書を有していなければならない。この手続書は、モデルの既知の弱点に関連するエラーを発見し、それを抑制することに焦点を置くべきであり、かつ、モデルの実績を向上するための信頼できる継続的な努力を含んでいなければならない。

- 銀行は、定期的なサイクルでモデルの検証を行わなければならない、その検証はモデルの実績と安定性のモニタリング、モデルにおける関連性の検証、実際の結果に照らしたモデルによるアウトプットのテストを含む。

(vi) 格付システムのデザインの文書化 (*Documentation of rating system design*)

418. 銀行は、格付システムのデザインおよび運用の詳細について、書面として文書化しておかなければならない。この文書は、銀行が最低基準を遵守していることの証明となるものでなければならない。また、文書は、ポートフォリオの分類、格付基準、債務者およびファシリティの格付を行う部署の責任、格付区分の例外となるものの定義、例外を承認する権限のある部署、格付の見直し頻度、格付プロセスに対する経営陣による監督といった項目を扱ったものでなければならない。銀行は内部格付の基準を選択した合理的な理由を文書化しておかなければならず、さらに、その格付基準および手続が、有意なリスク区分を示した格付に結びつく確度が高いことを証明する分析を提供することができなくてはならない。現在のポートフォリオと外部の状況に対して格付基準とその手続がそのまま完全に適用可能であるかどうかを決定するために、格付基準とその手続は定期的に見直されなければならない。さらに、銀行は、リスクの格付手続の主要な変更点の履歴を文書化しておかなければならない。この文書は、直近の監督当局による検証の後にリスクの格付手続に加えられた修正点を特定するための補助材料とならなければならない。内部統制構造を含め、格付の割り当てに係る組織は、文書化されていなければならない。

419. 銀行は、内部で用いるデフォルトおよび損失についての具体的な定義を文書化しておくとともに、パラグラフ 452～460 で説明された参照定義とも整合的であることを示さなければならない。

420. 銀行が、格付割当プロセスにおいて統計的モデルを利用している場合、銀行はその手法を文書化しておかなければならない。その文書は、

- 格付区分・個々の債務者・エクスポージャー・プールに推定値を割り当てる際の理論・前提・および/あるいは数学的および実証的根拠、および、モデルを推定するために用いられるデータ・ソース、に関する詳細なアウトラインを規定しなければならない。
- モデルを検証するための、信頼度の高い統計的プロセス（対象期間外、サンプル外の実績テストを含む）を確立していなければならない。および、
- モデルが有効に機能しないあらゆる状況を示していなければならない。

421. 固有の技術を有する第三者ベンダーモデルの利用は、内部格付システムに関する文書化あるいはその他の最低要件の例外扱いとする正当な理由とはならない。監督当局を満足させるための挙証責任は、モデルのベンダー側および銀行側にある。

4. リスク格付制度の運用

(i) 格付の対象範囲

422. 事業法人、サブリンおよび銀行向けエクスポージャーについては、各債務者および認識される保証人には全て格付を付与し、エクスポージャーには 1 件ずつ与信承認プロセスの一環として案件格付を与えなくてはならない。同様に、リテール向けエクスポ

ージャーについても、エクスポージャーは1件ずつ、与信承認プロセスの一環として、いずれかのプールに割り当てられなければならない。

423. 銀行がエクスポージャーをもつ独立した法人には、1つずつ別々に格付を付与してはならない。同一グループに属する個別法人の扱いに関して、同一グループに属する個別企業の全部または一部に同一格付を付与できる、またはできない状況を含めて、銀行は監督当局に受け入れられる方針を備えていなくてはならない。

(ii) 格付手続の完全性 (*Integrity of rating process*)

事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーに対する基準

424. 格付の付与およびその定期的な見直しは、当該信用供与によって直接利益を受けることがない立場にある者が行うか、または、その承諾を得なくてはならない。格付付与手続の独立性は、監督当局が種々の実務慣行を慎重に審査した上で達成され得る。これらの運用上の手続は、文書化して銀行の手続集に収録し、銀行の方針に組み込まなければならない。信用供与の方針 (*credit policies*) および引受手続 (*underwriting procedures*) も、格付プロセスの独立性を強化し、促進するものでなくてはならない。

425. 債務者とファシリティの格付は、1年に少なくとも1回、見直さなくてはならない。特定の種類の信用エクスポージャー、ことにリスクの高い債務者または問題債権は、さらに頻繁に見直さなければならない。また、銀行は、債務者またはファシリティについて重要な情報が判明した場合、新しい格付を付与しなくてはならない。

426. 銀行は、債務者の財務状態ならびに LGD および EAD に影響するファシリティの状況 (担保の状態など) に関する重要な情報を収集し、更新する有効なプロセスを有していなければならない。銀行は、情報を受領した後、直ちに債務者の格付を適時に更新する手続を有している必要がある。

リテール向けエクスポージャーに関する基準

427. 銀行は、少なくとも年1回、各リスクプールの損失特性および延滞状況を見直さなくてはならない。銀行はまた、各エクスポージャーを適切なプールに確実に割り当て続けるための手段として、各プール内の債務者それぞれの状況を検証しなくてはならない。この要件は、プールのエクスポージャーの代表となるサンプルを検証することで満たしてもよい。

(iii) オーバーライド (書き換え: *Overrides*)

428. 専門家による判断に基づき格付を行う場合、どのような状況の場合には銀行のオフィサーが格付プロセスの結果を書き換えてよいか、誰が、どのようにして、どの程度までそのような書き換えを利用してよいかを含めて、銀行は明確に規定しなくてはならない。モデル・ベースの格付では、銀行は、人間の判断によってモデルによる格付を書き換え、出てきたデータを対象外としたり、インプットデータを変更したケースを監視するガイドラインおよび手続を備えてはならない。これらのガイドラインには、これらの書き換えの承認の責任者を記載しなくてはならない。銀行は書き換えを識別し、それらの結果を別途追跡しなくてはならない。

(iv) データの維持管理 (*Data maintenance*)

429. 銀行内部の信用リスクの計測および管理プロセスを有効なものとし、本文書に記載するその他の要件を銀行が充足し、監督当局への報告の基礎とするため、銀行は主要

な債務者およびファシリティの特性に関するデータを収集し、保存しなくてはならない。例えば内部格付制度を精緻化してポートフォリオを細分化する場合のように、債務者およびファシリティの格付への割当を事後的に再配分するに十分な程度に、これらのデータは詳細なものとするべきである。また、銀行はこのフレームワークの「第三の柱」で要求される内部格付に関する様々な観点のデータを収集し保存しなくてはならない。

事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーについて

430. 銀行は、債務者および認識された保証人に内部格付を付与した時からの格付、当該格付付与日、当該格付の付与に用いた方法および主要データ、当該格付責任者またはモデルを含めて、債務者および保証人に関する格付履歴を維持管理しなくてはならない。デフォルトとなった債務者およびファシリティを特定したデータ、デフォルトが発生した時期およびその状況を保存しなくてはならない。また、銀行は債務者格付システムの予測能力を把握するために、格付および格付遷移に関連する PD データおよび実績デフォルト率データを保存しなくてはならない。

431. 先進的内部格付手法を用いる銀行は、各ファシリティに関連する LGD および EAD 推計値データの完全な履歴、推計値を計算するにあたり用いた主要なデータ、当該格付責任者またはモデルを、収集・保存しなくてはならない。銀行はまた、デフォルトとなったファシリティに関する LGD および EAD の推計値および実績値データも収集しなくてはならない。保証またはクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を LGD に反映させる銀行は、保証またはクレジット・デリバティブの効果を評価する前と後のベースで、ファシリティの LGD データを保存しなくてはならない。デフォルトとなった各エクスポージャーの損失および回収に係る構成要素の情報として、例えば、回収額、回収手段（例、担保、清算代わり金、保証）、回収に要した時間、管理費などの情報を保存しなくてはならない。

432. 監督当局の推定値を利用する基礎的内部格付手法による銀行は、関連データ（基礎的内部格付手法による事業法人向けエクスポージャーの損失および回収の実績データ、SL エクスポージャーについて監督当局のスロッシング・クライテリアを用いる銀行の実際の損失データ）を保存するように奨励される。

リテール向けエクスポージャー

433. 銀行は、直接またはモデルの利用を通じて用いた債務者および取引リスクの特性に関するデータ、および延滞データを含めて、エクスポージャーをプールに割り当てるプロセスで用いたデータを保存しなくてはならない。銀行はまた、エクスポージャーのプールに関連する PD、LGD、EAD の推計値に関するデータを保存しなくてはならない。デフォルトが発生したエクスポージャーについては、銀行は、デフォルトとなる前の年にエクスポージャーが割り振られていたプールのデータ、および LGD および EAD の実績値データを保存しなくてはならない。

(v) 自己資本充実度を評価するストレス・テスト

434. 内部格付手法採用銀行は、自己資本充実度を評価するために使用する適切なストレス・テストの手続を持たなければならない。ストレス・テストは、銀行の信用エクスポージャーに好ましくない効果を与えるイベントの発生または経済状況の将来変化を特定することや、このような好ましくない変化に耐える銀行の能力の評価を含まなければ

ならない。使用できるシナリオの例としては、(i) 経済または産業の後退、(ii) 市場リスク上のイベント、(iii) 流動性の状況が含まれる。

435. 上記の一般的なテストに加えて、銀行は、ある特定の状況下において内部格付手法による所要自己資本が受ける影響を評価するために、信用リスクのストレス・テストを実施しなければならない。採用されるテストは銀行による選択ではあるが、監督当局による検証の対象となる。また、採用されるテストは十分意味があり合理的にみて保守的でなければならない。個別銀行は、このストレス・テストの要件を満たすため、状況に応じて異なった手法を開発することができる。この目的のため、銀行にワースト・ケース・シナリオを想定することを求めることを目標とはしていない。ただし、ここでいう銀行のストレス・テストは、少なくとも、穏やかな景気後退シナリオの効果は考慮すべきである。ここでは「連続2四半期ゼロ成長が続く場合 (two consecutive quarters of zero growth)」を想定して、銀行の PD・LGD・EAD への影響を、当該銀行の国際分散を (保守的に) 考慮して評価することを一例として挙げる。

435(i) ダブル・デフォルトの枠組を利用している銀行はストレス・テストの枠組の一環として、プロテクション提供者の信用力が悪化した場合の影響、特にプロテクション提供者が格付変更によって適格基準を外れた場合の影響を考慮しなければならない。銀行は、債務者とプロテクション提供者の双方ではなくいずれかがデフォルトに陥った場合の影響と、そのデフォルト時に結果として生じるリスクおよび所要自己資本の増加についても考慮しなければならない。

436. どのような方法を使用したとしても、銀行は、以下の情報ソースを考慮に入れなければならない。第一に、銀行自身のデータから、エクスポージャーのうち少なくともいくつかについては格付推移を推計すべきである。第二に、銀行は、信用環境の比較的小さな劣化がその格付に与える影響に関する情報を考慮すべきである。これは、比較的大きな劣化やストレス環境が与える可能性がある影響についての情報を与えることとなる。第三に、銀行は外部格付の格付推移の証拠 (evidence) を評価すべきである。これは銀行が自行の格付区分 (its bucket) を、外部格付 (rating categories) に大まかにマッチさせることを含む。

437. 各国監督当局は、その法域における状況を念頭に置いたうえで、この目的のために利用されるテストはどのようにデザインすべきか、ガイダンスを発行することを望むかもしれない。銀行が既に内部格付においてストレスを勘案する手法を用いている場合、この枠組のこのセクションで述べる内部格付手法により計算された所要自己資本とストレス・テストの結果には差がないかもしれない。銀行がいくつかの市場で事業を行っている場合、それらの市場の全てでこのようなストレス・テストを行う必要はない。しかし、銀行は総エクスポージャーの大半を含むようなポートフォリオに対しストレス・テストを行うべきである。

5. 企業統治および監督 (Corporate governance and oversight)

(i) 企業統治

438. 格付および推計のプロセスの重要事項はすべて、銀行の取締役会 (board of directors)、指定された委員会 (a designated committee)、および、上級経営者 (senior

management) の承認を受けなくてはならない。⁸⁷ これらの機関は、当該銀行のリスク格付制度について全般的な理解をもち、関連する経営報告書について詳しく理解できなくてはならない。上級経営者 (senior management) は、当該銀行の格付制度の運用に大きな影響を与えるような策定済の方針の重要な変更または例外扱いについて、取締役会またはその中の指定された委員会に報告しなくてはならない。

439. 上級経営者も、格付制度の設計および運用をよく理解し、策定済の手續と実際の実務の間に重要な相違があればそれを承認しなくてはならない。上級経営者は、継続的に、格付制度が適切に運用されることを確保しなくてはならない。上級経営者および信用リスクをコントロールする機能を担当するスタッフは、格付プロセスの実績、改善を要する分野、これまで認識された欠陥の改善状況を討議するため、定期的に会議を開催しなくてはならない。

440. 内部格付は、こうした当事者に報告するうえで不可欠な部分でなければならない。報告の中には、格付区分別のリスク・プロファイル、格付区分間の遷移、各格付区分に関連する変数の推定値、デフォルト確率 (および、先進的内部格付手法を用いる銀行の場合には LGD および EAD) の予想値と実績値との比較を含まなければならない。報告の頻度は、情報の重要性および種類ならびに報告受領者のレベルにより異なってもよい。

(ii) 信用リスクのコントロール

441. 銀行は、内部格付制度の設計、選択、実施、成果に責任を負う独立した信用リスクのコントロール部署を持っていてはならない。この部署は、エクスポージャーをオリジネートする者および部署からは、機能的に独立してはならない。責任を負わなければならない範囲は次のとおりである。

- 内部格付のテストおよび監視。
- 銀行の格付制度についての概要報告の作成および分析。これには、デフォルト時点およびデフォルト 1 年前の格付別のデフォルトデータ実績値、格付遷移の分析、主要な格付基準の傾向の監視を含む。
- 格付の定義が各部署および各地域において整合的に適用されていることを検証するための手續の実施。
- 格付プロセスの変更の審査および文書化。これには、変更の理由を含む。
- 格付基準にリスクの予測能力があるかどうか評価するための格付基準の検証。格付プロセス、その基準、あるいは各格付パラメーターの変更は、監督当局が検証するため、文書にして保存しなくてはならない。

⁸⁷ この基準は、取締役会と上級経営者から構成される経営構造に当てはまるものである。当委員会は、取締役会および上級経営者の機能について、国により法制上、監督規制上の枠組みが大きく相違していることを認識している。ある国では、取締役会の機能が、執行主体 (上級経営者、一般管理職) がその機能を果たすように、その監督を、それが全部でないにせよ、主要な機能としている。そのため、それを「監督役会 (supervisory board)」と称することがある。これは取締役会が執行機能を持たないことを意味する。また、それとは対照的に、取締役会が自ら銀行経営全般の枠組みを規定するような広範な権能をもっている国もある。このような相違があるため、ここでは、取締役会および上級経営者という名称は、銀行の法的構成を指すのではなく、むしろ、同じ銀行の中の 2 つの意思決定機能にラベル付けを行うこと (label two decision-making functions within a bank) を指している。

442. 信用リスクコントロール部署は、格付モデルの開発、選択、実施および検証に積極的に参画しなくてはならない。信用リスクコントロール部署は、格付プロセスで使用するモデルにつき管理・監督責任を負うとともに、格付モデルの継続的検証およびその変更についても最終責任を負わなければならない。

(iii) 内部監査および外部監査

443. 内部監査人またはそれと同等に独立的な部門は、少なくとも年 1 回、与信部門 (credit function) の運営、PD、LGD および EAD の推計値を含め、銀行の格付制度およびその運用状況を検証しなくてはならない。検証対象は、適用されることとなるすべての最低要件の遵守を含むものである。そして、内部監査人は検証で明らかになったことを文書化しなければならない。監督当局は、銀行の格付付与プロセスおよび損失特性の推計値に対して、外部監査の実施を要求することができる。

6. 内部格付の利用

444. 内部格付ならびにデフォルトおよび損失の推計値は、内部格付手法を用いる銀行の与信承認、リスク管理、内部の資本配分、企業統治機能において、重要な役割を果たさなくてはならない。内部格付手法の適格基準を満たすことだけを目的として実施される格付システムおよび推計値、内部格付のインプットデータを得るためだけの格付システムおよび推計値は、認められない。銀行は内部格付手法とその他の行内目的の両者について、まったく同じ推計値を必ずしも利用しているわけではないということは認識されている。例えば、プライシング用のモデルでは、資産の満期に関連する PD および LGD を利用するかもしれない。そのような相違がある場合には、銀行はそれを文書化して記録し、監督当局にその妥当性を示さなくてはならない。

445. 銀行は内部格付情報を利用するにあたり、信頼できる記録を残さなくてはならない。そのため、銀行はこの文書に述べた最低要件を概ね満たした格付制度を、適格となる前の少なくとも 3 年間は利用していることを示さなくてはならない。先進的内部格付手法を採用している銀行は、LGD および EAD の自行推計値を利用するための最低要件を概ね満たした方法で、適格となる前の少なくとも 3 年間、LGD および EAD を推計・使用 (employing) していることを示さなくてはならない。銀行の格付制度が改良された場合、このことをもって銀行がこの 3 年間の要件を満たしていないということにはならない。

7. リスクの定量化

(i) 推計に対する全般的要件

構造および意図

446. このセクションでは、PD、LGD および EAD の自行推計値に適用する広範な基準を検討する。一般に、内部格付手法を利用する銀行は、事業法人向け、ソブリン向けおよび銀行向けエクスポージャーについては各債務者の内部格付区分に対応する PD、⁸⁸ またリテール向けエクスポージャーについては各プールに対応する PD を、推定しなくてはならない。

⁸⁸ 特定の株式エクスポージャーおよび SL サポートフォリオに該当する特定のエクスポージャーについては、PD の自行推計値の算出を銀行に求めることはない。

447. PD の推計値は、リテール向けエクスポージャーを除いて（以下参照）、各格付区分に属する債務者についての 1 年間のデフォルト実績率の長期平均である必要がある。PD の推計に焦点を当てた要件は、パラグラフ 461～467 に記載する。先進的内部格付手法を用いる銀行は、そのファシリティ（またはリテール向けのファシリティのプール）毎に、適切な LGD 値（パラグラフ 468 から 473 で定義されるもの）を推計しなくてはならない。先進的内部格付手法による銀行は、また、パラグラフ 474 および 475 で定義されるように、ファシリティそれぞれについてデフォルト額でウェイト付けした（default-weighted）適切な長期平均 EAD 値を推計しなくてはならない。EAD の推計の要件は、パラグラフ 474～479 に記載する。事業法人向け、ソブリン向けおよび銀行向けエクスポージャーについて、上記に記載された EAD または LGD の自行推計値に関する要件を満たしていない銀行は、監督当局によるこれらのパラメーターの推計値を使用しなくてはならない。これらの推計値の利用の要件は、パラグラフ 506～524 に記載する。

448. PD、LGD および EAD の行内推計値は、あらゆる関連する重要で利用可能なデータ、情報および手法をすべて織り込まなければならない。銀行は行内データおよび外部データ（プールされたデータ（pooled data）を含む）を利用してもよい。行内データおよび外部データを使用する場合、銀行はその推計値が長期的な実績値を表していることを示さなくてはならない。

449. 推計値は、実績値および実証的な証拠による裏付けを必要とし、主観的または判断による（judgmental）考察だけに基づいてはならない。観測期間中の貸出実務および回収プロセスの変更はどのようなものであっても、考慮に入れなくてはならない。銀行による推計値は、利用可能になった時点で、技術的進歩、新規データおよびその他の情報の意味するところを直ちに反映しなくてはならない。銀行は 1 年に 1 回またはそれ以上の頻度で、その推計値を検証しなくてはならない。

450. 推計に用いるデータによって代表されるエクスポージャーの母集団、およびデータが算定された時の貸出基準およびその他の重要な特性は、銀行のエクスポージャー全体のそれとよく整合し、もしくは、少なくとも比較可能であるべきである。銀行は、データの基礎となっている経済的条件または市場条件が現在または予見し得る将来の条件に関連するものであることを示さなくてはならない。LGD および EAD の推計については、銀行はパラグラフ 468～479 を考慮しなくてはならない。サンプル中のエクスポージャーの件数および定量化に用いるデータ期間は、推計の正確性および堅固性（robustness）に対する信頼を銀行に与えるものでなくてはならない。推計手法は、サンプル以外のデータによるテスト（out-of-sample tests）で良好な成績を収めなければならない。

451. 一般に、PD、LGD および EAD の推計値は、予測不能な誤差を含む可能性がある。過度の楽観論を排除するため、銀行は、保守的な観点から誤差が生じる可能性のある範囲に関連した幅を設定し、推計値に付け加えなくてはならない。手法およびデータが満足なものではなく、誤差の幅が大きいと見られる場合には、保守的な観点から幅を大きく目にとらなくてはならない。監督当局は、この枠組の実施前に収集したデータについては、データの要件基準の適用に関して何らかの柔軟性を認めてもよい。しかし、その場合、銀行は、そのような柔軟性を認めないデータを採用した場合とほぼ同等となるように、適切な調整を施したことを監督当局に示さなくてはならない。本枠組の実施以後に収集したデータは、異なる記載をしていない限り、最低基準を満たさなくてはならない。

(ii) デフォルトの定義 (Definition of default)

452. デフォルトとは、特定の債務者について以下の2つの事由のいずれか、もしくは両者が起こった場合に発生が認められる。

- 当該債務者について担保権（保有している場合）を実行（realising security）するといった行動による、銀行のリコース権の行使なし（without recourse）には、銀行グループに対して債務を完全に返済する見込みがない（that the obligor is unlikely to pay its credit obligations to the banking group）、と銀行が判断している。
- 当該債務者が、銀行グループに対し、重要な信用債務について90日超の延滞を来たしている（The obligor is past due more than 90 days on any material credit obligation to the banking group）。⁸⁹ 当座貸越（Overdrafts）については、顧客が通知された（an advised limit）限度額を超過した、または現時点の貸越額より低い限度額が通知された場合に延滞と判断されることとなる。

453. 返済される見込みがないことの指標と考えられる要素には次のものが含まれる。

- 銀行が当該信用債務を、未収利息不計上の状態（non-accrued status）に区分すること。
- 銀行が当該エクスポージャーを引き受けた後に、重大と認められる信用度の低下に起因する直接償却（charge-off）もしくは個別引当（account-specific provision）を行うこと。⁹⁰
- 銀行がその信用債務に関する重大な経済的損失を伴う信用債務の売却を行うこと。
- 銀行が、事業不振に起因する当該信用債務見直し（distressed restructuring）に同意しており、これが、元本、利息、または（場合によっては）手数料の重大な減免（material forgiveness）、繰り延べ（postponement）によって債務の減少につながると考えられていること。⁹¹
- 銀行グループへの信用債務に関して、銀行が当該債務者の破産の申請もしくは類似の手段（filed for the obligor's bankruptcy or a similar order）を講じていること。

⁸⁹ リテールおよびPSEのエクスポージャーに対して、監督当局は、当該国の条件に照らして適切と判断した場合には、異なる金融商品毎に延滞日数として「90日」の代わりに「180日」までの日数を設定することができる。ある加盟国では、当該国の状況に照らして適切と判断した場合には、銀行の事業法人に対するエクスポージャーについても180日までの日数を用いている。この措置は5年間の移行期間に適用される。

⁹⁰ 価格変動リスクに備えて株式エクスポージャーに対して個別引当金を積み立てるものの、それはデフォルトを示唆するわけではないとする国もある。

⁹¹ PD/LGD法により計測する保有株式の場合には、株式自体の事業不振に起因する当該リストラクチャリング（distressed restructuring）を含む。

- 債務者が銀行グループへの信用債務の返済の停止、もしくは遅延につながるような破産申請や類似の資産保全手段を講じよう (placed in bankruptcy or similar protection) としている、または講じていること。

454. 各国の監督当局は、これらの諸要素をどう実施しモニターしなければならないかについて適切な指導を行うことになる。

455. リテール向けエクスポージャーについては、デフォルトの定義は、債務者レベルではなくて、個別のファシリティレベルで適用する。そのため、債務者がある債務でデフォルトとなっても、それは、当該銀行グループに対するその他のあらゆる債務をデフォルトとして扱うことを銀行に求めるものではない。

456. 銀行は、この参照定義に準拠して、内部格付手法によるエクスポージャーのクラス別に (on IRB exposure classes) 実際のデフォルトを記録しなくてはならない。銀行は PD ならびに (該当があれば) LGD および EAD の推計にもこの参照定義を使用しなければならない。これらの推計値を得るために、銀行は、パラグラフ 462 の要件に従うことを条件として、この定義とは整合しない利用可能な外部データを用いてもよい。ただし、この場合、銀行は参照定義とほぼ同等となるように、データに適切な調整を加えたことを監督当局に示さなくてはならない。この枠組の実施までに使用した内部データについても同じ条件が適用される。この枠組の実施日以降に、このような推計に用いられる内部データ (銀行業界でプールしたデータを含む、including that pooled by banks) は、参照定義と整合しなくてはならない。

457. かつてデフォルト状態にあったエクスポージャーであるが、もはや参照定義を適用するに及ばないものと銀行が判断する場合、当該銀行は、デフォルトが発生していないファシリティとして、債務者格付を付与し、その LGD 推計を行わなくてはならない。参照定義がその後適用される場合には、2 回目のデフォルトが発生したものとみなす。

(iii) 延滞日数の見直し (Re-ageing)

458. 銀行は延滞日数の計算、特に貸出債権の延滞日数の見直し、および、債務返済の猶予、繰り延べ、契約内容の更改、見直しを認めることについて、明確かつ明文化された方針を有していなければならない。最低でも、延滞日数の見直しの方針は、(a)承認の権限および報告に関する要件 (approval authorities and reporting requirements)、(b) 延滞日数の見直しが可能となる最低の貸出期間 (minimum age of a facility before it is eligible for re-ageing)、(c) 延滞日数の見直しが可能な延滞レベル (delinquency levels of facilities that are eligible for re-ageing)、(d) 貸出債権毎の延滞日数見直しの回数の上限 (maximum number of re-ageings per facility)、および(e)債務者の返済能力の再評価 (a reassessment of the borrower's capacity to repay)、を含まなければならない。これらの方針は長期にわたり一貫性をもって適用されなければならない。またユーステスト (use test) に耐えるものでなければならない (即ち、銀行が、延滞日数を見直した貸出について、デフォルト定義上の延滞日数 (the past-due cut off point) を超過した他の延滞債権と同様の方法で取り扱っている場合、内部格付手法においては、このエクスポージャーはデフォルトとして記録されなければならない)。各国監督当局は、その管轄法域において、監督対象の銀行に対して、延滞日数の見直しに関するより具体的な条件を設定してもよい。

(iv) 当座貸越の取扱い (*Treatment of overdrafts*)

459. 承認された当座貸越 (Authorised overdrafts) は、銀行が設定し顧客に通知した額を限度としなければならない。この限度を上回った場合には必ず監視の対象としなければならない。90 日ないし 180 日 (延滞扱いの該当トリガーによる) を経過しても貸越額がこの限度以下に収まらない場合、デフォルトが発生したとみなされる。承認のない当座貸越 (Non-authorised overdrafts) は、内部格付手法では、ゼロリミットと関連付けられる。したがって、承認のない顧客に対して信用が与えられた時から延滞日数の計算が始まる。このような与信を 90 日ないし 180 日のうちに返済しない場合、当該エクスポージャーはデフォルトとみなされる。銀行は、当座貸越が供与される顧客の信用度を評価するうえで、強固な内部方針を適切に備えていなくてはならない。

(v) すべての資産クラスにわたって適用される損失の定義 - (*Definition of loss for all asset classes*)

460. LGD (デフォルト時損失率) の推定に用いる定義は、経済的損失である。経済的損失を計測する際には、関連する要素をすべて考慮に入れるべきである。これには重要なディスカウントの効果およびエクスポージャー取り立てのための重要な直接および間接の費用が含まれていなければならない。銀行は会計記録上の損失と経済的損失の比較は行えるようにしておかなければならないが、単純に会計上の記録によって損失を測定してはならない。銀行自身によるワークアウトおよび回収の専門能力は、回収率に顕著な影響を及ぼし、その LGD 推計値に反映されなければならない。しかし、そのような専門能力に伴う推計値の調整は、その専門能力の影響に関する行内の実証的な証拠データが十分に揃うまでは、保守的に行わなくてはならない。

(vi) PD 推定のための特有の要件 (*Requirements specific to PD estimation*)

事業法人、ソブリン、銀行向けエクスポージャー

461. 銀行は、格付毎の平均 PD を推計する際、長期間にわたる過去の実績値を適切に勘案するための情報およびテクニックを利用しなくてはならない。例えば銀行は、以下に示す 3 つの特定の手法のうちの 1 つ以上を使うことができる: 内部デフォルト実績値、外部データへのマッピング、統計的デフォルト・モデル。

462. 銀行は、主たる手法を 1 つ有し、また、比較および潜在的調整のために (as a point of comparison and potential adjustment) その他の手法も使用してもよい。監督当局は、裏付けとなる分析を行わないで手法を機械的に当てはめることだけでは満足しない。銀行は種々の手法による結果を結び付け、手法と情報の制約に伴う補正を施すにあたり、人的判断を加味すること (judgmental considerations) の重要性を認識しなくてはならない。

- 銀行は、PD 推計のために行内のデフォルト実績データを使用してもよい。銀行は、引受基準 (underwriting standards) およびデータ生成時の格付制度と現在の格付制度との間の差を、その推計値が反映していることを、その分析で示さなくてはならない。得られるデータが限定されている場合、または引受基準または格付制度が変更された場合には、銀行は PD の推計にあたって保守性の観点から一層大きな余裕 (greater margin) を見積もっておかなくてはならない。複数の金融機関の間でプールしたデータの使用も認められるかもしれない。銀行は、プールに参加する他の銀行の内部格付制度および基準が、自行の制度および基準と同等であることを示さなくてはならない。

- 銀行は自行の内部格付を外部信用評価機関または同様の機関が用いる尺度に関連付けあるいはマッピングを行い、外部信用評価機関の格付によって観測したデフォルト確率を、当該銀行の格付に結び付けてもよい。そのマッピングは、内部格付の基準と外部信用評価機関が用いる格付基準との比較、および、共通の債務者に対する内部格付と外部格付との比較に基づかななくてはならない。マッピング手法あるいは原データの偏りまたは不一致は、避けなくてはならない。定量化に用いるデータの基礎となる外部機関の基準は債務者のリスクに対するものであって、取引特性を反映するものであってはならない。銀行の分析では、パラグラフ 452～457 の要件に従って、利用したデフォルトの定義を比較しなくてはならない。銀行はマッピングの根拠となるものを文書に残さなくてはならない。
- 銀行は、統計的デフォルト予測モデルからデフォルト確率の推計値を導き出す場合、ある格付に属する個々の債務者のデフォルト率の推計値の単純平均を利用することができる。銀行がこの目的のためにデフォルト確率モデルを使用する場合、パラグラフ 417 に記載した基準を満たさなくてはならない。

463. 銀行が外部データ、内部データ、プール化されたデータ・ソース、あるいは、これら 3 つデータ・ソースの組み合わせのいずれを用いる場合も、PD 推計には基礎となる過去データの観測期間が最短でも 5 年であるデータ・ソースが少なくとも 1 つなければならない。いずれのソースについても、より長い観測期間が利用可能である場合で、当該データが適切でありかつ重要性を持つ場合、このより長い期間を使用しなければならない。

リテール向けエクスポージャー

464. エクスポージャーを各プールに割り振る際に銀行特有の事情があることに鑑み、銀行は内部データを、損失特性を推計するための主な情報源と考えなくてはならない。銀行は、(a) 銀行がエクスポージャーを各プールへ割り当てるプロセスと外部データ・ソースを用いた場合のそのプロセスとの間、および、(b) 銀行内部のリスク・プロファイルと外部データ・ソースの構成データとの間、に強い連動関係が存在することを証明できた場合、計量化のために外部データもしくは統計的モデルの使用を許される。全てのケースで銀行は比較の観点から全ての適切かつ重要なデータ・ソースを使用しなくてはならない。

465. リテール債権に対する PD の長期平均推計値とデフォルト実績によるデフォルト加重平均損失率（パラグラフ 468 で定義）を導き出すための方法の一つは、長期の期待損失率の推計を基礎とするものである。銀行は、(i) デフォルト実績によるデフォルト加重平均損失率を推計するために、適切な PD 推計値を使用することができる。(ii) 適切な PD を推計するために、デフォルト実績による加重平均損失率を使用することができる。いずれのケースにおいても、内部格付手法による所要自己資本の計算に用いる LGD は、長期のデフォルト実績によるデフォルト加重平均損失率を下回ることができないことを認識することが重要であり、またパラグラフ 468 に定義するコンセプトと一貫性を持たなければならない。

466. 銀行が損失特性の推計にあたって外部データ、内部データ、プールされたデータ・ソース、または、それらの組み合わせのいずれを利用するかにかかわらず、基礎となる過去データの観測期間は少なくとも 5 年なくてはならない。いずれのデータ・ソースについても、より長い期間にわたっての観測データを利用することが可能であり、そのデータが関連のあるものであれば、そうした長期の観測期間を採用しなければならない。

い。より最近のデータの方が損失率の予測能力があることを監督当局に納得させることができれば、銀行は過去のデータに対して同じウェイトを置く必要はない。

467. 当委員会は、オリジネーションから数年後にピークに達するシーズニング効果によって特徴づけられる、いくつかの種類の長期リテール・エクスポージャーについては、シーズニング効果がきわめて重要であることを認めている。銀行は、エクスポージャーの急激な増加が示唆するところを推測するとともに、自行の推計技術が正確であること、かつ現在の自己資本水準ならびに収益および資金調達の見通しが将来の所要自己資本をカバーするに十分であることを確実にするための対策をとるべきである。短期的なPDの見通しから発生する所要自己資本の変動を避けるために、PD推計値の調整が長期間にわたって整合的に行われることを前提として、銀行は、予期されるシーズニング効果が及ぶ分だけPD推計値を上方修正することが推奨される。法域によっては、監督当局の裁量によって、そのような調整が強制されるかもしれない。

(vii) *LGDの自行推計値に対する特有の要件*

すべての資産クラスに対する基準

468. 銀行は、景気後退期の環境を反映させ、必要に応じて関係するリスクを把握することを目的として、各与信毎にLGDを推計しなくてはならない。このLGDは、与信のタイプ毎のデータ・ソースで観測された全てのデフォルトの平均経済損失に基づいて計算したデフォルト実績による長期のデフォルト加重平均損失率を下回ってはならない。加えて、信用損失が平均より相当大きい期間において、与信のLGDがデフォルトで加重平均した値よりも大きくなる可能性を銀行は勘案しなければならない。一定のタイプのエクスポージャーには、このような循環性の損失規模の変動が明確には認められず、LGDの推計値は、長期のデフォルト加重平均値とほとんど（あるいは全く）変わらないこともありうる。しかしながら、その他のエクスポージャーに関しては、損失規模の循環性の変動は重要であり、銀行はこれをLGDの推計値に含める必要がある。このため、銀行は、信用損失が高い期間を通して観測された損失規模の平均、保守的な仮定に基づく適切な予測または同様な方法を使用することができる。信用損失が高い期間を通じた信用損失の適切な推計値は、内部および外部データを用いて作成されなければならない。監督当局は、この問題に対する適切な手法の開発をモニターおよび奨励し続けるだろう。

469. この分析では、銀行は債務者のリスクと担保ないし担保提供者のリスクの依存度合いを考慮しなくてはならない。顕著な依存度合があるケースは、保守的な方法で検討しなくてはならない。原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、LGDを評価する場合に、銀行は保守的に検討し取り扱わなくてはならない。

470. LGDの推計は、実績の回収率を基礎としなくてはならず、該当ある場合、担保の推定市場価値のみを基礎として行ってはならない。これは、銀行が担保の支配権の掌握および処分を双方を迅速に行うことができない可能性を認識しているからである。LGDの推計にあたって担保の存在を考慮するのであれば、その限りにおいて、銀行は、標準的手法で必要となる行内ルールとも一般的に整合するような、担保管理、運用手続、法的確実性およびリスク管理プロセスに関する行内要件を設定しなくてはならない。

471. 実現損失が、時々、予測されたレベルを体系的な形で (systematically) 超えることがあるという原理を認識するゆえ、デフォルト資産に対するLGDには、回収期間において予測しない追加の損失を銀行が認識せざるをえなくなる可能性を反映させる必要がある。同様に銀行は、各デフォルト資産毎に、現在の経済環境とファシリティの種類

に基づいて当該資産に対する期待損失の最善の推計を立てなければならない。デフォルト資産に対する LGD が銀行による当該資産に対する最善の期待損失の推計値を超える部分がある場合には、それは当該資産に対する所要自己資本を示す金額であり、それはパラグラフ 272 および 328 から 330 に従いリスク・センシティブなベースで設定されなければならない。デフォルト資産の EL の最善の推計値が、当該資産に対する個別引当金と部分直接償却の合計額を下回る場合は、監督当局が調査するであろうし、銀行により正当な理由が説明されなければならない。

事業法人向け、ソブリン向けおよび銀行向けエクスポージャーに対する追加基準

472. LGD の推計値は、理想的には少なくとも景気循環の 1 サイクルすべてをカバーするだけの、最低限のデータ観測期間に基づかななくてはならない。しかし、いずれの場合にも、データ観測期間は、少なくとも 1 つのデータ・ソースについて 7 年間より短くなくてはならない。どのデータ・ソースであれ、利用可能な観測期間がより長期にわたり、かつ当該データが関連のあるものである場合は、その長い方の期間を利用しなくてはならない。

リテール向けエクスポージャーに対する追加基準

473. リテール向けエクスポージャーの LGD 推計値のデータ観測期間は、最短 5 年とする。銀行が保有するデータが少ない程、当該銀行はそれだけ保守的に推計を行わなくてはならない。最近のデータの方が損失率の予測力を高めることを銀行が監督当局に証明できる場合には、銀行は過去のデータを同等に重視する必要はない。

(viii) EAD の自行推計の要件

あらゆる資産クラスに対する基準

474. オン・バランスシート項目またはオフ・バランスシート項目についての EAD は、債務者のデフォルト時の予想グロス・エクスポージャーと定義される。オン・バランスシート項目については、銀行は、基礎的内部格付手法で特定されているオン・バランスシート・ネットティングの効果を認識することを前提として、現在の引出額以上の額で EAD を推計しなくてはならない。ネットティング効果を認識するための最低要件は、基礎的内部格付手法における最低要件と同じである。そのため、先進的内部格付手法による EAD の自行推計に関する追加的最低要件は、オフ・バランスシート項目（付属文書 4 に規定される、銀行をカウンターパーティ信用リスクに晒す取引を除く）の EAD の推計に焦点が当てられる。先進的内部格付手法を採用する銀行は、オフ・バランスシート項目についての EAD の推計にあたって、確立した手続を備えていなくてはならない。これらの手続は、各ファシリティのタイプ毎に用いる EAD の推計値を特定していなくてはならない。銀行が EAD を推計するにあたっては、デフォルト事由が発生するまで、および、その後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を反映すべきである。EAD の推計がファシリティのタイプによって異なる場合、それらのファシリティを明確にかつ曖昧さを残すことなく説明できなくてはならない。

475. 先進的内部格付手法を用いる銀行は、ファシリティごとに EAD の推計を行わなくてはならない。この推計値は、十分長期にわたる類似のファシリティおよび債務者についての長期的なデフォルト加重平均の EAD の推計値で、推計に伴う誤差の可能性を考慮に入れ、保守的な観点からの適切な余裕 (margin of conservatism) をもたせなくてはならない。デフォルト率と EAD の大きさの間に正の相関関係が合理的に予測できる場合には、EAD の推計にあたって保守的な観点からの余裕をそれだけ大きくとらなくてはな

らない。また、景気サイクルのなかで EAD の推計の変動が激しいエクスポージャーについては、景気の下降期に対して適切な EAD の推計値の方が長期的な平均値よりも保守的であれば、銀行は前者を用いなくてはならない。EAD の自行推計モデルを開発できている銀行は、そのモデルを動かす要因 (drivers of such models) に景気循環的な性質があればそれを考慮することで上記目的を達成できる。また、過去の景気後退期の影響を調べるのに十分な内部データをもつ銀行もあろう。しかし、外部データを保守的に利用する選択肢しかもたない銀行もあろう。

476. EAD の推計値を計算するための基準は、信頼に足るものであるとともに直感的に理解できるものでなくてはならず、銀行が EAD を動かす重要な要因と考えるものを表していなくてはならない。選択は、銀行が行う信頼性のある内部分析に裏付けられていなくてはならない。銀行は、EAD の実績値を、自らが EAD を動かす要因と認めた要素毎に分解する能力を備えていなくてはならない。銀行は、EAD 推計値を計算するにあたって、すべての関連のある重要な情報を利用しなくてはならない。すべての種類のファシリティに対して、重要な新しい情報が表面化した場合、および、少なくとも年 1 回、銀行は EAD の推計値を検証しなくてはならない。

477. 銀行は、顧客口座のモニタリング (account monitoring) および支払処理に関して採用した特別の方針および戦略に対して、相当な注意 (due care) を払わなくてはならない。銀行は、コベナンツへの抵触やその他のテクニカルデフォルトの発生等のような、金員不払いに至らないデフォルトの状況 (short of payment default) において、さらなる引出を防止する自行の能力と意思を考慮しなくてはならない。さらに銀行は、ファシリティの金額、コミットした融資枠に対する現在の実行残高、債務者別残高、および格付区分別残高の変化をモニターするために、適切なシステムと手続を備えていなくてはならない。また銀行は、日次ベースで残高を監視できなくてはならない。

477(i). 銀行がカウンターパーティ信用リスクに晒されることとなる取引では、EAD の推計値は付属文書 4 で定める要件を満たさなければならない。

事業法人向け、ソブリン向けおよび銀行向けエクスポージャーの追加基準

478. EAD の推計値は、理想的には少なくとも景気循環の 1 サイクルすべてをカバーするだけの、最低限のデータ観測期間に基づかななくてはならない。しかし、いずれの場合にも、データ観測期間は、少なくとも 7 年間より短くなってはならない。いかなるデータ・ソースであれ、利用可能な観測期間がより長期にわたり、かつ当該データが関連のあるものである場合にはその長い方の期間を利用しなくてはならない。EAD の推計値は、時間の加重平均ではなく、デフォルト加重平均を使用して計算しなくてはならない。

リテール向けエクスポージャーの追加基準

479. リテール向けエクスポージャーの EAD 推計値のための最低限のデータ観測期間は 5 年である。銀行が保有するデータが少ない程、当該銀行はそれだけ推計を保守的に行わなくてはならない。最近のデータの方が引出額の予測能力を高めることを銀行が監督当局に証明できる場合には、銀行は過去のデータを同等に重視する必要はない。

(ix) 保証およびクレジット・デリバティブの効果を評価するための最低要件

事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーに対してLGDの自行推計を用いる場合の基準、ならびにリテール向けエクスポージャーの基準

保証

480. 銀行がLGDの自行推計値を用いる場合、PDまたはLGDの推計値の調整によって、保証のリスク削減効果を反映してもよい。LGDを調整するという選択肢は、LGDの自行推計の利用が承認された銀行のみが採用可能である。個別エクスポージャーまたはエクスポージャーのプールをサポートするため保証が付されたリテール向けエクスポージャーについては、一貫性をもって行うことを前提として、銀行はPDまたはLGDの推計値に対してリスク削減効果を反映してもよい。いずれか一方の手法を採用するにあたり、銀行は、保証の種類に関しても (across types of guarantees)、また時間的にも、一貫した手法を採用しなくてはならない。

481. 全ての場合において、債務者および全ての認識された保証人に対しては、当初、および、継続的ベースで債務者格付を付与しなくてはならない。銀行は、保証人の状況、債務履行能力ならびにその意思を定期的に監視することを含め、この文書に記載した債務者格付の付与に関する最低要件を満たさなくてはならない。銀行は、パラグラフ 430 と 431 に記載した要件を遵守するとともに、保証がない場合の債務者および保証人に関する適切な情報をすべて保有しなくてはならない。リテール向けエクスポージャーの保証のケースでは、これらの要件は、各エクスポージャーのプールへの割当およびPDの推計にも適用される。

482. いかなる場合においても、銀行は、調整後のリスク・ウェイトが当該保証人向けの同等の直接的エクスポージャーに対するものよりも低くなるように、保証付きエクスポージャーに対して調整後のPDまたはLGDを付与することはできない。規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との間に完全な相関関係があるとは予想されないこと (imperfect expected correlation between default events for the borrower and guarantor) を理由として有利な削減効果を考慮することは、適格基準および格付プロセスのいずれにおいても認められない。即ち、調整後のリスク・ウェイトには、「ダブル・デフォルト (double default)」のリスク削減効果を反映してはならない。

適格保証人および適格保証

483. 適格保証人の種類には制限がない。ただし、銀行は自己資本規制上、認識される保証人の種類について、明確に特定した基準を備えなくてはならない。

484. 保証は、書面にて証拠付けられており、保証人の側では解約不可能で、債務が(保証される金額および期間の範囲内で)完全に履行されるまで有効であり、差押えて判決を強制執行し得るような資産を保証人が持っている法域において保証人に対して法的強制力を持つものでなければならない。しかし、事業法人、銀行、ソブリン向けエクスポージャーについての基礎的内部格付手法とは対照的に、保証人が履行の義務を負わないこととなるための条件を規定した保証(条件付保証)は、一定条件のもとで認識してもよい。特に、格付付与の基準が、リスク削減効果の潜在的低下に適切に対処していることを証明する責任は銀行側にある。

調整のための基準

485. 銀行は自己資本規制上、保証の効果を反映するために、債務者の格付または LGD の推定値（または、リテール向けエクスポージャーおよび適格購入売掛債権の場合には、プールへのエクスポージャーの割当プロセス）を調整するための明確に特定化された基準を備えなくてはならない。これらの基準は、パラグラフ 410 および 411 と整合的となるようにエクスポージャーを格付に割り当てる基準と同様に詳細であるとともに、この文書に記載した債務者格付またはファシリティ格付を付与するための最低要件すべてを満たさなくてはならない。

486. その基準は、信頼に足るものであるとともに直観的に理解できるものでなくてはならず、保証に基づき保証を履行する保証人の能力および意思について対処してはならない。また、その基準は、予想される支払のタイミングおよび保証に基づく保証人の保証能力が債務者の返済能力とどの程度相関するかについても対処してはならない。行内の基準は、例えば、保証と原エクスポージャーとの間の通貨ミスマッチの存在など、債務者に対する残余リスク（residual risk）の度合いも考慮しなくてはならない。

487. 債務者格付または LGD の推定値（または、リテール向けエクスポージャーおよび適格購入売掛債権についてはプールに対するエクスポージャーの割当プロセス）を調整するにあたり、銀行は入手可能な適切な情報をすべて考慮に入れなくてはならない。

クレジット・デリバティブ

488. 保証の最低要件は、シングルネームのクレジット・デリバティブについても適用される。資産ミスマッチについては、追加的な考慮が必要である。クレジット・デリバティブでヘッジされたエクスポージャーに調整後の債務者格付または LGD の推定値（またはプール）を割り当てる基準において、基礎的内部格付手法のところで述べた条件を満たさない場合には、プロテクションのベースとなる資産（参照資産）は原資産（underlying asset）と異なるものではないことが必要となる。

489. さらに、当該基準は、クレジット・デリバティブの決済の仕組に言及するものであるとともに、その仕組が回収の水準および時期に及ぼす影響を保守的に評価しなくてはならない。銀行はまた、他の形態の残余リスクが残る度合いを考慮しなくてはならない。

基礎的内部格付手法を用いる銀行の場合の LGD 推定値

490. パラグラフ 480～489 に記載する最低要件は、以下の例外を除いて、基礎的内部格付手法による LGD 推計を行う銀行に適用する。

- (1) 銀行は「LGD 調整のオプション（‘LGD-adjustment’ option）」を利用できない。
- (2) 適格保証および保証人の範囲は、パラグラフ 302 に記載した範囲に限定される。
- (x) 適格購入売掛債権において PD、LGD（または EL）を推計するための特別の要件

491. いずれの購入売掛債権（事業法人またはリテール向け）についても、デフォルト・リスクに関するトップダウンアプローチおよび/またはダイリ्यूション・リスクに関する

る内部格付手法を利用してリスクを定量化するためには、次の最低要件を満足しなくてはならない。

492. 売掛債権の購入銀行は、正確かつ一貫性のあるデフォルト損失に対する PD 値および LGD (または EL) 値、ならびにダイリューション損失に対する EL 推計値を決定できるように、十分に均質的なプールに売掛債権をグルーピングすることが求められる。一般的に、リスクをバケット毎に分けるプロセスは、セラーの与信実務およびその顧客の異質性 (heterogeneity) を反映することになる。また、PD、LGD および EL の推計のための方法およびデータは、既述のリテール向けエクスポージャーに対するリスク計量化に関する基準を遵守してはならない。特に計量化にあたっては、セラー、購入銀行および外部の情報ソースが提供する類似プールについてのデータを含め、原売掛債権の質に関して購入銀行が利用可能なすべての情報が反映されているべきである。購入銀行は、購入売掛債権のタイプ、量および継続的なベースでの品質等のセラーから提供されたデータが、関係する当事者双方が合意した予測と一致しているか確認しなければならない。このケースに該当しない場合、購入銀行は、より信頼できるデータを入手し、これに依ることが期待される。

最低運用要件

493. 売掛債権を購入する銀行は、現在および将来の貸出 (advances) が売掛債権プールの処分 (または回収) によって返済されることに対する信頼性を証明しなくてはならない。デフォルト・リスクに対するトップダウンアプローチが適格となるためには、売掛債権プールおよび融資関係全体を仔細にモニターするとともにコントロールすべきである。具体的には、銀行は次の事項を示さなくてはならないだろう。

法的確実性

494. ファシリティの構造上、予見しうるあらゆる状況のもとで、セラーまたはサービスサーの業況不振および破産 (distress and bankruptcy) を含め、売掛債権からの入金に対する有効な支配権およびコントロール権を銀行が有していることを確実にしなければならない。債務者が直接セラーまたはサービスサーに支払いを行う場合には、支払いが完全に転送され、契約で合意した条件で行われることを銀行は定期的に検証しなくてはならない。同様に、売掛債権および受領現金の所有権は、貸し手による売掛債権の処分/譲渡、または、受け取った現金の支配権の保持能力を妨げるような、破産の「執行延期」や法的申し立てから守られるべきである。

モニタリングシステムの有効性

495. 銀行は売掛債権の質ならびにセラーおよびサービスサーの財務状況の双方をモニタリングすることが可能でなければならない。特に、

- 銀行は、(a) 売掛債権の質とセラーおよびサービスサー双方の財務状況との相関関係を評価するとともに、(b) 各セラーおよび各サービスサーに内部格付を付与することを含め、そのような偶発事象から守るための適切な防御措置となるような行内の方針および手続規定を備えなくてはならない。
- 銀行は、セラーおよびサービスサーの適格性を判定するために明確かつ有効な方針および手続規定を備えなくてはならない。セラー/サービスサーからの報告書の正確性の検証、詐欺および運用上の弱さの発見、セラーの信用供与方針およびサービスサーの回収方針および手続規定の質の検証のために、銀行またはその代理人

は、セラーおよびサービスに対して定期的な審査を行わなくてはならない。これらの審査から得た事実は、十分に書面化されなくてはならない。

- 銀行は、(a) 限度を超えた信用供与、(b) セラーの返済遅滞、不良債権、不良債権に対する引当金に関する過去のデータ、(c) 支払条件、(d) 相殺勘定 (contra account) が存在する可能性を含めて、売掛債権のプールの特性を評価する能力を備えなくてはならない。
- 銀行は、売掛債権の各プール内およびプール全体にわたる合算ベースでの単一債務者への与信集中度合いを監視するための有効な方針および手続規定を備えていなくてはならない。
- 銀行は、(a) 購入売掛債権に関する銀行の適格基準および与信方針の遵守を確実にするため、また (b) セラーの販売条件 (例、請求日からの延滞日数) およびダイリューションを監視し確認する有効な手立てを提供するために、売掛債権の延滞期間およびダイリューションについての十分詳細な報告を適時に受け取っていないなくてはならない。

ワークアウトシステムの有効性

496. 有効なプログラムでは、セラーの財務状態の悪化や売掛債権の質の低下を早い段階で察知するためだけでなく、新しく発生する問題に先を見越して対処するためのシステムや手続が求められる。ことに、

- 銀行は、(a) ファシリティに関するあらゆる契約条件 (コベナンツ、与信の方法、与信の集中制限、早期返済の条件など) および (b) 与信のレートや売掛金債権の適格性に関する銀行の行内方針についての遵守状況を監視するための、明確で有効な方針、手続および情報システムを備えておくべきである。銀行のシステムは、契約違反、権利放棄 (waiver)、確立された方針や手続規定に対する例外を追跡すべきである。
- 不適切な引き出しを制限するため、銀行は限度を超えた与信 (over-advances) を察知し、承認し、監視し、是正するための有効な方針および手続規定を備えておくべきである。
- 銀行は財務的に弱体化したセラーまたはサービス、および/または売掛債権プールの質の低下に対処するための有効な方針および手続規定を備えておくべきである。これら方針および手続には、リボルビング型ファシリティの早期解約条項、その他のコベナンツ条項、コベナンツ条項抵触に対する組織化され規律ある手法、法的手段に訴え問題債権に対して対処するための明確かつ有効な方針および手続規定が含まれるが、必ずしもこれらに限定されるわけではない。

担保、利用可能な与信供与 (credit availability) および現金をコントロールするためのシステムの有効性

497. 銀行は、売掛債権、与信および現金のコントロールに関する明確で有効な方針および手続規定を備えなくてはならない。特に、

- 文書化された行内の方針において、与信のレート、適格担保、必要な書類、与信の集中制限、収受した現金の取扱方法などを含め、売掛債権の購入プログラムに関するあらゆる重要な事項を特定しておかなければならない。これらは、セラー

/サービサーの財務状態、リスクの集中、売掛債権の質に関する傾向およびセラーの顧客ベースを含め、すべての関連する重要な要因を考慮しているべきである。

- 行内システムは、裏付けとなる特定の担保 (supporting collateral) および文書 (サービサーによる証明書 (attestation)、請求書、送付状など) に見合っただけで、与信が実行されることを確実にしなければならない。

銀行の内部方針および手続規定の厳守

498. 信用リスクを制限するためのモニタリングおよびコントロールのシステムへの依存に鑑み、銀行は、重要な方針および手続規定の遵守状況を評価するための次のような有効な行内プロセスを備えておくべきである。

- 銀行の売掛債権の購入プログラムの重要なあらゆる段階における、定期的な内部および/または外部監査の実施
- (i) セラー/サービサーの評価と債務者の評価に際しての職務の分離の検証、
(ii) セラー/サービサーの評価とセラー/サービサーの実地監査についての職務の分離の検証

499. あらゆる重要な方針および手続規定の遵守状況を評価するために有効な行内プロセスには、特に、能力、経験、人材配置のレベル、支援システムを重視した、バック・オフィスの運営状況を評価も含まれるべきである。

8. 内部推計値の検証

500. 銀行は、格付制度、プロセスならびに関連するリスク要素の推計の正確性および一貫性を検証するために、頑強な (robust) システムを備えなくてはならない。銀行は、内部格付およびリスク推計システムが一貫性と意義をもって機能していることを内部検証システムにより評価することが可能であることを、監督当局に示さなくてはならない。

501. 銀行は、定期的に、各格付毎にデフォルト確率の実績値と PD の推計値とを比較し、デフォルトの実績率が当該格付に対する予想範囲に入っていることを実証することができなくてはならない。先進的内部格付手法を用いる銀行は、LGD および EAD の推計値についても同じ分析を行わなくてはならない。このような比較は、できるだけ長い期間にわたる過去のデータを使用しなくてはならない。銀行は、このような比較に用いられる方法とデータを明確に文書化しておかなければならない。この分析および文書は、少なくとも年 1 回は更新されなければならない。

502. 銀行はその他の定量的な検証ツールを使用し、関連する外部のデータ・ソースとも比較しなくてはならない。この分析は、ポートフォリオ毎に適切なデータに基づき、定期的に更新するとともに、関連する観測期間をカバーしなくてはならない。銀行が自らの格付制度の実績に関する行内評価を行うにあたっては、さまざまな経済的条件をカバーするとともに、理想的には 1 サイクル以上にわたる完全な景気変動をカバーするような、長期の実績データに基づかなければならない。

503. 銀行は、定量的なテストの手法およびその他の検証方法が、景気変動に伴って体系的な形で (systematically) 変化するものではないことを示さなくてはならない。方法およびデータ (データ・ソースおよび対象期間の双方) の変更は、明確にかつ漏れなく文書化されなくてはならない。

504. 銀行は、PD、LGD および EAD の実績値が予想値とは著しく乖離し、推計の妥当性に疑問が投げかけられる状況に関して、明確に規定された内部基準を備えなくてはならない。これらの基準は、景気変動やデフォルトの実績率に関する同様な体系的な (systematic) 変動要因を考慮に入れなくてはならない。実績値が予想値よりも大きな状況が続くようであれば、銀行は、デフォルトおよび損失の実績率を反映するように、推計値を上方修正しなくてはならない。

505. 銀行がリスクパラメーターについて、自行推計値ではなく監督当局の推計値に頼る場合、銀行は、LGD および EAD の実績値と監督当局の設定値とを比較することが推奨される。LGD および EAD の実績値に関する情報は、経済資本に関する銀行の評価の一部を形成すべきである。

9. 監督当局による LGD および EAD の推計値

506. 上記の LGD および EAD の自行推計に関する要件を満たさない基礎的内部格付手法を用いる銀行は、適格金融資産担保を認識するために、標準的手法のパートで記載した最低要件を満たさなくてはならない (セクション II.D 『標準的手法 信用リスク削減手法』に記載のとおり)。それらの銀行は、別の種類の担保を追加的に認識するためには、次のような追加的最低要件を満たさなくてはならない。

(i) 担保としての CRE および RRE の適格性の定義

507. 事業法人、ソブリン、銀行向けエクスポージャーの担保として適格な CRE および RRE は、以下のとおり定義される。

- 債務者のリスクが担保となる不動産やプロジェクトの業績に大きく依存せず、他の源泉による債務者の返済能力に依存する場合の担保。したがって、ファシリティの支払は、担保となっている CRE/RRE から創出されるキャッシュ・フローには大きく依存していない。⁹²
- さらに、差し入れられている担保の価値は、債務者の業績に大きく依存するものであってはならない。この要件は、純粋にマクロ経済上の要因によって担保価値と債務者の業績の双方が影響を受ける状況を排除するものではない。

508. 上記の一般的な説明および事業法人向けのエクスポージャーの定義に鑑み、SL 資産分類に該当する IPRE は、事業法人向けのエクスポージャーの担保としての認識に関して、特にその対象から外す。⁹³

⁹² 当委員会は、集合住宅が住宅市場の中で重要な地位を占め、特別に設立された公的部門の企業が主要な住宅供給者となっている場合を含めて、政策的に当該部門を支援している国では、住宅不動産モーゲージの担保付貸出のリスク特性は、伝統的な事業法人向けエクスポージャーのリスク特性に類似していると認識している。このような場合には、各国監督当局は、集合住宅の不動産モーゲージを、事業法人向けエクスポージャーに対する適格担保として認めてもよい。

⁹³ 脚注 73 に記載したように、十分に整備され、かつ、長期にわたって確立した市場があるという例外的な場合には、オフィス、および/又は多目的商業施設、および/又は商業用雑居ビルに係るモーゲージは、事業法人向けエクスポージャーのポートフォリオでは、担保として認められる可能性があるかもしれない。適用上の適格基準に関する議論については、パラグラフ 74 の脚注 29 を参照されたい。

(ii) 適格 CRE/RRE の運用上の基準

509. 上記の定義に該当することを前提として、CRE および RRE は、以下の運用上の基準をすべて満たしている場合に限り、事業法人向けエクスポージャーの担保として認識するうえで適格となる。

- 法的強制力: 差し入れられた担保は、関係する全ての法域において (in all relevant jurisdictions) 法的強制力があり、加えて、担保物件に対する権利は速やかに適切な登記をなされなければならない。担保物権は、抵当権の完全化 (perfected lien) を反映していなければならない (すなわち、担保物権の確立に係るすべての法的要件が満たされていること)。さらに、担保に関する契約およびその契約を実行するための法的プロセスは、銀行が合理的な期間内に担保価値を実現し得るようになっていなければならない。
- 担保の客観的な時価 (*Objective market value of collateral*) : 担保は、現在の公正価値以下に評価されなければならない。現在の公正価値とは、評価時点において、自発的な売り手と、売り手とは独立第三者である買い手との間での私的契約によって、当該物件が売却されると仮定した場合の価格である。
- 頻繁な再評価: 銀行は、頻繁に、少なくとも年に1回は、担保価値をモニターすることが期待されている。市場の状況が著しく変動する場合には、さらに頻繁にモニターすることが推奨される。統計的な評価手法 (例、住宅価格インデックスの参照やサンプル調査) は、推計値を更新したり、価値が低下し再評価を必要とする担保を識別するために、用いてもよい。一般の市場相場に比較して担保価値が著しく落ち込んだことを示す情報がある場合、あるいは、デフォルトのような信用事由が発生した場合には、有資格の専門家 (qualified professional) が当該資産を評価しなくてはならない。
- 後順位の抵当権 (Junior liens) : 加盟国の中には、貸し手が資産に対して第一順位の抵当権を有している場合に適格担保が限定されてしまう国がある。⁹⁴ 抵当権の実行が法的な強制力を有しており、それが信用リスク削減効果を有することに疑いの余地がない場合には、後順位の抵当権 (Junior liens) を勘案しても差し支えない。後順位の抵当権 (junior liens) を認める場合には、先順位の担保権 (senior liens) に対して利用される C* および C** の境界値 (C*/C** threshold) を利用して、取り扱われる。この場合、C* および C** は、当該後順位担保権およびその先順位担保権すべての担保価額の合計を勘案して計算する。

510. 担保管理に関する追加的な要件は以下のとおり。

- 銀行が受け入れることのできる CRE および RRE 担保のタイプ、および、各タイプの担保を受け入れたときの与信方針 (与信レート) が明確に文書化されていなければならない。
- 銀行は、担保として受け入れた物件 (property) が、損害や劣化から適切に保全される (adequately insured against damage or deterioration) ことを確保する措置を取らなければならない。

⁹⁴ これらの国のうち、未払租税債権 (outstanding tax claims) や労働者の賃金 (employees' wages) のように、優先的に弁済を受ける債権者 (preferential creditors) が優先権 (prior right) を有するために、第一順位抵当権 (first liens) が制約を受ける法域もある。

- 銀行は、担保物件に関して許された先順位となりうる債権（租税等）の範囲を（the extent of any permissible prior claims）継続的にモニターしなければならない。
- 銀行は、有毒な物質が担保物件に含まれている場合等、担保物件に起因する環境保全責任が発生するリスクを適切にモニターしなければならない。

(iii) 売掛債権の認識のための要件

適格売掛債権の定義

511. 適格売掛債権は、当初の残存期間が1年以内(an original maturity of less than or equal to one year)であり、借り手(borrower)の原資産に関連する商業上または財務上のキャッシュ・フローにより支払が行われる債権である。適格売掛債権には、商業取引に関連して財やサービスの販売から生じる換金可能な債務(self-liquidating debt)、および、商業取引には関連しないものの、買い手、納入業者、賃借人、中央政府、地方政府またはその他の非関連当事者(other non-affiliated parties)に対する一般の債務(general amounts)が含まれる。適格売掛債権には、証券化、サブ・パーティシペーション(sub-participations)、またはクレジット・デリバティブに関連する売掛債権を含まない。

運用上の要件

法的確実性

512. 担保が提供される法的仕組みは、堅固なものであるとともに、担保からの対価(the proceeds from the collateral)に関して貸し手が明確な権利を有していることを確保しなくてはならない。

513. 銀行は、担保権を登記機関に登録するなど、担保権の実効性に関して、その法域での要件を満たすために必要な措置をすべて講じなくてはならない。潜在的な貸し手(potential lender)であっても、担保に関して完全な対抗要件を備えた第一順位の担保権(perfected first priority claim over the collateral)を有することを認めるような枠組みが存在すべきである。

514. 担保付取引に関する全ての文書は、全当事者に対して拘束力を有するものであり、また全ての関係法域(all relevant jurisdictions)における法的強制力を持たなくてはならない。銀行はこの点を確認するために十分な法律面のレビューを行い、この結論に至るために十分な法的裏付けを持たなければならない。また、継続的な強制力を確保するために、必要であれば、さらにこのようなレビューを行わなければならない。

515. 担保の差入(collateral arrangements)は、担保からの対価を速やかに回収するために、明確で確固とした手続によって、適切に文書化されていなくてはならない。銀行の手続は、顧客のデフォルトの宣言および担保の速やかな回収に必要な全ての法的要件の監視を確実にするものでなければならない。借り手の財務状況が悪化したり、デフォルトとなった場合、銀行は、売掛債権の債務者の同意なく、第三者に売掛債権を売却または譲渡する法的な権限を有しているべきである。

リスク管理

516. 銀行は売掛債権の信用リスクを判断するうえで、健全なプロセスを備えなくてはならない。このプロセスには、債務者の事業、業界(例、景気変動の影響)、ならびに

債務者が取引を行っている顧客の種類に関する分析が含まれるべきである。銀行が債務者の取引相手の信用リスクを確かめるうえで債務者に頼っている場合には、銀行は、債務者の信用供与方針を、その健全性および信頼性を確かめるため、検証しなくてはならない。

517. エクスポージャーの額と売掛債権の価値との差額には、回収費用、個々の借り手によって担保提供された売掛金債権のプール内の与信集中度、銀行のエクスポージャー全体の中の潜在的な与信集中度などの適切な要因をすべて、織り込まなければならない。

518. 銀行は、リスク削減手段として用いる担保に帰せられる特定のエクスポージャー（直接的または偶発的なものであっても）に対する継続的監視プロセスを維持しなくてはならない。このプロセスは、とりわけ、少数の大口の売掛金を担保として取得した場合には、適切かつ関係ある範囲で、期限超過の報告（ageing reports）、取引書類の管理（control of trade documents）、借入に関連する証明書類（borrowing base certificates）、担保に関する頻繁な監査、残高確認、口座からの支払金員管理、ダイリジョン（売掛金の原債務者に対する借り手の与信）の分析、借入人および売掛金の原債務者の双方に対する定期的な財務分析を含みうる。銀行全体の与信集中限度に関する遵守状況も監視すべきである。さらに、融資約款（loan covenants）、環境保全上の制限（environmental restrictions）、およびその他の法的要件の遵守状況も定期的に検証すべきである。

519. 借り手が担保として提供した売掛債権は分散しているべきであり、過度に借り手との相関が高くなるようにすべきである。相関が高い場合、例えば、売掛金債権の原債務者の存続（viability）が借り手に依存しており、または、借り手と原債務者が同じ業界に属している場合には、担保となるプール全体に対する余裕幅（margins）の設定にあたって、付随するリスク（attendant risk）を織り込むべきである。借り手の関連会社（affiliates）（子会社、従業員を含む）からの売掛債権は、リスク削減手段としては認めない。

520. 銀行は、逼迫した状況（distressed situations）における売掛金債権の回収のためのプロセスを、文書化すべきである。通常、銀行が回収のために借り手を当てにする場合にも、必要な回収手段（requisite facilities for collection）を用意しておくべきである。

その他の担保を認識するための要件 (Requirements for recognition of other collateral)

521. 監督当局は、特定のその他の物的担保について、信用リスク削減効果を認めてもよい。各国監督当局はその場合、どのような担保がその法域において、次の2つの基準を満たしているかを判断する。

- 迅速、かつ経済的に効率的な方法で、担保を処分するための流動性のある市場が存在すること。
- 担保について、十分に確立され公開された市場価格が存在すること。監督当局は、銀行が担保を処分して得た金額が、その市場価格と著しく乖離しないことの確認を求める。

522. 銀行が追加的な物的担保の認識を許されるためには、パラグラフ 509 および 510 に記載した基準すべてについて以下のように修正したうえで、これを満たさなくてはならない。

- 第一順位の債権 (First Claim) : 脚注 94 で特定した優先することが許されている債権 (permissible prior claims) を唯一の例外として、第一順位の担保権 (first liens on, or charges) のみが許可される。すなわち、銀行は、担保の売却収入に対して、他の与信者に優先する権利を確保しなくてはならない。
- 融資契約には、担保に関する詳細な説明、および再評価の方法および頻度についての詳細な明細事項が含まれていなければならない。
- 銀行が受け入れた物的担保の種類、および、エクスポージャー額に対比してそれぞれのタイプの担保に適用される価額についての方針および実務は、行内の与信方針および手続規定の中の文書で明確に規定しなくてはならず、検査および/または監査 (examination and/or audit review) に際して利用できるものでなくてはならない。
- 取引ストラクチャーに関する銀行の与信方針には、エクスポージャーの額に対比して適用される担保の必要額、容易に担保を処分できること、客観的に価格または市場価格を設定する能力、当該評価価格を容易に取得できる頻度 (専門家による評価、鑑定 (professional appraisal or valuation) を含む)、担保価額の変動について、対処してはならない。定期的な再評価プロセスにおいては、流行 (fashion)、モデル年式による陳腐化、物的な陳腐化または劣化などによって、その評価を適切に下方修正することを確実にするために、「流行に対する感応度の高い (fashion-sensitive)」担保には特別に配慮しなければならない。
- 在庫品 (原材料、仕掛品、完成品、自動車のディーラー在庫) または機材の場合には、定期的な再評価プロセスの 1 つとして、担保の現物検査を盛り込まなければならない。

10. リースを認識するための要件

523. 銀行を残存価値リスク (パラグラフ 524 参照) にさらすようなリース以外のリースは、同種の担保を有するエクスポージャーと同等の扱いが認められる。担保の種類に関する最低要件を満たしてはならない (CRE/RRE またはその他の担保)。その他、銀行は次の基準を満たさなくてはならない。

- 資産の場所、用途、年数、計画的陳腐化に関する、貸し手 (レッサー) 側の厳格なリスク管理。
- 資産に対する貸し手 (レッサー) の法的所有権および合理的な期間中に所有者としての権利を行使する能力を確立するための堅固な法的枠組み。
- 物的資産の減価償却率とリース料支払いの償却率 (rate of amortisation of the lease payments) との差は、当該リース資産に関する信用リスク削減効果を過大に表示するほど大きくてはいけない。

524. 銀行を残存価値リスク (residual value risk) にさらすようなリースは、次の通りに取扱う。残存価値リスクは、当該機材の公正価値がリース開始時の残存推計値を下回るために銀行が潜在的な損失にさらされるエクスポージャー額となる。

- リース期間中の割引された支払額（訳注：現在価値）には、借り主（レシー）の財務力（PD）および監督当局または自行推計の LGD 値のうちいずれか適切な方によるリスク・ウェイトを適用する。
- 残存価値（residual value）には、100%のリスク・ウェイトを適用する。

11. 株式エクスポージャーに対する所要自己資本の計算

(i) 内部モデルによるマーケット・ベース方式

525. 内部モデルによるマーケット・ベース方式を採用する資格を得るためには、銀行は、当初およびその後継続的に、一定の定量的および定性的最低要件を満たすことを監督当局に示さなくてはならない。継続的に最低要件を遵守していることを示すことができない銀行は、遵守している状態に迅速に復帰するための計画を立案し、監督当局から当該計画の承認を得て、合理的期間内にその計画を実施しなくてはならない。それまでは、銀行は簡便手法を用いて自己資本の賦課額を計算することを期待される。

526. 当委員会は、市場、計測法、株式投資および管理実務の差によって、銀行および監督当局が運用手続を独自にカスタマイズしなくてはならないことを認識している。銀行のバンキング勘定にある保有株式のリスクマネジメントの方針および計測手法の実務の形式および運用の詳細を指図することは、当委員会の本意ではない。ただし、いくつかの最低要件が特定されている。各国監督当局は、銀行のリスク計測システムおよび経営による管理方法が、内部モデル方式の基礎として十分役立つように、詳細な検証手続を制定する。

(ii) 所要自己資本とリスクの計量化 (Capital charge and risk quantification)

527. 内部モデル方式によって最低所要自己資本を計算するにあたり、次の最低限の定量的基準が適用される。

- 自己資本の賦課額は、長期的なサンプル期間にわたって計算された（computed over a long-term sample period）四半期の収益（quarterly returns）と適切なリスクフリー・レート（appropriate risk-free rate）との差の片側 99%信頼区間に相当する想定上の瞬間的ショックから生ずる、当該銀行の株式ポートフォリオの潜在的損失に等しい。
- 損失見込額は、当該金融機関固有の保有株式の長期的リスク特性との関連で不利となる市場の動きに対して耐えられるものであるべきである。収益率分布を示すために用いるデータは、その銀行固有の保有株式のリスク特性を示すための入手可能かつ意味のあるデータがある最も長期のサンプル期間を反映すべきである。使用するデータは、単に主観的あるいは恣意的判断に基づくのではなく、保守的で統計的に信頼でき、かつ確たる（robust）損失見込値を出すのに十分なものであるべきである。金融機関は、使用したショックの内容が、関連のある長期的な市場サイクルまたは景気サイクルにわたって、潜在的な損失を保守的に見積もっていることを、監督当局に証明しなくてはならない。当該銀行の保有株式に関連する株式の相場が合理的な範囲で激しく下落するような期間を含んだ、長期実績値の現実的な期間をカバーしていないようなデータを用いて推定したモデルは、当該モデルに適切な調整措置（adjustment）を組み込んだという信頼できる証拠がない限り、楽観的な結果を出すものと想定される。このような組み込まれた調整措置がない場合には、銀行は適切に現実性と保守性を踏まえた結果をモデルが

出すように、種々のファクターに基づく調整を入手可能なデータの実証分析に加えなくてはならない。四半期毎の潜在損失を推定するバリュー・アット・リスク (VaR) モデルを構築する際には、金融機関は、四半期のデータをそのまま用いてもよいし、または、実証データに依拠した適切な分析方法を用いて、それより短い期間のデータを四半期相当データに引き直して使用してもよい。このような調整は、十分に検討され綿密に文書化された思考プロセスと分析によって適用されなくてはならない。総じて、調整措置は、保守的かつ時系列的に一貫して行われなくてはならない。さらに、限られたデータしかない場合、または技術的な限界があるために、どのような手法の1つを使おうとも推定値が不確実な質を持ったものとなる場合には、銀行は過剰な楽観を避けるため保守性のための適切なマージンを見積もらなくてはならない。

- (c) VaR モデルとしては、特定のタイプ（例、分散・共分散法、ヒストリカル・シミュレーション法、モンテカルロ法）は指定されない。しかしながら、用いるモデルは、当該金融機関の保有株式ポートフォリオの一般市場リスクと個別リスクの双方を含め、株式からの収益に関する重要なリスクをすべて適切に把握できなくてはならない。内部モデルは、過去の相場変動を適切に説明し、潜在的な銘柄集中の大きさとその構成変化をともに把握し、不利な市場環境にも耐えるものでなくてはならない。推定に用いたデータに代表されているリスク・エクスポージャーの母集団は、銀行の保有株式エクスポージャーとよくマッチするか、少なくとも同等のものでなくてはならない。
- (d) 銀行はバンキング勘定で保有する株式について、最低限の所要自己資本額を決定するため、ヒストリカル・シナリオ分析 (historical scenario analysis) のようなモデル技法を利用してもよい。そのようなモデルの利用は、当該機関がその技法とその結果を、(a)に述べた損失の信頼区間 (%) の形式で定量化できることを監督当局に説明することを前提とする。
- (e) 金融機関は、自社の株式ポートフォリオのリスク特性と複雑性に見合った適切な内部モデルを利用しなくてはならない。著しく非線形的な価格変動をもたらす性質を有する商品（例として、株式デリバティブ、転換社債）を多く保有する金融機関は、そのような商品に関連するリスクが適切に把握できるように設計した内部モデルを用いなくてはならない。
- (f) 監督当局による検証を条件として、株式ポートフォリオの相関 (equity portfolio correlations) は、銀行の内部リスク測定法に統合することができる。明示的な相関 (explicit correlations) （例として、分散・共分散、VaR モデルの利用）の使用は、十分な文書化を行うとともに、実証分析によって裏付けなくてはならない。監督当局は、モデルの文書化および推定技法の検証の段階で、暗示的な相関 (implicit correlation) を前提にすることが適切か評価するであろう。
- (g) 代理変数、市場インデックス、リスク要因に対する個別ポジションのマッピングは、妥当であり、直感的に理解でき、かつ理念的に健全であるべきである。マッピング技法とプロセスは、全て文書化され、特定の保有株式の状況に対して適切であることを、理論的かつ実証データを以って示されたものであるべきである。保有株式の収益率の変動を推計するうえで、専門的判断 (professional

judgement) と定量的技法とを組み合わせる場合には、専門的判断において、他方の技法では考慮しなかった関連情報を考慮に入れなくてはならない。

- (h) ファクター・モデル (factor models) を用いる場合には、金融機関の保有株式の特性によって、シングル・ファクター・モデル、またはマルチ・ファクター・モデルのいずれを用いてもよい。銀行は、その株式ポートフォリオに内在するリスクを当該ファクターが把握することを確保することが期待される。リスクファクターは、銀行が大きなポジションを有する適切な各株式市場の特性(例として、公開株式、非公開株式、時価総額、業界区分またはその下位区分、運用上の特徴)に対応しているべきである。銀行はファクターを選択する裁量権をもっているが、一般市場リスクおよび個別リスク双方をカバーする能力を含め、実証分析によってそれらのファクターの適切性を示さなくてはならない。
 - (i) 株式投資の収益率に関するボラティリティの推計値は、入手可能な関連データ、情報、手法を組み込んでいなくてはならない。銀行は、内部データまたは外部からのデータ(プール・データを含む)を審査したうえで、それぞれを単独で用いてもよい。定量化に用いたサンプルのリスク・エクスポージャー数およびデータ期間は、銀行による推計値の正確性と堅固性に信頼を与えるうえで十分なものでなくてはならない。金融機関は、収益率のボラティリティを推定するにあたり、サンプリング・バイアス(訳注: 標本抽出における偏り)とサバイバーシップ・バイアス(訳注: 存続バイアス、即ちデータが存続銘柄等に偏ること)の双方の可能性を抑制するために、適切な措置を取るべきである。
 - (j) 厳格かつ包括的なストレス・テストのプログラムが存在していなければならない (must be in place)。銀行は、公開株式および非公開株式双方において、内部モデルおよび推計手順を、ボラティリティの計算も含め、所定の原ポジションにおける最悪のケースの損失を反映した仮想シナリオまたはヒストリカル・シナリオのいずれかに従わせることが期待されている。少なくとも、内部モデル手法で想定される信頼水準を超えて発生するテール事象の影響に関する情報を提供するために、ストレス・テストを用いるべきである。
- (iii) リスクマネジメントのプロセスおよび統制 (control)

528. バンキング勘定の保有株式を管理するために用いる銀行の総合的なリスク管理の実務は、当委員会および各国監督当局が提示する現在作成中の健全な実務に関するガイドライン (the evolving sound practice guidelines) に沿うものと期待されている。自己資本計算上、内部モデルの開発と利用に関して、銀行は、自己資本比率を計算するうえで、モデルおよびモデルによる算定手順の完全性を確保するために、方針 (policies)、手続 (procedures)、およびコントロール手段 (controls) を備えていなくてはならない。これらの方針、手続およびコントロール手段は、次のようなものを含むべきである。

- (a) 内部モデルの、銀行全体の経営情報システム、および、バンキング勘定の株式ポートフォリオ管理システム、への完全統合。内部モデルは、(i) 投資の確保すべき最低利回り設定 (establishing investment hurdle rates) および代替投資の評価 (evaluating alternative investments)、(ii) 株式ポートフォリオの運用実績の測定・評価 (リスク調整後の実績を含む)、(iii) 保有株式に対する経済的資本の配分および第二の柱で要求される総合的な自己資本の評価での利用を含めて、銀行のリスク管理インフラと完全に統合するべきである。銀行は、例

例えば、投資委員会議事録 (investment committee minutes) などにより、内部モデルによるデータが、投資の管理プロセス (investment management process) において重要な役割を果たしていることを示すことができるべきである。

- (b) 内部モデルプロセスの全要素に対する定期的かつ独立した審査を確実に行うための確立した管理システム (management systems)、手続、およびコントロール機能。これらには、モデルの見直しの承認、モデルのインプットデータの吟味、リスク計測の直接検証といったモデルのアウトプットデータの検証を含める。代替変数、マッピング手法、その他の重要なモデルの要素には、特別の注意を払うべきである。これらの検証では、モデル投入データおよびその結果の正確性、完全性、適切性を評価し、既知の弱点に関連する潜在的エラーを発見・限定するとともに、モデルの未知の弱点を見分けることにフォーカスを当てるべきである。このような検証は、内部または外部の監査プログラム (internal or external audit programmes) の一環として、独立のリスクコントロール部署 (an independent risk control unit) によって、または外部の第三者機関によって、行われてもよい。
- (c) 投資限度および株式投資のリスク・エクスポージャーを監視する適切なシステムおよび手続。
- (d) モデルの設計および適用に責任を負う部署は、個々の投資を運営する責任を負う部署とは、機能的に独立してはならない。
- (e) モデルプロセス (modelling process) のいずれかの事項に責任を負う当事者は、十分な資質を有してはならない。経営者は、モデル化を行う部署 (modelling function) には、十分な技能を持つ有能な人材を配置しなくてはならない。

(iv) 検証および文書化

529. 自己資本規制の目的のために内部モデルを用いる銀行は、モデルおよびそのインプットデータの正確性および整合性を検証する堅固なシステムを備えることが期待される。そのような銀行は、また、内部モデルおよびモデルプロセスの重要な要素をすべて完全に文書化しなくてはならない。モデルプロセスそのもの、および、内部モデルの検証に用いるシステムは、すべての裏付文書、検証結果、および内部・外部検証によって発見された事実を含め、監督当局の監督および審査に服する。

検証 (Validation)

530. 銀行は、内部モデルおよびモデルプロセスの正確性および整合性を検証する堅固なシステムを備えてはならない。銀行は、内部検証プロセスの働きによって、その内部モデルとプロセスの実績が整合的かつ意味をもって評価できるようになっていることを、監督当局に示さなくてはならない。

531. 銀行は、実際のリターン (実現・未実現損益を用いて算出) をモデル上の推計データと定期的に比較し、そのリターンはポートフォリオベースおよび個別銘柄ベースで予想範囲内に収まっていることを示さなくてはならない。かかる比較は、できるだけ長期間にわたる過去のデータを利用しなくてはならない。このような比較に用いる方法お

よびデータは、銀行が明確に文書化しておかなければならない。この分析と文書は少なくとも年1回更新するべきである。

532. 銀行は、他の定量的な検証ツールを利用し、外部データ・ソースと比較すべきである。この分析は、ポートフォリオに適切に対応するデータに基づき行い、定期的に更新し、関連する観測期間をカバーしなくてはならない。自行モデルの実績に対する銀行の内部検証は、長期的な過去のデータに基づき行い、様々な経済的状況、理想的には1サイクル以上の完全な景気循環を、カバーしなければならない。

533. 銀行は、定量的検証手法およびデータが時系列的に整合的であることを示さなくてはならない。推計方法およびデータの変更（データ・ソースおよび対象期間）は、明確かつ完全に文書に記録しなければならない。

534. 一定の期間にわたって実績を予測と対比して評価することが、銀行にとって内部モデルを継続的に精緻化し調整するための基礎となるので、内部モデルを用いる銀行は、確立され明記されたモデルの検証基準（established well-articulated model review standards）を備えることを期待されている。これらの基準は、実績が予測と著しく異なり、内部モデルの妥当性が問題となる場合に特に重要である。これらの基準は、景気循環および株式の収益に関する類似の系統的变化（systematic variability）を考慮しなくてはならない。モデルを検証した結果として内部モデルに加える調整措置はすべて、完全に文書に記録し、銀行のモデル審査基準に沿ったものでなくてはならない。

535. 継続的なバックテストによるモデルの検証を容易にするために、内部モデル方式を利用する銀行は、株式投資の四半期毎の収益実績データおよび内部モデルを利用して作成した推計データに基づいた、適切なデータベースを構築・維持しなくてはならない。銀行はまた、内部モデルにおいて利用したボラティリティの推計値およびモデルで使用した代理変数の適切性をバックテストすべきである。監督当局は銀行に対して、四半期予測データを別の、特にそれより短い期間に換算（scale）すること、その期間の実績データを保存すること、それをベースとしてバックテストすることを、銀行に要請してもよい。

文書化

536. モデルが良好な予測能力を有すること、および、モデルの利用により規制上の自己資本が歪みを来さないことを監督当局に証明する責任は銀行側にある。したがって、内部モデルおよびモデルプロセスの重要な要素はすべて完全かつ適切に文書化すべきである。銀行は内部モデルの設計および運用の詳細を文書化しなくてはならない。文書は、銀行が定量的および定性的最低基準を遵守していることを示すとともに、異なるポートフォリオ・セグメントへのモデルの適用、推計手法、モデル化に携わる当事者の責任、モデルの承認、モデルの検証プロセスなどのトピックスについて記載すべきである。ことに、文書は次の諸点を記載すべきである。

(a) 銀行は、内部モデル方式を選択した理由付けを文書化するとともに、モデルおよびモデリング過程が銀行の保有株式のリスクを効果的に識別できるであろうことを示す分析を提示できなくてはならない。内部モデルおよび手続が現在のポートフォリオおよび外的条件に対して完全に適用可能かどうかを判断するため、それらを定期的に見直さなければならない。また、銀行は、時間の経過によるモデルの過去の変更、および、直近の監督当局による検証以後にモデルプロセスに施

した変更を文書に記録しなくてはならない。銀行の内部審査基準に対応して変更を行う場合には、銀行はそれらの変更が内部モデル審査基準と整合することを文書に記録しなくてはならない。

- (b) 内部モデルを文書化するにあたり、銀行は、以下のことを行うべきである。
- 理論、パラメーターの仮定および/または数学的・実証的根拠、変数、およびモデルを推計するために使用するデータ・ソースの詳細な概要を提供すること。
 - 説明変数(※訳注)の選択を検証するための厳格な統計的手法(計測期間外および計測標本外の実績テスト(out-of-time and out-of-sample performance tests)を含む)を確立すること。
(※) 説明変数＝統計的手法において目的変数に影響を与える変数
目的変数＝統計的手法において予測する対象となる変数
 - モデルが有効に機能しない状況を示すこと。
- (c) 代理変数およびマッピングを使用する場合には、銀行は、選択したすべての代理変数およびマッピングが、それらに対応する保有株式のリスクを十分に表していることを示した厳格な分析を実施し、文書にしなくてはならない。文書には、例えば、個別銘柄を代理変数にマッピングするにあたって使用した関連する要因(例：業務内容、バランスシートの特徴、地理的位置、社齢、業種および業種の細分類、事業の特徴)を示すべきである。要するに、銀行は使用する代理変数およびマッピングが次のようなものであることを示さなくてはならない。
- 保有銘柄またはポートフォリオ(underlying holding or portfolio)に十分類似していること。
 - 保有銘柄に関連し、重要である過去の経済状況および市場状況を使用して導かれていること、また、そうになっていない場合には、適切な調整措置が施されていること。かつ、
 - 保有銘柄の潜在的リスクの堅固な推計値となること。

12. 開示要件

537. 内部格付手法に適格であるためには、銀行は、第三の柱に規定された開示要件を満たさなくてはならない。これらは内部格付手法を利用する上での最低要件である。この要件を満たさない場合、銀行は関連する内部格付手法を用いることが認められない。

IV. 信用リスク－証券化の枠組

A. 証券化の枠組でカバーされる取引の範囲および定義

538. 銀行は、伝統的な証券化やシンセティック型証券化、あるいは両方に共通する特徴を含んだ類似の仕組みから生じるエクスポージャーに対する規制上の所要自己資本を決定するためには、証券化の枠組を適用しなければならない。証券化商品は、様々な方法で組成されるので、証券化エクスポージャーの自己資本規制上の取扱いは、法的形式ではなく、経済的実態をもとに判定されなければならない。同様に、監督当局は、所要自己資本を決定するのに証券化の枠組が適用されるべきか否かを判断するにあたっては、取引の経済的実質(economic substance)に着目することになる。ある取引を証券化と考えるべきかどうか明らかでない場合は、銀行がその国の監督当局と協議することを勧める。例えば、不動産からのキャッシュ・フロー（例、賃貸料）を伴う取引は、もし、認められれば、スペシャライズド・レンディングのエクスポージャーと考えてもよい。

539. 伝統的証券化とは、異なる信用リスク水準に対応した2つ以上に分かれた階層構造を成すポジションもしくはトランシェに対してエクスポージャーの原資産プールからのキャッシュ・フローが配分される構造を持つ。投資家に対する支払いは、それらのエクスポージャーをオリジネートする企業の債務からの返済金ではなく、特定の原資産エクスポージャーのパフォーマンスに依存している。証券化の特徴である階層・区分構造は、通常の優先・劣後債務構造とは異なり、劣後トランシェが、優先トランシェに対する契約上の支払いを妨げることなく、損失を吸収できるのに対して、後者は優先債務・劣後債務の構造が清算代金に対する優先権の問題であるということにある。

540. シンセティック型証券化とは、異なる信用リスク水準に対応する2つ以上に分かれた階層的なリスク・ポジションもしくはトランシェを持ち、それらは資金の払込を伴う(funded)クレジット・デリバティブ（例：クレジットリンク債）もしくは資金の払込を伴わない(unfunded)クレジット・デリバティブ（例：クレジット・デフォルト・スワップ）もしくは、ポートフォリオの信用リスクをヘッジする保証を通じて、エクスポージャーの原資産プールの信用リスクの全部または一部が移転されるという構造を持つ。したがって、投資家の潜在的なリスクは、原資産プールのパフォーマンスに依存している。

541. 銀行の証券化に対するエクスポージャーは、以降「証券化エクスポージャー」と記載する。証券化エクスポージャーには、資産担保証券(ABS)、モーゲージ担保証券、信用補完、流動性補完、金利スワップ、通貨スワップ、クレジット・デリバティブ、パラグラフ199に定義するトランシェド・カバーがあるが、これらに限らない。現金担保勘定のような準備金勘定でオリジネーターである銀行により資産として記録されるものも、証券化エクスポージャーとして扱わなくてはならない。

542. 証券化されているプールの原資産には、ローン、コミットメント、資産担保証券、モーゲージ担保証券、社債、株式および非公開株式投資があるが、これらに限らない。原資産プールには、1つ以上のエクスポージャーが含まれる。

B. 定義および一般的な用語

1. オリジネーターである銀行

543. 自己資本規制上、次のいずれかの条件を満たす場合、銀行は、証券化に関するオリジネーターとみなされる。

- (a) 銀行が、直接的ないし間接的に、証券化に含まれる原資産エクスポージャーをオリジネートしている。
- (b) 銀行が、第三者からのエクスポージャーを取得する ABCP の導管体ないし同様のプログラムに対するスポンサーとしての役割を果たしている場合。このようなプログラムにおいては、通常、銀行はスポンサーと考えられるが、事実上または実質的に、当該プログラムの運用、指図を行っている場合、証券をマーケットにプレースしている場合、もしくは流動性補完ないし信用補完を提供している場合にはオリジネーターとみなされる。

2. 資産担保コマーシャルペーパー (ABCP) プログラム

544. ABCP プログラムは、倒産隔離された特別目的事業体が有する資産もしくは他のエクスポージャーを裏付けとした、当初の満期が 1 年以下であるコマーシャルペーパーを主として発行するものである。

3. クリーンアップ・コール

545. クリーンアップ・コールとは、原資産エクスポージャーまたは証券化エクスポージャーの全額が返済される前に証券化エクスポージャー（例：資産担保证券）を買い戻すオプションである。伝統的な証券化商品では、これは一般的に原資産プールの残高または証券発行残高がある一定の水準を下回ったときに、残りの証券化エクスポージャーを買い戻す形をとる。シンセティック型証券化商品では、クリーンアップ・コールは、信用リスクのプロテクションを消滅させる条項の形で利用される。

4. 信用補完

546. 信用補完とは、銀行が証券化エクスポージャーを保有ないし引き受けることによって、実質的に、取引の他の当事者に対して何らかの追加的なプロテクションを提供する契約である。

5. 信用補完機能を持つ I/O ストリップ (interest-only strip)

547. 信用補完機能を持つ I/O ストリップとは、(i) 将来のマージン収入に関するキャッシュ・フローの価値を表象し、(ii) 劣後資産である、オン・バランスシート資産である。

6. 早期償還

548. 早期償還条項は、トリガーが引かれた場合、投資家に対する発行済証券の当初の満期日よりも以前に証券の償還を行うことを可能とする仕組みである。リスクベースの自己資本規制上、早期償還条項は、コントロール型と非コントロール型に区分される。コントロール型早期償還条項は、次の条件を全て満たさなければならない。

- (a) 早期償還が行われる場合でも、利用することのできる十分な資金および流動性を確保するために、銀行が適切な資金/流動性プランを備えていること。
- (b) 償還期間 (amortisation period) を含む取引の期間中、銀行および投資家の持分に応じた各月の初めの未収債権等の残高に基づいて、利息、元本、費用、損失額、回収額が同じ比率で配分されていること。
- (c) 銀行は、早期償還の開始時点における債務総額の **90%以上**が償還されたか、または、デフォルトしたと認識されるのに十分と考えられるだけの早期償還の期間を設定しなければならない。
- (d) 償還のペースは、前記条件(c)で設定された償還期間に定額法による償還を行った場合よりも早くないこと。

549. コントロール型の早期償還条項の条件を満たさない早期償還条項は、非コントロール型の早期償還条項として扱う。

7. エクセス・スプレッド

550. 通常エクセス・スプレッドとは、信託ないし（パラグラフ 552 で定められた）SPE が受け取る金融収益およびその他の収入の合計から、証券の支払利息やサービシング費用、貸倒償却、他の優位する信託や SPE に対する支払を差し引いたものとして定義される。

8. 暗黙のサポート (implicit support)

551. 暗黙のサポートは、銀行が予め決定された契約上の義務を超えて証券化商品に対してサポートを行う場合に生じる。

9. 特別目的事業体 (SPE)

552. SPE とは、特別の目的のために組織された企業、信託、その他の事業体であり、その活動は、SPE の目的を達成するためのものに限定され、また、その構造は、エクスポージャーのオリジネーターやセラーの信用リスクから隔離されるように意図されている。SPE は、通常、信託が発行する債券によって調達された現金ないしその他の資産と交換に、信託ないし同様の事業体にエクスポージャーを売却するための金融ビークルとして利用される。

C. リスク移転を認識するための運用上の要件

553. 以下の運用上の基準は、証券化の枠組の中で、標準的手法および内部格付手法の双方に適用される。

1. 伝統的証券化のための運用上の要件

554. オリジネーターとなる銀行は、次の条件の全てが満たされる場合に限り、リスク・アセットの計算から証券化エクスポージャーを除外してもよい。これらの条件を満たす銀行であっても、自らが保有する証券化エクスポージャーに対しては、引き続き所要自己資本を保有しなければならない。

- (a) 証券化エクスポージャーに係る信用リスクの大きな部分 (significant credit risk) が、第三者に譲渡されていること。
- (b) 譲渡人は、実効的または間接的に譲渡されたエクスポージャーに対する支配力を持っていないこと。倒産や管財人による財産管理を受ける場合でも、エクスポージャーに譲渡人や、その債権者の手が届かないような方法で (例：資産の売却、サブ・パーティシペーションを通じて)、当該資産が譲渡人から法的に隔離されていること。これらの条件は、有資格の法律顧問の意見書によって裏付けされていなければならない。

次の場合、譲渡人は譲渡したクレジットリスク・エクスポージャーに対して有効な支配をもち続けているものと見なす。(i) 譲渡人が自身に対する利益を実現化するために、以前移転したエクスポージャーを譲受人から買戻すことができること。(ii) 譲渡人が譲渡したエクスポージャーのリスクを負い続けている場合。譲渡人がエクスポージャーに対する譲渡人のサービス権を留保することは、エクスポージャーの間接的な支配を構成するものと必ずしも考えなくても良い。

- (c) 発行された証券は、譲渡人の債務ではない。したがって、証券を購入した投資家は、原資産エクスポージャーのプールに対してのみ請求権を有する。
- (d) 譲受人は SPE であり、当該エンティティに対する持分を有する者は、制限なしにそれらを担保に入れたり、売買する権利を有する。
- (e) クリーンアップ・コールは、パラグラフ 557 に規定する条件を満たさなくてはならない。
- (f) 証券化には、以下に掲げる条項が含まれていないこと。(i) プールの加重平均的な信用力を向上させることを目的として、オリジネーターである銀行に対して原資産エクスポージャーを系統だった仕方 (systematically) 入れ換えることを求めるもの。ただし、独立した無関係の第三者に市場価格で資産を売却することによる場合を除く。(ii) 取引の開始後、留保された最劣後部分あるいは、オリジネーターである銀行が提供する信用補完の増加を認めるもの。(iii) 原資産プールの信用度の劣化に伴い、オリジネーターとなる銀行以外の関係者 (例えば、投資家や信用補完を提供する第三者) の利益を向上させるもの。

2. シンセティック型証券化商品のための運用上の要件

555. シンセティック型証券化商品では、原資産エクスポージャーをヘッジするための信用リスク削減手法 (すなわち、担保・保証・クレジット・デリバティブ) の利用は、自己資本規制上、以下のような条件を満たす場合にのみ認識してもよい。

- (a) 信用リスク削減手法は、この枠組のセクション II.D で述べられている要件を遵守していなければならない。
- (b) 適格担保は、パラグラフ 145 と 146 で特定されたものに限定されている。SPE によって差し入れられた適格担保は認識することができる。

- (c) 適格な保証提供者は、パラグラフ 195 で定義されている。証券化の枠組では、SPE を適格な保証者とは認めてはならない。
- (d) 銀行は、原資産のエクスポージャーに係る信用リスクの大きな部分 (significant credit risk) を第三者に移転していなければならない。
- (e) 信用リスクを移転する手段は、以下に掲げるような、移転される信用リスク量を制限する条件・条項を含んではならない。
 - 信用プロテクションないし信用リスクの移転を著しく制限するもの (例: 信用事由が発生した場合においても、それ以下では信用プロテクションが行使されないような著しい基準値の設定 (significant materiality thresholds)、あるいは、原資産のエクスポージャーの信用度の劣化に伴って、プロテクション終了を認めるような条項)
 - 原資産プールの加重平均的な信用力を改善するためにオリジネーターとなる銀行に対して原資産エクスポージャーを入れ換えることを求めるもの。
 - 原資産プールの信用度の劣化に対応して、銀行の信用プロテクションのコストを増大させるもの。
 - 参照するプールの信用度の劣化に伴い、オリジネーターとなる銀行以外の関係者、例えば、投資家や信用補完を提供する第三者に支払われる利益を向上させるもの。
 - 取引の開始後、オリジネーターとなる銀行が保有する最劣後部分あるいは銀行が提供する信用補完の増加を認めるもの。
- (f) 関連する全ての国の管轄法域における契約の強制力を確認する意見書を、有資格の法律家から得る必要がある。
- (g) クリーンアップ・コールは、パラグラフ 557 に規定する条件を満たさなくてはならない。

556. シンセティック型証券化では、原資産エクスポージャーをヘッジする CRM テクニックの効果は、パラグラフ 109~210 に従った取り扱いを行う。マチュリティ・ミスマッチが存在する場合、所要自己資本はパラグラフ 202~205 に従って決定される。原資産プールのエクスポージャーが異なったマチュリティを持つ場合、プールの中で最も長いマチュリティを当該プールのマチュリティとして扱わなければならない。シンセティック型証券化ではマチュリティ・ミスマッチは、例えば銀行が第三者に特定の資産プールの信用リスクの一部または全部を移転するためにクレジット・デリバティブを利用した場合に生じうる。クレジット・デリバティブを手仕舞する際、その契約は終了する。これはシンセティック型証券化のトランシェの実効マチュリティが原資産エクスポージャーと異なることがあることを示している。シンセティック型証券化のオリジネーターである銀行は、それらのミスマッチを次の方法で取り扱わなければならない。証券化に対して標準的手法を採用している銀行は、無格付あるいは投資適格格付未満の全ての保有ポジションを控除しなければならない。内部格付手法を採用する銀行は、無格付の保有ポジションがパラグラフ 609~643 に規定する控除されるポジションの取扱いに該当する場合に控除しなければならない。このため控除が求められる場合には、マチュリティ・ミスマッチは考慮しない。その他の全ての証券化エクスポージャーには、パラグラフ 202~205 に定めるマチュリティ・ミスマッチの取扱いを適用しなくてはならない。

3. クリーンアップ・コールの運用上の要件および取扱い

557. クリーンアップ・コールを含む証券化取引が次の条件を満たす場合、クリーンアップ・コールが存在することを理由とし、自己資本は要しないこととなる。(i)クリーンアップ・コールの行使は、形式的にも実質的にも強制されるものではなく、オリジネーター銀行の裁量によるものでなければならない。(ii)クリーンアップ・コールは、投資家が保有する信用補完またはポジションへの損失の配分を回避するため、あるいは信用補完を提供するような仕組みになってはならない。(iii)クリーンアップ・コールは、原資産ポートフォリオの当初額もしくは証券の発行残高が10%以下となるか、またはシンセティック型証券化については参照ポートフォリオの残存価値が当初の10%以下となった場合のみ行使可能でなければならない。

558. パラグラフ 557 に記載された全ての要件を満たせないクリーンアップ・コールが含まれる証券化取引にはオリジネーターである銀行に対する自己資本賦課が要求される。伝統的証券化に関しては、原資産エクスポージャーが証券化されなかったものとして取り扱わなければならない。さらに銀行はパラグラフ 562 で定義される売却時実現益(gain-on-sale)を規制上の資本として認識することはできない。シンセティック型証券化に関しては、プロテクションを購入した銀行は、信用補完からの効果を全く受けないものとして証券化エクスポージャーの全額に対する所要自己資本を保有しなければならない。シンセティック型証券化に当該取引および購入した信用補完を特定の日に終了させる効果を持つコール(クリーンアップ・コール以外のコール)が含まれる場合、銀行はパラグラフ 556 およびパラグラフ 202~205 に従って当該取引を扱わなければならない。

559. クリーンアップ・コールが行使された場合、それが信用補完の提供であることが判明した際には、当該クリーンアップ・コールの行使は銀行が提供する暗黙のサポートと見做し、証券化取引に関する当局のガイダンスに従って取り扱わなくてはならない。

D. 証券化エクスポージャーの取扱い

1. 最低所要自己資本の計算

560. 銀行は、証券化エクスポージャーのすべてに対して規制上の自己資本を有することが求められる。証券化エクスポージャーには、以下のセクションに記載されているように証券化取引に対する信用リスク削減手段の提供、資産担保証券への投資、劣後トランシェの保有、流動性補完・信用補完の提供から生じるものも含む。買い戻された証券化エクスポージャーは、保有する証券化エクスポージャーとして扱わなければならない。

(i) 自己資本控除

561. 銀行が、規制上の所要自己資本から証券化エクスポージャーを控除することが求められる場合には、控除金額はパラグラフ 562 に記載する1つの例外を除き、50%がTier 1 から、残りの50%がTier 2 から差し引かれなければならない。信用補完となるI/O(パラグラフ 562 に従ってTier 1 から控除しなければならない金額を差引ネットした後のもの)は50%がTier 1 から、残りの50%がTier 2 から差し引かれる。資本から控除する金額は、各々の証券化エクスポージャーに積まれた個別引当金を差し引いて計算することができる。

562. 銀行は、規制上の資本として認識されている、売却した場合の収益として生じる期待将来利鞘収入(expected future margin income) (FMI) と関係するものなど、証券

化取引から生じる全ての自己資本の増加部分を Tier 1 から控除しなければならない。このような資本の増加を、この証券化の枠組では「売却時実現益 (gain on sale)」と呼ぶ。

563. セクション III.G に定める EL・引当金の比較計算では、証券化エクスポージャーを EL の金額に含めてはならない。同様に証券化エクスポージャーに対する個別引当金は適格な引当金の計測には含まれない。

(ii) 暗黙の支援 (*implicit support*)

564. 銀行が、証券化商品に対して暗黙の支援を提供する場合には、最低限、その証券化取引に関わるすべてのエクスポージャーに対して、それが証券化されていないとした場合の自己資本を保有しなければならない。さらに銀行は、パラグラフ 562 で定義された「売却時実現益」を自己資本の一部として認識することが許されない。これに加えて、(a) 契約には含まれていない支援を提供したこと、(b) そうすることの自己資本に与える影響、を公に開示することが求められる。

2. 外部信用格付を用いる際の運用上の要件

565. 証券化の枠組では、外部信用格付の利用に関して次の運用上の基準が、標準的手法および内部格付手法において適用される。

- (a) リスク・ウェイト算定上適格となるためには、外部の信用格付は、その銀行に対する全ての支払義務に関して銀行が保有する信用リスク・エクスポージャー全額を考慮し、反映する必要がある。例えば、銀行が元本・利息双方に対する請求権を有する場合、格付には、元本・利息双方が期限通りに返済されるかについての信用リスクを考慮に入れ、反映する必要がある
- (b) 外部信用格付は、以下の例外を除いてパラグラフ 90~108 に基づいて、各国監督当局が認定した適格 ECAI (外部信用評価機関) によるものでなければならない。パラグラフ 91 の 3 つめのポイントとは対照的に、適格信用格付は公に入手可能でなくてはならない。換言すれば、その格付はアクセス可能な形で公表され、ECAI (外部信用評価機関) の格付遷移行列に含まれていなければならない。したがって、ある取引に関する特定の当事者のみが利用することができるような格付は、この要件を満たさない。
- (c) 適格な ECAI は、証券化分野において、市場の強い信認に裏付けられた卓越した専門性を持っていないなければならない。
- (d) 銀行は、証券化エクスポージャーの各タイプに対して一貫して適格な ECAI による外部信用格付を適用しなければならない。さらに、銀行は、同一の証券化ストラクチャーにおいて、1 つないし複数のトランシェに対して特定の評価機関の信用格付を用いる一方で、他のポジションに対して (留保分か購入分かにかかわらず) 別の ECAI の信用格付を利用することはできない。これは、その、他のポジションに最初の ECAI による格付が付与されていても、いなくても同様である。2 つ以上の適格 ECAI が利用でき、それらが同一の証券化エクスポージャーの信用リスクに対して異なる評価を行っている場合、パラグラフ 96~98 が適用される。
- (e) 信用リスク削減 (CRM) がパラグラフ 195 に定める適格な保証提供者により特別目的会社に直接与えられ、それが証券化エクスポージャーの外部信用格付に反映

されている場合には、外部格付と結びつけられたリスク・ウェイトを使用すべきである。二重カウントを避けるため、追加の資本認識は許されない。CRMの提供者がパラグラフ 195 に定める適格な保証提供者とは認められない場合は、それによりカバーされる証券化エクスポージャーは無格付として取り扱うべきである。

- (f) 信用リスク削減手段が SPE によって取得されているのではなく、それを構成する特定の証券化エクスポージャー（例、ABS トランシェ）に適用されている場合には、銀行は当該エクスポージャーを無格付として取扱い、ヘッジを認識するために、セクション II.D、またはセクション III の基礎的内部格付手法において記載した CRM の取扱い方法を適用する。

3. 証券化エクスポージャーに関する標準的手法

(i) 範囲

566. 証券化された原資産エクスポージャーに対して信用リスクの標準的手法を適用する銀行は、証券化の枠組でも標準的手法を利用しなければならない。

(ii) リスク・ウェイト

567. 証券化エクスポージャーのリスク・アセットは、ポジション額に以下の表で該当するリスク・ウェイトを乗じて計算される。銀行はオフ・バランスシート・エクスポージャーに対しては掛け目（CCF）を適用し、その結果として生じる信用リスク相当額にリスク・ウェイトを適用しなければならない。エクスポージャーに格付が付与されている場合には 100%の掛け目（CCF）を適用しなければならない。長期格付が B+以下である場合および短期格付が A-1/P-1、A-2/P-2、A-3/P-3 以外である場合は、パラグラフ 561 に定められる自己資本控除が求められる。同様に、パラグラフ 571～575 に記述する状況を除いて、無格付のポジションには自己資本控除が求められる。

長期格付カテゴリー⁹⁵

外部信用格付	AAA ～ AA-	A+ ～ A-	BBB+ ～ BBB-	BB+ ～ BB-	B+以下および無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	350%	自己資本控除

短期格付カテゴリー

外部信用格付	A-1/P-1	A-2/P-2	A-3/P-3	その他・無格付
リスク・ウェイト	20%	50%	100%	自己資本控除

568. オリジネーターが留保したポジション、流動性補完、信用リスク削減手法、リボルビング型エクスポージャーの証券化に対する所要自己資本の取扱いは別に定める。クリーンアップ・コールの扱いは、パラグラフ 557～559 に規定されている。

⁹⁵ 以下の図表で用いられる格付の意味するところは、例示のためのものであり、特定の外部評価システムへの選好や支持を示すものではない。

投資家は投資適格未満のエクスポージャーの格付を認識しても良い

569. 銀行が、オリジネーターとしての役割を果たす場合ではなく、第三者の投資家である場合にのみ、証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト決定において、BB+～BB-に相当する外部信用格付を利用してもよい。

オリジネーターは投資適格未満の格付のエクスポージャーを自己資本控除

570. パラグラフ 543 で定義されたオリジネーターとなる銀行は、保有している投資適格（すなわち BBB-）未満の格付の証券化エクスポージャーはすべて、自己資本から控除しなければならない。

(iii) 無格付の証券化エクスポージャーに対する一般的取扱いの例外

571. 上記の表で示したように無格付の証券化エクスポージャーは、以下の例外を除いて自己資本から控除しなければならない。(i) 証券化エクスポージャーの最優先部分 (ii) ABCP プログラムの 2 番目の劣後ポジション（セカンド・ロス・ポジション）以上で、パラグラフ 574 で示した要件を満たすもの、および (iii) 適格な流動性補完

無格付の最優先部分の証券化エクスポージャーの扱い

572. 伝統的およびシンセティック型の証券化取引における最優先部分のエクスポージャーが無格付である場合、このようなエクスポージャーを保有、あるいは保証している銀行が、原資産プールの構成を常時把握している場合には、「ルックスルー・アプローチ」を適用することによって、それらのエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定することができる。「ルックスルー・アプローチ」を適用するため、エクスポージャーが証券化取引で最優先部分に該当するか否かを判定する場合、銀行は金利スワップまたは通貨スワップを考慮する必要はない。

573. 「ルックスルー・アプローチ」の扱いでは、無格付の最優先部分には、監督当局による検証を条件として、各原資産エクスポージャーの平均リスク・ウェイトを適用する。銀行が、原資産を構成する各債権のリスク・ウェイトを決定できない場合、無格付ポジションは自己資本から控除しなければならない。

ABCP プログラムのセカンド・ロス・ポジション以上のエクスポージャーの扱い

574. 以下の要件を満たす ABCP プログラムに、スポンサーとなる銀行が提供する無格付の証券化エクスポージャーに対しては、自己資本控除は適用されない。

- (a) そのエクスポージャーが経済的に見てセカンド・ロス・ポジション以上であり、ファースト・ロス・ポジション（最劣後部分）がセカンド・ロス・ポジションに対して十分な信用補完を提供していること。
- (b) 当該信用リスクは、投資適格相当以上であること。
- (c) 無格付の証券化エクスポージャーを保有する銀行が、当該証券化取引に係るファースト・ロス・ポジション（最劣後部分）を保有したり、提供していないこと。

575. これらの条件が満たされる場合、(i)100%、または(ii)ファシリティによってカバーされた個々の原資産に適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いもの、のいずれか高い方のリスク・ウェイトが適用される。

適格な流動性補完のリスク・ウェイト

576. パラグラフ 578 で定義する適格な流動性補完で、パラグラフ 565 の外部信用評価を使用するための条件を満たさないものについては、エクスポージャーの与信相当額に適用されるリスク・ウェイトは、当該流動性補完によってカバーされる個々の原資産エクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものに等しい。

(iv) オフ・バランスシート・エクスポージャーに関する掛け目

577. 自己資本規制上、銀行は、以下に掲げる基準に従って、オフ・バランスシートの証券化エクスポージャーが「適格な流動性補完」あるいは、「適格なサービサーのキャッシュ・アドバンス・ファシリティ」に該当するか判定しなければならない。自己資本規制上、その他すべてのオフ・バランスシートの証券化エクスポージャーには 100%の掛け目 (CCF) を適用する。

適格な流動性補完

578. 銀行は、次の最低要件を満たすオフ・バランスシートの証券化エクスポージャーを適格な流動性補完として扱うことが認められる。

- (a) 流動性補完の契約書は、流動性補完の引出が許される状況を明確に特定し、限定しなくてはならない。流動性補完からの引出額は原資産エクスポージャーの清算金またはセラーが提供する信用補完から全額が返済可能と考えられる金額までに制限される。加えて、当該流動性補完により、その引出以前に原資産エクスポージャーのプールに発生した損失をカバーしたり、(定期的あるいは継続的に引出しが行われる場合に示されるように) 引出しを確定的なものとする構造としてはならない。
- (b) 流動性補完の引出がパラグラフ 452~459 で定義されるデフォルト状態にある信用リスク・エクスポージャーをカバーするために引き出されることを防止するために、資産の質のテストを行わなくてはならない。これに加えて、流動性補完による資金提供を求められるエクスポージャーが外部格付を持つ証券である場合、当該流動性補完は、資金提供時点で投資適格の外部格付を有する証券に係る資金提供のみに用いることができる。
- (c) 流動性補完は、流動性にとって有利となる全ての関連する信用補完 (例：個別取引向けまたは全プログラム向け) が枯渇した後には引き出すことができない。
- (d) 流動性補完の引出しの返済 (購入契約により取得した資産、または融資契約によるローン) は、当該プログラム (例：ABCP プログラム) における他の証券保有者の権利に劣後してはならず、また繰延や減免の対象としてはならない。

579. これらの条件が満たされる場合、銀行は、原契約期間が 1 年以下の場合には、20%の掛け目 (CCF) を適格な流動性補完に適用してもよい。原契約期間が 1 年超の場合には、50%の掛け目 (CCF) を適用する。しかしながら当該与信に対する外部格付自体が、当該

与信のリスク・ウェイト付けのために使用されている場合には、100%の掛目を適用しなければならない。

市場破綻時にのみ提供される適格な流動性補完

580. 銀行は、市場全体の破綻状態（つまり、異なる取引における1つを超えるSPEが満期を迎えたCPのロールオーバーができない場合で、これが当該SPEの信用力もしくは原資産エクスポージャーの信用力の劣化によるものでないこと）でのみ提供されるような適格な流動性補完に対しては、0%の掛け目（CCF）を適用してもよい。この取扱いを行うためには、パラグラフ578で示された条件を満たさなければならない。さらに、市場全体の破綻のあったときに、銀行が資本市場商品（例：コマーシャルペーパー）の保有者に支払う資金は、原資産によって担保され、その請求権は資本市場商品の保有者の請求権と少なくとも同順位（パリ・パス）でなくてはならない。

重複するエクスポージャーの取扱い

581. 銀行は、様々な条件下で引出し可能な各種の与信を行っている。同じ銀行がそれらの与信のうち2つ以上を提供している場合もある。それらの与信に異なったトリガーが存在するため、当該銀行が原資産エクスポージャーに対して二重のカバレッジを行っているケースがありうる。換言すれば、それらの与信はオーバーラップしており、一方の与信の引出しが、（部分的に）他方の与信の引出しを妨げることがあり得る。同じ銀行による与信がオーバーラップしている場合には、銀行はオーバーラップ部分について二重に所要自己資本を求められることはない。（流動性補完もしくは信用補完のいずれの場合でも）オーバーラップしている与信によりカバーされているポジションに対する所要自己資本は片方のみ要求される。オーバーラップしている複数の与信に対し異なった掛目が課される場合には、当該与信のオーバーラップ部分に最も高い掛目を課さなければならない。しかしながら、オーバーラップしている与信が別々の銀行によって行われている場合には、各銀行は当該与信の最大額に対する所要自己資本を保有しなければならない。

適格なサービサーによるキャッシュ・アドバンス・ファシリティ

582. 各国裁量により、契約の定めがある場合、サービサーは、投資家に対する支払を途切れさせないための資金貸付を行うことができる。ただし全額返済を受ける権利があり、その権利が原資産エクスポージャーのプールからのキャッシュ・フローに対する他の債権よりも優先する場合に限る。各国裁量により、事前通知なく無条件で取消可能なそれらのサービサーによる資金貸付もしくは与信の未引出し部分には、0%の掛け目（CCF）を適用することができる。

(v) 証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手段の取扱い

583. 以下の取扱いは、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手段を得た銀行に適用される。信用リスク削減手段には、保証、クレジット・デリバティブ、担保、オン・バランスシート・ネットィングを含む。ここにいう担保は、証券化取引の原資産のエクスポージャーではなく、証券化エクスポージャーに対する信用リスクのヘッジのために用いられる担保を指す。

584. オリジネーター以外の銀行が証券化エクスポージャーに対して信用プロテクションを提供する場合、証券化取引における投資家である場合と同様に、カバーされたエクスポージャーに対する所要自己資本を計算しなければならない。もし銀行が、無格付

の信用補完に対してプロテクションを提供する場合には、無格付の信用補完を直接保有しているかのように、その信用プロテクションを取り扱わなくてはならない。

担保

585. 適格担保は、標準的手法における CRM(信用リスク削減手段)で認識されるものに限定される(パラグラフ 145、146)。SPE が差入れた担保は、認識してもよい。

保証とクレジット・デリバティブ

586. パラグラフ 195 に掲げられている事業体による信用プロテクションは認識してもよい。SPE は、適格な保証者としては認識することができない。

587. 保証あるいはクレジット・デリバティブは、パラグラフ 189~194 で特定された運用上の最低基準を満たす場合には、銀行は、証券化エクスポージャーに対する所要自己資本を計算する際にこのような信用プロテクションを考慮に入れることができる。

588. 保証ないしプロテクションでカバーされた部分に対する所要自己資本は、パラグラフ 196~201 で記述された標準的手法における信用リスク削減手法(CRM)に従って計算する。

マチュリティ・ミスマッチ

589. マチュリティ・ミスマッチに対する規制上の自己資本を設定するためには、所要自己資本は、パラグラフ 202~205 に従って決定される。ヘッジされたエクスポージャーが異なったマチュリティを持つ場合、最も長いマチュリティを使用しなければならない。

(vi) 早期償還条項に対する所要自己資本

範囲

590. 以下に記述する条件に該当する場合、オリジネーターとなる銀行は、証券化商品への投資家の持分の全部あるいは一部に対して(つまり、証券化エクスポージャーに係る引出済みの部分と未引出しの部分の残高)、自己資本を保有することを要求される。

- (a) オリジネーターとなる銀行が早期償還機能を有するストラクチャーに対してエクスポージャーを売却している場合。
- (b) 売却した信用エクスポージャーがリボルビング形式である場合。これは、借入人が信用供与枠(例、クレジットカード債権、企業ローンのコミットメント)の中の一定の約定限度内で、引き出し額および返済額を変更することが認められるエクスポージャーである。

591. 所要自己資本金額は、早期償還事由が発生する仕組みの種類を反映すべきである。

592. リボルビング型およびターム型(term)のエクスポージャーから原資産プールが構成される証券化ストラクチャーについて、銀行は、(以下のパラグラフ 594~605 で概要が示されている)適切な早期償還条項の取扱いを、リボルビング型のエクスポージャーを含んでいる原資産プールの該当部分に対して、適用しなければならない。

593. 銀行は、次の状況にあつては、早期償還に対する最低所要自己資本を計算する必要がない。

- (a) 原資産エクスポージャーがリボルビングされず、かつ早期償還によって銀行による新規エクスポージャーの追加業務が終了するような補充構造を持つ場合。
- (b) ターム型のストラクチャーに類似した早期償還機能を含みリボルビング型資産の取引である場合（つまり、原資産となる与信のリスクがオリジネーターの銀行に戻ってこない場合）。
- (c) 銀行が1つないし複数の信用枠を証券化するストラクチャーで、早期償還事由の発生後においても借り手による将来の資金引出しのエクスポージャーを投資家が全て引き受け続ける場合
- (d) 税法もしくは規制等の大幅な変更など、証券化された資産のパフォーマンスやセラーである銀行に無関係のイベントによってのみ、早期償還条項が行使される場合。

最大の所要自己資本

594. 早期償還の取扱いが適用される銀行については、すべてのポジションに係る所要自己資本の合計額に、以下の「最大所要自己資本（キャップ）」が適用される。それは、(i)保有する証券化エクスポージャーに対して要求される所要自己資本、(ii)エクスポージャーが証券化されなかった場合に適用されるであろう所要自己資本、のいずれかの大きい方である。さらに銀行は、パラグラフ 561～563 に従って、証券化エクスポージャーから生じる「売却時実現益」および信用補完を提供する I/O の全額を自己資本控除しなければならない。

計算方法

595. 投資家の持ち分に対するオリジネーターの自己資本の賦課は、エクスポージャーが証券化されなかったものとして、(a)投資家の持ち分、(b)適切な掛け目（以下に論ずる）、および(c)原エクスポージャーの種類に対する適切なリスク・ウェイトの積として計算する。以下に述べるように、早期償還が、コントロール型または非コントロール型のいずれの仕組みによって投資家に返済をもたらすかによって掛け目が異なる。それはまた、証券化されたエクスポージャーがコミットされていないリテール向け信用枠（例、クレジットカードの債権）か、他の信用枠（例、リボルビング型企业向けファシリティ）であるかによっても異なる。事前通告無しに無条件に取り消しできる場合、その与信枠はコミットされていない(uncommitted)と見なされる。

(vii) コントロール型早期償還条項の掛け目の決定

596. 早期償還条項付取引は、パラグラフ 548 の定義を満たす場合、コントロール型とみなされる。

コミットされていないリテール・エクスポージャー

597. コントロール型早期償還機能を含む証券化取引で、コミットされていない(uncommitted)リテール向け与信枠（例、クレジットカードの債権）については、銀行はパラグラフ 550 に定義する 3 ヶ月平均エクセス・スプレッドと当該ストラクチャーの経

済的な要求から留保を求められるエクセス・スプレッドのポイント（すなわち、エクセス・スプレッドのトラッピング・ポイント）とを比較しなくてはならない。

598. エクセス・スプレッドの留保を求められていない取引では、トラッピング・ポイントは4.5%のポイントと見なす。

599. 銀行は、取引のエクセス・スプレッドのトラッピング・ポイントに応じてエクセス・スプレッドのレベルを分割し、該当するセグメントを判定して次の表に記載した掛け目に対応させなくてはならない。

コントロール型の早期償還条項付取引

	コミットされていない場合	コミットされている場合
リテール与信枠	<p>3ヶ月平均エクセス・スプレッド 掛け目 (CCF)</p> <p>トラッピング・ポイントの 133.33%以上 CCF 0%</p> <p>トラッピング・ポイントの 133.33%未満 100%以上 CCF 1%</p> <p>トラッピング・ポイントの 100% 未満 75%以上 CCF 2%</p> <p>トラッピング・ポイントの 75%未満 50% 以上 CCF 10%</p> <p>トラッピング・ポイントの 50%未満 25% 以上 CCF 20%</p> <p>25%未満 CCF 40%</p>	CCF 90%
非リテール与信枠	CCF 90%	CCF 90%

600. 銀行は、パラグラフ 595 で言及した投資家の持分に対しては、上述のコントロール型の仕組みに対する掛け目を適用する。

その他のエクスポージャー

601. コントロール型早期償還条項が付されたその他の全てのリボルビング資産の証券化エクスポージャー（つまり、コミットメントベースのエクスポージャー、および全ての非リテール・エクスポージャー）の場合には、そのオフ・バランスシート・エクスポージャーに対して90%の掛け目を適用する。

(viii) 非コントロール型早期償還条項の掛け目の決定

602. パラグラフ 548 で明記したコントロール型早期償還付取引の定義を満たさない早期償還条項付商品は、非コントロール型取引としてみなされ、以下のとおり扱われる。

コミットされていないリテール・エクスポージャー

603. 非コントロール型の早期償還機能を持つ証券化取引におけるコミットされていないリテールの与信枠（例：クレジットカード債権）に対しては、銀行はパラグラフ 597 と 598 で記述した比較を行わなくてはならない。

604. 銀行は、取引のエクセス・スプレッドのトラッピング・ポイントに応じてエクセス・スプレッドのレベルを分割し、該当するセグメントを判定して次の表に記載した掛け目に対応させなくてはならない。

非コントロール型の早期償還条項付取引

	コミットされていない場合	コミットされている場合
リテール与信枠	<p>3ヶ月平均エクセス・スプレッド 掛け目 (CCF)</p> <p>トラッピング・ポイントの 133.33%以上 CCF 0%</p> <p>トラッピング・ポイントの 133.33%未満 100%以上 CCF 5%</p> <p>トラッピング・ポイントの 100%未満 75% 以上 CCF 15%</p> <p>トラッピング・ポイントの 75%未満 50% 以上 CCF 50%</p> <p>トラッピング・ポイントの 50%未満 CCF 100%</p>	100% CCF
非リテール与信枠	100% CCF	100% CCF

その他のエクスポージャー

605. 非コントロール型の早期償還条項付取引のうち、その他すべてのリボルビング資産（つまり、コミットメントベースのエクスポージャー、および全ての非リテール・エクスポージャー）の証券化エクスポージャーは、そのオフ・バランスシート・エクスポージャーに対して100%の掛け目が適用される。

4. 証券化エクスポージャーに関する内部格付手法

(i) 範囲

606. 証券化された原資産エクスポージャー（例、事業法人またはリテール向けポートフォリオ）に内部格付手法の利用の承認を受けた銀行は、証券化エクスポージャーに内部格付手法を用いなくてはならない。反対に、監督当局から原資産エクスポージャーに関する内部格付手法の利用を承認されていない銀行は、証券化について内部格付手法を用いることができない。

607. 銀行が原資産プールのエクスポージャーの一部に内部格付手法を利用し、その他のエクスポージャーに対して標準的手法を利用している場合、一般的に当該プールのエクスポージャーに占める割合の大きい方の手法を利用する。銀行は当該各国の監督当局と、証券化エクスポージャーにどの手法を適用すべきかについて協議すべきである。適切な資本のレベルを確保するために、この一般ルール以外の取扱いを監督当局が要求する事例もあり得る。

608. 当該原資産のタイプに特定の内部格付手法が定められていない場合、内部格付手法の利用の承認を受けたオリジネーターである銀行は、証券化エクスポージャーの所要自己資本を証券化の枠組における標準的手法で計算しなくてはならない。また内部格付手法の利用を承認された投資家である銀行は格付準拠方式（RBA）を利用しなくてはならない。

(ii) 手法のヒエラルキー構造

609. 格付が付されている、あるいはパラグラフ 617 に記載した格付の推定が可能である場合には、格付準拠方式（RBA）を使用しなければならない。外部格付あるいは推定格付（inferred rating）が利用できない場合は、当局設定関数方式（SFA）または、内部評価手法（IAA）のいずれかを使用しなければならない。内部評価手法は、銀行（第三者である銀行を含む）が ABCP プログラムに対して持つエクスポージャー（例：流動性補完、信用補完）に関してのみ利用できる。それらのエクスポージャーは、パラグラフ 619 および 620 の要件を満たさなければならない。これらの手法が利用できない流動性補完に対しては、銀行はパラグラフ 639 に定める取扱いを利用することができる。適格なサービサーによる資金貸付の例外的な取扱いはパラグラフ 641 に定める。以上の手法のいずれも利用することができない証券化エクスポージャーは、自己資本から控除しなくてはならない。

(iii) 所要自己資本の最大限度

610. 証券化に関して内部格付手法を利用する銀行については、保有する証券化エクスポージャーに対する最大所要自己資本は、原資産エクスポージャーが証券化されなかった場合に算定されるであろう内部格付手法による所要自己資本に等しい。またセクション III.G を含む内部格付手法の枠組の該当するセクションに従って取り扱われる。これに

加えて銀行は、パラグラフ 561～563 に従って証券化取引から生じる売却時実現益(gain on sale)および信用補完機能を持つ I/O の全額を自己資本控除しなくてはならない。

(iv) 格付準拠方式 (RBA 方式)

611. RBA 方式では、リスク・アセットは、下図に示すように、エクスポージャーの額に適用されるリスク・ウェイトを乗じて測定する。

612. リスク・ウェイトは、(i)外部格付か利用可能な推定格付か、(ii)信用格付(外部格付または推定格付)が長期格付か短期格付か、(iii)原プールの分散の程度、および(iv)ポジションの優先順位に依存する。

613. RBA 方式では、原資産となる証券化プールの中にある資産の全額に対する第一順位の担保権によって有効な保証がなされている証券化エクスポージャーは、シニアのトランシェとして取り扱う。通常これには証券化取引の最優先ポジションのみが含まれる。なお、技術上の観点からは、他の請求権がウォーターフォールの上位に位置していることが有り得る(例:スワップの請求権)が、それらのポジションは「シニア・トランシェ」のコラム(訳注:表中の縦列)に該当するポジションであるかを判定する対象からは除外することができる。

(事例)

- (a) 典型的なシンセティック型証券化では、下位のトランシェから格付を推計する際の全ての条件が満たされた場合には、「スーパーシニア」トランシェがただのシニア・トランシェとして扱われることがありうる。
- (b) 伝統的証券化で、ファースト・ロス部分の上位にある全てのトランシェに格付がある場合、最も高い格付が付されたポジションがシニア・トランシェとして扱われる。しかしながら、同じ格付が付されたトランシェが複数存在する場合には、ウォーターフォールで最優先とされているものだけがシニア・ポジションとして扱われる。
- (c) 通常、ABCP プログラムに対する流動性補完は、プログラム中の最優先ポジションとはならない。流動性補完を受けるコマーシャルペーパーが、通常最優先ポジションになる。しかしながら、流動性補完がコマーシャルペーパーの残高の全額をカバーするサイズである場合、売掛債権からなる原資産プールに対してセラーが提供する超過担保/留保金の金額を超える全ての損失をカバーしているものと見なすことができるため、当該流動性補完は最優先のポジションとすることができる。その結果、それらのポジションに対しては、RBA 方式の一番左側のコラムのリスク・ウェイトを用いることができる。他方、経済実態上、流動性あるいは信用補完が原資産プールのシニア・ポジションではなくメザニン・ポジションを構成している場合には、「基本リスク・ウェイト」のコラムが適用される。

614. 外部評価が長期信用格付を表す場合、および長期格付をベースとする推定格付が得られる場合に、次の最初の表に示すリスク・ウェイトを適用する。

615. 原エクスポージャーの実効的な個数(N)(パラグラフ 633 で定義)が6以上で、ポジションが先に定義したシニアに該当する場合、銀行はシニア・ポジションに対するリスク・ウェイトを適用できる。Nが6未満である場合、次の最初の表のコラム4にある

リスク・ウェイトが適用される。それ以外の場合、最初の表のコラム 3 のリスク・ウェイトが適用される。

外部評価が長期信用格付および/または長期的評価から導出した推定格付を表す場合の
RBA リスク・ウェイト

外部格付 (例示) (コラム 1)	シニア・ポジション と適格な IAA のシニア・エクスポージャー (コラム 2)	基本 リスク・ウェイト (コラム 3)	グラニューラリティ が低い (粗い) プール によってカバー されたトランシェ のリスク・ウェイト (コラム 4)
AAA	7%	12%	20%
AA	8%	15%	25%
A+	10%	18%	35%
A	12%	20%	
A-	20%	35%	
BBB+	35%	50%	
BBB	60%	75%	
BBB-	100%		
BB+	250%		
BB	425%		
BB-	650%		
BB-未満、無格付	自己資本控除		

616. 外部評価が短期的格付を表し、また短期格付に基づく推定格付が得られる場合には、次の表にあるリスク・ウェイトを適用する。パラグラフ 615 に記載する判断ルールは、短期信用格付にも適用する。

外部評価が短期格付および/または短期的評価に基づく推定格付を表す場合の

RBA リスク・ウェイト

外部格付 (例示) (コラム 1)	シニア・ポジション と適格な IAA のシニア・エクスポージャー (コラム 2)	基本リスク ・ウェイト (コラム 3)	グラニューラリティ が低い (粗い) プール によってカバー されたトランシェ のリスク・ウェイト (コラム 4)
A-1/P-1	7%	12%	20%
A-2/P-2	12%	20%	35%
A-3/P-3	60%	75%	75%
他のすべての格付、 無格付	自己資本控除	自己資本控除	自己資本控除

推定格付の利用

617. 銀行は次の運用上の最低要件が満たされた場合、推定格付を無格付のポジションに付さなければならない。これらの要件は、無格付ポジションが全ての面で、「参照証券化エクスポージャー」(reference securitisation exposure) という名称を付した外部格付のある証券化エクスポージャーよりも優先順位が高いことを確実にすることを意図している。

推定格付の運用上の要件

618. 推定格付を認識するためには、次に記載する運用上の要件を満たさなくてはならない。

- (a) 参照証券化エクスポージャー(例、ABS)は、全ての面で当該無格付証券化エクスポージャーよりも劣後しなくてはならない。信用補完がある場合には、無格付エクスポージャーと参照証券化エクスポージャーの相対的劣後関係を評価する際に考慮しなくてはならない。例えば参照証券化エクスポージャーが、無格付エクスポージャーには利用できないような第三者による保証またはその他の信用補完を受けるのであれば、後者は参照証券化エクスポージャーに基づく推定格付を受けることができない。
- (b) 参照証券化エクスポージャーのマチュリティは、当該無格付エクスポージャーのマチュリティと同じまたはそれより長くなければならない。
- (c) 推定格付は、参照証券化エクスポージャーに対する外部格付の変化を反映するように継続的に更新されなければならない。
- (d) 参照証券化エクスポージャーの外部格付は、パラグラフ 565 に記載したような外部格付の承認のための一般的要件を満たさなくてはならない。

(v) 内部評価手法(IAA方式)

619. 銀行の内部評価のプロセスが以下に定める運用上の要件を満たしている場合、銀行は ABCP プログラムに対して持つ証券化エクスポージャーの信用力(すなわち流動性補完と信用補完)の内部評価を利用することができる。ABCP プログラムに提供されたエクスポージャーに対する内部評価は、適格 ECAI の相当する外部格付とマッピングされなければならない。これらの格付に相当する評価は、格付準拠方式(RBA)においてエクスポージャーの想定金額へ適用する適当なリスク・ウェイトを判定するために利用する。

620. ABCP プログラムに対する流動性補完、信用補完およびその他のエクスポージャーから生じる内部格付手法による所要自己資本算定のため内部評価を使用するためには、以下の運用上の要件を内部評価プロセスが満たさなければならない。

- (a) 無格付エクスポージャーが内部評価手法について適格となるためには、当該 ABCP が外部格付を付与されていなければならない。ABCP 自体は、格付準拠方式の対象である。
- (b) ABCP に対する証券化エクスポージャーの信用力の内部評価は、購入した資産のタイプに応じた ECAI による基準によるものでなければならない。また、当該エクスポージャーに最初に付与される格付は、投資適格相当以上でなければな

らない。加えて内部評価は、マネジメント・インフォメーションとエコノミック・キャピタル・システムを含む銀行の内部リスク管理プロセスにも利用されなければならない。一般的に、内部格付手法の枠組に関係する全ての要件を満たさなければならない。

- (c) 銀行が内部評価手法を使用するためには、監督当局は、(i)当該適格外部信用評価機関がパラグラフ 90~108 に記載した適格外部信用評価機関の適格性要件を満たすこと、(ii)そのプロセスに用いられている ECAI の格付方法、の 2 点について満足していなければならない。さらに銀行は、監督当局が満足する程度にまで、自身の内部判定が、該当する適格 ECAI の基準に対応していることを実証する責任がある。

例えば、内部評価手法における信用補完レベルを計算する際、監督当局は必要があればセラーが提供した買戻し保証 (recourse guarantees) やエクセス・スプレッド、もしくは限定的な保証しか銀行に提供しないその他のファースト・ロスの信用補完の全てあるいは一部を否認することができる。

- (d) 銀行の内部評価プロセスは、リスクの段階的変化 (gradations) を特定しなければならない。監督当局が ECAI の各外部格付カテゴリーと内部評価とを対応させることができるように、内部評価手法は、ECAI の外部格付と内部評価とを対応させておかねばならない。
- (e) 銀行の内部評価プロセス、特に信用補完の必要性を判定するためのストレス・ファクターは、ABCP プログラムが購入した資産のタイプに応じて、ABCP プログラムの発行する CP に対して外部格付を行っている有力な ECAI の公開された格付条件と同程度に保守的である必要がある。しかしながら銀行は、自身の内部評価手法の開発において、全ての公に利用可能な ECAI の格付手法を、ある程度勘案すべきである。
- (i) ABCP プログラムが発行したコマーシャルペーパーが 2 つ以上の ECAI によって外部格付を付されており、(ii) 複数の ECAI 間で同等の外部格付を得るための信用補完レベルに対するベンチマークのストレス・ファクターが異なる場合、銀行は最も保守的か最も高い信用補完のレベルを要する ECAI のストレス・ファクターを用いなければならない。例えば、ある資産クラスがシングル A 相当の格付を得るために、ある ECAI が損失実績の 2.5~3.5 倍の損失に対する補完を要求するのに対して、他の ECAI が損失実績の 2~3 倍を要求する場合、銀行は、セラーが提供した信用補完に適用されるレベルを判定するため、高い方のストレス・ファクターを使用しなければならない。
 - ABCP プログラムの外部格付取得のため ECAI を選定する際、銀行は全般的に厳格性が相対的に低い格付の判定方式をとる ECAI のみを選定してはならない。さらに、選定した ECAI のひとつが当該プログラムの外部格付に悪影響を与える、ストレス・ファクターをも含んだ判定方法を変更した場合、ABCP プログラムのエクスポージャーに対する内部評価の改定の必要性を評価するに際しては、改定された格付の判定方法を考慮しなければならない。
 - ECAI の格付方法のプロセスあるいは格付の条件が非公開で利用できない場合、銀行は内部格付を判定するための ECAI の格付手法を利用できない。しかし、銀行は内部評価手法の構築にあたって、公開情報以外による方法を、特にそれが、

公開され利用可能な条件よりも保守的な場合には、入手できた範囲で考慮すべきである。

- 一般的に、資産あるいはエクスポージャーに関する ECAI の格付判定方式が公開されておらず利用できない場合、内部評価手法は利用できない。しかしながら、例えば当該プログラムの CP を格付している ECAI の格付基準が現在のところ対応していない全く新しい、あるいはユニークな構造を持つ取引の場合といったいくつかの事例においては、銀行は、その特定の取引に係るエクスポージャーに対して内部評価手法を適用できるか否かを判定するために監督当局と相談することができる。
- (f) 内部、外部の監査人、ECAI もしくは銀行内部の審査部門またはリスク管理部門は、内部評価プロセスを定期的にレビューするとともに、当該内部評価の妥当性を判定しなければならない。銀行の内部監査部門、審査部門もしくはリスク管理部門が内部評価プロセスのレビューを行う場合、それらの部門は ABCP プログラムのビジネスラインおよびそのベースにある顧客リレーションシップから独立していなければならない。
- (g) 銀行は、内部評価のパフォーマンスを評価し、エクスポージャーのパフォーマンスがエクスポージャーに付与した内部評価から恒常的に乖離している場合に必要に応じて修正を行うため、内部格付のパフォーマンスを時間の経過とともに追跡しなければならない。
- (h) ABCP プログラムには与信および投資のガイドライン、つまり ABCP プログラムに対する引受基準 (underwriting standards) を設定しなければならない。資産の購入を考慮して、ABCP プログラム (つまりプログラムの管理者) は購入取引のストラクチャーのアウトラインを設定すべきである。そこで論じられる必要のあるファクターには、購入しようとする資産のタイプ、流動性補完と信用補完の提供から生じるエクスポージャーの種類と価額、損失のウォーターフォール (配分) および資産を売却するエンティティからの、移転された資産の法的、経済的隔離が含まれていなければならない。
- (i) 資産のセラーのリスク特性について信用力分析を実施しなければならない。また、その分析では、例えば過去および予測される将来の財務上のパフォーマンス、現在のマーケット・ポジション、予測される将来の競争力、レバレッジ、キャッシュ・フロー、および金利のカバレッジおよび債務格付を考慮すべきである。さらにセラーの引受基準、サービス能力および回収のプロセスのレビューを行うべきである。
- (j) ABCP プログラムの引受ポリシーには、資産の適格性の最低要件を定めなければならない。特に、以下の条件が列挙される。
 - 返済期限を大幅に超過している、あるいはデフォルトしている資産の購入は対象から除外すること。
 - 個別の債務者あるいは地域への過度の集中を制限すること。
 - 購入する資産のテナー (満期、残余期間) に関する制限を設定すること。

- (k) ABCP プログラムには、サービサーの事務処理能力と信用力を考慮した回収の手順を定めるべきである。プログラムは、様々な方法によりセラー/サービサーのリスクを可能な範囲で削減すべきである。例としては次が挙げられる：現時点での信用力に基づいたトリガーを設け、（訳注：事前に）ファンドの混合（co-mingling）を排除し ABCP プログラムに対する支払の継続を確保することを支援するためのロックボックス・アレンジメント(lockbox arrangement)の設定を可能にすること。
- (l) ABCP プログラムが購入を検討している資産プールの推定損失の合計額は、信用リスク およびダイリューション・リスク等の全ての潜在的なリスクを考慮したものでなくてはならない。セラーが提供した信用補完が、信用リスク関係の損失のみに基づいた規模である場合に、特定のエクスポージャーのプールについてダイリューション・リスクが重要である場合には、これとは別にダイリューション・リスクのための準備金を設定すべきである。さらに必要な補完のレベルの計測において、当該プログラムは、損失、延滞、ダイリューションおよび売掛債権の回転率（turnover rate）を含む何年間かの履歴をレビューすべきである。加えて、ABCP プログラムは原資産プールの特性、例えば加重平均したクレジット・スコアを評価するとともに、個別の債務者または地域への集中および資産プールの分散の程度を特定すべきである。
- (m) ABCP プログラムは、原資産ポートフォリオの潜在的な信用力低下を減少させるために、資産の取得に関して構造的な機能を組み込まなければならない。このような機能には、特定のエクスポージャーのプールに関するウィンド・ダウン・トリガー(wind down triggers)が含まれる。

621. ABCP プログラムに対する証券化エクスポージャーの想定元本に対して、RBA 方式で銀行のエクスポージャーに対して与えられる信用格付に対応する適切なリスク・ウェイトが与えられなければならない。

622. 銀行の内部評価のプロセスが不十分であると考えられる場合には、監督当局は、問題点を解消できるまでの間、既存および新規にオリジネートしたものの双方に対して適用される所要自己資本の取扱いについて、ABCP のエクスポージャーに対する内部評価手法の適用から当該銀行を排除することができる。この場合、銀行は SF 方式に戻るか、それが不可能な場合、パラグラフ 639 に記述した方法に戻らなければならない。

(vi) 当局設定関数による方式 (SF 方式)

623. 内部格付手法における場合と同じように、SF方式を利用して算出されるリスク・アセットは、自己資本の賦課額に 12.5 を乗じて計算する。SF方式では、証券化トランシェの自己資本の賦課額は、銀行が用意する 5 種類の変数に依存する。すなわち、原エクスポージャーが証券化されなかった場合の内部格付手法による自己資本の賦課 (K_{IRB})、トランシェの信用補完レベル (L) および厚さ (T)、プールのエクスポージャーの実効的な個数 (N)、プールのエクスポージャーで加重した平均デフォルト時損失率 (LGD) である。インプット変数である K_{IRB} 、L、T および N は次のように定義する。自己資本の賦課額は、次のように計算する。

- (1) 内部格付手法によるトランシェの自己資本の賦課額 = 証券化されたエクスポージャーの額 $\times \text{Max} ((a) 0.0056 * T, \text{または} (b) S[L+T] - S[L])$

ここで関数 $S[.]$ （「当局設定関数」という。）は、次のパラグラフで定義する。銀行がトランシェに比例按分的な持分のみをもっている場合には、当該ポジションに対する自己資本の賦課額は、トランシェ全体に対する自己資本の賦課額のプロラタ割合に等しい。

624. 当局設定関数は、次のように表現される。

(2)

$$S[L] = \left\{ \begin{array}{ll} L & L \leq K_{IRB} \text{ の時} \\ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + (d \cdot K_{IRB} / \omega)(1 - e^{\omega(K_{IRB} - L) / K_{IRB}}) & K_{IRB} < L \text{ の時} \end{array} \right\}$$

ここで

$$\begin{aligned} h &= (1 - K_{IRB} / LGD)^N \\ c &= K_{IRB} / (1 - h) \\ v &= \frac{(LGD - K_{IRB}) K_{IRB} + 0.25 (1 - LGD) K_{IRB}}{N} \\ f &= \left(\frac{v + K_{IRB}^2}{1 - h} - c^2 \right) + \frac{(1 - K_{IRB}) K_{IRB} - v}{(1 - h) \tau} \\ g &= \frac{(1 - c)c}{f} - 1 \\ a &= g \cdot c \\ b &= g \cdot (1 - c) \\ d &= 1 - (1 - h) \cdot (1 - \text{Beta}[K_{IRB}; a, b]) \\ K[L] &= (1 - h) \cdot ((1 - \text{Beta}[L; a, b]) L + \text{Beta}[L; a + 1, b] c). \end{aligned}$$

625. ここでは、 $\text{Beta}[L; a, b]$ は、 L で評価したパラメーター a および b をもつ累積ベータ分布を指す。⁹⁶

626. 上記の式で、当局が定めるパラメーターは、次のとおりである。

$$\tau = 1000, \quad \omega = 20$$

K_{IRB} の定義

627. K_{IRB} とは、(a)原資産プールにある原資産エクスポージャーのEL部分を含む内部格付手法による所要自己資本が、(b)原資産プールにあるエクスポージャーの金額（例：証券化エクスポージャーに関する引出し金額の合計プラス証券化エクスポージャーに関するコミットメントの未引出額に係るEAD）に占める割合である。上記(a)の金額は、プールにあるエクスポージャーを銀行が直接保有している場合と同様に、適用を受ける

⁹⁶ 累積ベータ分布関数は、例えば、エクセルでは、BETADIST関数で利用できる。

内部格付手法の最低要件（この文書のセクションⅢに定められている）に従って計算しなければならない。この計算には、原資産エクスポージャーに与えられ（個々のエクスポージャーおよびプール全体の双方）、それゆえに全ての証券化エクスポージャーを対象とする信用リスク削減手法の効果を反映させるべきである。 K_{IRB} は小数形式で表示される（例：原資産プールの15%に等しい所要自己資本額は、0.15と表示される）。SPEが関与するストラクチャーに対しては、証券化に関するSPEの全資産は、SPEが保有している準備金勘定（例えば、現金担保勘定）なども含めて、プールにあるエクスポージャーとして扱われる。

628. SF方式によるリスク・ウェイトが1,250%である場合、銀行はパラグラフ561～563に従って、当該リスク・ウェイトに対応する証券化エクスポージャーを控除しなくてはならない。

629. 銀行が原資産プールのエクスポージャーに対し個別引当金を積んでいる場合または購入債権のディスカウント部分が返金不要のタイプである場合、上記(a)および上記(b)で定義される金額は個別引当金または返金不要の購入債権のディスカウント部分を勘案しないエクスポージャーのグロスの金額を用いて計算しなくてはならない。この場合、デフォルト資産の返金不要の購入債権のディスカウント部分と個別引当金の金額は、証券化エクスポージャーに関する各種の自己資本控除の金額の軽減に利用することができる。

信用補完レベル (L)

630. L は、(a)対象となるトランシェに劣後するすべての証券化エクスポージャー全額が、(b)プールにあるエクスポージャー額、に占める比率として（小数形式で）測定される。銀行は単一のトランシェのみを対象とする第三者保証のようなトランシェ固有の信用補完の効果を考慮する前に L を測定することを求められる。証券化取引に関する「売却時実現益」(gain on sale)および/または信用補完機能を持つI/Oは L の計測に全く含まれない。対象となるトランシェより劣後する金利スワップまたは通貨スワップのサイズは、信用補完レベルの計算上、時価（ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを除いて）で測定することができる。これらの商品の時価を測定できない場合には、これらは L の計算においては無視すべきである。

631. 対象となるトランシェよりも劣後する原資産エクスポージャーからの累積キャッシュ・フローで積み立てた準備金勘定がある場合には、それは L の計算に含めることができる。原資産エクスポージャーから将来のキャッシュ・フローを受取ることによって資金の積み立てを行う予定となっている準備金勘定(unfunded reserve accounts)はこれに含まれない。

エクスポージャーの厚さ (T)

632. T は、(a)持分であるトランシェの名目額の、(b)プールにあるエクスポージャーの名目額に対する比率として計算される。金利スワップまたは通貨スワップから発生するエクスポージャーの場合には、銀行はポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーを組み込まなくてはならない。これらの金利スワップまたは通貨スワップの時価が非負であるならば、エクスポージャーの大きさは、付属文書4のセクションVIIで規定されているように、「時価」プラス「アドオン」で測定すべきである。時価が負であるならば、エクスポージャーはポテンシャル・フューチャー・エクスポージャーだけを用いて測定されるべきである。

エクスポージャーの実効的な個数 (N)

633. エクスポージャーの実効的な個数は、次のように計算する。

$$(3) \quad N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

ここでは EAD_i は、プールにある第 i 番目の原資産のEADを表す。同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、合算しなければならない（1つの原資産として扱うこと）。再証券化（resecuritisation）（証券化エクスポージャーの証券化）の場合には、この関数はプールの中の証券化エクスポージャーの数に適用し、オリジナルのプールの原資産エクスポージャーの数には適用しない。当該ポートフォリオに対して最も大きいエクスポージャーの比率 C_1 が解る場合には、銀行は N を $1/C_1$ として計算することができる。

エクスポージャー加重平均LGD

634. エクスポージャーで加重平均されたLGDは、次のように計算する。

$$(4) \quad LGD = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

ここでは LGD_i は、第 i 番目の債務者に対する全エクスポージャーの平均LGDを表す。再証券化の場合、原資産となる証券化エクスポージャーに対して100%のLGDを適用しなければならない。証券化取引において購入売掛債権に対するデフォルト・リスクあるいはダイリューション・リスクが、合算ベース（例：単一の準備金もしくは超過担保が、いずれのリスクからの損失であってもカバーできること）で扱われている場合、LGDの値はデフォルト・リスクに対する加重平均LGDとダイリューション・リスクに対する100%のLGDで構成されなければならない。このウェイトは、デフォルト・リスクおよびダイリューション・リスク各々に対する個別の内部格付手法による資本賦課である。

N およびLGDを計算するための簡便法

635. リテール向けエクスポージャーを含む証券化については、当局の検証を条件として、 $h=0$ 、 $v=0$ とした、簡便化されたSF方式を利用してもよい。

636. 下記の条件を満たす場合には、銀行はエクスポージャーの実効的な個数およびエクスポージャー加重の平均値LGDを計算するために、簡便法を用いてもよい。簡便的な計算においては、最大の m 個のエクスポージャーに対応するプールの比率を C_m で表す（例えば、15%の比率は0.15の値に対応する）。 m のレベルは銀行毎に定める。

- 最大のエクスポージャーの対ポートフォリオ比率 C_1 が、0.03以下であれば（原プールの3%）、SF方式では銀行は $LGD=0.50$ とし、 N は次の値としてよい。

$$(5) \quad N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

- または、 C_1 のみが利用できてこれが 0.03 以下であれば、銀行は $LGD=0.50$ 、 $N=1/C_1$ と設定してもよい。

(vii) 流動性補完

637. 流動性補完は、パラグラフ 638~641 で別に定める場合を除いて、その他の証券化エクスポージャーと同様に扱い、掛け目は 100%とする。流動性補完に外部格付が付されている場合には、RBA 方式での外部格付によることができる。流動性補完に格付がない場合で、推定格付が利用できない場合、銀行は内部評価手法 (IAA) が利用できる場合を除いて当局設定関数 (SF) 方式を利用しなくてはならない。

638. パラグラフ 580 に定義した全般的な市場破綻時にのみ引き出しができる適格流動性補完は、SF 方式では 20%の掛け目を付与する。すなわち、内部格付手法を利用する銀行は、流動性補完に対して SF 方式による計算結果の 20%を所要自己資本として認識する。適格流動性補完に外部格付がある場合には、銀行は RBA 方式による外部格付に依存してもよい。ただし、銀行が流動性補完に 20%の掛け目ではなくて 100%の掛け目を付すときに限る。

639. K_{IRB} の計算上、「ボトムアップ」アプローチも「トップダウン」アプローチも実用的でない場合には、銀行は例外的に当局の同意を得て一時的に次の方法を採用することが認められる。流動性補完がパラグラフ 578 又は 580 の定義を満たす場合には、その流動性補完に対して、それがカバーする個々の原資産エクスポージャーに対して標準的手法の下で課されるリスク・ウェイトの中で最も高いものが適用される。流動性補完がパラグラフ 578 の定義を満たす場合には、掛け目は、当初マチュリティが 1 年以下の流動性補完について 50%とし、1 年超の流動性補完について 100%としなくてはならない。流動性補完がパラグラフ 580 の定義を満たす場合には、掛け目は 20%とする。その他のあらゆるケースでは、流動性補完の名目額を自己資本控除しなくてはならない。

(viii) 重複したエクスポージャーの取扱い

640. 重複したエクスポージャーはパラグラフ 581 の記述どおりに取扱う。

(ix) 適格サービサーによるキャッシュ・アドバンス・ファシリティ

641. 適格なサービサーによる資金貸付はパラグラフ 582 の記述どおりに取扱う。

(x) 証券化エクスポージャーにおける信用リスク削減手法の取扱い

642. RBA 方式と同様、SF 方式を適用するにあたり、銀行はセクション III の基礎的内部格付手法に記載した CRM(信用リスク削減手法)を適用することを求められる。信用リスク削減手段がファースト・ロスあるいはロスを比例的にカバーする時には、銀行は資本賦課を比例的に削減してもよい。その他のケースではすべて、銀行は、信用リスク削減手法が証券化エクスポージャーの最優先部分をカバーする (すなわち、証券化エクスポージャーの最劣後部分をカバーしない) ことを前提としなくてはならない。SF 方式において担保および保証を認識する例を、付属文書 7 に掲げる。

(xi) 早期償還条項の最低所要自己資本

643. 投資家の持分に対して所要自己資本を保有しなくてはならないかどうかを判断するにあたっては、オリジネーターとなる銀行は、パラグラフ 590~605 に記載する手法および取扱を用いなくてはならない。証券化について内部格付手法を利用する銀行では、

投資家の持分は、証券化エクスポージャーに關係する投資家の引出残高と証券化エクスポージャーに關係する投資家の与信枠の未引出部分に対するEADと定義される。EADの算定にあたっては、証券化エクスポージャーの未引出部分は、証券化された引出済み部分のセラーと投資家の持分比率に基づいて、比例配分方式によりセラーと投資家の間で配分される。内部格付手法上、投資家の持分に対する所要自己資本の賦課額は、(a) 投資家の持分、(b)適切な掛け目 (CCF)、(c) K_{IRB} の積として測定される。

V. オペレーショナル・リスク

A. オペレーショナル・リスクの定義

644. オペレーショナル・リスクは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外的事象が生起することから生じる損失に係るリスクと定義される。この定義は法的リスク⁹⁷を含むが、戦略リスクと風評リスクは含まれない。

B. 計測手法

645. 以下のフレームワークでは、段階的に洗練度とリスク感応度が増していく3つのオペレーショナル・リスクに対する資本賦課の計算方法、(i)基礎的指標手法、(ii)標準的手法、(iii)先進的計測手法(AMA)が示される。

646. 銀行は、より先進的なオペレーショナル・リスク計測の手法と実務を発展させるにつれて、これらの利用可能な手法のスペクトラムに沿ってより高度なものを用いるように進んでいくことが奨励される。標準的手法およびAMAの適格性基準を以下に示す。

647. 国際的に活動している銀行およびオペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーの大きい銀行(例えば、特定の処理業務に特化した銀行(specialized processing banks))は、基礎的指標手法より洗練された、その銀行のリスク・プロファイルにふさわしい手法を用いることが期待される。⁹⁸ 銀行は、一定の最低条件を満たせば、一部のオペレーションに基礎的指標手法あるいは標準的手法を適用し、その他の部分についてはAMAを適用することを認められる(パラグラフ 680 から 683 までを参照)。

648. 銀行は、より先進的な手法を認められた後では、監督当局の許可がない限り、より簡便な手法に戻ることは認められない。しかしながら、より先進的な手法を使用している銀行がこの手法のための適格性基準をほぼ満たしていないと監督当局が判断した場合には、より先進的な手法に戻るために監督当局が定めた条件を満たすまでの間、監督当局は、オペレーションの一部または全部について、より簡便な手法に戻るよう銀行に求めてもよい。

⁹⁷ 法的リスクには、監督上の措置および和解(private settlements)から生ずる罰金、違約金、懲罰的損害賠償金等へのエクスポージャーがあるがそれだけに限定されない。

⁹⁸ 監督当局は、銀行がオペレーショナル・リスク関連の手法(基礎的指標手法、標準的手法またはAMAを問わず)を用いて算出する所要自己資本を、特に当該銀行と同種の銀行との関係における一般的な信頼性の観点から、検証する。信頼性が欠如している場合、第二の柱に基づく適切な監督上の措置を講じる。

1. 基礎的指標手法

649. 基礎的指標手法を使用している銀行は、オペレーショナル・リスクに対して、過去3年間のプラスの年間粗利益に一定割合（ α と表示）を乗じたものの平均値に等しい自己資本を保有しなければならない。年間粗利益がマイナスまたはゼロであった年の数字は、平均値を計算する際の分子および分母の両方から除外すべきである。⁹⁹ 所要自己資本額は次のように表すことができる。

$$K_{BIA} = \left[\sum (GI_{1...n} \times \alpha) \right] / n$$

ここで、

K_{BIA} = 基礎的指標手法における所要自己資本

GI = 過去3年間の年間粗利益（プラスの場合）

N^* = 過去3年間のうち、粗利益がプラスであった年の数
（*訳注：nと思われる）

α = 15%、これは当委員会が設定した数値であり、所要自己資本の業界全体水準を、当該指標の業界全体水準に関係づけるものである。

650. 粗利益は、ネット金利収入とネット非金利収入の合計と定義される。¹⁰⁰ 当該計測値は、(i)すべての引当金（例えば、未収利息のためのもの）控除前のもので、(ii)アウトソース先に支払われた手数料を含む経常経費を差し引く前のグロスのベースであり；¹⁰¹ (iii)バンキング勘定における有価証券の売却から生じる実現損益を除き、¹⁰² (iv)特別なまたは例外的な項目 (extraordinary or irregular items) および保険収入を除いたものとすべきであることを意図している。

651. 本枠組では、基礎的指標手法については、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本算定の導入段階 (a point of entry) であるとして、その利用のための要件は特に設定しない。しかしながら、この手法を使用する銀行は、当委員会が2003年2月に公表したガイダンス「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」を遵守することが推奨される。

⁹⁹ マイナスの粗利益が第一の柱における所要自己資本を歪めることとなる場合には、監督当局は、第二の柱における適切な監督上の措置を講じるだろう。

¹⁰⁰ 国内の監督当局および／あるいは国内の会計基準で定められたとおりとする。

¹⁰¹ アウトソースに出されたサービスに対して支払われる手数料とは対照的に、銀行がアウトソースを受けて提供したサービスに関して受け取っている手数料は粗利益の定義に含まれることとする。

¹⁰² (例えば、ある会計基準における) 典型的にはバンキング勘定の項目である「満期保有」および「売却可能」に分類される有価証券の実現損益も、粗利益の定義から除かれる。

2. 標準的手法^{103 104}

652. 標準的手法においては、銀行の活動は8つのビジネスライン、すなわちコーポレート・ファイナンス、トレーディングとセールス、リテール・バンキング、コマーシャル・バンキング、支払と決済、エージェンシー・サービス、資産管理、リテール・ブローカレッジに分解される。ビジネスラインは付属文書8で詳細に定義されている。

653. 各ビジネスライン内では粗利益が、そのビジネスラインにおける銀行の業務規模、従ってオペレーショナル・リスク・エクスポージャーの規模の適切な代理変数として用いられる、大まかな指標である。各ビジネスラインにおける所要自己資本額は、粗利益に当該ビジネスライン毎に指定された因数(β と表示)を乗ずることによって算定される。

¹⁰³ 当委員会は、基礎的指標手法と標準的手法の水準調整を見直すためのリスク感応度の高いデータが入手できれば、この両手法の水準調整を再検討する意向である。かかる水準調整の再検討を行う場合、これによって、第一の柱の所要自己資本の中におけるオペレーショナル・リスク部分全体の水準調整に対して多大な影響を与えるものとするつもりはない。

¹⁰⁴ 代替的な標準的手法 (Alternative Standardised Approach)

国内の監督当局は、その裁量において、銀行に対し代替的な標準的手法 (ASA: Alternative Standardised Approach) の利用を認めることができる。ただし、銀行は、例えばこの代替手法によりリスクの二重計上を排除することなどによって、銀行の算定ベースが改善されることにつき監督当局を満足させる必要がある。いったん銀行がASAの利用を認められた場合、監督当局の許可なくしては標準的手法への復帰は認められない。主要な市場における多岐にわたる業務を行う大規模な銀行によるASAの利用は想定されていない。

ASAにおいては、オペレーショナル・リスクの所要自己資本/手法は、リテール・バンキングとコマーシャル・バンキングの2つのビジネスラインを除き、標準的手法と同じである。これらのビジネスラインでは、エクスポージャーの指標として、粗利益に代えて、ローン等(loans and advances)に対して一定のファクター‘m’を乗じた値が使用される。リテール・バンキングおよびコマーシャル・バンキングにおけるベータ値は、標準的手法と同じである。リテール・バンキングにおけるASAでのオペレーショナル・リスクの所要自己資本(コマーシャル・バンキングでも同様の算式)は、以下のように表すことができる。

$$K_{RB} = \beta_{RB} \times m \times LA_{RB}$$

ここで

K_{RB} は、リテール・バンキング・ビジネスラインの所要自己資本

β_{RB} は、リテール・バンキング・ビジネスラインのベータ値

LA_{RB} は、リテールのローン等の総残高(リスク・ウェイト適用前および引当金控除前のグロスベース) ; 過去3年間の平均値ベース

m は 0.035

ASAにおいて、リテール・バンキング・ビジネスラインにおけるローン等の合計は、リテール、リテールとして扱われるSME、購入リテール売掛債権の信用ポートフォリオにおける引出額合計である。コマーシャル・バンキングでは、ローン等の合計は、事業法人、ソブリン、銀行、スペシャライズド・レンディング、事業法人として扱われるSME、事業法人向けの購入売掛債権の信用ポートフォリオにおける引出額合計である。バンキング勘定で保有している有価証券も簿価ベースで含めるべきである。

ASAでは、銀行は、(そうしたい場合)リテール・バンキングとコマーシャル・バンキングを合計して15%の β を適用してもよい。同様に、粗利益をその他の6つのビジネスラインに分類することができない銀行は、それら6つのビジネスラインの粗利益を合計して18%の β を適用することができる。その場合、マイナスの粗利益(negative gross income)は、パラグラフ654で述べられたように取り扱われる。

標準的手法と同様、ASAの所要自己資本合計は、8つのビジネスライン各々における規制上の所要自己資本の単純な合計によって算出される。

β は、各ビジネスラインに関するオペレーショナル・リスク損失の経験と、当該ビジネスラインに関する粗利益の全体的な水準の間の、業界全体の関係を表す代理変数の役割を果たす。標準的手法において粗利益は、あくまでも各ビジネスラインについて測定されるものであり、当該金融機関全体に関するものではないことに注意すべきである。すなわち、コーポレート・ファイナンスにおいて、この指標は、コーポレート・ファイナンス・ビジネスラインで創出された粗利益である。

654. 所要自己資本の総額を計算するには、各年の各ビジネスラインにおける規制上の所要自己資本額を単純に合計し、3年間の平均を算出する。対象となる各年において、あるビジネスラインのマイナスの所要自己資本額（粗利益がマイナスであったことによる）は、他のビジネスラインのプラスの所要自己資本額と無制限に相殺することができる¹⁰⁵。もっとも、ある年にすべてのビジネスラインの所要自己資本額の合計額がマイナスとなった場合、その年の計算式の分子には0を入力する¹⁰⁶。所要自己資本の総額は以下のように表すことができる。

$$K_{TSA} = \left\{ \sum_{year1-3} \max \left[\sum (GI_{1-8} \times \beta_{1-8}), 0 \right] \right\} / 3$$

ここで、

K_{TSA} = 標準的手法における所要自己資本

GI_{1-8} = 所与の年における8つのビジネスラインそれぞれの年間粗利益（この粗利益の定義は、基礎的指標手法で定められているものと同様）。

β_{1-8} = 8つのビジネスラインごとに、所要自己資本水準を粗利益水準に関連づけるものとして当委員会が設定した固定パーセンテージ。 β の値は以下のとおり。

ビジネスライン	β
コーポレート・ファイナンス (β_1)	18%
トレーディングとセールス (β_2)	18%
リテール・バンキング (β_3)	12%
コマーシャル・バンキング (β_4)	15%
支払と決済 (β_5)	18%
エージェンシー・サービス (β_6)	15%
資産管理 (β_7)	12%
リテール・ブローカレッジ (β_8)	12%

¹⁰⁵ 各国の裁量により、監督当局は、マイナスの粗利益をさらに保守的に扱うこともできる。

¹⁰⁶ 基礎的指標手法に基づく場合と同様に、マイナスの粗利益によって標準的手法に基づく第一の柱の所要自己資本が歪む場合には、監督当局は、第二の柱に基づく監督上の適切な措置を検討する。

3. 先進的計測手法 (AMA)

655. AMA では、規制上の所要自己資本は、以下で説明する AMA の定量的基準および定性的基準を使用した銀行のオペレーショナル・リスク内部計測システムで計測されたリスクの計測値に等しくなる。AMA の使用には、監督当局の承認を必要とする。

656. 国際的に活動する銀行の子会社が銀行グループ全体にとって重要であるとはみなされないものの、当該子会社自身が第 1 部に従って本枠組の適用を受ける場合、AMA を採用する銀行は、現地の監督当局の承認と母国の監督当局の支持を得たうえで、配分メカニズムを利用して、こうした子会社に対する規制上の所要自己資本を決定することができる。当局の承認は、子会社に対する所要自己資本の配分メカニズムが適切であり、かつ経験的にも支持可能であることを銀行が関連監督当局に対し納得のいくまで証明できるか否かに左右される。各子会社の取締役会と上級管理職は、子会社のオペレーショナル・リスクおよび管理体制を独自に評価し、子会社がこうしたリスクに対して適切な自己資本を確保することについて責任を負う。

657. パラグラフ 669 (d) で述べられた監督当局の承認により、分散のメリットに関する合理的な推計は、グループ全体あるいは銀行子会社レベルで織り込むことができる。しかし、現地の監督当局が、かかる銀行子会社が単体ベースとしての所要自己資本額を算出しなければならないと決定した場合（第 1 部参照）、いかなる銀行子会社もグループ全体の分散のメリットを AMA の計算に織り込むことはできない（例えば、国際的に活動する銀行子会社が重要であるとみなされる場合、当該銀行子会社は自身の事業分散のメリット、すなわち準連結レベルで発生する分散のメリットを織り込むことができるが、親会社の分散のメリットを織り込むことはできない）。

658. 配分手法の適切性は、リスク感応的な配分方法の進展度合い、当該手法が法的主体や銀行グループ全体としてオペレーショナル・リスクのレベルをどの程度反映しているかを考慮して検証される。監督当局は、当初は粗利益やオペレーショナル・リスクのその他の代理変数に基づく手法の採用を承認したとしても、AMA を採用している銀行グループがオペレーショナル・リスク配分手法のリスク感応度を高めるよう引き続き努力することを期待している。

659. AMA を採用する銀行はパラグラフ 46 で概説されているように、1988 年合意ベースによる所要自己資本とともに、この手法を利用して所要自己資本を計算することを求められる。

C. 適格性基準

1. 標準的手法¹⁰⁷

660. 標準的手法を使用する資格を得るためには、銀行は最低限、以下のことにつき監督当局を満足させなければならない。

- 取締役会および上級管理職が、適切に、オペレーショナル・リスクの管理枠組みの監視に積極的に関わっている。

¹⁰⁷ 銀行が代替的な標準的手法を用いることを許可した監督当局は、当該手法に対する適切な適格基準を定めなければならない。なぜなら、本セクションのパラグラフ 662 および 663 に定める基準は適切ではないかもしれないと考えられるからである。

- 概念的に健全であり、完全性をもって実行されているオペレーショナル・リスク管理システムを有している。
- コントロール部門や監査部門に加えて主要なビジネスラインでもその手法を利用するための十分な人材を確保している。

661. 監督当局は、銀行が標準的手法を規制自己資本算出目的で使用する前にそのモニタリングの期間を要求する権利を有している。

662. 銀行は現行のビジネスラインと業務活動から生じる粗利益を標準的手法の枠組みにマッピングするために、具体的な方針を構築して、基準を文書化しなければならない。新規の業務活動に参入した場合あるいは業務活動に変更があった場合、この基準は見直され、適切に調整されなければならない。ビジネスラインのマッピングに関する原則は付属文書 8 に定められている。

663. 国際的に活動している銀行が標準的手法の使用を希望する場合、当該銀行が適切なオペレーショナル・リスク管理システムを有していることが重要である。したがって、標準的手法を使用する国際的に活動している銀行は、以下の追加的な基準を満たさなければならない。¹⁰⁸

- 銀行は、オペレーショナル・リスク管理部門に明確な責任を持たせているオペレーショナル・リスク管理システムを有していなければならない。オペレーショナル・リスク管理部門は、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニター、および管理/削減する戦略の開発、オペレーショナル・リスク管理に関する銀行全体の方針および手続規定の成文化、オペレーショナル・リスクの評価手法の設計および実施、オペレーショナル・リスクのリスク報告システムの設計および実施について、責任を負う。
- 銀行内部のオペレーショナル・リスク評価システムの一部として、銀行は、ビジネスラインごとの重要な損失を含め、適切なオペレーショナル・リスク・データを組織的にトレースしなければならない。また、そのオペレーショナル・リスク評価システムは、銀行のリスク管理プロセスと密接に統合されていなければならない。さらに、そのアウトプットは、銀行のオペレーショナル・リスク・プロファイルを監視・管理するプロセスの重要な一部でなければならない。例えば、この情報は、リスク報告、経営報告 (management reporting) およびリスク分析において重要な役割を果たさなければならない。銀行は、行内でオペレーショナル・リスク管理を改善するインセンティブを生み出す手法を有していなければならない。
- 重要な業務上の損失を含めオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを、ビジネスユニットの経営陣、上級管理職および取締役会に定期的に報告しなければならない。銀行は、経営報告における情報に従って、適切な措置をとるための手順を有していなければならない。
- 銀行のオペレーショナル・リスク管理システムは、十分に文書化されていなければならない。銀行は、オペレーショナル・リスク管理システムに関して文書化された内部方針、統制、手順を確実に遵守するために、日常業務を整備しなければならない。

¹⁰⁸ その他の銀行にもこれらの基準が推奨される。これらを義務とするかどうかは各国の裁量に任される。

い。また、その文書には、遵守されなかった場合の対処についての方針も含まれていなければならない。

- (e) 銀行のオペレーショナル・リスクの管理プロセスと評価システムは、検証(validation)および定期的な独立した検査を受けなければならない。これらの検査対象には、各ビジネスユニットとオペレーショナル・リスク管理部門の双方の活動が含まれなければならない。
- (f) (内部の検証プロセスを含む)銀行のオペレーショナル・リスクの評価システムは、外部監査および監督当局による定期的な検査を受けなければならない。

2. 先進的計測手法 (AMA)

(i) 一般的な基準

664. AMAを使用する資格を得るためには、銀行は最低限、以下のことにつき監督当局を満足させなければならない。

- 取締役会および上級管理者が、適宜、オペレーショナル・リスクの管理枠組みの監視に積極的に関わっている。
- 概念的に健全であり、完全性をもって実行されているオペレーショナル・リスク管理システムを有している。
- コントロール部門や監査部門に加えて主要なビジネスラインでもその手法を利用するための十分な人材を確保している。

665. 銀行のAMAは、規制上の目的で使用できるようになる前に、監督当局によるモニタリング期間が要請される。この期間に、監督当局は、手法に信頼性があり適切であるかどうか判断する。以下で説明するように、銀行の内部計測システムは、内部損失データ、関連性のある外部損失データ、シナリオ分析、銀行固有の業務環境および内部統制要因を組み合わせ使用し、非期待損失(UL)を合理的に推定しなければならない。銀行の計測システムは、ビジネスライン毎のオペレーショナル・リスク管理を改善するインセンティブを生み出すような形で、オペレーショナル・リスクに対する経済資本のビジネスラインへの配分に資するものでなければならない。

(ii) 定性的基準

666. 銀行は、オペレーショナル・リスクに対する自己資本にAMAを使用する前に、以下の定性的基準を満たさなければならない。

- (a) 銀行は、オペレーショナル・リスク管理の枠組みの設計と実行に対して責任を負う独立したオペレーショナル・リスク管理部門を設置しなければならない。このオペレーショナル・リスク管理部門は、オペレーショナル・リスクの管理と統制に関する内部方針と手続規定の文書化、オペレーショナル・リスク計測手法の設計・実行、オペレーショナル・リスクの報告体制の設計・実行、オペレーショナル・リスクの特定・計測・監視・統制/削減に関する戦略の構築といった業務に責任を負う。
- (b) 銀行の内部オペレーショナル・リスク計測システムは、日常のリスク管理プロセスと密接に統合されなければならない。このシステムからの出力情報は、銀行の

オペレーショナル・リスク・プロファイルを監視・管理するプロセスの中に組み込まれていなければならない。例えば、この情報は、リスクの報告や経営報告、内部管理上の資本配賦、およびリスク分析の上で顕著な役割を果たさなければならない。銀行は、主要ビジネスラインのオペレーショナル・リスクに資本を配賦する手法や、オペレーショナル・リスク管理を全社的に改善するためのインセンティブを生む手法を有していなければならない。

- (c) オペレーショナル・リスクのエクスポージャーと損失実績はビジネスユニット部門の責任者、上級経営陣および取締役会に定期的に報告されなければならない。銀行は、経営報告における情報に従って、適切な措置をとる手続きを有していなければならない。
- (d) 銀行のオペレーショナル・リスク管理システムは、十分に文書化されていなければならない。銀行は、オペレーショナル・リスク管理システムに関して文書化された内部方針、統制、手続きを確実に遵守するために、日常業務を整備しなければならない。また、その文書には遵守しなかった場合の対処についての方針も含まれていなければならない。
- (e) 内部の監査人および/あるいは外部監査人はオペレーショナル・リスクの管理プロセスと計測システムを定期的に検査しなければならない。検査対象には、各事業部門ならびに独立したオペレーショナル・リスク管理部門の双方の活動が含まれなければならない。
- (f) 外部監査および/あるいは監督当局によるオペレーショナル・リスク計測システムの検証には、以下が含まれなければならない。
 - 内部検証プロセスが満足のいく方法で履行されていることの確認
 - リスク計測システムに係るデータ・フローやプロセスが透明でアクセス可能であることの確認。特に必要なのは、監査人や監督当局が、それらが必要と判断し、かつ適切な手続きを踏まえている場合にはいつでも、システムの仕様やパラメーターに容易にアクセスできる立場を確保していることである。

(iii) 定量的基準

AMA の健全性基準

667. オペレーショナル・リスクの分析手法の継続的な進化を踏まえ、当委員会は、規制上の自己資本のためのオペレーショナル・リスク計測に使用する手法や分布仮定を特定していない。しかし、銀行は、自行の手法が潜在的に甚大な(severe)「テール」損失事象を捕捉できることを証明しなければならない。どんな手法を使うとしても、銀行は、自行のオペレーショナル・リスクの計測が信用リスクの内部格付手法の健全性基準と同等の健全性基準を満たしていることを証明しなければならない(すなわち、1年間の保有期間と99.9%の信頼区間に相当するもの)。

668. AMA の健全性基準が銀行のオペレーショナル・リスクの計測システムと管理システムの開発につき大きな柔軟性を与えることを、当委員会は認識している。しかし、これらのシステムを開発するにあたり、銀行は、オペレーショナル・リスク・モデルの開発とモデルの独立した検証のための厳密な手続きを作成し、維持しなければならない。当委員会では、本枠組の実施前に、オペレーショナル・リスクにかかる潜在的な損失値

の信頼性および一貫性のある推計に係る業界慣習の進展状況を検証する。また、当委員会では、蓄積したデータおよび AMA で推定した所要自己資本の水準も検証し、必要に応じて、提案を調整する可能性がある。

詳細な基準

669. このセクションでは、規制上の最低所要自己資本を算定するために内部で作成したオペレーショナル・リスク計測手法に適用される一連の定量的基準について、説明する。

- (a) 全ての内部オペレーショナル・リスク計測システムは、パラグラフ 644 で定義されるオペレーショナル・リスクの範囲および付属文書 9 で定義される損失事象と整合していなければならない。
- (b) もし、銀行が内部の業務において期待損失(EL)を適切に捕捉していることを証明できないならば、監督当局は、銀行に、規制上の所要自己資本を期待損失(EL)および非期待損失(UL)の合計として算定することを要求する。すなわち、規制上の最低所要自己資本の基礎を非期待損失(UL)のみとする場合、銀行は、期待損失(EL)エクスポージャーを計測し計上したことを、国内の監督当局に証明できなければならない。
- (c) 銀行のリスク計測システムは、損失推定のテールの形に影響を与えるオペレーショナル・リスクの主要な要因(driver)を捕捉するのに、十分な肌理の細かさ(granular)を備えていなければならない。
- (d) 規制上の最低所要自己資本を算定するためには、異なるオペレーショナル・リスク推定のリスク計測値を合計しなければならない。しかし、銀行は、個別のオペレーショナル・リスク計測にまたがるオペレーショナル・リスク損失には、内部で決定した相関関係を使用することが認められるかもしれない。ただし、相関関係を決定するそのシステムが健全で、完全性(integrity)をもって実施され、係る相関関係の推定にまつわる不確実性(特にストレス時において)を考慮していることについて、国内の監督当局が納得できるよう証明することが条件となる。また、銀行は、相関関係の仮定を適切な定量的・定性的な手法を用いて検証しなければならない。
- (e) すべてのオペレーショナル・リスク計測システムは、このセクションで定めている監督上の健全性基準を満たすために、一定の主要な特徴を備えていなければならない。これらの特徴は、内部データ、関連する外部データ、シナリオ分析および業務環境や内部統制システムを反映する要素の使用を含まなければならない。
- (f) オペレーショナル・リスク計測システム全体におけるこれらの基本的要素をウェイト付けするために、銀行は、信頼性と透明性があり、十分に文書化された検証可能なプロセスを備えておく必要がある。たとえば、主に内部および外部の損失事象データに基づき、99.9%の信頼区間を用いた推計は、損失分布のテールが長く、観測された損失件数の少ないビジネスラインにとって信頼できない場合もある。そうした場合、リスク計測システムでは、シナリオ分析、業務環境・統制要因の役割が一段と重要になることがある。逆に、オペレーショナル・リスクにかかる損失事象データに基づき、99.9%の信頼区間を用いた推計が信頼できるとみ

なされるビジネスラインのリスク計測システムでは、かかるデータの役割が一段と重要になることがある。いずれの場合でも、4つの基本的な構成要素をウェイト付けするための銀行の手法は行内で一貫しているべきであり、枠組み内の別の要素で既に認識されている定性的評価やリスク削減の二重計上を回避すべきである。

内部データ

670. 銀行は、このセクションで定めている基準に従って、内部損失データをトレースしなければならない。内部損失事象データのトレースは、信頼できるオペレーショナル・リスク計測システムの開発と機能の最も重要な必須条件である。内部損失データは、銀行のリスク推定を実際の損失経験(actual loss experience)と結びつけるのに不可欠である。これは、内部損失データを、経験的なリスク推定の基礎として、銀行のリスク計測システムのインプットおよびアウトプットを検証する手段として、あるいは損失経験とリスク管理・統制の判断との間を関連付けるものとして使用するなど、いくつかの方法により達成することができる。

671. 内部損失データが非常に適切なものは、それが明確に銀行の現在の事業活動、技術的プロセスおよびリスク管理手続きに関連付けられている場合である。そのため、銀行は、判断による改変(judgement overrides)、スケーリングまたはその他の調整が行われる状況、それらがどの程度使用され、誰がそのような決定を行う権限を有するかなど、過去の損失データの継続的な適切性を評価するための文書化された手続きを備えていなければならない。

672. 規制上の自己資本のために内部で作成したオペレーショナル・リスク計測手法は、最低5年間の内部損失データの観察期間に基づいていなければならない。内部損失データが、損失計測に直接使用されたのか、あるいは当該損失計測を検証するために使用されたのかは問わない。銀行がAMAに最初に移行するときは、3年間の過去データ期間(historical date window)でも許容される(これは、パラグラフ46の予備計算を含む)。

673. 自己資本規制上適格となるため、銀行の内部損失データ集計プロセスは、以下の基準を満たさなければならない。

- 監督上の検証に役立つために、銀行は、過去の内部損失データを付属文書8および9で定められた監督上のカテゴリーのlevel1にマッピングし、監督当局の要請があればそれを提出することができなければならない。また、銀行は、損失を特定のビジネスラインやイベント・タイプに割り当てるために、文書化された客観的な基準を有していなければならない。しかし、内部オペレーショナル・リスク計測システムにおいて、どの程度これらの分類を適用するかは、銀行の判断に委ねられている。
- 銀行の内部損失データは包括的であり、すべての重要な活動や、すべての適切なサブ・システムや地理的場所から発生するエクスポージャーを捉えなければならない。銀行は、除外した活動あるいはエクスポージャーは、個別であれば組み合わせであれ、全体のリスク推定に重要な影響を与えないことを証明できなければならない。銀行は、例えば1万ユーロなど、内部損失データ収集の適切な極小の(de minimis) gross 損失額の閾値を備えていなければならない。適切な閾値は銀行毎に若干異なっていたり、同一銀行の場合でもビジネスラインおよび/あるいは事

象の種類によって若干異なるかもしれない。しかし、各閾値は同種の銀行によって使用されている閾値とほぼ整合すべきである。

- 銀行は、グロス損失額の情報に加え、事象の日付、グロス損失額の回収に関する情報や損失事象の要因 (driver) または原因に関する記述的情報を収集すべきである。記述的情報の詳細度レベルは、グロス損失額の大きさに見合うべきである。
- 銀行は、(情報技術部門など) 集中化された部門における事象や複数のビジネスラインにまたがる活動、長期にわたって関連事象から生ずる損失データを割り当てる具体的基準を作成しなければならない。
- オペレーショナル・リスク損失のうち、信用リスクに関連しており、従来、銀行の信用リスク・データベースに含まれていたもの(例えば、担保管理の失敗など)は、この枠組の下で規制上の最低所要自己資本を算定する際には、引続き信用リスクとして扱われる。そのため、当該損失には、オペレーショナル・リスクの所要自己資本が適用されない。¹⁰⁹しかしながら、内部のオペレーショナル・リスク管理上、銀行は、(パラグラフ 644 で定められた) オペレーショナル・リスクの定義の範囲(および附属文書 9 で概説された損失事象の種類)と合致するすべての重要なオペレーショナル・リスク損失を信用リスクに関連するものも含めて特定しなければならない。そのようなオペレーショナル・リスクに関連した重大な信用リスク損失は、銀行内部のオペレーショナル・リスク・データベースの中で別途フラッグを立てるべきである。こうした損失の重要度は銀行によって異なる場合があり、銀行内でもビジネスラインおよび/あるいは事象の種類によって異なる場合がある。重要性の判定基準は同種の銀行によって使用されている判定基準とほぼ一致すべきである。
- この枠組みのもとで規制上の最低所要自己資本を算定するにあたり、市場リスクに関連するオペレーショナル・リスク損失はオペレーショナル・リスクとして取り扱われ、そのため、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本が課される。

外部データ

674. 頻度は少なくとも潜在的に甚大な (severe) 損失に銀行がさらされていると信じるに足る理由がある場合などは特に、銀行のオペレーショナル・リスク計測システムは、関連する外部データ(公開データおよび/あるいは蓄積された業界データ)を使用しなければならない。これらの外部データは、実際の損失額のデータ、損失事象が発生した事業オペレーションの大きさに関する情報、損失事象の原因または状況に関する情報、あるいは損失事象のその他の銀行にとっての関連性(relevance)を評価するのに役立つその他の情報を含むべきである。銀行は、外部データを使用しなければならない状況や、データを組み込むための手法(例えば、スケーリング、定性的調整、あるいはシナリオ分析改善の進展の情報など)を決定するのに、体系立ったプロセスを具備していなければならない。外部データ利用の条件および実務は、定期的な検証を受け、文書化し、定期的な独立した検証を受けなければならない。

¹⁰⁹ これは、現在、信用リスクやオペレーショナル・リスクのデータベースを設計している段階に過ぎない銀行も含め、すべての銀行に適用される。

シナリオ分析

675. 銀行は、影響度の高い事象のエクスポージャーを評価するのに、外部データに係る専門家の意見に基づくシナリオ分析を利用しなければならない。この手法は、甚大と見える損失について合理性のある (reasoned) 評価を得るために、経験を積んだビジネス・マネージャーやリスク管理の専門家の知識に頼るものである。例えば、これらの専門家の評価は、想定された統計上の損失分布のパラメーターとして示すことができる。また、シナリオ分析は、オペレーショナル・リスク計測の枠組みに組み込まれた相関関係の仮定からの乖離の影響に関する評価、特に、複数の同時発生オペレーショナル・リスク損失事象による潜在的な損失を評価するために使われるべきである。時間の経過とともに、これらの評価については、その合理性を確認するために、実際の損失経験と比較して検証・再評価を行う必要がある。

業務環境および内部統制要因

676. 実際のものであるかシナリオ・ベースであるかを問わず、損失データの使用に加え、銀行全体のリスク評価方法は、オペレーショナル・リスク・プロファイルを左右しうる主要な業務環境要因と内部統制要因を捕捉しなければならない。これらの要素は、銀行のリスク評価をより先見性のあるもの (forward-looking) にし、銀行の (内部) 統制と業務環境の質をより直接的に反映し、自己資本評価とリスク管理目的を合致させる一助となり、オペレーショナル・リスク・プロファイルの改善や悪化をより迅速に認識できるようにする。規制上の自己資本の計測として適格となるため、銀行のリスク計測の枠組みの中でこれらの要素を使用するには、以下の基準を満たしていなければならない。

- 各要素の選択は、経験に基づき、影響を受ける事業分野の専門家の判断を踏まえて、意味のあるリスク要因 (driver) として正当化される必要がある。これらの要素は、可能な場合はいつでも、それらの要素を検証できるような定量的計測値に変換できるべきである。
- 各要素における変化に対する銀行のリスク推定の感応度、および様々な要素の相対的なウェイト付けは、合理的である必要がある。リスク管理の改善によるリスクの変化を捕捉することに加え、当該枠組みは業務活動の複雑化や業務量の増加による潜在的なリスク増大も、捉えなければならない。
- 当該枠組みとその適用の各事例は、経験的推定を調整する論理的根拠を含め、文書化され、銀行内および監督当局による独立した検証を受けなければならない。
- 時間の経過とともに、プロセスと結果は、実際の内部損失経験、関連する外部データ、および適切に行われた調整との比較を通じて、検証される必要がある。

(iv) リスク削減¹¹⁰

677. AMA では、規制上の最低所要自己資本で使用されるオペレーショナル・リスクの計測において、保険によるリスク削減効果を認識することが銀行には認められている。保険によるリスク削減効果の認識は、AMA で計算したオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本全体の 20% を限度とする。

¹¹⁰ 当委員会は、オペレーショナル・リスクに関するリスク削減手段の利用について、業界と継続的な協議を行う意向であり、適切な時期に、経験の蓄積に基づいてオペレーショナル・リスク削減手段の認識に関する基準と制限の改訂を検討する可能性がある。

678. 銀行が当該リスク削減効果の利益を受けられるかどうかは、以下の基準の遵守に依る。

- 保険会社は、最低 A 格付の（または同等の）保険金支払能力を有している。
- 当初の保険契約期間は 1 年以上でなければならない。残存期間が 1 年未満の契約については、銀行は契約の残存期間の減少に応じて適切なヘアカットを行わなければならない。残存期間が 90 日以内の場合は、100%のヘアカットとなる。
- 解約に関し、保険契約が最低でも 90 日間の通知期間を設けていること。
- 保険契約には、監督当局の措置によってもたらされる適用除外条項および制限条項、もしくは銀行が破綻した場合には、破綻銀行、破産管理人または清算人に対して、破綻銀行が負った被害あるいは費用の回収を不可能にする適用除外条項や制限条項を設けていないこと。ただし、保険契約が監督当局の措置による罰金、罰則あるいは罰則による被害をカバーしていない場合、かかる銀行に関する財産管理あるいは清算手続きの開始後に発生した事象は例外扱いとする。
- リスク削減効果を測定する上で銀行の保険によるカバーを反映する際には、銀行がオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本を全体的に決定する際に使用した損失の実現可能性および影響に対してそれ（保険によるカバー）が持つ関係に関して透明性があり、かつ、整合性を持つような方法を採らなければならない。
- 保険が第三者の企業より提供されていること。支配下にある会社や関連会社による保険の場合、適格基準を満たす独立した第三者に、例えば再保険などを通じて、エクスポージャーを移転しなければならない。
- 保険を認識する枠組が、十分に合理性があり、かつ文書化されている。
- オペレーショナル・リスクを削減する目的で保険を利用していることを銀行が開示していること。

679. 銀行が AMA で保険を認識する方法は、保険の認識額に対する適切な割引やヘアカットを通じて、以下の要素も捉える必要がある。

- 上述のとおり、保険契約の残存期間が 1 年未満の場合の残存期間。
- 1 年未満である場合の保険契約の解約の条件。
- 支払いの不確実性および保険契約の保証範囲のミスマッチ。

D. 部分適用

680. 銀行は、オペレーションの一部について AMA を適用し、その他の部分について基礎的指標手法または標準的手法を適用する（「部分適用」）ことが認められる。ただし、以下の条件を満たす必要がある。

- 銀行のグローバルな連結ベースでみたオペレーションにおける、すべてのオペレーショナル・リスクが捕捉されている。
- AMA の対象となっている銀行のすべてのオペレーションについて、AMA を適用するための定性的基準に合致しており、またより簡便な手法を適用しているその他のオペレーション部分については、その手法の適格性基準を満たしている。

- AMA の実施日に、銀行のオペレーショナル・リスクの大部分が AMA で捕捉されている。
- 銀行は、業務の非重要な部分(immaterial part of its operations)を除くすべてに跨って AMA を段階的に導入しようとしている予定を具体的に記載した計画書を監督当局に提出する。計画は、時間の経過とともに、AMA に移行することの現実性およびフィージビリティに基づくべきであり、その他の理由に基づくべきではない。

681. 監督当局の承認により、部分適用を希望する銀行は、ビジネスライン、法的構成、地域またはその他の内部で決めた基準に従って、どのオペレーション部分に AMA を適用するかを決めてもよい。

682. 監督当局の承認により、銀行がグローバルな連結ベースで AMA 以外の手法の実施を意図し、パラグラフ 680 の 3 番目および/あるいは 4 番目の条件を満たしていない場合、かかる銀行は限定された状況のもとで、

- AMA を恒久的に部分適用することができる。
- AMA の利用が現地の関連監督当局によって承認され、かつ母国の監督当局によって認められている場合、かかる子会社での AMA の算定結果を、オペレーショナル・リスクに対するグローバルな連結ベースでの所要自己資本の中に含めることができる。

683. パラグラフ 682 に記載された種類の承認は、例外的な場合にのみ認められるべきである。一般的に、かかる例外的な承認は、外国の管轄法域で営業している子会社の監督当局の決定によって銀行がこうした条件を満たすことができない場合に限定すべきである。

VI. マーケット・リスク

A. リスク計測の枠組み

683(i). マーケット・リスクとは、市場価格の変動に伴ってオン・バランスシートおよびオフ・バランスシートのポジションに損失が生じるリスクを意味する。本規制の対象となるリスクには以下のものが含まれる。

- トレーディング勘定で保有されている金利関連商品および株式に係るリスク
- 銀行全体の為替リスクおよびコモディティ・リスク

1. 自己資本規制の対象範囲

683(ii). 金利関連商品および株式に係るリスクに対する所要自己資本は、以下のパラグラフ 690 から 701 に従い銀行によって適正に評価されるトレーディング勘定内の商品に対して課される。トレーディング勘定の定義は以下のパラグラフ 685 から 689(iii)で定められている。

683(iii). 為替リスクおよびコモディティ・リスクに係る所要自己資本は、銀行全体の通貨およびコモディティのポジションが対象となるが、構造持高ポジションの除外についてはある程度の裁量が認められる。これらのポジションについては、時価により報告・評価されるものと、簿価により報告・評価されるものがあり得る

683(iv). 当委員会は、現時点では、以下のパラグラフ 718(xLii)に述べる為替リスクを除けば、取引規模が小さいことを理由にマーケット・リスク規制の適用を免除する措置 (de minimis exemption) は不要であると考え。自己資本合意は国際的に活動する銀行のみを対象としており、また、基本的には連結ベースにより適用されているため、対象となる銀行は全て、トレーディング業務をある程度行っていると考えられるためである。

683(v). 信用リスクの場合と同様、マーケット・リスク規制もグローバルに連結ベースで適用される。監督当局は、適切であると判断した場合、同一グループに属する銀行やその他の金融機関が連結ベースのグローバル・ブックを運用し、グローバルに自己資本が評価される場合、全く同一の商品 (例えば、通貨・コモディティ・株式・債券) のショートとロング・ポジションは、帳簿上の所在地を問わずネット・ベースで報告することを認めることが可能である¹¹¹。また、本改定の他の部分に定められているオフセットに関するルールも、連結ベースで適用することが認められる。しかし、監督当局は、グループ内におけるポジションの相殺を認めずに個別ポジションをリスク計測システムに投入することを要求する場合もあり得る。こうした措置は、例えば、海外子会社から親会社への収益の移動に関して制約がある場合や、法的ないしは手続的に、連結ベースでの適時なリスク管理が困難な場合に、必要となる。また、全ての監督当局は、個別企業のマーケット・リスクを単体ベースでモニターすることにより、グループ内におけるリスクの偏在が監督の目を逃れているといった事態が生じていないことを確認する権限を留保する。監督当局は、銀行が報告日において、リスクの計測を逃れるためにポジションを移動させることがないように特に注意する。

684(削除)

685. トレーディング勘定は、トレーディング目的、またはトレーディング勘定の他の要素のヘッジ、のいずれかのために保有している金融商品およびコモディティのポジションからなる。トレーディング勘定での自己資本の取扱いとして適格となるため、金融商品は、売買可能性を制約するいかなる条項も付されていないものであるか、完全にヘッジ可能である必要がある。加えて、ポジションは高い頻度で正確に評価され、ポートフォリオは積極的に管理されるべきである。

686. 金融商品とは、ある主体にとっては金融資産であるとともに、他の主体にとっては金融負債または株式となるあらゆる契約をいう。金融商品には、一次金融商品 (primary financial instruments) (すなわち現物商品 (cash instruments)) とデリバティブの金融商品の双方が含まれる。金融資産とは、現金、現金または他の金融資産を受領する権利、金融資産を有利となり得る条件で交換する契約上の権利、または株式、に該当するすべての資産をいう。金融負債とは、現金または他の金融資産を引渡す、または金融負債を不利となり得る条件で交換する、契約上の義務をいう。

¹¹¹ 出資比率が 100%未満の子会社に係るポジションに関しては、親会社が監督を受けている国の一般会計原則に従った扱いを受ける。

687. トレーディング目的で保有するポジションとは、短期の転売を意図して保有されるもの、現実のまたは予想される短期の価格変動から利益を得ることや裁定取引による利益を確定することを意図して保有されるもの、および両者の側面をもつものをいい、例えば、自己所有のポジション(proprietary positions)、顧客サービス(client servicing)(例えば、マッチングしたプリンシパル取次業務(matched principal brokering))から生じるポジション、マーケット・メイキングなどである。

687(i). 銀行は、本セクションで示されたトレーディング勘定に関する要件の遵守を確保するとともに、銀行のリスク管理能力と実践を考慮しつつ、自己資本賦課を算定することを目的としてトレーディング勘定の対象あるいは対象外とすべきエクスポージャーを決定するための明確な方針および手続規定を定めなければならない。これらの内部方針および手続規定の遵守は十分に文書化され、かつ、定期的な内部監査の対象としなければならない。

687(ii). こうした内部方針および手続規定(policies and procedures)では、少なくとも以下に列挙する一般的な検討事項に取り組みなければならない。以下に示すリストは、ある金融商品あるいは関連する金融商品の集まりがトレーディング勘定の対象として適格となるためにパスしなければならない一連のテストを提示することを目的とするものではない。むしろ、このリストは、銀行がトレーディング勘定を総合的に管理するための内部方針および手続規定によって取り組まれるべき最低限のキーポイントを提供するものである。

- 銀行がトレーディングであると考え、自己資本規制上、マーケット・リスク相当額への算入対象とみなしている活動。
- 取引が活発で流動性が高い双方向の取引が行われている市場における関連情報を参照し、日々の時価評価が可能であるエクスポージャーの度合い。
- モデルを用いて時価評価を行っているエクスポージャーの場合は、銀行が以下の点に対応できている度合い。
 - (i) エクスポージャーの重要なリスクの認識。
 - (ii) エクスポージャーの重要なリスクのヘッジ、およびかかるヘッジ手段が活発で流動性の高い双方向の市場で取引が行われる度合い。
 - (iii) モデルに使用される主要な仮定およびパラメーターについて、信頼できる推計値を導き出すこと。
- 外部の者による一貫した方法による検証が可能なエクスポージャーについて、銀行が評価を行うことができ、かつ、そのような評価を行うことが求められているものの範囲。
- 法規制あるいはその他の運用上の要件があるために、エクスポージャーを即座に清算する銀行の能力が妨げられる度合い。
- トレーディング業務の運営上、銀行が積極的なリスク管理を義務付けられているエクスポージャーの度合い、もしくは積極的なリスク管理が可能なエクスポージャーの度合い。

- 銀行がトレーディング勘定とバンキング勘定の間でリスクあるいはエクスポージャーの移転を行うことのできる度合いとかかる移転の要件。

688. トレーディング勘定での自己資本の取扱いに適格なポジションに関する基本的な基準は以下のとおりである。

- 上級管理職による承認を受け、明確に文書化された、ポジション/商品またはポートフォリオについてのトレーディング戦略（予想保有期間を含む）。
- 積極的なポジションの管理についての明確に定義された方針および手続規定。これには以下のものが含まれなければならない。
 - ポジションはトレーディング部署において管理されている。
 - ポジション・リミットが設定され、その適切性がモニターされている。
 - デイラーは、合意された限度内で、合意された戦略に従って、ポジションをとり、管理する自主性を有する。
 - ポジションは、市場価格により、少なくとも日次で評価されている。ポジションがモデルにより評価されているときは、パラメーターを日次ベースで評価しなければならない。
 - 当該金融機関のリスク管理プロセスを構成する必要不可欠な項目として、上級管理職に対し、ポジションの報告が行われている。
 - ポジションは、市場情報に照らして積極的にモニターされている（市場流動性またはポジションのヘッジ可能性、あるいはポートフォリオのリスク特性についての評価が行われるべき）。これには、評価プロセスへの入力情報である市場情報の質および入手可能性の評価、市場出来高の水準、市場で取引されているポジションの規模等が含まれる。
- 銀行のトレーディング勘定の取引高および動きの少ないポジションのモニタリングを含む、銀行のトレーディング戦略に照らしてポジションをモニターするための、明確に定義された方針および手続き。

689. (削除)

689(i). 銀行がトレーディング勘定に計上されたクレジット・デリバティブを利用してバンキング勘定の信用リスク・エクスポージャーをヘッジする場合（すなわち、内部ヘッジの利用）、銀行が第三者の適格プロテクション提供者から、パラグラフ 191 の要件を満たすバンキング勘定に対するクレジット・デリバティブのプロテクションを購入しない限り、バンキング勘定のエクスポージャーは自己資本規制上ヘッジされたとはみなされない。第三者からかかるプロテクションを購入し、これが自己資本規制上バンキング勘定のヘッジであるとみなされた場合、内部取引および外部取引となるいずれのクレジット・デリバティブも自己資本規制上、マーケット・リスク相当額に算入されることはない。

689(ii). 銀行自身にとって規制上適格な自己資本に算入される資本調達手段のポジションは自己資本から控除される。他行、証券会社、その他の金融機関にとって規制上適格な自己資本に算入される資本調達手段のポジションおよび無形資産の取扱いは、各国

の監督当局がバンキング勘定に計上された当該資産をどう扱うか定めたルールによることとするが、当該資産・ポジションは自己資本から控除されるケースが多く見受けられる。銀行が活発なマーケット・メーカーであることを証明した場合、各国の監督当局は、トレーディング勘定に計上されている他行、証券会社およびその他の金融機関の資本調達手段に「ディーラーに適用される例外措置」を講じる場合もある。「ディーラーに適用される例外措置」の資格を得るために、銀行は金融機関の資本調達手段をトレーディングするうえで十分な体制と統制手段を持たなければならない。

689(iii). トレーディングに関連するものの、バンキング勘定に計上されたレポ形式のターム物取引は、かかるレポ形式の取引を例外なく算入している限り、銀行は自己資本規制上、マーケット・リスク相当額への算入対象とすることができる。この目的のためには、トレーディングに関連するレポ形式の取引は、パラグラフ 687 と 688 の要件を満たす取引としてのみ明確に規定され、受払い (both legs) がキャッシュあるいはトレーディング勘定に含むことができる有価証券のいずれかの形態をとるものであることとする。計上される勘定区分に関係なく、すべてのレポ形式の取引はバンキング勘定のカウンターパーティ信用リスクに対する所要自己資本賦課の対象となる。

2. 慎重な評価のための指針

690. 本セクションでは、銀行に対し、トレーディング勘定のポジションの慎重な評価のための指針を与えるものである。本指針は、流動性のより低いポジションについて特に重要である。これらのポジションは、流動性の低さのみを理由にトレーディング勘定から除外はされないものの、慎重な評価という観点から監督上の懸念をもたらす。

691. 慎重な評価のための実務の枠組みは、最低でも以下の項目を含むべきである。

(i). 体制 (systems) および管理 (controls)

692. 銀行は、自らの評価による推計が慎重で信頼できるものであると、経営陣および監督当局に信用されるに足る、適切な体制および管理を確立し、維持しなければならない。これらの体制は、組織内の他のリスク管理システム (与信分析等) と統合されていなければならない。このような体制には以下が含まなければならない。

- 評価プロセスについての文書化された方針および手続規定。これには、評価の決定において関連する様々な部門の明確に定義された責任、市場情報の情報源およびその適切性についての検証、独立した評価の頻度、終値の時点、評価を調整するための手順、月末および随時の検証手順；および、
- 評価プロセスについて責任をもつ部署について、明確で独立した (即ちフロント・オフィスから独立した) レポーティング・ライン。このレポーティング・ラインは、最終的には取締役である主要執行役員に至るべきである。

(ii). 評価手法

市場価格による評価 (Marking to market)

693. 市場価格による評価は、独立した情報源に基づき、容易に入手可能な手仕舞いのための価格 (close out prices) による少なくとも日次の評価をいう。容易に入手可能な手仕舞いのための価格の例としては、取引所での価格、スクリーン価格、または複数の独立した有力 (reputable) なブローカーが提示する価格が挙げられる。

694. 銀行は可能な限り市場価格による評価をしなければならない。当該金融機関が特定のポジションの主要なマーケット・メーカーであり、市場価格の仲値でクローズできない限り、ビッド、オファーのうちのより保守的な値を使用しなければならない。

モデルによる評価 (Marking to model)

695. 市場価格による評価が可能でない場合においては、慎重性が実証できる場合、銀行はモデルによる評価を行ってもよい。モデルによる評価とは、ベンチマークを決めたり (benchmarked)、外挿法による推定を行ったり (extrapolated)、または市場情報 (market input) をもとにしてその他の計算を行うことによって評価を行う手法と定義される。モデルによる評価にあたっては、より保守的な取扱いが適切である。監督当局は、モデルによる評価の慎重性の評価にあたり、以下を考慮する。

- 上級管理職は、モデルによる評価の対象になっている要素を承知しているべきであり、これが業務のリスクと業績の報告に与える不確実性の持つ重大性 (materiality) を理解すべきである。
- 市場情報は、可能な限り、市場価格 (前述のとおり) に見合ったものを参照していなければならない。特定のポジションの評価に使用している市場情報の適切性は、定期的に検証されるべきである。
- 可能であれば、特定の商品について一般的に採用されている評価手法を極力使用すべきである。
- モデルが当該金融機関により開発されたものである場合、それは、開発プロセスから独立し、十分に能力のある者 (qualified parties) による評価・討議を経た、適切な仮定に基づいているべきである。モデルは、フロント・オフィスから独立して開発または承認されるべきである。それは独立してテストされるべきである。このテストには、数式、仮定、およびソフトウェア適用の検証が含まれる。
- 変化の管理 (change control) についての正式な手続きが存在するべきであり、セキュリティを確保したモデルの複製を保有し、評価の確認のために定期的使用されるべきである。
- リスク管理者は、使用されているモデルの弱点、およびその弱点の評価結果への最善の反映方法を認識しているべきである。
- モデルは、その計測精度の正確さを判定するために、定期的に検証されるべきである (例えば、前提が引続き適切であることの評価、損益対リスク要因の分析、モデルの算出結果と実際の手仕舞い価格との比較)。
- 評価額の調整は、例えばモデルの評価の不確実性を補うために、適切に行われるべきである (パラグラフ 698~701 に記載された評価の調整も参照)。

独立した部署による価格検証

696. 独立した部署による価格検証は、日次の市場価格による評価とは別個のものである。これは、市場価格またはモデルへの入力情報の正確性を定期的に検証するプロセスである。日次の市場価格による評価はディーラーにより行われるのに対し、市場価格またはモデルへの入力情報の検証は、ディーリング・ルームとは独立した部署により、少なくとも月次で (市場・トレーディング活動の性格次第ではより頻繁に) 実施されるべきである。ただし、日次の市場価格による評価ほど頻繁に行う必要はない。なぜなら、

客観的、すなわち独立したポジションの評価により、価格設定のエラーや偏向が明らかになり、それによって日次の不正確な評価が除去されるからである。

697. 日次の市場価格が主に報告日の間の経営報告に用いられるのに対し、市場価格またはモデルへの入力情報は損益計数を決定するのに用いられるという点において、独立した価格検証は、より高い正確性の基準を必要とする。また、独立した価格検証においては、ブローカー1社のみから入手可能な価格など価格設定の情報源がより主観的である場合には、評価額の調整等の慎重な措置が適切な場合がある。

(iii). *評価額の調整または引当 (reserves)*

698. 銀行は、評価額の調整および引当を考慮する手続を、確立し、維持しなければならない。監督当局は、第三者による評価を使用している銀行について、評価額の調整が必要か否かを考慮することを期待する。そのような考慮は、モデルにより評価している場合にもまた必要である。

699. 監督当局は、最低でも以下の評価額の調整および引当が正式に考慮されることを期待する。未収の信用スプレッド、手仕舞費用 (close-out cost)、オペレーショナル・リスク、早期解約、投資およびファンディング・コスト、将来的な管理費用、および、妥当性があれば、モデル・リスク。

700. パラグラフ 718(Lxxvi) (c)で示されたマーケット・リスク規制における保有期間 10 日(10-day assumption)というもとの仮定は、通常の時況のもとでポジションを売却あるいはヘッジする銀行の能力と整合性が図られていない場合もあることを念頭に置いたうえで、銀行は流動性の低いこうしたポジションの下方への評価額の調整または引当 (valuation adjustment / reserves) を行い、こうした調整・引当が引き続き適切であることを継続的に検証しなければならない。流動性の低下は市場でのイベントから発生する場合がある。加えて、評価額の調整または引当 (valuation adjustment / reserves) を行う際には、集中ポジションおよび・あるいは相場の動きを反映しないポジション(stale position)の手仕舞い価格 (close-out prices) を考慮すべきである。銀行は流動性の低いポジションの評価額の調整または引当 (valuation adjustment / reserves) の妥当性を見極めるにあたり、すべての関連する要因を考慮しなければならない。こうした要因には、ポジションおよびポジション内のリスクをヘッジしきるまでに要する時間、ビッド/オファーのスプレッドの平均ボラティリティ、独立した市場気配値の入手可能性 (マーケット・メーカーの業者数とその正体 (identity))、取引高の平均とボラティリティ、市場の集中度、ポジションの経過保有期間、評価の際のモデルへの依存度、その他モデル・リスクの影響が挙げられるが、これらに限定されない。

701. パラグラフ 700 に基づいて行われた評価額の調整または引当 (valuation adjustment / reserves) は規制自己資本の基本的項目 (Tier 1) に反映させなければならない。これらは、財務会計基準に基づいて行われた評価額の調整および引当の水準を上回る場合があるかもしれない。

3. *マーケット・リスクの計測手法*

701(i). マーケット・リスクの計測に際しては、各国監督当局の承認を前提に、大きく分けて 2 つの手法 (パラグラフ 709 から 718(Lxix)およびパラグラフ 718(Lxx)から 718(xcix)において詳述) が認められる。選択肢のひとつは、以下のパラグラフ 709 から 718(Lxix)で述べる測定フレームワークを用いてリスクを計測する標準的手法である。こ

のセクションの 709 から 718(Lv)は、本改定の対象となっている 4つのリスク、すなわち金利、株式、為替およびコモディティを対象としている。パラグラフ 718(Lvi)から 718(Lxix)では、オプションの価格リスクを計測する複数の手法を提案している。標準的手法に基づく所要自己資本額は、パラグラフ 709 から 718(Lxix)に従って算出されたリスク額を合計したものである。

701(ii). いまひとつの手法は 718(Lxx)から 718(xcix)に示されている。本手法を採用する場合は、一定の条件を満たさなければならず、したがって監督当局から明示的な承認を得る必要がある。本手法を選択した場合、以下 7つの条件の下で、銀行は内部リスク管理モデルにより得られるリスク量を規制上用いることが認められる。

- リスク管理システムの妥当性に関する一定の一般的条件
- モデルの使用に関する（特に経営陣による）内部的な監督についての定性的基準
- マーケット・リスクファクター（銀行の有するポジションに影響を及ぼす市場レートや価格）を適切に設定するためのガイドライン
- リスクを計測する際に用いるべき共通かつ最低限の統計的パラメーターに係る定量的基準
- ストレス・テストの実施に係るガイドライン
- モデルの使用に対する外部的な検証手続き
- 内部モデルと標準的手法を組み合わせる銀行に対して適用されるルール

701(iii). 標準的手法においては、債券および株式ポジションから生じる個別リスク（specific risk）と一般市場リスク（general market risk）を別々に計算する「ビルディング・ブロック」アプローチを採用している。内部モデルは銀行の一般市場リスクを計測対象としている場合が多く、個別リスク（すなわち、債券や株式の個々の発行者に対するエクスポージャー）¹¹²は大宗が別の信用リスク測定システムにより測定されるのが通例である。内部モデルを用いている銀行は、モデルによって把握されていない個別リスクについても所要自己資本を賦課されるべきである。したがって、個別リスクを把握していないモデルを使用する銀行に対しては、その範囲内で所要自己資本が別途賦課されることになる。個別リスクをモデルによって計測する銀行の所要自己資本については、本枠組のパラグラフ 718(Lxxxvii)から 718(xcviii)を参照。¹¹³

701(iv). 標準的手法においてオプションの価格リスクを測定する場合、リスクの計測手法としての技術的レベルが異なる複数の選択肢が設けられている（パラグラフ 718(Lvi)から 718(Lxix)を参照）。監督当局としては、オプションの売却に積極的な銀行ほど高度な計測手法を採用しなければならないというルールを適用する。長期的にみれば、オプ

¹¹² 個別リスクには、個別債券や株式の価格が日々のトレーディングにおいて市場一般の動きと異なった動きをするリスク（市場全体が大きく変動する時期を含む）と、イベント・リスクが含まれる。イベント・リスクとは、個別債券や株式の価格が、take-over bid等の衝撃的な出来事によって、市場全体の動きからかけ離れた動きをするケースを指し、「デフォルト」リスクも含まれる。

¹¹³ 1996年のマーケット・リスク規制のオリジナル版に従って、特定のポートフォリオまたはビジネスラインの個別リスクについて内部モデルの利用がすでに認められている銀行は、2010年1月1日を期限として、実務上対応可能な範囲で最適な時期に当該モデルが新しい枠組に沿ったものとなるよう、その監督当局との間でタイムテーブルを合意しておくべきである。当該経過期間後は、受け入れ可能なモデルを開発できなかった銀行は、個別リスクに対して標準的手法に基づくルールを適用しなければならないだろう。

ションのトレーディングを活発に行う銀行は包括的なバリュー・アット・リスク・モデルに移行し、パラグラフ 718(Lxx)から 718(xcix)に示す定量的・定性的基準を全面的に満たすことが期待される。

701(v). 本改定の対象となる銀行は、自己資本規制が適用されるリスクのレベルをモニターし、報告することが求められる。銀行が最低限保有すべき自己資本総額は、以下のとおりとなる。

- (a) 本枠組に基づく信用リスクに係る所要自己資本から、トレーディング勘定の債券と株式および全てのコモディティのポジションに係る分を除き、かつトレーディング勘定と銀行勘定の別を問わず全ての店頭派生商品のカウンターパーティ・リスクに係る分を含むもの；および
- (b) パラグラフ 644 から 683 に記載されたオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本；および
- (c) パラグラフ 709 から 718(Lxix)に述べるマーケット・リスクに係る所要自己資本の合計；ないし
- (d) パラグラフ 718(Lxx)から 718(xcix)に示す内部モデル・アプローチによって算出されるマーケット・リスク額；ないし
- (e) (c)と(d)を併用したものの合計

701(vi). フォワード契約の売買を含め、全ての取引は契約時点において所要自己資本額の算定に含める必要がある。定期報告は通常相応の間隔（殆どの国において四半期毎）において徴求されるが、銀行は、所要自己資本額を常に、すなわち各営業日の終了時点において満たすよう、トレーディング・ポートフォリオのマーケット・リスクを管理する必要がある。監督当局は、銀行が報告基準日にマーケット・リスク・ポジションを極めて低く見せかける「粉飾」（“window-dress”）を行わせないようにするための効果的な手段を適宜講ずることができる。銀行はまた、日中のエクスポージャーが過大にならないよう厳格なリスク管理体制を維持しなければならない。所要自己資本額が満たされていない場合、各国の監督当局は当該銀行に状況を改善するための措置を直ちに採ることを義務付ける。

4. トレーディング勘定におけるカウンターパーティの信用リスクの取扱い

702. 銀行は、一般的なマーケット・リスクや個別リスクとは別に、トレーディング勘定に計上されている店頭デリバティブ取引、レポ形式の取引、およびその他の取引に対するカウンターパーティの信用リスク賦課額を計算するよう求められる。¹¹⁴ この計算で使用されるリスク・ウェイトは、バンキング勘定における所要自己資本の算定で使用されるリスク・ウェイトと整合的でなければならない。そのため、バンキング勘定で標準的手法を使用している銀行は、トレーディング勘定でも標準的手法のリスク・ウェイトを使用し、バンキング勘定で内部格付手法を使用している銀行は、パラグラフ 256～262 に説明されているとおり、バンキング勘定における内部格付の段階的導入(roll out)と整合する形で、トレーディング勘定でも内部格付手法のリスク・ウェイトを使用する。

¹¹⁴ 未決済の外国為替取引や証券取引の取扱いは、パラグラフ 88 に定められている。

内部格付手法が使用されているポートフォリオに含まれる取引先に対しては、内部格付手法のリスク・ウェイトを適用する必要がある。

703. トレーディング勘定においては、レポ形式の取引の場合、トレーディング勘定に含まれるすべての商品を適格担保として用いることができる。銀行勘定における適格担保の定義からはずれる商品には、（パラグラフ 151 に記載されているとおり）認定された取引所に上場している主要な株価指数を構成する株式以外の株式(non-main index equities)に適用されるレベルのヘアカットが適用される。ただし、銀行がヘアカットに独自の推定手法を使用している場合、パラグラフ 154 および 155 に従って、その手法をトレーディング勘定に適用することもできる。したがって、トレーディング勘定では適格担保だが、バンキング勘定では適格担保とならない商品については、個々の証券毎にヘアカットを計算しなければならない。レポ形式の取引のエクスポージャーの測定に VaR 手法を使用している場合、銀行は、パラグラフ 178～181 (i) および付属文書 4 に従い、トレーディング勘定においても VaR 手法を適用することができる。

704. 担保付の店頭デリバティブに対するカウンターパーティ信用リスク賦課の算定は、バンキング勘定で計上されている当該取引に適用される規則と同様に行う。

705. レポ形式の取引に関するカウンターパーティ資本賦課の算定は、バンキング勘定における当該取引向けに定められたパラグラフ 147～181 (i) および付属文書 4 におけるルールを用いて行われる。パラグラフ 273 で定められた中小企業の企業規模による調整は、トレーディング勘定でも適用される。

クレジット・デリバティブ

706. (削除)

707. トレーディング勘定における単一銘柄クレジット・デリバティブ取引のカウンターパーティ信用リスクに対する資本賦課は、以下のような潜在的な将来エクスポージャー・アドオン・ファクターを用いて算定する。

	プロテクションの買い手	プロテクションの売り手
トータル・リターン・スワップ		
「適格」参照債務	5%	5%
「非適格」参照債務	10%	10%
クレジット・デフォルト・スワップ		
「適格」参照債務	5%	5%**
「非適格」参照債務	10%	10%**

残存期間の違いはアドオン・ファクター掛目に反映されない。

「適格」の定義は、パラグラフ 711 (i) および 711 (ii) に記載された標準的手法による計測における個別リスクの取扱いの「適格」カテゴリーと同じである。

**クレジット・デフォルト・スワップのプロテクションの売り手は、参照資産の債務者が返済能力を有している時に、プロテクションの買い手が支払不能となり次第清

算される場合にのみ、アドオン・ファクターを適用する。アドオンは、その際、未払いプレミアム金額を上限としなければならない。

708. クレジット・デリバティブがファースト・トゥ・デフォルト型(first-to-default)取引である場合に、アドオンは、バスケット中にある最も信用度の低いものによって決定される。すなわち、バスケット内に非適格参照資産が存在する場合には、非適格参照債務に対するアドオンが適用される。セカンド・トゥ・デフォルト型およびそれ以降の型の取引(Second and subsequent to default transactions)では、原資産は信用リスクの度合いに従って割り当てられ続けるべきである。すなわち下から2番目に信用度の低いものがセカンド・トゥ・デフォルト型(second to default)取引に対するアドオンを決定する、等。

5. 経過措置

708(i). 銀行は、経過措置として、標準的計測手法と内部モデル・アプローチを組み合わせることでマーケット・リスクを測定することが認められる。一般的なルールとして、こうした「部分」モデルはひとつのリスク・カテゴリー全体(例えば金利リスク、為替リスク)をカバーしなければならないが、同一リスク・カテゴリー内で両手法を併用することは認められない¹¹⁵。しかし、現時点では多くの銀行が、未だリスク管理モデルの導入ないし改善を行っている段階にあるため、当委員会としては、全業務をグローバル・ベースで含めることに関しては、ある程度柔軟な対応(同一リスク・カテゴリー内であっても)を認める必要があると考える。しかしながら、こうした柔軟な対応には監督当局の承認が必要であり、当委員会は将来この問題を再検討する(監督当局は、所要自己資本額を引き下げるために標準的手法と内部モデル・アプローチを一つのリスク・カテゴリー内で恣意的に選択する「チェリー・ピッキング(cherry picking)」を防止する措置を講ずる)。いずれかひとつのリスク・カテゴリーについて内部モデルを採用する銀行は、次に述べる例外を除いて、順次全ての業務を包摂し、包括的なモデル(全てのマーケット・リスク・カテゴリーを包摂するもの)へと移行することが求められる。モデルを採用した銀行は、例外的な場合を除いて標準的手法に後戻りすることは認められない。一般原則は上述のとおりであるが、包括的なモデルを使用している銀行の場合でも、遠隔地、取引の少ない通貨や取引規模の小さい¹¹⁶分野などでは、内部的なトレーディング・リスク管理モデルにより捕捉されていないポジションにリスクが生じる可能性がある。モデルによって把握されないそうしたリスクは、パラグラフ709から718(xviii)に述べる手法を用いて別途計測・報告されなければならない。

B. 所要自己資本

1. 自己資本の定義

708(ii). マーケット・リスク規制に対応するための自己資本の定義は、本枠組のパラグラフ49(xiii)から49(xiv)で述べている。

¹¹⁵ ただし、計算作業の負担を軽減するために事前的処理(pre-processing)を行い、その結果に対して標準的手法を適用するといった場合はその限りではない。

¹¹⁶ 例えば、コモディティ取引が極めて小規模にとどまっている場合には、同リスクをモデルによって把握する必要は必ずしもない。

708 (iii) . 算入自己資本を計算する際は、まず信用リスクを満たすために最小限必要となる自己資本を算出して、マーケット・リスクをカバーし得る Tier 1 資本および Tier 2 資本の額を明らかにし、その後マーケット・リスクに係る所要額を算出するという手順が必要になる。算入自己資本とは、当該銀行の Tier 1 資本項目全額と、本枠組みの paragraphs 49 (iii) に定められている限度の範囲内の Tier 2 資本項目を合計したものである。Tier 3 資本項目は、上述 paragraphs 49 (xxi) および 49 (xxii) に定められている条件の下で、マーケット・リスクをカバーするために用いられる限りにおいて算入できる。すなわち、自己資本比率は、信用リスク、オペレーショナル・リスク、マーケット・リスクの所要自己資本を満たし得る自己資本に基づく数字となる。銀行が paragraphs 49 (xxi) に述べた限度内で Tier 3 資本を保有し、かつ現時点ではマーケット・リスクをカバーするためにこれを用いていない場合は、当該余剰分を、未使用の Tier 3 資本として自己資本比率とともに報告することができる。

C. マーケット・リスク－標準的方式

1. 金利リスク

709. (削除)

709 (i) . 本セクションでは、トレーディング勘定において債券およびその他の金利関連商品を保有すること、ないしポジションを取ることに伴うリスクを計測するための標準的なフレームワークについて述べる。対象となる金融商品は、固定金利ないし変動金利の債券、もしくはこれと同様の性質を有する金融商品¹¹⁷である（転換権の付いていない優先株を含む）。転換社債、すなわち一定の価格で普通株式に転換し得る債券ないし優先株は、債券として取引されていれば債券として、また株式として取引されていれば株式として取扱う。派生商品の取扱いのベースについては以下の 718(ix) から 718(xviii) で説明する。

709 (ii) . 最低所要自己資本は、別々に算出される 2 つの額により表わされる。ひとつは、個々の債券の「個別リスク (specific risk)」（ショート・ポジションおよびロング・ポジションの双方が対象）であり、いまひとつはポートフォリオ全体としての金利リスク、すなわち「一般市場リスク (general market risk)」である。後者では種類の異なる債券や商品の間の反対ポジションを相殺できる。

(i) 個別リスク

709 (iii) . 個別リスクに対する所要自己資本額は、個々の債券の価格がそれぞれの発行者に関連する要因によって予想と逆方向に変動した場合に対する備えである。本リスクを測定する際には、ポジションの相殺は同一銘柄の債券ポジション（派生商品のポジションを含む）がマッチしている場合のみとする。発行者が同一であっても、異なる銘柄の間での相殺は認められない。何故なら、クーポン・レート、流動性、期限前償還に係る条件等が異なれば、短期的に見て価格に開きが生じ得るからである。

¹¹⁷ 市場性抵当証券 (traded mortgage securities) および抵当証券派生商品は、期限前償還のリスクを伴うという独特の性質を有する。したがって、現段階ではこれらの債券については共通の取扱いを適用せず、各国裁量による取扱いとする。買戻条件が付されていたり債券貸借契約の対象となっている債券は、当該債券の貸手により引続き所有されているものとし、その他の債券ポジションと同様に取扱う。

発行体リスクの個別リスクに対する自己資本賦課

710. 「政府」および「その他」の分類に対する新たな枠組における所要自己資本賦課は以下のとおりとする。

分類	外部格付	個別リスクに対する自己資本賦課
政府	AAA～AA-	0%
	A+～BBB-	0.25% (残存期間 6 ヶ月以内)
		1.00% (同 6 ヶ月超 24 ヶ月以内)
		1.60% (同 24 ヶ月超)
	BB+～B-	8.00%
	B-未満	12.00%
無格付	8.00%	
適格		0.25% (残存期間 6 ヶ月以内)
		1.00% (同 6 ヶ月超 24 ヶ月以内)
		1.60% (同 24 ヶ月超)
その他	「改訂された枠組」の信用リスクの標準的手法に基づく自己資本賦課に類似。例えば	
	BB+～BB-	8.00%
	BB-未満	12.00%
	無格付	8.00%

710(i). 「政府債」には、国債、TB、その他の短期商品を含め、全ての形態の政府債券¹¹⁸が含まれる。ただし、各国当局は、一部の外国政府が発行した債券、とりわけ、発行国通貨以外の通貨建てで発行された外国政府債券に対し、特別なリスク・ウェイトを適用する権限を留保する。

711. 自国通貨建の政府債で、保有する銀行の調達が自国通貨で行われている場合は、各国裁量により、個別リスクの自己資本賦課を低くすることができる。

711(i). 「優良債」には、公共部門や国際開発銀行が発行した債券に加え、以下の基準を満たす債券が含まれる。

- 各国監督当局の指定する少なくとも 2 つの格付機関により投資適格¹¹⁹ (investment-grade) に格付けされていること、もしくは
- 1 つの格付機関により投資適格に格付けされ、かつ、各国監督当局が指定したその他の格付機関により投資適格未満に格付けされていないこと (ただし、当局の監督による)、もしくは

¹¹⁸ 本枠組において信用リスク・ウェイト 0%とされている地方政府も、各国の裁量により本カテゴリーに含め得る。

¹¹⁹ 例えば、ムーディーズによるBaa以上の格付け、あるいはスタンダード&プアーズによるBBB以上の格付け。

- 格付けされていないものの、報告銀行が投資適格と同等と看做しており、かつ、発行者の証券のいずれかが公認された証券取引所に上場されていること（本基準を満たしていることを根拠とする「優良債」への分類は監督当局の承認を要する）。

各監督当局は、「優良債」カテゴリーに係る上記の基準、特に最後の基準（本基準に基づく一次的分類の判断は基本的に報告銀行が行う）の適用状況をモニターする責任を負う。各国当局は、バーゼル合意を適用している国の銀行が発行した債券を「優良債」カテゴリーに分類する裁量をも有する。ただし、それらの国の銀行が現行合意により定められた自己資本基準を満たしていない場合には、当該国の監督当局が早期に是正措置を採る、ということが明確でなければならない。同様に各国当局は、同等のルールに服している証券会社が発行した債券を「優良債」カテゴリーに分類する裁量をも有する。

711(ii). さらに、「適格」の分類には、投資適格格付の信用力に相当するとみなされ、かつ、「改訂された枠組」に基づくのと同等の監督上および規制上の措置に服している機関によって発行された有価証券を含めるものとする。

無格付債券に係る個別リスクのルール

712. 無格付証券の場合でも、それが監督当局の承認に服し、無格付ではあるものの報告銀行が投資適格と同等とみなし、当該証券の発行体が認識された証券取引所に証券を上場している場合には、「適格」カテゴリーに分類される。この扱いは、（信用リスクの）標準的手法を用いる銀行にとっては変わらない。ある一つのポートフォリオに対して内部格付手法を用いる銀行は、以下の条件の両方が満たされた場合に、無格付証券を「適格」カテゴリーに分類することができる。

- その証券が、監督当局が内部格付手法の要件を充足すると確認した、報告銀行の内部格付制度において、投資適格相当¹²⁰であると格付される場合
- 発行企業の証券が認識された証券取引所に上場されている場合

非適格発行体の個別リスクに関するルール

712(i). 非適格発行体によって発行された金融商品には、「改訂された枠組」の信用リスクに係る標準的手法に基づく非投資適格の借入企業に課せられるのと同水準の所要自己資本賦課が個別リスクとして課せられる。

712(ii). しかしながら、政府債と比べて利回りの高い債券にかかる個別リスクがかなり過小に見積もられる場合もあるかもしれないので、各国の監督当局には以下の裁量が与えられる。

- 当該商品については、個別リスクに対する所要自己資本賦課を引き上げること、および/あるいは、
- 一般市場リスクによる寄与度合いをはっきりと認識するために、当該商品とその他の負債性商品の相殺は認めないこと。

上記に照らして、「改訂された枠組」に示された証券化の枠組に基づいて自己資本控除の取扱いの対象となる証券化エクスポージャー（例：ファースト・ロスを受取るエク

¹²⁰ 投資適格相当とは、適格格付機関が投資適格以上に格付した債券の長期平均「1年PD」が意味する「1年PD」以下の「1年PD」をもつ、という意味である。

イティ・トランシェ)は、無格付の流動性補完あるいは信用補完の提供についてと同様に、証券化の枠組に示された所要自己資本の水準をフロアとすべきである。

クレジット・デリバティブによってヘッジされたポジションの個別リスクに対する資本賦課

713. 2つのポジション(即ち、ロングとショート)の価値が常に反対の方向に動き、しかもほぼ同じ程度であるときには、その相殺効果が全面的に認められる。これは、次の場合であろう。

- (a) 双方のポジションがまったく同一の金融商品で構成されている場合。
- (b) キャッシュのロング・ポジションをトータル・レート・オブ・リターン・スワップでヘッジし(またはその逆の場合)、参照債務と原エクスポージャー(すなわちキャッシュ・ポジション)が正確にマッチしている場合。¹²¹

このような場合には、ポジションのいずれの側にも個別リスクに係る自己資本は課されない。

714. 2つのポジション(即ち、ロングとショート)の価値が、常に反対の方向に動くが、それがほぼ同程度ではない時には、80%の相殺が認められる。これは、次の場合であろう。すなわち、キャッシュのロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップまたはクレジット・リンク債でヘッジした場合(またはその逆の場合)で、参照債務、参照債務とクレジット・デリバティブ双方のマチュリティ、そして通貨が原エクスポージャーと正確にマッチしている場合である。さらに、クレジット・デリバティブ契約の主要な特性(例、信用事由の定義、決済方法)によって、クレジット・デリバティブの価格変動がキャッシュ・ポジションの価格変動と大きく(materially)乖離するようになってはならない。この取引がリスクを移転する範囲内において(すなわち、固定支払い(fixed pay-outs)や重要性を判定するための基準金額(materiality thresholds)等の制限的な支払条項(restrictive payout provisions)を考慮した上で)、より高い自己資本を賦課されるポジションに対して個別リスクの80%の相殺が適用される一方、反対側のポジションに対しては個別リスクに係る自己資本は賦課されないという扱いを適用する。

715. 2つのポジションの価値が通常反対の方向に動くときには、その相殺効果が部分的に認められる。これは、次の場合であろう。

- (a) ポジションが上記パラグラフ 713(b)の条件を満たしているが、参照債務と原エクスポージャーの間にアセット・ミスマッチがある場合。しかし、当該ポジションはパラグラフ 191(g)の要件を満たしている。
- (b) ポジションが上記パラグラフ 713(a)あるいはパラグラフ 714の条件を満たしているが、信用リスクに対するプロテクションと原資産の間に通貨またはマチュリティのミスマッチがある場合。¹²²

¹²¹ スワップ自体のマチュリティは、原エクスポージャーのマチュリティと異なっても良い。

¹²² 通貨ミスマッチは、為替リスクの通常の報告に組み込む。

- (c) ポジションが上記パラグラフ 714 の条件を満たしているが、キャッシュ・ポジションとクレジット・デリバティブの間にアセット・ミスマッチがある場合。しかし、原資産は、クレジット・デリバティブの取引契約書上の（引渡可能）債務（（deliverable） obligation）の中に含まれている。

716. パラグラフ 713～715 のこれらの場合それぞれにおいて、次のルールを適用する。取引の両サイド（すなわち、信用リスクに対するプロテクションと原資産）に対する個別リスクに係る自己資本賦課を合計するのではなく、二つの自己資本賦課額のうち、いずれか高い方を適用する。

717. パラグラフ 713～715 に該当しない場合には、両方のポジションに対して個別リスクに係る自己資本を課す。

718. 銀行のトレーディング勘定内のファースト・トゥ・デフォルト型（first-to-default）およびセカンド・トゥ・デフォルト型（second-to-default）商品については、バンキング勘定について適用される基本的コンセプトを、同様に適用する。これらの商品のロング・ポジションを持っている銀行（例、バスケット型のクレジット・リンク債の買い手）は、プロテクションの売り手として扱われ、個別リスクに対する自己資本賦課を合計するか、ないしは、もし可能であれば外部格付を利用することを求められる。これらの証券の発行体は、プロテクションの買い手として扱われ、原資産のうち最も低い個別リスクの自己資本を課される資産について、個別リスクの相殺が認められる。

(ii) 一般市場リスク

718(i). 一般市場リスクに対する所要自己資本は、市場金利の変動から損失が生じるリスクをカバーすることを企図したものである。本リスクの測定手法としては、主として2つの選択肢、すなわち「マチュリティ」法と「デュレーション」法が用意されている。いずれの方法においても、所要自己資本額は4つの項目の合計である。

- トレーディング勘定全体としてのネットのショートないしロング・ポジション
- 各期間帯の内部でマッチしているポジションの若干部分（“vertical disallowance”）
- 異なる期間帯の間でマッチしているポジションのより大きな部分（“horizontal disallowance”）
- 必要に応じ、オプションのポジションに対するネットの所要自己資本（パラグラフ 718(Lxvi)から 718(Lxix)参照）

718(ii). マチュリティ・ラダーは通貨毎に別々に作成し、所要自己資本額を各通貨毎に算出のうえ、ロングとショートポジションの相殺は行わずに合計する。業務の規模が小さい通貨については別々にマチュリティ・ラダーを作成する必要はない。それらの通貨については、マチュリティ・ラダーをひとつ用意し、各通貨のネットのロングないしショート・ポジションを適切な期間帯に投入することができる。ただし、これらのネット・ポジションはロングであるとショートであるとを問わず各期間帯内で合計し、単一のグロス・ポジションとしなければならない。

718(iii). マチュリティ法（デュレーション法についてはパラグラフ 718(vii)参照）においては、債券およびその他の金利エクスポージャーが生じるロングないしショート・ポ

ジション（派生商品を含む）は、13（低クーポン商品の場合は15）の期間帯から成るマチュリティ・ラダーに投入される。固定金利の商品は残存期間に応じて、また変動金利の商品は次回金利更改日迄の残存期間に応じて各期間帯に振り分けられる。同一銘柄の債券のロングとショート・ポジションが同額である場合は、実額であると想定額であることを問わず、マチュリティ法のフレームワークからネットアウトできる（ただし、同じ発行主体による異なる銘柄の場合は不可）。パラグラフ 718(xiii)と 718(xiv)に示す条件を満たしているスワップ・フォワード契約・先物取引・FRAのポジションがほぼマッチしている場合も同様である。

718(iv). 計算の第1のステップは、各期間帯のポジションに、金利の想定変動に対するこれらのポジションの価格感応度を反映するように設定されているウェイトを乗じることである。各期間帯のウェイトは表1に示すとおりである。ゼロ・クーポン債やクーポン・レートが極めて低い債券（deep-discount bonds、クーポン・レート3%未満の債券と定義）は、表の第2列に示す期間帯に投入する。

マチュリティ法：期間帯とウェイト

クーポン・レート3%以上	クーポン・レート3%未満	リスク・ウェイト	想定金利変動幅
～1カ月以内	～1カ月以内	0.00%	1.00
1～3カ月	1～3カ月	0.20%	1.00
3～6カ月	3～6カ月	0.40%	1.00
6～12カ月	6～12カ月	0.70%	1.00
1～2年	1.0～1.9年	1.25%	0.90
2～3年	1.9～2.8年	1.75%	0.80
3～4年	2.8～3.6年	2.25%	0.75
4～5年	3.6～4.3年	2.75%	0.75
5～7年	4.3～5.7年	3.25%	0.70
7～10年	5.7～7.3年	3.75%	0.65
10～15年	7.3～9.3年	4.50%	0.60
15～20年	9.3～10.6年	5.25%	0.60
20年超	10.6～12年	6.00%	0.60
	12～20年	8.00%	0.60
	20年超	12.50%	0.60

718(v). 計算の第2のステップは、各期間帯内のウェイト付けされたロング・ポジションとショート・ポジションを相殺し、単一のショートないしロング・ポジションとすることである。しかしながら、各期間帯には様々な種類や満期の証券が含まれるため、ベース・リスクとギャップ・リスクを勘案して、相殺の対象となるポジションのうち、ロングであれショートであれ、絶対値の小さい方に対して10%の所要自己資本を課す。したがって、例えば、ある期間帯の中でウェイト付けされたロング・ポジションの合計が1億ドルであり、同ショート・ポジションが9,000万ドルであれば、当該期間帯のい

わゆる“vertical disallowance”は9,000万ドルの10%（すなわち900万ドル）となる。

718(vi). 上記の計算により、2組のウェイト付けされたポジション、すなわち、各期間帯内のネットのロングないしショート・ポジション（上記の計算例では1,000万ドルのロング）と、符号のつかないvertical disallowanceが得られる。しかしながら、銀行はさらに“horizontal offsetting”を2回行うことができる。すなわち、3つのゾーン（0～1年、1～4年、4年以上）¹²³のそれぞれにおいてネット・ポジション間の相殺を行い、続いて3ゾーン相互の間で各ゾーンのネット・ポジションを相殺する。反対ポジションの相殺には、相殺の対象となるポジションの一定割合のdisallowance（以下の表参照）が課される。3つの期間帯のそれぞれにおいて、ウェイト付けされたロング・ポジションとショート・ポジションは相殺可能であるが、マッチしている部分にはdisallowance factorが課され、所要自己資本の一部となる。相殺後に各ゾーンに残ったネット・ポジションは他のゾーンの反対ポジションと相殺することができるが、ここで再びdisallowance factorが課される。

Horizontal disallowances

ゾーン ¹²⁴	期間帯	同一ゾーン内	隣接ゾーン間	ゾーン1・3間
ゾーン1	0～1カ月	40%	40%	100%
	1～3カ月			
ゾーン2	3～6カ月	30%	40%	
	6～12カ月			
	1～2年			
ゾーン3	2～3年	30%	40%	
	3～4年			
	4～5年			
	5～7年			
	7～10年			
ゾーン3	10～15年	30%	40%	
	15～20年			
	20年超			
	20年超			

718(vii). いまひとつの選択肢である**デュレーション法**においては、所要の能力を有する銀行は監督当局の同意のもとに、各ポジションの価格感応度を個別に計算することによってより正確に一般市場リスク全般を算出することが認められる。この方法を選択した銀行は、これを継続的に使用し（方法の変更は各国当局の承認を要する）、使用しているシステムに対する監督当局のモニタリングを受け入れる。本手法の仕組みは以下のとおりである。

¹²³ クーポン・レート3%未満の場合は、0～1年、1～3.6年、および3.6年以上である。

¹²⁴ クーポン・レート3%未満の場合は、0～1年、1～3.6年、および3.6年以上である。

- まず、0.6～1.0%ポイントの金利変動(金融商品の残存期間により変動幅を設定)に対する各金融商品の価格感応度を計算する(下記の表参照)。
- 上記により算出した感応度を15の期間帯から成るデュレーション・ラダー(下記の表参照)に投入する。
- 各期間帯のロング・ポジションおよびショート・ポジションについて、ベース・リスクを勘案して5%のvertical disallowanceを適用する。
- 各期間帯のネット・ポジションについてhorizontal offsettingを行い、上記パラグラフ718(vi)の表に示したdisallowanceを課す。

デュレーション法：期間帯と想定金利変動幅

想定金利変動幅		想定金利変動幅	
<u>ゾーン1</u>		<u>ゾーン3</u>	
～1カ月以内	1.00	3.6～4.3年	0.75
1～3ヶ月	1.00	4.3～5.7年	0.70
3～6カ月	1.00	5.7～7.3年	0.65
6～12カ月	1.00	7.3～9.3年	0.60
		9.3～10.6年	0.60
		10.6～12年	0.60
<u>ゾーン2</u>		12～20年	0.60
1.0～1.9年	0.90	20年超	0.60
1.9～2.8年	0.80		
2.8～3.6年	0.75		

718(viii). 業務規模の小さい通貨(上記のパラグラフ718(ii)参照)については、各期間帯のグロス・ポジションに、パラグラフ718(iv)に示したリスク・ウェイト(マチュリティ・ラダー法によりポジションを計算する場合)もしくはパラグラフ718(vii)に示した想定金利変動幅(デュレーション法によりポジションを計算する場合)の何れかを適用し、以後ポジションの相殺は一切認められない。

(iii) 金利関連派生商品

718(ix). トレーディング勘定の金利派生商品およびオフ・バランス商品のうち、金利の変化に反応するもの(例:FRA<Forward Rate Agreements>、その他のフォワード契約、債券先物、金利・通貨スワップおよび先物為替予約)は全て規制の対象となる。オプションについては、パラグラフ718(Lvi)から718(Lxix)に述べるとおり複数の取扱いがある。金利派生商品の取扱いに関するルールはパラグラフ718(xviii)に要約する。

ポジションの計算

718(x). 派生商品は、関連する原商品のポジションに変換のうえ、上述のとおり個別リスクおよび一般市場リスクに対する所要自己資本を算定する。上述の標準的手法によって計算する場合、ポジションとして認識されるのは、上記のパラグラフ690からパラグ

ラフ 701 に規定された慎重な評価のための指針に基づき算定された原商品ないし想定上の原商品の元本の市場価値¹²⁵である。

先物取引およびフォワード契約 (FRA を含む)

718(xi). これらの商品は、概念上の政府債券のロングおよびショート・ポジションの組合せとして扱われる。先物取引ないし FRA の残存期間は、原商品の引渡さないし契約履行日までの期間に、必要に応じ原商品の残存期間を足したものである。例えば、6 月スタートの 3 か月物金利先物取引を 4 月に買い建てた場合には、残存期間 5 か月の政府債券のロング・ポジションと、残存期間 2 か月の政府債券のショート・ポジションとして認識される。契約の履行に際し、一定の範囲の債券の中から現渡しを行うことができる場合、どの債券をマチュリティ・ラダーないしデュレーション・ラダーに投入するかに関しては銀行に裁量を与えられるが、取引所が何らかの変換係数 (conversion factor) を設定している場合は、それを用いなければならない。社債指数の先物取引については、想定上の原債券のポートフォリオの市場価格が投入される。

スワップ

718(xii). スワップは、残存期間が当該スワップに合致する 2 つの想定上の政府債券のポジションとして取扱う。例えば、変動金利を受け取って固定金利を支払う金利スワップ契約の場合は、次回金利更改期を満期とする変動金利のロング・ポジション、およびスワップ契約の終了時を満期とする固定金利のショート・ポジションとして扱う。固定金利ないし変動金利を株価指数等の何らかの指標に基づく価格で受払いするスワップ契約の場合は、金利サイドは金利更改期を満期としてマチュリティ・ラダーに投入し、株価指数サイドは株式のフレームワークの中に算入しなければならない。異種通貨間のスワップの場合は、両サイドを通貨別にマチュリティ・ラダーに投入する。

標準的手法の下での派生商品の所要自己資本額の算出

ポジションの相殺限度

718(xiii). 発行者、クーポン、通貨および満期が全く等しい同一商品の反対ポジション (現物のポジションと想定上のポジションの双方) は、マチュリティ法のフレームワークから (個別リスクおよび一般市場リスクの双方について) 全面的に除外することができる。先物・フォワード取引とそれに対応する原商品のポジションがマッチしている場合も相殺 (すなわち計算から除外) 可能である¹²⁶。当該先物取引やフォワード契約に対して複数の引渡可能な商品がある場合は、ショート・ポジションを取っているトレーダーにとって引渡しに際し最も有利となる原債券が明確に特定される場合に限り、当該先物取引やフォワード契約のポジションと原商品のポジションを相殺することが認められる。この場合、それらの債券 (“cheapest to deliver” と呼ばれることもある) の価格と当該先物取引やフォワード契約の価格の間には強い連動性がなければならない。また、異種通貨間のポジション相殺は認められない。異種通貨間のスワップや先物為替予約における両サイドのポジションは、それぞれ関連商品の概念上のポジションとして扱われ、各通貨毎の計算に含められる。

¹²⁵ 表面的な想定元本が実質的な想定元本と異なる商品の場合、実質的な想定元本を利用して計算する必要がある。

¹²⁶ ただし、先物の残存期間にあたるサイドは計算に含めなければならない。

718(xiv). また、同一カテゴリーの商品の反対ポジションは¹²⁷、場合によりマッチしていると看做し完全に相殺することができる。この取扱いが認められるためには、当該ポジションが同一の原商品に関わるものであり、名目価値が同額であり、かつ同一通貨建てでなければならない¹²⁸。また、

- (i) **先物取引の場合**：当該取引に係る想定上の商品ないし原商品の反対ポジションの相殺は、満期の差が7日以内の同一商品であることを要する。
- (ii) **スワップおよび FRA の場合**：変動金利のポジションについて、指標となるレートが同一のものであること、またクーポン・レートがほぼマッチしていること（15 ベーシス・ポイント以内）を要する。
- (iii) **スワップ、FRA およびフォワード契約の場合**：次回金利更改までの期間、ないし固定金利のポジションまたはフォワード契約の残存期間が以下の限度内であることを要する。
 - 計算時点より1か月未満のものについては同日
 - 同1か月～1年については7日以内
 - 同1年超については30日以内

718(xv). スワップのポートフォリオが大きい銀行は、それらのスワップについて、マチュリティ・ラダーないしデュレーション・ラダーに投入するポジションを算出する際に別の方式を用いることができる。ひとつの手法は、まず、スワップのキャッシュ・フローを現在価値に引き直す。その際、全てのキャッシュ・フローを、ゼロ・クーポン利回りを用いて割引いたうえ、キャッシュ・フローの現在価値を示すネットの単一の数字とし、ゼロ・クーポン債（ないし低クーポン債）と同様の手順で適切な期間帯に入れなければならない。こうして得られたネットの額は、前述のとおり一般市場リスクのフレームワークに投入される。いまひとつの手法は、マチュリティ法ないしデュレーション法において用いられる金利変動幅を用いてネット現在価値の感応度を計算し、その結果をパラグラフ 718(iv)と 718(vii)に示した期間帯に投入するというものである。同様の結果がもたらされるのであれば他の手法も使用可能である。しかしながら、こうした取扱いが認められるのは以下の条件が満たされている場合に限られる。

- 使用されるシステムの正確性について監督当局が完全に満足していること。
- 算出されたポジションが金利変動に対するキャッシュ・フローの感応度を完全に反映しており、かつ適切な期間帯に投入されていること。
- ポジションが同一通貨建てであること。

個別リスク

718(xvi). 金利・通貨スワップ、FRA、先物為替予約および金利先物取引には、個別リスクをカバーするための所要自己資本は賦課されない。金利指数（interest rate index、例えば LIBOR）に係る先物取引についても同様である。しかしながら、債券ないし複数

¹²⁷ オプションのデルタ換算値を含む。パラグラフ 718(Lx)に従って算出されるキャップとフロアのポジションのデルタ換算値も、本パラグラフに定めるルールに従って互いに相殺することができる。

¹²⁸ 異なるスワップの片側のポジション同士も、同様の条件のもとで「マッチしている」と看做される。

の債券のバスケットを代表する指数を原商品とする先物取引については、パラグラフ 709(iii)から 718 に述べた発行者別の信用リスクに従って、個別リスクに対する所要自己資本が賦課される。

一般市場リスク

718(xvii). 一般市場リスクは、全ての派生商品のポジションに対し、現物ポジションに対するのと同様に課される。適用除外は、パラグラフ 718(xiii)および 718(xiv)に述べたように、同一商品のポジションが完全に、ないしほぼ完全にマッチしている場合にのみ認められる。各カテゴリーの商品は、既述のルールにしたがってマチュリティ・ラダーに投入され、取扱われなければならない。

718(xviii). 次の表はマーケット・リスク規制上の金融関連派生商品の取扱いの概要を示したものである。

金利関連派生商品の取扱いの概要

商品	個別リスク 129	一般市場リスク
先物		
－政府債券	○ ¹³⁰	○、2つのポジション
－社債	○	○、2つのポジション
－金利指数（例：LIBOR）	×	○、2つのポジション
店頭フォワード		
－政府債券	○ ¹³⁰	○、2つのポジション
－社債	○	○、2つのポジション
－金利指数	×	○、2つのポジション
FRA・スワップ	×	○、2つのポジション
為替先物予約	×	○、各通貨毎に1ポジション
オプション		以下のいずれか
－政府債券	○ ¹³⁰	(a) 関連するヘッジ・ポジションとともに標準的な測定フレームワークから切離し －簡便法 －シナリオ分析 －内部モデル（パート B）

¹²⁹ 商品の発行者に係る個別リスク。現行の信用リスク規制においては、カウンターパーティ・リスクには別途所要自己資本が賦課される。

¹³⁰ 個別リスクに対する所要自己資本は、格付がAA-以下の政府債に対してのみ課される。（パラグラフ 710と 710(i)を参照。）

－社債	○	(b)「デルタ・プラス」法により一般市場リスクに係る所要自己資本を算出（ガンマとベガに所要自己資本を別途賦課）
－金利指数	×	
－FRA・スワップ	×	

2. 株式ポジション・リスク

718(xix). 本セクションでは、トレーディング勘定における株式のポジションに係るリスクをカバーするための最低自己資本基準を定めている。本基準は、市場変動の実態が株式市場と類似しているすべての商品のロングおよびショート・ポジションに適用されるが、転換権のない優先株は対象外である（同商品には、パラグラフ 709 から 718(xviii) に述べた金利リスクを対象とするフレームワークが適用される）。同一銘柄のロングおよびショート・ポジションはネット・ベースで計測することが認められる。対象となる商品は、普通株（議決権の有無を問わない）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券、および株式売買に係るコミットメントである。派生商品、株価指数および指数裁定取引の取扱いについては以下のパラグラフ 718(xxii) から 718(xxix) で触れる。

(i). 個別リスクと一般市場リスク

718(xx). 株式に係る最低自己資本基準も、債券の場合と同様、別々に計算された 2 つの所要自己資本から構成される。すなわち、個々の株式のロングあるいはショート・ポジションに生じる個別リスク、および市場全体におけるロングあるいはショート・ポジションに生じる一般市場リスクのそれぞれに対する所要自己資本である。個別リスクとは当該銀行のグロスの株式ポジション（全ロング・ポジションと全ショート・ポジションの合計）であり、一般市場リスクとはロング・ポジションの合計とショート・ポジションの合計の差（一つの株式市場における全体のネット・ポジション）である。ロングおよびショート・ポジションは市場単位（market-by-market）で算出される。つまり、銀行が株式を取得した各国の市場毎に別々の計算を行うこととなる。

718(xxii). 個別リスクに対する所要自己資本は 8% である。ただし、ポートフォリオの流動性が高く、かつ分散されている場合は 4% となる。各国の市場は流動性や集中度において様相を異にしているため、ポートフォリオの流動性や分散度に係る基準の設定は各国当局の裁量に委ねられる。一般市場リスクに対する所要自己資本は 8% である。

(ii). 株式に係る派生商品

718(xxiii). 株価の変動により影響を受ける株式関連の派生商品やオフ・バランス・ポジションは、オプション（パラグラフ 718(Lvi) から 718(Lxix) 参照）を除いて本測定システムの対象となる¹³¹これには、個々の株式および株価指数の先物およびスワップが含まれる。派生商品は各々の原資産のポジションに変換される。株式関連派生商品の取扱いは、パラグラフ 718(xxix) に要約する。

¹³¹ 株式がフォワード契約、先物ないしオプションの一部（一定量の株式の受取りないし引渡し）となっている場合は、当該契約のもう一方のポジションから生じる金利・外為エクスポージャーをパラグラフ 709 から 718(xviii) およびパラグラフ 718(xxx) から 718(xLii) に述べるとおりに扱う。

ポジションの計算

718(xxiii). 標準的手法により個別および一般市場リスクを計算するためには、派生商品のポジションを想定上の株式ポジションに変換する必要がある。

- 個々の株式に関連する先物およびフォワード契約は、原則として時価で認識する。
- 株価指数に関連する先物は、想定上の原株式ポートフォリオの時価で認識する。
- エクイティ・スワップは、2つの想定上のポジションとして扱う¹³²。
- 株式オプションおよび株価指数オプションは、関連する原資産とともに括り出す（“carve out”）か、または「デルタ・プラス」法に基づいて、本セクションで定められている一般市場リスクの計測の中に盛り込まなければならない。

所要自己資本額の算出

個別リスクおよび一般市場リスクの測定

718(xxiv). 同一市場における同一株式ないし株価指数のマッチしているポジションはすべて相殺され、残った単一のネット・ショートまたはネット・ロング・ポジションに個別および一般市場リスクに係る所要自己資本が賦課される。例えば、ある株式の先物は同一株式の現物の反対ポジションと相殺され得る¹³³。

指数に関連するリスク

718(xxv). 分散度の高い株式ポートフォリオを構成する指数取引については、ネットのロングないしショート・ポジションに対し、一般市場リスクに加えてさらに 2%の所要自己資本が課される。本所要自己資本は、取引履行リスク等のリスク要因をカバーするためのものである。各国監督当局は、この取扱いが分散度の高い指数にのみ適用され、例えばマーケットの一部のみを対象とする指数に適用されるといったことのないよう注意を払う。

裁定取引

718(xxvi). 先物取引に関連して以下の裁定取引手法がとられている場合は、一方の指数に対してのみ上記の 2%の追加的所要自己資本が適用され、反対側のポジションは所要自己資本が免除される。対象となる取引手法は以下のとおり。

- 銀行が、同一の指数について異なる日付ないし異なる市場で反対ポジションをとる裁定取引。

¹³² 例えば、ある銀行が特定の株式または株価指数の価値の変動に基づく金額を受取り、他の指数に基づく金額を支払うというエクイティ・スワップについては、前者をロング・ポジション、後者をショート・ポジションとして取扱う。スワップの一方のポジションが固定ないし変動金利の受払いを含む場合、そのポジションはパラグラフ 709 から 718(xviii) に述べたとおり金利更改日に応じて金利関連商品の適切な期間帯に投入される。なお、株価指数は株式として扱われる。

¹³³ ただし、先物取引から生じる金利リスクはパラグラフ 709 から 718(xviii) に述べた手順で計測する。

- 銀行が、同一ではないが類似した指数について同一日付で反対ポジションをとる裁定取引。ただし、監督当局が、両指数の相殺を容認するうえで十分に共通な構成要素（components）を含んでいると判断する場合。

718(xxvii). 銀行が意図的な裁定取引手法として、広範な株式により構成される指数の先物を株式のバスケットにマッチさせている場合は、以下の条件のもとに両ポジションを標準的計測手法から切離して取扱うことができる。

- 取引が意図的に行われ、個別に管理されていること。
- 株式バスケットの内訳を想定上の構成要素に引き直した場合、指数の少なくとも90%をカバーしていること。

この場合、相違リスク（divergence risk）および取引履行リスク（execution risk）を勘案して、最低所要自己資本は4%（各サイドのグロス・ポジションについて2%）とする。これは、指数を構成するすべての株式を同じ割合で保有している場合においても適用される。先物取引の価値を超えた株式バスケットの価値、または株式バスケットの価値を超えた先物取引の価値は、ヘッジされていないロングあるいはショート・ポジションとして扱われる。

718(xxviii). 銀行が預託証券（depository receipts）のポジションを原株式ないし異なる市場における同様の株式のポジションと反対方向に取っている場合は、両ポジションを相殺することができる（所要自己資本は賦課されない）。ただし、預託証券を原株式に転換する際のコストは全額認識されなければならない¹³⁴。

718(xxix). 以下の表はマーケット・リスク目的の株式関連派生商品に対する規制上の取扱いをまとめたものである。

株式関連派生商品の取扱いの概要

商 品	個別リスク ¹³⁵	一般市場リスク
取引所取引ないし店頭取引の先物		
－ 個々の株式	○	○、原商品として
－ 指 数	2%	○、原商品として
オプション		
－ 個々の株式	○	以下のいずれか (a) 関連するヘッジ・ポジションとともに標準的測定フレームワークから切離し － 簡便法 － シナリオ分析 － 内部モデル（パート B）

¹³⁴ これらのポジションから生じる為替リスクは、718(xxx)から718(xlvii)に述べる手順で認識する。

¹³⁵ 当該商品発行者に係る個別リスクに対する所要自己資本。信用リスクを対象とする現行ルールでは、カウンターパーティ・リスクについて所要自己資本が別途賦課される。

一指 数	2%	(b)「デルタ・プラス」法に従って一般市場リスクに係る所要自己資本を算出（ガンマとベガに所要自己資本を別途賦課）
------	----	--

3. 為替リスク

718(xxx). 本セクションでは、金を含む外国為替のポジションを取ることから生じるリスクをカバーするための最低自己資本基準を定めている¹³⁶。

718(xxxi). 為替リスクに対する所要自己資本を算出するプロセスは2段階に分かれている。まず単一通貨のポジションが抱えるリスクを測定し、次に、異なる通貨のロングおよびショートが混在するポジションに内在するリスクを測定する。

(i). 単一通貨のリスクの測定

718(xxxii). 銀行の通貨別のネット・オープン・ポジションは、以下の項目を合計することによって得られる。

- ネット直物ポジション（未収・未払利息を含む当該通貨建て資産と負債の差額）
- ネット先物ポジション（先物為替取引の将来受取額と将来支払額の差額で、通貨先物および通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む）
- 実行を求められることが確実な保証（およびその類似取引）で、求償しても回収の見込みがないもの
- 将来発生するネット受取もしくは支払額で、既に完全にヘッジされているもの（ただし本項目をポジションに含めるか否かの判断は各銀行の裁量とする）
- その他為替損益（各国の会計慣行による）
- すべての通貨オプションのネット・デルタ・ベース換算額¹³⁷

718(xxxiii). 複数の通貨によって構成される通貨のポジションについては、別途報告しなければならない。ただ、銀行の有するオープン・ポジションを測定する際には、取扱い方法が一貫したものである限り、これを1つの通貨として取扱うことも構成通貨毎に分けることも可能である。金のポジションは、パラグラフ 718(xlix)に述べる方法で測定する¹³⁸。

¹³⁶ 金は、コモディティではなく外国為替のポジションとして扱う。何故なら、金のボラティリティ水準はむしろ外国為替に近いものであり、銀行は両者を同様の方法で管理しているからである。

¹³⁷ ガンマとベガについては、パラグラフ 718(Lix)から 718(Lxii)に述べるとおり所要自己資本を別途算出する。あるいは、オプションとその関連の原資産については、パラグラフ 718(Lvi)から 718(Lxix)に述べるその他の計測手法によって所要自己資本を算出する。

¹³⁸ 金がフォワード契約の一部（金の受取りないし引渡し）となっている場合は、当該契約のもう一方のポジションから生じる金利・外為エクスポージャーを上記のパラグラフ 709 から 718(xviii)および 718(xxxii)に述べるとおりに扱う。

718(xxxiv). 以下の3点、すなわち、利息の取扱い、その他の収益・費用の取扱い、通貨の先渡ポジション、および「構造」持高の取扱いについては、さらに詳細な説明が必要である。

利息、その他収入および支出の取扱い

718(xxxv). 未収利息（発生しているがまだ受渡しが行われていないもの）は対象ポジションに含まれ、未払金も同様に含まれる。現在発生していないが将来発生すると予想される利息収入および支払いについては、金額が確定し、銀行がそれらに対してヘッジを行っている場合以外は、対象ポジションから除くことができる。仮に銀行がそうした将来の受取りや支払いを対象ポジションに含める場合は、一貫した取扱いを行わなければならない。ポジションを圧縮するキャッシュ・フローのみを選択して算入することは認められない。

通貨の先渡ポジション・金ポジションの測定方法

718(xxxvi). 通貨の先渡ポジションの評価は、通常、直物為替相場を用いて行う。先物相場で評価した場合には、先物ポジションの測定値に通貨間の現在の金利差が幾分反映されることになり、これは不適切である。ただし、通常の管理会計においてネット現在価値をベースとする会計処理を行っている銀行は、先物通貨・金のポジションを計測する際、各ポジションを金利のスポット・レートで割引き、直物為替相場で評価したネット現在価値を用いることが求められる。

構造持高の取扱い

718(xxxvii). マッチしている外為ポジションは、為替相場の変動に伴う損失の発生は防ぐものの、必ずしも自己資本比率の低下を防ぐものではない。仮にある銀行が自己資本を自国通貨建てで保有し、かつ外貨建ての資産・負債によって構成される完全にマッチしたポートフォリオを保有している場合には、自国通貨価値の下落により自己資本比率は低下することとなる。その際、当該銀行が自国通貨のショート・ポジションを保有していれば自己資本比率の低下を防ぐことができるが、自国通貨の価値が上昇した場合には同じポジションによって損失を被ることとなる。

718(xxxviii). 各国監督当局は、銀行に対し、上記のような方法で自己資本比率の水準を維持することを認める裁量を有する。すなわち、銀行が為替相場の変動に伴う自己資本比率の低下を完全にもしくは部分的にヘッジするために意図的に保有するポジションは、ネット・オープン・ポジションの計算から除外することができる。ただしその場合には、以下の諸条件を満たしていることを要する。

- 当該ポジションは「構造的」な性格を有するもの、すなわちディーリング対象とはならないものでなくてはならない(各国の会計基準や慣行に従って各国監督当局により厳密に定義される)。
- 各国監督当局は、除外される「構造」持高が当該銀行の自己資本比率の水準を維持することのみを目的としたものであることを確認しなければならない。
- ポジションの除外は一貫して行われなければならない、ヘッジの取扱いも、対象資産等の残存期間にわたり同一でなければならない。

718(xxxix). 銀行がキャピタル・ベースを算出する際に自己資本から控除する項目（連結対象外の子会社に対する出資等）および財務諸表上に原価で示されている外貨建の長期にわたる出資については、関連ポジションに所要自己資本が課されない。これらも構造的ポジションと看做される。

(ii). 外為および金ポジションが内包する為替リスクの測定

718(xl). 銀行は、監督当局の裁量の下で以下2通りの測定方法の何れかを選択する。すなわち、すべての通貨を等しく扱う「簡便法」と、ポートフォリオの構成によって異なるリスクの度合いを考慮した内部モデルを用いて測定する方法である。内部モデルを使用する際の条件はパラグラフ 718(Lxx)から 718(xcix)に示されている。

718(xli). 簡便法の下では、各外国通貨および金のネット・ポジションの名目額（ないしネット現在価値）は、直物相場により報告通貨に換算される¹³⁹。全体のネット・オープン・ポジションは、以下の項目を合計したものとする。

- 全ての通貨のネット・ショート・ポジション総額もしくはネット・ロング・ポジション総額のうちの大きい方の金額¹⁴⁰
- 金のネット・ポジション（ショートもしくはロングの符号を問わず）

全体のネット・オープン・ポジションに対しては 8%の所要自己資本が課される（以下の例参照）。

為替リスクの簡便法による計算例

円	独マルク	英ポンド	仏フラン	米ドル	金
+50	+100	+150	-20	-180	-35
	+300		-200		35

所要自己資本は、ネット・ロング・ポジションとネット・ショート・ポジションのうちいずれか大きい方（すなわち 300）に、金のネット・ポジション（35）を加えたものの 8%となる（ $335 \times 8\% = 26.8$ ）。

718(xlii). 外為取引の規模が極めて小さく（negligible）、かつ自己勘定では外為ポジションを有していない銀行は、各国当局の裁量により、以下の条件が満たされていることを前提として外為ポジションに対する所要自己資本を免除される。

¹³⁹ 銀行が連結ベースで為替リスクを測定する際、国外支店や現法における外為取引が極く僅かである場合には、それらのポジションを合算することは技術的に実用的でないと考えられる。こうした場合には、内部的に設定されている外為ポジション枠をポジションの代替指標として用いることもできる。設定された枠に対する実際のポジション動向の事後的モニタリングが適切に行われることを条件として、ポジション枠（符号に拘らない）の額を各通貨のネット・オープン・ポジションに合算するという方法である。

¹⁴⁰ この計算方法の代わりに、結果は全く同じになるが、報告通貨のポジションを含めたショート（もしくはロング）・ポジションの総額を計算する方法を採用することもできる。

- 外為取引の規模（全外国通貨のグロス・ロング・ポジション総額とグロス・ショート・ポジション総額のうちいずれか大きい方）が、パラグラフ 49(xxi)から 49(xxii)に定められた算入自己資本の総額（100%）を上回らないこと。かつ、
- 上記パラグラフに定めた全体のネット・オープン・ポジションが、49(xxi)から 49(xxii)に定められている算入自己資本の 2%を上回らないこと。

4. コモディティ・リスク

718(xliii). 本セクションでは、金以外の貴金属を含むコモディティ（金はパラグラフ 718(xxx)から 781(xLii)に述べた手法により外国為替と同様に扱う）のポジションを保有することから生じるリスクをカバーするための最低自己資本基準を設定する。コモディティは、流通市場で取引されている、もしくは取引され得る実物商品（例えば、農産物、石油を含む鉱物、貴金属）を指す。

718(xliv). コモディティの価格リスクは、通貨や金利に係る価格リスクに比べてより複雑でボラティリティが大きい場合が多い。コモディティ市場は、金利や為替の市場に比べて流動性が低い可能性があり、その結果、需給の変化が価格やボラティリティに多大な影響を及ぼし得る¹⁴¹。コモディティ市場のこうした特性により、市場価格の把握やコモディティ・リスクの有効なヘッジが困難になる可能性がある。

718(xlv). スポット取引（または実物取引）において最も重要なリスクは、スポット価格の変化から生じる方向性リスク（directional risk）である。しかしながら、フォワードや派生商品を用いたポートフォリオ戦略を展開している銀行は、この他にも様々なリスクに晒されており、それらのリスクはスポット価格の変化から生じるリスクを上回ることもある。それらのリスクには以下のものが含まれる。

- ベーシス・リスク（類似したコモディティの価格間の関係が時間の経過とともに変わるリスク）
- 金利リスク（フォワード・ポジションおよびオプションのキャリー・コストが変化するリスク）
- フォワード・ギャップ・リスク（フォワード価格が金利変動以外の要因により変化するリスク）

また銀行は、店頭派生商品についてカウンターパーティ・リスクを負うこともあるが、このリスクは本枠組みの付属文書 4 で述べられた方法の 1 つとして把握されている。銀行はコモディティ・ポジションに係る資金調達によって金利リスクや為替リスクに晒されることもあるが、そうした場合は、関連ポジションをパラグラフ 709 から 718(xviii) およびパラグラフ 718(xxx)から 718(xLii)それぞれ定められている金利・為替リスクの測定に含めなければならない¹⁴²。

¹⁴¹ 銀行はまた、ショート・ポジションがロング・ポジションより先に満期を迎える場合に生じるリスクに備えておかなければならない。一部の市場における流動性の不足により、ショート・ポジションを解消することが難しく、市場から締め上げに遭う（squeezed by the market）可能性がある。

¹⁴² コモディティがフォワード契約の一部を成している場合（コモディティの授受が発生）は、当該契約のもう一方のポジションから生じる金利・外為エクスポージャーをパラグラフ 709 から 718(xviii)および 718(xxx)から 718(xLii)に定められているとおりに扱う。実物ストックを純粋にファイナンスしている

718(xlvi). 当委員会は、コモディティ・ポジションのリスクの測定手法として、以下パラグラフ 718(xlviii)から 718(Lv)に述べる 3つの選択肢を提案する。他のマーケット・リスクの場合と同様、銀行はパラグラフ 718(Lxx)から 718(xcix)に記されている条件に従ってモデルを使用することができる。コモディティ・リスクはまた、非常に簡便なフレームワーク（パラグラフ 718(Liv)から 718(Lv)）、ないし、7つの期間帯をベースとする手法によりフォワード・ギャップ・リスクと金利リスクを別々に把握する測定システム（パラグラフ 718(xlix)から 718(Liii)）の何れかの標準的な手法を用いて測定することもできる。簡便なアプローチとマチュリティ・ラダー・アプローチは、何れもコモディティ取引の規模が相対的に小さい銀行にのみ適している。主要なトレーダーは、将来的には、パラグラフ 718(Lxx)から 718(xcix)に定められている定性的・定量的基準に従って内部モデル・アプローチを採用することが期待される。

718(xlvii). (コモディティ・リスク計測における) マチュリティ・ラダー・アプローチおよび簡便法においては、オープン・ポジションを計算する際、各コモディティのロングおよびショート・ポジションをネットして認識することが認められる。一方、異なるコモディティのポジションは原則として相殺することはできない。ただし、同一コモディティの異なるサブ・カテゴリー（sub-category）間では¹⁴³、相互に決済するために引渡し可能なコモディティである場合は、各国当局の裁量によりサブ・カテゴリー間の相殺が認められる。相互に代替的なコモディティで、少なくとも 1年間にわたり価格変動の相関係数が少なくとも 0.9 となることが明らかであれば、それらのコモディティのポジションは相殺可能と認められる。なお、相関係数を利用して所要自己資本を計算することを希望する銀行は、選択した計算方法の正確性を関係監督当局に示し、事前承認を受けなければならない。内部モデル・アプローチを選択する銀行は、過去のデータに基づく相関関係を考慮して、異なるコモディティ間でロングとショート・ポジションを相殺することができる。これは、例えば、異なる通貨の金利間で一定の相殺が認められるのと同様の扱いである。

(i) モデルによるコモディティ・リスクの測定

718(xlviii). 銀行は、パラグラフ 718(Lxx)から 718(xcix)に定められている内部モデル・アプローチを選択することができる。その際は、以下のリスクを把握する手法を用いなければならない。

- 方向性リスク（スポット価格の変動に対し、ネット・オープン・ポジションから生じるリスク）
- フォワード・ギャップおよび金利リスク（満期のミスマッチからフォワード価格が変動するリスク）
- ベーシス・リスク（類似のコモディティの間で価格の関係が変化するリスク）

ポジション（すなわち、実物商品がフォワードとして売却されており、かつ調達コストがフォワードの満期日まで固定されている状態）はコモディティ・リスクの計算から除外することができるが、金利リスクおよびカウンターパーティ・リスクに係る所要自己資本は課される。

¹⁴³ コモディティは、clan、family、sub-group、および個別コモディティに分類することができる。例えば、エネルギー関連コモディティが一つのclanであれば、炭化水素類はfamily、原油はsub-group、WTI（West Texas Intermediate）、アラビアン・ライト（Arabian Light）やブレント（Brent）は個別コモディティとなる。

また、内部モデルは各市場の特性（受渡日数、トレーダーがポジションを解消し得る可能性、等）を適切に勘案したものであることが特に重要である。

(ii) マチュリティ・ラダー・アプローチ

718(xlix). このアプローチによって所要自己資本を算出する際、銀行はまず、各コモディティのポジション（スポットおよびフォワード）を標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラム等）で表示する。次に、各コモディティのネット・ポジションをその時点のスポット・レートによって各国通貨に換算する。

718(l). 次に、期間帯内部のフォワード・ギャップと金利リスク（両者を一体で curvature/spread risk と呼ぶこともある）を把握するため、各期間帯内のマッチしたロング・ポジションとショート・ポジションの双方に所要自己資本が課される。この手法は、パラグラフ 709 から 718(xviii) に述べた金利関連商品に対する手法と類似している。すなわち、まず個々のコモディティのポジション（標準的な測定単位に基づく）をマチュリティ・ラダーに振り分け、実物は最初の期間帯に投入する。パラグラフ 718(xlvii) に述べたとおり、マチュリティ・ラダーは各コモディティ毎に別々に作成する¹⁴⁴。各期間帯内では、マッチしているショートとロング・ポジションの合計に、まず当該コモディティのスポット価格を乗じ、次に当該期間帯に設定されているスプレッド・レート（以下の表参照）を乗じる。

期間帯およびスプレッド・レート

期間帯	スプレッド・レート
0～1 カ月	1.5%
1～3 カ月	1.5%
3～6 カ月	1.5%
6～12 カ月	1.5%
1～2 年	1.5%
2～3 年	1.5%
3 年超	1.5%

718(li). 隣接する期間帯間での相殺後のネット・ポジションは、順次離れた期間帯に持ち越されてさらに相殺される。しかしながら、異なる期間帯の間でのポジションのヘッジは不正確であるという点を勘案し、持越されるネット・ポジションの 0.6%相当を元の期間帯の所要自己資本に上乘せする。ネット・ポジションを持越すことによってマッチした額に対する所要自己資本額は、パラグラフ 718(l) に述べた方法で計算される。こうした手順を経て得られた単一のショートないしロング・ポジションに対しては、15%の所要自己資本が課される。

718(lii). 当委員会は、コモディティによってボラティリティが異なることを認識しつつも、測定フレームワークの簡素化という観点から、また、コモディティに係る銀行の

¹⁴⁴ 引渡しが行われる市場においては、契約満期の差が 10 日以内であれば相殺が認められる。

オープン・ポジションは通常比較的小さいという事実を照らして、すべてのコモディティのオープン・ポジションに対して一律の所要自己資本を課す旨を決定した。この分野においてより厳密なリスクの把握を望む銀行は内部モデル・アプローチを採用することができる。

718(Liii). コモディティに係る派生商品およびオフ・バランスのポジションのうち、コモディティ価格の変動により影響を受けるものはすべて、本測定フレームワークの対象となる。対象には、コモディティ先物取引、コモディティ・スワップのほか、「デルタ・プラス」法¹⁴⁵（パラグラフ 718(Lix)から 718(Lxii)参照）を用いる場合にはオプションも含まれる。リスクを算出する際、コモディティ関連派生商品は想定コモディティ・ポジションに換算のうえ、以下の要領で期間帯に投入する。

- 個々のコモディティに係る先物取引およびフォワード契約は、契約満期日に対応した残存期間を設定のうえ、想定額（バレル、キログラム等建て）をマチュリティ・ラダーに投入する。
- 固定価格のポジションと時価（変動価格）のポジションから成るコモディティ・スワップは、想定元本に相当する一連のポジションと看做した上で、各支払いをそれぞれひとつのポジションとしてマチュリティ・ラダーに投入する。固定払い、変動受けの場合はロング・ポジションとなり、逆の場合はショート・ポジションとなる¹⁴⁶
- 異なるコモディティのポジションから成るコモディティ・スワップは、それぞれのコモディティのマチュリティ・ラダーに投入する。すなわち、両コモディティが同一のサブ・カテゴリー（パラグラフ 718(xlvii)参照）に属していない限り、相殺は一切認められない。

(iii) 簡便法

718(Liv). 方向性リスクに対する所要自己資本には、上記のマチュリティ・ラダー・アプローチと同様の手法（パラグラフ 718(xlix)および 718(Liii)参照）を用いる。ここにおいても、コモディティ価格の変動により影響されるすべてのコモディティ関連派生商品およびオフ・バランス・ポジションが対象となる。所要自己資本は各コモディティのネット・ポジション（ロング、ショートのいずれの場合でも）の 15%となる。

718(Lv). ベーシス・リスク、金利リスク、およびフォワード・ギャップ・リスクに備えるため、パラグラフ 718(xlix)および 718(Liii)で述べた、各コモディティに対する所要自己資本には別途当該コモディティのグロス・ポジション（ロング、ショートを加えたもの）の 3%が上乗せされる。その際、コモディティ関連派生商品のグロス・ポジションはその時点のスポット価格を用いて計算する。

¹⁴⁵ 他の手法を用いてオプション・リスクを測定する銀行は、マチュリティ・ラダー・アプローチ、簡便法のいずれを採用する場合においても、オプションと関連の原資産であるコモディティを、測定フレームワークから除外する。

¹⁴⁶ 一方のポジションが固定または変動金利の受払いを伴う場合は、次回金利更改日を満期として当該ポジションを金利関連商品のマチュリティ・ラダーに投入する。

5. オプションの取扱い

718(lvi). 銀行のオプション関連業務の多様性とオプションの価格変動リスクを計測することの難しさを考慮して、各国当局の裁量の下で複数の選択肢が用意されている。

- オプションの購入¹⁴⁷のみに止まる銀行は、パラ 718(lviii)で説明されている(オプション・リスク計測における)簡便法を使用することが認められる。
- オプションの売却も行う銀行は、パラグラフ 718(Lix)から 718(Lxix)で説明されている中間的な手法のいずれかまたはパラグラフ 718(Lxx)から 718(xcix)に条件が定められている包括的なリスク管理モデルを使用することが求められる。トレーディングの規模が増大するに従ってより高度な手法を使用することが必要となる。

718(lvii). 簡便法においては、オプションとその関連の原資産(現物および先物)のポジションについては標準的手法を適用せず、括り出した(carve-out)上で、一般市場リスクと個別リスク双方をカバーする所要自己資本額を別途計算しなければならない。こうして算出されたリスク量は、パラグラフ 709 から 718(lv)に述べた金利関連商品、株式、為替およびコモディティのそれぞれ該当するカテゴリーに対する所要自己資本額に加算される。デルタ・プラス法では、オプションのマーケット・リスクおよび所要自己資本を測定するため、オプションの感応度パラメーター(いわゆる「グreek・レター」を用いる。本手法では、各オプションのデルタ換算ポジションがパラグラフ 709 から 718(lv)に述べた標準的手法に組み込まれ、デルタ換算値に一般市場リスクに係る所要自己資本が課される。さらに、オプション・ポジションのガンマ・リスクとベガ・リスクに別途所要自己資本を課す。シナリオ・アプローチでは、シミュレーション手法を用いて、オプション・ポートフォリオの価値が原資産の水準とボラティリティの変化に伴って如何に変化するかを計算する。本アプローチでは、最大の損失をもたらすシナリオ上の「グリッド」(すなわち、原資産の水準とボラティリティの変化の特定の組み合わせ)によって一般市場リスクに対する所要自己資本を算定する。デルタ・プラス法およびシナリオ・アプローチでは、各オプションのデルタ換算値にパラグラフ 709 からパラグラフ 718(xxix)に述べた個別リスクのウェイトを乗じることにより、個別リスクに対する所要自己資本を別途算定する。

(i) 簡便法

718(lviii). オプションの利用を購入に限定している銀行は、特定の取引については以下の表で定められている簡便法を利用することができる。例えば、現在\$10の株式を100株保有している株主が、\$11のストライク・プライスで同等のプット・オプションを取得する場合の所要自己資本額は、 $\$1,000 \times 16\%$ (例: 個別リスク 8% + 一般市場リスク 8%) = \$160 からイン・ザ・マネーのオプション額 $(\$11 - \$10) \times \$100 = \100 を引いて\$60となる。同様の手法が通貨、金利関連商品またはコモディティを原資産とするオプションにも適用される。

¹⁴⁷ オプションの売りポジション全てが、全く同内容のオプションの買いポジションにより完全にヘッジされているような場合は、マーケット・リスクに対応する自己資本は不要。

簡便法：所要自己資本

ポジションの内容	取扱い
現物のロングと プットのロング または 現物のショートと コールのロング	所要自己資本は、原資産の市場価値に ¹⁴⁸ 、原資産に係る個別リスクの係数と一般市場リスクの係数の合計を乗じ ¹⁴⁹ 、（もしあれば）in the moneyのオプション額を引いたものとする（ただし、負の値にはならない） ¹⁵⁰ 。
コールのロング または プットのロング	所要自己資本は次の2つの値の小さいほうとする。 (1) 原資産の市場価値に、原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイトと一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じた値 ³⁷ （訳注 149の表記の誤りと思われる） (2) オプションの市場価値 ¹⁵¹

(ii) 中間的アプローチ

デルタ・プラス法

718(lix). オプションを売却する銀行は、デルタ換算のオプション・ポジションをパラ709から718(lv)に定められている標準的手法に含めて計算することができる。当該オプションは、原資産の時価にデルタを乗じたポジションとして認識されなければならない。しかし、デルタのみでは、オプション・ポジションのリスクを十分にはカバーしきれないため、銀行は、オプションに係る所要自己資本額全体を計算するために、ガンマ（デルタの変化率を計測したもの）とベガ（ボラティリティの変化に対するオプションの価値の変化率を計測したもの）といった感応度を計測する必要がある。各感応度は、取引

¹⁴⁸ 外国為替の場合などには、何れの側が「原資産」なのか明確でないことがある。そうした場合は、オプションの行使に伴って受渡しされる資産を原資産と看做す。また、キャップ、フロア、スワップオプションなど原資産の市場価値がゼロとなり得る商品については、名目価値を用いる。

¹⁴⁹ 一部のオプション（原資産が金利、通貨、またはコモディティであるような場合）には個別リスクはないが、原資産がある種の金利関連商品（例えば社債や社債指数、所要自己資本額についてはパラグラフ709から718(xviii)参照）であるオプション、および株式ないし株価指数（パラグラフ718(xix)から718(xxix)参照）のオプションの場合には、個別リスクが存在する。この手法の下では通貨オプションおよびコモディティ・オプションに対するリスク・ウェイトはそれぞれ8%、15%である。

¹⁵⁰ 残存期間6か月超のオプションについては、ストライク・プライスを直物価格ではなく先物価格と比較する。これができない場合は、in the moneyの額をゼロと看做す。

¹⁵¹ トレーディング勘定に含まれないオプション（すなわち、トレーディング勘定に含まれない一部の外国為替ないしコモディティ・ポジションに係るオプション）については、簿価を用いてもよいかもしれない。

所における所定のモデル、ないし各銀行が各国当局の監督の下で使用する独自のオプション価格モデルにより算出する¹⁵²。

718(Lx). 債券や金利を原資産とするオプションのデルタ換算値は、パラグラフ 709 から 718(xviii)で定められている金利の期間帯に以下の手順で投入される。他の派生商品と同様に2つのポジションを認識する手法 (two-legged approach) が適用される。すなわち、第1のポジションは原資産に係る契約が発効する時点に該当する期間帯に、第2のポジションは原資産に係る契約が満期を迎える時点に該当する期間帯に、それぞれ投入される。例えば、6月スタートの3か月物金利先物コール・オプションを買った場合、4月時点において認識されるデルタ換算値は、残存期間5か月のロングおよび同2か月のショートである¹⁵³。同様のオプションの売りは、残存期間2か月のロングと同5か月のショートとして認識される。キャップやフロアの付いた変動金利商品は、変動利付債券と一連のヨーロッパ・タイプのオプションの組み合わせとして取扱われる。例えば、6か月LIBORに連動する3年物の変動利付債に15%のキャップが付されたものを保有する場合には次のような取扱いとなる。

- (i) 6か月後に金利更改の行われる債券、および
- (ii) FRA (約定金利15%) に対するコール・オプションを5つ売却 (いずれも、FRAが発効する時点までのショート・ポジションと、FRAが満期を迎える時点までのロング・ポジションの組み合わせとなる)¹⁵⁴

718(Lxi). 株式を原資産とするオプションに対する所要自己資本は、デルタ換算ポジションをパラグラフ 718(xix)から 718(xxix)に述べたマーケット・リスクの測定に織り込むかたちで課される。この計算において、株式は各国市場別に異なる原資産として扱われる。外国為替および金ポジションに係るオプションの所要自己資本はパラグラフ 718(xxx)から 718(xLii)に述べた手法で算出する。デルタ・リスクについては、外国為替および金に係るポジションのネット・デルタ換算値を各通貨 (ないし金) ポジションのエクスポージャーの測定に織り込む。コモディティに係るオプションに対する所要自己資本はパラグラフ 718(xLiii)から 718(Lv)に述べた簡便法ないしマチュリティ・ラダー法により算出する。すなわち、その何れかの方法にデルタ換算ポジションを織り込む。

718(Lxii). デルタ・リスクに対応する所要自己資本のほかに、ガンマおよびベガ・リスクに対する追加的な自己資本が必要となる。デルタ・プラス手法を用いる銀行は、各オプション・ポジション (対応するヘッジ・ポジションを含む) のガンマ値およびベガ値を別々に計算する必要がある。所要自己資本は以下のとおり計算する。

- (i) **個々のオプションにつき、テーラー展開に従って「ガンマ・インパクト」**を計算する。

$$\text{ガンマ・インパクト} = 1/2 \times \text{ガンマ} \times \text{VU}^2$$

¹⁵² 各国当局は、ある種のエキゾチック・オプション (例えばバリア、デジタル等)、ないし満期日の近い at the moneyのオプションにつき、より厳密な再評価を行うためにシナリオ・アプローチないし内部モデルを用いるよう求めることができる。

¹⁵³ 9月に引渡しが行われる2か月物債券先物のコール・オプションは、4月時点において、債券のロング・ポジションと5か月物預金のショート・ポジションとして、何れもデルタ換算のうえ認識する。

¹⁵⁴ パラグラフ 718(xiv)に述べた、ほぼマッチしているポジションに係るルールはここでも適用される。

VU=当該オプションの原資産の変化

(ii) VUは以下のとおり計算する。

- 金利オプションの場合:原資産が債券であれば、原資産の市場価値にパラグラフ 718(iv)に示したリスク・ウェイトを乗じる。原資産が金利であれば、パラグラフ 718(iv)の対応する想定金利変動幅をベースとして同様の計算をする。
- 株式および株価指数オプションの場合:原資産の市場価値に8%を乗じる¹⁵⁵。
- 外国為替および金オプションの場合:原資産の市場価値に8%を乗じる。
- コモディティ・オプションの場合:原資産の市場価値に15%を乗じる。

(iii) 本計算に際しては以下のポジションは同一の原資産と看做される。

- 金利に関しては¹⁵⁶、718(iv)に示した各々の期間帯¹⁵⁷
- 株式および株価指数については、各国市場
- 外国為替および金については、各々の通貨ペアおよび金
- コモディティについては、パラグラフ 718(xlvii)に定義した各々の種類のコモディティ

(iv) 原資産を同じくするオプションのガンマ・インパクトは正または負である。個々のガンマ・インパクトは合計されてこの結果、各原資産について正ないし負のネット・ガンマ・インパクトが得られる。負のネット・ガンマ・インパクトのみがガンマに対する所要自己資本の計算の対象となる。

(v) 上記のとおり計算された負のネット・ガンマ・インパクトの絶対値の合計がガンマに対する総所要自己資本となる。

(vi) ボラティリティ・リスクに対する所要自己資本は、前述の基準に基づいて原資産が同一である全オプションについて、ベガ値を計測し、合計したうえで、ボラティリティが相対的に±25%変化することを想定して計算する。

(vii) ベガ・リスクに対して個々に算出した所要自己資本の絶対値の合計が、同リスクに対する**総所要自己資本**となる。

¹⁵⁵ 金利・株式オプションに関してここに述べる基本的なルールにおいては、ガンマ・リスクに対する所要自己資本を計算するうえで個別リスクは織り込まれていない。ただし、各国当局は特定の銀行に対し個別リスクの把握を求める可能性がある。

¹⁵⁶ ポジションは通貨毎に作成されたマチュリティ・ラダーに投入される。

¹⁵⁷ デュレーション法を用いる場合はパラグラフ 718(vii)に示した期間帯を用いる。

シナリオ・アプローチ

718(Lxiii). より高度なリスク管理能力を有する銀行は、オプション・ポートフォリオおよびその関連のヘッジ・ポジションのマーケット・リスクに対する所要自己資本を計算するために、シナリオ・マトリックス分析を行うことができる。この手法では、オプション・ポートフォリオの各リスクファクターの変化範囲を設定した上で、この「グリッド」(“grid”)上の様々な点においてオプション・ポートフォリオの価値の変化を計算することによって、所要自己資本額が算出される。銀行は、オプションの原資産であるレートや価格と、そのレートまたは価格のボラティリティが同時に変化した場合のオプション・ポートフォリオの価値を、マトリックスを用いて再計算する。マトリックスは、パラグラフ 718 (Lxii) で定めた原資産の種類毎に作成する。オプションの大手トレーダーである銀行は、各国監督当局の裁量により、いまひとつの選択肢として、最低6つの期間帯グループをベースとして金利オプションの所要自己資本を計算することができる。この手法を用いる場合、パラグラフ 718(iv)および718(vii)に述べた期間帯のうち4つ以上をひとつのグループにまとめることは認められない。

718(Lxiv). 原資産の時価を現行水準から上下に定められた範囲で動かして、オプションおよびその関連のヘッジ・ポジションのリスク量は計測される。金利の変動範囲はパラグラフ 718(iv)に記されている金利の想定変動幅と整合的である。パラグラフ 718(Lxiii)に述べた代替手法を用いて金利オプションの所要自己資本を算出する銀行は、各期間帯グループに対し、当該グループ内の期間帯に適用される想定金利変動幅のうち最も大きいものを適用しなければならない¹⁵⁸。そのほかの原資産の変動範囲としては、株式¹⁵⁵: ±8%、外為・金: ±8%、コモディティ: ±15%である。全てのリスク・カテゴリーにつき、変動範囲は(現在の水準を含め)少なくとも7つの等間隔の点に区分される必要がある。

718(Lxv). マトリックスの二つ目の軸は、原資産となるレートや価格のボラティリティの変化に関するものである。原資産のボラティリティの変化幅としては、+25%および-25%のボラティリティの変化を想定すれば殆どの場合には十分であろう。もっとも、監督当局は必要に応じて、異なるボラティリティの変化幅の利用や、グリッド上の中間点における計算等を要求することができる。

718(Lxvi). マトリックスの計算が終了すると、各グリッド毎にオプションおよびヘッジ商品のネット損益が示されることとなる。マトリックス内の最大の損失が各原資産毎の所要自己資本となる。

718(Lxvii). シナリオ分析の適用については、分析の詳細な実施方法を中心に監督当局の承認を受ける必要がある。標準的手法の一部としてのシナリオ分析の利用についても、各国当局の承認が必要となるほか、業務内容に照らし必要な範囲でパラグラフ 718(Lxxiv)から718(Lxxv)に定められている定性的基準が適用される。

718(Lxviii). こうした中間的アプローチを策定するに当たり、当委員会はオプションに付随する主要なリスクを捕捉するよう試みた。しかしながら当委員会は、個別リスクに関する限り、デルタに係る要素しか捕捉されておらず、その他のリスクを捕捉するためにはこれより遥かに複雑な仕組みが必要であることを承知している。他方、簡便化の観

¹⁵⁸ 例えば、3~4年、4~5年および5~7年の期間帯を組み合わせる場合は、これら3期間帯についての最大想定金利変動幅は0.75である。

点から用いた仮定によって、一部のオプション・ポジションが比較的保守的に取り扱われている領域もある。したがって、当委員会はこうした点の取扱いにつき入念に再検討してゆく所存である。

718(Lxix). これまで記してきたオプションのリスクのほかに、当委員会は、ロー（金利に対するオプション価値の変化率）やセータ（時間の経過に対するオプション価値の変化率）といった他のリスクの存在を認識している。現時点では、こうしたリスクを織り込む計測手法を提案はしないものの、オプション業務に積極的に取り組んでいる銀行に対しては、最低限これらのリスクを注意深くモニターするよう期待する。また、希望する銀行は金利リスクに対する所要自己資本の計算にローを織り込むことができる。

D. マーケット・リスク内部モデル・アプローチ

1. 一般的条件

718(Lxx). 内部モデルを利用するためには、銀行監督当局の明示的な承認が必要である。複数の関係法域下に跨ってトレーディング業務を活発に行っている銀行の母国および現地の監督当局は、モデルを承認する手続きを効率的に行っていくために協力していくこととなる。

718(Lxxi). 監督当局としては、少なくとも以下の点を満たしていない限り承認を与えない。

- 銀行のリスク管理システムに、概念上の問題がなく、かつ、これが遺漏のないかたちで運営されていると認められること。
- 銀行が、トレーディング部門だけではなくリスク管理部門や検査部門、さらに必要であればバック・オフィス部門において、高度なモデルの使用に習熟したスタッフを十分に確保していると監督当局に認められること。
- 銀行のモデルに関する過去の記録（track record）に照らし、そのモデルによってリスク量の計測が相当程度正確に予測できると監督当局が判断できること。
- 以下のパラグラフ 718(Lxxvii)から 718(Lxxxiv)に記述されているようなかたちで、銀行が定期的にストレス・テストを実施していること。

718(Lxxii). 監督当局は、規制上の所要自己資本額を算出する目的で銀行が内部モデルの利用を開始する前に、当該内部モデルに関し、一定期間にわたりモニタリングや実際の取引データを利用したテスト（live testing）を実施する権利を留保する。

718(Lxxiii). これらの一般的条件に加えて、自己資本を算出する目的で内部モデルを利用する銀行は、パラグラフ 718(Lxxiv)から 718(xcix)において示される基準も満たさなければならない。

2. 定性的基準

718(Lxxiv). 監督当局が内部モデルを利用する銀行のマーケット・リスク管理システムに概念上の問題がなく、しかもこれが遺漏のないかたちで運営されている点を確認でき

ることが重要である。したがって、監督当局は、銀行が内部モデル・アプローチの使用を承認される際に満たしていなければならない幾つかの定性的基準を定めることとする。銀行がこれらの定性的基準を十分に満たしていない場合には、監督当局が設定するマルチプレケーション・ファクター（パラグラフ 718(Lxxvi) (j) において後述）の水準に影響することがある。定性的基準を完全に満たしているモデルを有する銀行のみが、最低水準のマルチプレケーション・ファクターの適用を受けることになる。定性的基準は以下のとおり。

- (a) 銀行は、リスク管理システムの設計・運営に責任を負う独立したリスク管理部署を設置する必要がある。リスク管理部署は、毎日、リスク計測モデルから得られる算出結果（output）を基に日次報告を作成し分析すべきであり、その一環として、リスク・エクスポージャーの測定値とトレーディング・リミットとの関係の評価しなければならない。このリスク管理部署は、トレーディング業務に係る部署から独立していなければならない。また、銀行の上級管理職に対して直接報告をすべきである。
- (b) リスク管理部署は、バックテストを定期的実施する必要がある。バックテストとは、モデルから算出されるリスクの計測値と、比較的長期に亘る日々のポートフォリオ価値の実際の変化幅、ならびに、ポジション一定との仮定を置いたうえでの日々のポートフォリオ価値の変化幅とを事後的に比較するテストである。
- (c) リスク管理部署（the unit）はモデルの当初の検証および継続的な検証も実施すべきである¹⁵⁹。
- (d) 取締役や上級管理職は、リスク管理のプロセスに積極的に関与することが必要であり、リスク管理を多くの資源を投入すべき必須業務と認識しなければならない¹⁶⁰。この点に関し、独立したリスク管理部署によって作成された日次報告は、個々のトレーダーのポジションや銀行全体のリスク・エクスポージャーの削減を指示できる職位と権限を持った管理職によって検討されなければならない。
- (e) 銀行内部のリスク計測モデルは、日々のリスク管理プロセスに密接に組み込まれていなければならない。したがって、内部モデルから得られる算出結果は、銀行のマーケット・リスク構成（profile）に関する方針策定・モニタリング・管理を行ううえで、中心的な位置を占めるべきである。
- (f) リスク計測システムは、内部のトレーディングやエクスポージャー・リミットと関連付けて用いられるべきである。この点において、トレーディング・リミットとリスク計測モデルとの関係は、長期的に安定していなければならない。かつ、トレーダーと上級管理職の両方によって十分に理解されなければならない。

¹⁵⁹ 監督当局が求めるであろう基準に関するさらなるガイダンスはパラグラフ 718(xcix) に示されている。

¹⁶⁰ 1994年7月にバーゼル委が公表した報告書（「金融派生商品のリスク管理に関するガイドライン」）において、取締役や上級管理職の責任についてより詳細に論じられている。

- (g) 銀行は、リスク計測モデルから日々得られるデータに基づいて行われるリスク分析を補完するものとして、定期的に厳格なストレス・テスト¹⁶¹を実施すべきである。ストレス・テストの結果は、定期的に上級管理職によって検討され、自己資本充実度の内部的な評価に利用され経営陣や取締役会が策定する方針やリミットに反映されるべきである。ストレス・テストによって、特定の状況に対する特に高い脆弱性が明らかとなった場合には、このようなリスクを適切に管理する対策（例えば、所要のヘッジ取引を行ったり、銀行のエクスポージャーの大きさを削減したり、自己資本を増強するなど）が速やかにとられるべきである。
- (h) 銀行は、リスク計測システムのオペレーションに関する内部の方針・管理・手続きを文書化し、それらが遵守されるような手段を講じなければならない。銀行のリスク計測システムは、例えば、リスク管理システムの基本原理およびマーケット・リスクを測定する際に用いられる経験的手法（empirical techniques）について説明したリスク管理マニュアルのようなかたちで、文書化されていないといけない。
- (i) 銀行自身の内部監査プロセスにおいても、リスク計測システムについて定期的に独自の見直しを行うべきである。この内部監査の対象にはトレーディング部署の業務ならびに独立したリスク管理部署の業務の両方が含まれる。銀行全体のリスク管理プロセスの見直しは定期的に行われ（1年に一回以上の頻度で行われることが望ましい）、少なくとも以下の点について監査すべきである。
- リスク管理システムおよびプロセスが十分に文書化されているか否か。
 - リスク管理部署の組織構成。
 - マーケット・リスクの計測が日々のリスク管理に統合されているか否か。
 - フロントおよびバック・オフィスで用いられているプライシング・モデルやリスク計測システムの承認プロセス。
 - リスク計測プロセスにおける重要な変更に対する検証。
 - リスク計測モデルによって捉えられるマーケット・リスクの範囲。
 - 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと。
 - ポジション・データの正確性および完全性。
 - 内部モデルを稼働させる際に用いられるデータ・ソースの整合性や適時性、信頼性、独立性の検証。
 - ボラティリティや相関に関する仮定の正確性および適切性。

¹⁶¹ 銀行はストレス・テストの実施方法についてある程度の自由度を有するが、各監督当局は、パラグラフ718(Lxxvii)から718(Lxxxiii)（訳注：718(Lxxxiv)の表記の誤り）に示されている一般的な要件を満たしているかどうかを検証することになる。

- リスクの計測や計算方法の正確性。
- 上記パラグラフ 718(Lxxiv) (b) および付属ペーパー（マーケット・リスクに対する所要自己資本額算出に用いる内部モデル・アプローチにおいてバックテストングを利用するための監督上のフレームワーク）で述べた頻繁なバックテストングの実施によるモデルの正確性の検証。

3. マーケット・リスクファクターの特定

718(Lxxv). 銀行内部のマーケット・リスク計測システムにおいては、マーケット・リスクファクターを適切に特定化することが重要になる。マーケット・リスクファクターとは、銀行のトレーディング・ポジションの価値に影響を与える市場レートや市場価格を意味する。マーケット・リスク計測システムに含まれるリスクファクターは、銀行のオンおよびオフ・バランスシートのトレーディング・ポジションのポートフォリオに内在するリスクを十分に把握できるものでなければならない。銀行は、内部モデルにおけるリスクファクターの特定に関して、ある程度の自由度を有するが、以下のガイドラインを満たさなければならない。

- (a) 金利に関しては、銀行が金利に対して感応度のあるオンおよびオフ・バランスシート・ポジションを保有している各通貨毎に、当該通貨の金利に対応したリスクファクターが設定されなければならない。
- リスク計測システムは、一般的に適切と考えられている方法（例えば、ゼロ・クーポン・イールドのフォワード・レートを算出すること）を用いてイールド・カーブのモデルを作成すべきである。イールド・カーブは、イールド・カーブ上のレートのボラティリティが各々変動することを捉えるために、いくつかの残存期間帯に区分されるべきである。典型的には、それぞれの残存期間帯が一つのリスクファクターに対応する。主要通貨・市場における金利変動に対する重要なエクスポージャーについては、銀行は最低でも6つのリスクファクターを用いてイールド・カーブを作成しなければならない。しかしながら、リスクファクターの数は銀行のトレーディング戦略に応じて最終的には決められるべきものである。例えば、様々な残存期間を有する多種多様な証券からなるポートフォリオを保有し、複雑な裁定取引を行っている銀行は、正確に金利リスクを把握するために、より多くの数のリスクファクターを設定することが求められる。
 - リスク計測システムは、（例えば、国債とスワップとの間の）スプレッド・リスクを把握するために、別のリスクファクターを組み込まなければならない。国債のイールドの変動とその他の固定金利の変動とが完全に相関していないことから生じるスプレッド・リスクを把握するためには、国債以外の固定金利商品（例えば、スワップや地方債など）について完全に別のイールド・カーブを設定する方法や、イールド・カーブ上のいろいろなポイントで国債とのスプレッドを推計する方法など、様々なアプローチが用いられる。
- (b) 為替レート（金をこのカテゴリーに含むことも可能）に関しては、リスク計測システムは、銀行がポジションを保有している個々の通貨に対応したリス

クファクターを組み込むべきである。リスク計測システムから算出されるバリュー・アット・リスク値は自国通貨によって表示されるため、外国通貨で表示されるネット・ポジションは全て為替リスクを負うことになる。したがって、銀行が大きなエクスポージャーを有しているそれぞれの外国通貨と自国通貨の換算レートに対応したリスクファクターが設定されなければならない。

(c) 株価に関しては、銀行が大きなポジションを有するそれぞれの株式市場に対応したリスクファクターを設定すべきである。

- 少なくとも、株式市場全体の動きを捉えるためのリスクファクター（例えば、株価指数）を設定すべきである。個別銘柄や業種別指数（sector indices）のポジションは、市場全体の指数と対比した「ベータ換算額」¹⁶²によって表すことができる。
- 幾分詳細なアプローチとしては、株式市場全体の様々なセクター（例えば、業種による分類や景気循環的要素の有無による分類など）に対応したリスクファクターを設定することが考えられる。この場合、それぞれのセクターに属する個別銘柄のポジションは、そのセクターの指数と対比した「ベータ換算額」⁴⁹によって表すことができる。
- 最も詳細なアプローチは、個別銘柄のボラティリティに対応したリスクファクターを設定することである。

特定の市場をどのような手法を用い、どの程度詳細にモデル化すべきかは、その市場全体に対する銀行のエクスポージャーおよびその市場における個別銘柄へのエクスポージャーの集中度に対応して決まるべきものである。

(d) コモディティの価格に関しては、銀行が大きなポジションを抱えているコモディティ市場にそれぞれ対応したリスクファクターを設定すべきである（パラグラフ 718(xLvii)も参照）。

- コモディティを原資産とする商品のポジションが比較的限定的である銀行には、リスクファクターを簡便に把握することが認められる。具体的には、銀行がリスクに晒されているそれぞれのコモディティ価格に対して一つのリスクファクターを設定することが考えられる。コモディティ全体のポジションが極めて小さい場合には、コモディティの比較的大きなサブ・カテゴリーごとに、一つのリスクファクターを用いること（例えば、あらゆる種類の原油に対して一つのリスクファクターを適用すること）も認められ得る。
- より活発にトレーディングを行なっている先では、モデルは、フォワードやスワップといった派生商品ポジションとコモディティの現物ポジ

¹⁶² 「ベータ換算額（“beta-equivalent”）」のポジションは、個別銘柄もしくは業種別指数の収益率を、無リスク資産の収益率と株価指数の収益率を用いた回帰分析を行うことにより得られる株式の期待収益率に関する市場モデル（例えば、CAPMモデル）から算出される。

ションとの間の「コンビニエンス・イールド (convenience yield) 」¹⁶³の変動も考慮しなければならない。

4. 定量的基準

718(Lxxvi). 銀行は、モデルの細部の決定には自由度を有するものの、所要自己資本額を算出する目的のためには、以下に挙げる最低基準を満たさなければならない。個々の銀行ないし監督当局は裁量によって、より厳格な基準を適用し得る。

- (a) バリュース・アット・リスクは日々算出されなければならない。
- (b) バリュース・アット・リスクを算出する際は、片側 (one-tailed) 99%の信頼区間を使用すること。
- (c) バリュース・アット・リスクを算出する際、10日間の価格変動に相当する瞬間的な価格ショックを用いることとする。すなわち、「保有期間」は最短10営業日とする。銀行は、10日より短い保有期間によって算出されたバリュース・アット・リスクを、時間の平方根倍することで10日間に換算することも認められる (オプションについても同様の扱いとなるが、この点については後述の paragraph 718 (Lxxvi) (h)参照)。
- (d) バリュース・アット・リスクを算出する際のヒストリカル・データの観測期間 (標本期間) の選択については、最短1年という制限が設けられている。ヒストリカル・データにウェイトを付けたり、観測期間に関して他の手法を利用する銀行については、実効的な (effective) 観測期間が最短1年ではない (すなわち、個々の観測データが対応する期間を加重平均した値<重心値>が、6か月を下回ってはならない)。
- (e) 銀行は一連のデータを3か月に1回以上は更新すべきであり、市場価格が大きく変動した時にも見直しを行うべきである。また、価格のボラティリティが短期間に大きく上昇し、係る価格変動をより適切に反映させることが妥当と監督当局が判断した場合、銀行に対して、より短期の観測期間を用いてバリュース・アット・リスクの算出を求める可能性がある。
- (f) モデルのタイプは特定されない。 paragraph 718(Lxxv)で述べたような、銀行が負っている重要なリスク全てをモデルが把握している限り、銀行は、例えば分散・共分散マトリックス、ヒストリカル・シミュレーション、モンテ・カルロ・シミュレーションのいずれに基づいたモデルを用いてもよい。
- (g) 銀行は、ブロード・リスク・カテゴリー (金利、為替レート、株価、コモディティ価格、また、オプションのボラティリティは、関連するそれぞれのリスクファクター・カテゴリーに含まれる) 内では、過去のデータから計測される相関 (empirical correlation) を自由に織り込むことができる。また、相関を計測する銀行のシステムが健全で、遺漏のないかたちで運営

¹⁶³ コンビニエンス・イールドは、コモディティの現物 (physical commodity) を実際に保有することから得られる便益 (例えば、市場での一時的な品不足から利益が得られる可能性) を反映するもので、市場情勢だけでなく現物の保管費用等の要因によっても影響を受ける。

されていると監督当局が満足する場合には、監督当局はブロード・リスクファクター・カテゴリ間においても相関を織り込むことを認めるであろう。

(h) 銀行のモデルは、オプションに付随する特有のリスクをそれぞれのブロード・リスク・カテゴリ内で正確に把握しなければならない。オプション・リスクを計測する際には、以下の条件が適用される。

- 銀行のモデルは、オプション・ポジションの非線形な価格特性を捉えなければならない。
- オプション・ポジションやオプションに類似した特性を示すポジションについては、銀行が 10 日分の価格変動に相当するショックを織り込むことが最終的な目標である。しかし、当分の間、各国当局は銀行に対して、オプション・リスクに係る所要自己資本額の算出手法を他の手法（例えば、定期的なシミュレーションやストレス・テスト）によって補完するよう求めるかもしれない。
- 各銀行のリスク計測システムは、オプション・ポジションの原資産であるレートや価格のボラティリティの変動によるリスク（すなわち、ベガ・リスク）を把握するためのリスクファクターを組み込まなければならない。比較的大きなもしくは複雑なオプション・ポートフォリオを保有する銀行は、そのポジションに関するボラティリティをより詳細に特定すべきである。これは、オプション・ポジションのボラティリティについては異なる残存期間 (maturities) 毎に区分して計測すべきであることを意味する。

(i) 各銀行は、(i)この章で特定されたパラメーターに基づき算出された前日のバリュエーション・アット・リスク値と、(ii)直近 60 営業日の日々のバリュエーション・アット・リスク値の平均に、監督当局によって設定されたマルチプリケーション・ファクターを乗じた値、の二つの値のうち大きい方を所要自己資本額として保有しなければならない。

(j) マルチプリケーション・ファクターは、最低水準を 3 としたうえで、銀行のリスク管理システムの質に関するそれぞれの監督当局の評価に基づき設定される。さらに、当該マルチプリケーション・ファクターに、モデルの事後的なパフォーマンスと直接関連した「プラス・ファクター」(“plus”)が上乘せされる。これによって、モデルの予測精度を維持するインセンティブが取り入れられている。このプラス・ファクターは、いわゆる「バックテスト」の結果に基づいて、0 から 1 までの値をとる。バックテストの結果が満足のいくものであり、銀行が上記パラグラフ 718 (Lxxiv) において定められている定性的基準をすべて満たしている場合には、プラス・ファクターはゼロとなる。本枠組みの付属文書 10a において、バックテストの手法とプラス・ファクターの適用方法について詳細に規定されている。監督当局には、仮想的な取引（すなわち、営業日終了時点のポジションに変化がなかったとしたら発生したであろうポートフォリオの価値の変化を利用）あるいは実際の取引の結果（すなわち、フィー、

コミッション、純受取利息を考慮しない) のいずれかもしくは両方に関するバックテストの実施を銀行に求める各国裁量が与えられる。

- (k) モデルを用いる銀行は、金利関連商品や株式の個別リスク（具体的には標準的手法を参照）に係る所要自己資本を賦課される。個別リスクに係る所要自己資本の具体的な算出方法については、下記パラグラフ 718(Lxxxvii) から 718(xcviii)を参照。

5. ストレス・テスト

718(Lxxvii). マーケット・リスクに係る所要自己資本額を算出するために内部モデル・アプローチを利用する銀行は、厳格で包括的なストレス・テストのためのプログラムを有していなければならない。銀行に重大なインパクトを及ぼし得る事象や、その影響を特定するためのストレス・テストは、銀行が自行の自己資本の状況を把握する上で重要な要素の一つである。

718(Lxxviii). 銀行のストレス・シナリオは、トレーディング・ポートフォリオに非常に大きな損失や利益を創出し得る、もしくはポートフォリオのリスク管理を相当困難にする一連の要因を網羅する必要がある。こうした要因には、マーケット・リスク、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクに分類される様々なリスクを生じさせる発生確率の低い事象が含まれる。ストレス・シナリオは、こうした事象が線形および非線形（すなわち、オプションやオプションに類似した性質を有する商品）の価格特性を持つポジションに対して及ぼす影響を明らかにする必要がある。

718(Lxxix). 銀行のストレス・テストは、市場混乱時におけるマーケット・リスクや市場流動性といった 2 つの要素を取り入れ、定量的な側面と定性的な側面をともに扱わなければならない。定量的なテストの条件は、銀行が晒される可能性が十分にあると考えられるストレス・シナリオを特定しなければならない。定性的なテストの条件は、ストレス・テストの主要な目的が、銀行の自己資本が潜在的な大きな損失を吸収できるかどうかを評価すること、および、銀行がリスクを削減し自己資本を保持するために取り得る手順を特定することであることを、念頭に置いたものでなければならない。こうした評価は銀行のリスク管理戦略の策定や見直しに不可欠な要素であり、ストレス・テストの結果は、テストの都度上級管理職に対して報告されなければならない。取締役会に対しても定期的に報告されるべきである。

718(Lxxx). 銀行は、監督当局によるストレス・シナリオと、当該銀行特有のリスクの性質を反映させるために独自に開発したストレス・テストを組み合わせ使用すべきである。とくに、監督当局は、銀行に対し、以下で述べる 3 種類のストレス・テストに関する情報を提供するように求めるかもしれない。

(i) 銀行によるシミュレーションが必要ない監督当局によるシナリオ

718(Lxxxi). 銀行は、報告期間中に被った最大損失額に関する情報を監督当局による検証のため提供できるようにしておかななければならない。こうした損失に関する情報と、銀行の内部計測システムによって算定される自己資本の水準とを比較することが考えられる。例えば、監督当局は、こうした情報によって、最大損失額の何日分がバリュアット・リスクの推計値によってカバーされていたかということがわかる。

(ii) 銀行によるシミュレーションが必要になるシナリオ

718(Lxxxii). 銀行は、自行のポートフォリオに対して一連のストレス・シナリオを適用し、その結果を監督当局に提出すべきである。こうしたシナリオには、例えば、1987年の株式市場におけるクラッシュ (equity crash) や、1992年と1993年のERM危機、1994年第1四半期の債券市場の下落のような、大きな価格変動と流動性の急激な低下を併せ持った過去の大きな混乱時の市況変動を、現在のポートフォリオに対して適用するテストが含まれ得る。また、ボラティリティや相関に関する仮定の変化に対する銀行のマーケット・リスク・エクスポージャーの感応度を評価するシナリオも考え得る。すなわち、ボラティリティや相関の過去の変動範囲を分析し、過去の変動範囲の中での極端な値を銀行の現在のポジションに当てはめて評価するテストである。市場が大きく混乱している期間の中でも、とくに、急激な市況変動が生じた際には、数日間でボラティリティや相関に大きな変動が生じ得ることが考慮されるべきである。例えば、1987年の株式市場におけるクラッシュや、ERM危機、1994年第1四半期の債券市場の下落において、変動が最も大きかった数日間をみると、相関係数が1あるいは-1という極端な値に近づいていたという事実がある。

(iii) 自行ポートフォリオの特性を把握するために銀行自身によって開発されたストレス・シナリオ

718(Lxxxiii). パラグラフ718(Lxxxii)および718(Lxxxii)で述べた監督当局によって規定されたシナリオに加えて、銀行は自行ポートフォリオの特性に基づいて最悪事態を想定したストレス・テストを独自に開発すべきである (例えば、国際的に重要な地域で緊張が高まると同時に原油価格が急激に変動する等)。銀行は、こうしたシナリオから生じる結果だけでなく、シナリオを特定し適用する際に用いられる手法についても、監督当局に説明すべきである。

718(Lxxxiv). ストレス・テストの結果は、上級管理職によって定期的に検討され、経営陣や取締役会によって決定される方針やリミットに反映されるべきである。さらに、ストレス・テストによってある状況に対する得に高い脆弱性が明らかとなった場合、各国監督当局は、その銀行がそのようなリスクを適切に管理する対策 (例えば、所要のヘッジ取引やエクスポージャーの削減等) を速やかに実施することを期待する。

6. 外部的な検証 (validation)

718(Lxxxv). 外部監査人もしくは監督当局による内部モデルの正確性の検証には、最低限以下の点が含まれるべきである。

- (a) パラグラフ718(Lxxxiv)(i)に示されている銀行内部の検証プロセスが、満足のいく方法で実行されているかを確認すること。
- (b) 計算の過程で用いられる方式、あるいはオプションやその他の複雑な商品のプライシングに当たって使用される計算式が、トレーディング部門から常に独立した権限のある部署によって検証されていることを確認すること。
- (c) 内部モデルの構造が、銀行の活動や地域的なカバレッジの観点から適切かどうか評価すること。

- (d) モデルが潜在的な損失額について常に信頼できる予測値を算出できることを確認するために、銀行が実施した内部計測システムに対するバックテスト（すなわち、バリュー・アット・リスク値を実際の損益と比較すること）の結果を評価すること。これは、銀行が、バリュー・アット・リスク算出の際の入力項目および計算結果を、監督当局もしくは外部監査人の要求に応じ、提出できるよう備えておくべきであるということを意味している。
- (e) リスク計測システムに関連したデータの流れ（data flows）やプロセスの透明性が高く、アクセスし易いことを確認すること。とくに、監査人もしくは監督当局が必要性を認めた場合には、適切な手続きの下で、いつでもモデルの細部やパラメーターに容易にアクセスできることが必要である。

7. 内部モデルと標準的手法の併用

718(Lxxxvi). 特定のリスクファクター（例えばコモディティ価格）に対するエクスポージャーが小さい場合を除き、内部モデル・アプローチでは、原則として、銀行は、ブロード・リスクファクター・カテゴリー（金利、為替レート＜金をこのカテゴリーに含むことも可能＞、株価、コモディティ価格、また、オプションのボラティリティは、関連するそれぞれのリスクファクター・カテゴリーに含まれる）を把握する統合的なリスク計測システムを有することが求められる。したがって、一つもしくはそれ以上のリスクファクター・カテゴリーに対してモデルを使用し始めた銀行は、いずれ、全てのマーケット・リスクに対してモデルを拡張していくことが期待されている。一つもしくはそれ以上のモデルを開発した銀行は、そうしたモデルによって計測されたリスクについて、もはや後戻りをして標準的手法によって算出することはできない（当該モデルの使用の承認を監督当局が撤回した場合を除く）。しかしながら、モデルを基にしたアプローチへの移行に関して、十分なノウハウ（experience）が蓄積されるまでの間は、内部モデルと標準的手法を併用する銀行が包括的なモデルへ移行するに当たって特定の期限は設定されない。内部モデルと標準的手法を併用する銀行に対しては以下の条件が適用される。

- (a) それぞれのブロード・リスクファクター・カテゴリーは、一つのアプローチ（内部モデル・アプローチもしくは標準的アプローチ）によって把握されなければならない。すなわち、原則として、一つのリスク・カテゴリー内で、あるいは同種のリスクに対して異なる部門間で、二つの方法を併用することは認められない（ただし、イントロダクションのパラグラフ 708(i)を参照）¹⁶⁴。
- (b) 本枠組みのパラグラフ 718 (Lxx) から 718 (xcix) で示されている全ての基準が、使用されるモデルに適用される。
- (c) 銀行は、合理的な理由があることを監督当局に対して説明できない限り、2つのアプローチの併用方法を変更することは認められない。

¹⁶⁴ しかしながら、銀行はモデルによって把握されていないポジションにおいてもリスクを負う可能性がある。例えば、遠隔地や取引の少ない通貨、ないしは取引規模の小さい分野である。そのようなリスクは、標準的手法によって計測されるべきである。

- (d) マーケット・リスクの要素は全て計測されなければならない。すなわち、全てのリスクファクターに対するエクスポージャーは、標準的手法または内部モデルのいずれの方法による場合であっても把握されなければならない。
- (e) 標準的手法と内部モデル・アプローチによってそれぞれ把握された所要自己資本額は、単純合算される。

8. 個別リスクの取扱い

718(Lxxxvii). 個別リスクを組み込み、一般市場リスク・モデルの定性的および定量的要件をすべて満たしている VaR の推計値を銀行が有する場合、当該推計値が以下に述べる追加基準および要件を満たすモデルに基づいていることを条件として、銀行はモデルによる推計値に基づいて資本賦課を行うことができる。こうした追加基準および要件を満たすことができない銀行には、標準的方式に基づく個別リスクの資本賦課の全額を、個別リスクに対する資本賦課とすることが求められる。

718(Lxxxviii). 銀行が個別リスクを内部モデルにより推計する際の監督当局の承認基準は、銀行のモデルが価格リスクのすべての重要な構成要素を捉えているとともに、市況やポートフォリオの内容の変化に対応してはならないことである。特に、モデルは、

- ポートフォリオに関する過去の価格変動の説明をしなければならない¹⁶⁵。
- リスクの集中度（リスクの大きさおよび構成要素の変化）を把握していなければならない¹⁶⁶。
- 市場環境の悪化に耐え得るものでなければならない¹⁶⁷。
- 各銘柄に関連するベシス・リスクを把握していなければならない¹⁶⁸。

¹⁶⁵ モデルの質に関する重要な事前的尺度としては、過去の価格変動がどの程度モデルに含まれるリスクファクターによって説明されるかという点に焦点を当てた「適合度」を測る係数（“goodness-of-fit” measures）がある。この種の尺度でよく利用されるものの一つが、回帰手法で用いられる決定係数（R-squared measure）である。こうした尺度を用いた場合、銀行が用いるモデルは、過去の価格変動の大部分（例えば 90%）を説明できるか、もしくは、当該回帰分析に組み込まれている要素によって捕捉されない残余の変動の推定値を明示的に含んでいる、ということが期待される。ある種のモデルについては、適合度を測る係数（goodness-of-fit measures）を計算することができないものもあろう。このような場合、銀行は、容認可能な代替的尺度で本件に関する規制上の目的に合致するようなものを定義するために、各国当局と協力することが期待される。

¹⁶⁶ 銀行は、そのモデルが、ポートフォリオ構成の変化に対して感応的であり、特定の銘柄あるいは業種におけるリスクの集中度が高まった場合により多くの所要自己資本を積むようになっていることを明らかにする必要がある。

¹⁶⁷ 銀行は、市場環境が悪化した場合に、モデルがリスクの増大を知らせる機能を有していることを証明するべきである。この証明は、少なくとも 1 つの全クレジット・サイクル（one full credit cycle）をモデルの観測期間に織込み、クレジット・サイクルの下降局面においても当該モデルが不正確にならないことを確実にすることによって達成され得る。また、過去の実績値もしくは妥当と思われるシナリオに基づきワースト・ケースを想定したシミュレーションを実施することによっても可能である。

¹⁶⁸ 銀行は、類似しているが同一ではないポジション間の重要な特異性のある（イディオシンクレーティックな）相違に対して、モデルの感応度が高いことを証明するべきである。例えば、劣後レベルが異なる負債性商品のポジション、マチュリティ・ミスマッチ、あるいはデフォルト事象の異なるクレジット・デリバティブなどがある。

- イベント・リスクを把握していなければならない¹⁶⁹。
- バックテストを通じて検証されなければならない¹⁷⁰。

718(Lxxxix). 前提条件としての保有期間 10 日間、信頼区間 99%を超えるがゆえに、VaR による推計値に反映されていないイベント・リスク（すなわち、低頻度であるが非常に深刻なイベント）を抱える場合、銀行はストレス・テストなどを通じて、かかるイベントの影響を確実に内部的な資本配賦の評価に織り込まなければならない。

718(xc). 銀行のモデルは、流動性が低いポジションおよび/もしくは現実的な市場シナリオのもとで価格の透明性が限られているポジションから発生するリスクを保守的に評価しなければならない。加えて、モデルはデータに関する最低基準を満たさなければならない。代理データは入手可能なデータが不十分な場合、あるいはポジションもしくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合で、かつ当該代理データが十分に保守的である場合にのみ、利用してもよい。

718(xci). さらに、技術とベスト・プラクティスの発展にしたがって、銀行はこうした進歩を活用すべきである。

718(xcii). さらに、銀行は、前記のパラグラフ 718(Lxxxviii)で明示された VaR に基づく計算で捉えられるリスクに加わるものとして、トレーディング勘定のデフォルト・リスクを追加的な所要自己資本として捉える方式を備えなければならない。重複計算を回避するために、デフォルト・リスクに対する資本賦課の増加分を計算する際、銀行は VaR に基づく計算にすでに組み込まれているデフォルト・リスクの程度を考慮することができる。特にその対象となるのは、市場環境が悪化した場合あるいは信用環境の悪化が示された場合に 10 日以内で手仕舞うことが可能で、実際に手仕舞われるであろうリスク・ポジションである。追加的なデフォルト・リスクに関する所要自己資本を捉える具体的なアプローチは指定されない。銀行の内部モデルの一部とすることもできれば、別個の計算に基づく追加賦課とすることもできる。銀行が追加賦課によってリスクの増加分を捉える場合、かかる追加賦課が乗数の適用対象となったり、あるいは監督上のバックテストの対象となることはないものの、銀行はかかる追加賦課がその目的を果たすことを証明すべきである。

718(xciii). いずれの方式を利用するとしても、銀行は、採用した方式が一定のリスク水準という前提のもとで、「改訂された枠組」に示された信用リスクに係る内部格付方式の基準に相当する基準を満たす健全性を有すること、さらに、かかる前提が必要に応じて調整され、流動性、集中、ヘッジ、オプション性 (optionality) の影響を反映することを証明しなければならない。内部で開発されたモデルによってデフォルト・リスクの増加分を捉えない銀行は、「改訂された枠組」に示された信用リスクに係る方式と整合的な方式によって、かかる追加賦課を計算するというフォールバックオプションとなるアプローチを利用しなければならない。

¹⁶⁹ 負債性商品のポジションについては、遷移リスク (migration risk) も含めるべきである。株式ポジションについては、合併、分割/買収などといった株価の大幅な変動あるいはジャンプをもたらすイベントを捉えなければならない。特に、企業はサバイバーシップ・バイアス (survivorship bias 訳注: 存続バイアス、即ち、データが存続銘柄等に偏ること) に関する問題を考慮しなければならない。

¹⁷⁰ 目的は、一般市場リスクに加えて個別リスクが十分に把握されているか否かを評価することにある。

718(xciv). いずれの方式を利用する場合でも、「改訂された枠組」に示された証券化の枠組みに基づき資本控除の取扱い対象となる処理を受ける現物型あるいは合成型のエクスポージャー（たとえば、ファースト・ロスを吸収するエクイティ・トランシェ）¹⁷¹ に関しては、および無格付の流動性補完あるいは信用補完といった証券化エクスポージャーについて、と同様に、証券化の枠組に示された資本賦課の水準を下回ることはない。

718(xcv). 前記のエクスポージャーを抱えるディーラーとなる銀行は、取引の目的に加えて、当該証券化エクスポージャーを売買する流動性のある双方向市場が存在すること、あるいはクレジット・デリバティブのみに依存する合成取引の場合には証券化エクスポージャーそのもの、あるいはこれを構成するすべてのリスク要素を売買する流動性のある売買が成立する市場が存在することを証明できる場合、この取扱いについて例外が認められる。本セクションの趣旨において、互いに独立した者が売却および購入を真に希望して提示する価格が存在し、直近の約定価格との関連性が合理的に認められるか、または、独立第三者間の正当な売却および購入の希望に係る競争的な価格による約定が一日以内になされ、かつ、当該価格で取引慣行に従い比較的短時間で決済できる場合には、双方向の市場が存在するとみなされる。加えて、この例外を適用する銀行は十分な市場データを揃えて、前記の基準に従ってデフォルト・リスクの増加分を測定する内部モデル方式の中で、こうしたエクスポージャーの集中デフォルト・リスクを完全かつ確実に捕捉しなければならない。

718(xcvi). 特定のポートフォリオあるいは業務について個別リスク・モデルの利用がすでに承認されている銀行は、かかるモデルを実行可能かつタイムリーな方法で新基準に合わせるためのスケジュールについて、監督当局と合意すべきである。

718(xcvii). 内部モデルによって個別リスクを算出する銀行は、個別リスクが正確に把握されているか否か評価するため、バックテストを実施しなければならない。銀行が個別リスクのモデルの妥当性を確認するうえで用いるべき方法は、日々のデータを用いて、個別リスクを含んでいる部分ポートフォリオごとにバックテストを実施するというものである。この場合、重視されるべき部分ポートフォリオは、トレーディング目的の債券ならびに株式ポジションに係るものになる。しかしながら、トレーディング・ポートフォリオを、よりきめの細かいカテゴリーに区分している場合（例えば、エマージング・マーケット関連、トレーディング目的の社債など）には、その区分をそのままバックテストにも用いることが適切である。銀行は、部分ポートフォリオの構成要素を固定しなければならない、その構成を変更する場合には、銀行監督当局に対して、その変更が妥当であることを証明しなければならない。

718(xcviii). 銀行は、個別リスクに係るバックテストにおいて、トレーディング損失が、リスク管理モデルが想定したリスク量を超過した事例（exceptions）が発見された場合に、それを分析するプロセスを確立しなければならない。このプロセスは、個別リスクに係るモデルが不正確になった場合にそれを是正するための基礎的な手法として機能することが期待される。部分的なポートフォリオをバックテストした際に、本枠組の付属文書 10a において定義された「レッド・ゾーン」に相当する超過回数がみられた場合には、その個別リスクに係るモデル手法は許容されない

¹⁷¹ これらには、リスクに相当するポジションが含まれる。例えば、銀行が現物型の証券化を通じて売却しようとしている信用エクスポージャーの在庫で、銀行がこのための階層化された信用プロテクションを保有することによって、証券化の枠組みに基づく自己資本控除の対象となるエクスポージャーを保有している場合である。

（“unacceptable”）という推定が働く。個別リスクに係るモデルが許容されなかった銀行は、直ちにそのモデルの問題点を是正するとともに、バックテストによって明らかにされたリスク量の不足に対して十分な自己資本を確保することが期待される。

9. モデルの検証基準

718(xcix). 銀行にとって、概念的に健全ですべての重要なリスクを十分に捉えるような内部モデルとするために、その開発プロセスとは独立した形で、適切な資格を有する者によって内部モデルを十分かつ確実に検証するプロセスを備えることは重要である。この検証は、モデルが最初に開発された場合と、モデルに重要な変更があった場合に実施されるべきである。また、検証は定期的にも実施されるべきだが、特に市場の重大な構造変化あるいはポートフォリオ構成の変化によって、当該モデルがもはや適切ではなくなった可能性がある場合にも検証を行うべきである。さらに広範なモデルの検証が特に重要なのは、個別リスクもモデル化されており、個別リスクの追加的基準を満たすことが求められている場合である。技術とベスト・プラクティスが進展していることから、銀行はこうした進展の成果を活用すべきである。モデルの検証はバックテストに限定されるべきではないが、少なくとも以下の点を含むべきである。

- (a) 内部モデル内のすべての仮定が適切であり、リスクを過小に見積もっていないことを証明するためのテスト。これには、正規分布の仮定、保有期間 1 日から保有期間 10 日に変換するために時間の平方根を利用すること、あるいは外挿法もしくは内挿法の利用またはプライシング・モデルが含まれる。
- (b) 規制上のバックテスト・プログラムに関しては、以下に例示されるような追加テストを利用して、モデルの検証テストを実施すべきである。
 - 1 日の最終ポジションが不変の場合に発生するであろうポートフォリオの価値の仮想的変化を用いて実施されるテスト。このため、フィー、コミッション、ビッド・アスクの спреッド、純受取利息、日中のトレーディングは考慮されない。
 - 定期的なバックテスト・プログラムで求められている期間よりも長い期間にわたって実施されるテスト（たとえば、3 年）。一般的には、期間が長くなれば、バックテストの説明力も高まる。VaR モデルあるいは市況が変化したために、過去のデータを用いることが不適切になった場合には、期間を長くすることが望ましくない場合もある。
 - 定量的基準に基づいて求められている 99%の信頼区間以外の信頼区間を使用して実施されるテスト。
 - 全行レベルよりも小さな単位のポートフォリオのテスト。
- (c) 発生の可能性のある特定の構造的特性をモデルが説明できることを確認するために仮想的なポートフォリオを利用すること。例えば、
 - 特定の商品のデータがパラグラフ 718(Lxxvi) (訳注：内部モデル方式の定量的基準について掲載)の定量的基準を満たさず、かつ、銀行がこう

したポジションを代理データにマッピングしなければならない場合には、銀行は目的に適った市場シナリオに基づいて保守的な結果を生み出すような代理データを確保しなければならない。

- 重要なベースス・リスクが十分に捕捉されることを確保すること。これには、マチュリティ毎あるいは発行体毎のロング・ポジションとショート・ポジションのミスマッチが含まれることもある。
- 分散化されていないポートフォリオで発生するかもしれない集中リスクがモデルによって捕捉されるよう確保すること。